

平成 16 年第 3 回 (12 月)

伊 豆 市 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 16 年 12 月 7 日 開会

平成 16 年 12 月 22 日 閉会

平成16年第3回(12月)伊豆市議会定例会会議録目次

第1号(12月7日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した者の職氏名.....	3
開会宣告.....	4
開議宣告.....	4
議事日程説明.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	5
諸般の報告.....	5
行政報告.....	5
議案第99号～議案第110号の上程、説明.....	9
議案第111号の上程、説明.....	26
議案第112号の上程、説明.....	28
議案第113号～議案第115号の上程、説明.....	30
議案第116号の上程、説明.....	31
議案第117号～議案第119号の上程、説明.....	32
散会宣告.....	32

第2号(12月9日)

議事日程.....	35
本日の会議に付した事件.....	35
出席議員.....	35
欠席議員.....	35
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	35

職務のため出席した者の職氏名.....	3 6
開議宣告.....	3 7
議事日程説明.....	3 7
一般質問.....	3 7
森 良 雄 君.....	3 8
鍵 山 堅 一 君.....	5 3
飯 田 正 志 君.....	5 5
磯 晴 雄 君.....	5 8
関 邦 夫 君.....	6 2
杉 山 誠 君.....	7 1
木 内 一 郎 君.....	7 6
小 森 勝 彦 君.....	7 8
杉 山 羌 央 君.....	8 9
鈴 木 基 文 君.....	9 4
飯 田 宣 夫 君.....	9 6
三 須 重 治 君.....	1 0 3
内 田 勝 行 君.....	1 0 6
小 野 忠 宏 君.....	1 0 8
山 下 一 君.....	1 1 5
散会宣告.....	1 1 8

第 3 号 (1 2 月 1 0 日)

議事日程.....	1 1 9
本日の会議に付した事件.....	1 1 9
出席議員.....	1 1 9
欠席議員.....	1 1 9
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 1 9
職務のため出席した者の職氏名.....	1 2 0
開議宣告.....	1 2 1
議事日程説明.....	1 2 1

一般質問.....	1 2 1
森 嶋 正 太 君.....	1 2 1
加 藤 章 君.....	1 2 9
大 川 孝 君.....	1 3 3
木 村 建 一 君.....	1 3 7
室 野 英 子 君.....	1 5 3
酒 井 勲 一 君.....	1 5 7
古 見 梅 子 君.....	1 6 7
散会宣告.....	1 7 3

第 4 号 (1 2 月 1 3 日)

議事日程.....	1 7 5
本日の会議に付した事件.....	1 7 6
出席議員.....	1 7 6
欠席議員.....	1 7 6
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 7 7
職務のため出席した者の職氏名.....	1 7 7
開議宣告.....	1 7 8
議事日程説明.....	1 7 8
議案第 9 9 号の質疑.....	1 7 8
議案第 1 0 0 号～議案第 1 1 0 号の質疑.....	1 9 0
議案第 1 1 1 号の質疑.....	1 9 6
議案第 1 1 2 号の質疑.....	1 9 8
委員会付託.....	1 9 9
議案第 1 1 3 号～議案第 1 1 5 号の質疑、討論、採決.....	1 9 9
議案第 1 1 6 号の質疑、討論、採決.....	2 0 0
議案第 1 1 7 号～議案第 1 1 9 号の質疑、討論、採決.....	2 0 3
散会宣告.....	2 0 8

第 5 号 (1 2 月 2 2 日)

議事日程.....	2 0 9
本日の会議に付した事件.....	2 1 0
出席議員.....	2 1 0
欠席議員.....	2 1 1
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	2 1 1
職務のため出席した者の職氏名.....	2 1 1
開議宣告.....	2 1 2
議事日程説明.....	2 1 2
議案第 9 9 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 1 2
議案第 1 0 0 号～議案第 1 1 0 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 2 6
議案第 1 1 1 号及び議案第 1 1 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 3 7
発議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 3 9
発議第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 4 2
発議第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 4 7
発議第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 4 8
閉会中の継続調査申し出について.....	2 4 9
閉会宣告.....	2 5 0
署名議員.....	2 5 1

平成16年第3回（12月）伊豆市議会定例会

（第1号 12月7日）

平成16年第3回(12月)伊豆市議会定例会

議事日程(第1号)

平成16年12月7日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 99号 平成16年度伊豆市一般会計補正予算(第4回)について
- 日程第 6 議案第100号 平成16年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算(第3回)について
- 日程第 7 議案第101号 平成16年度伊豆市修善寺自然公園特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第 8 議案第102号 平成16年度伊豆市老人保健特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第 9 議案第103号 平成16年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第10 議案第104号 平成16年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第11 議案第105号 平成16年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第12 議案第106号 平成16年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第13 議案第107号 平成16年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第14 議案第108号 平成16年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第15 議案第109号 平成16年度伊豆市上水道事業会計補正予算(第1回)について

て

- 日程第 16 議案第 110 号 平成 16 年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 17 議案第 111 号 伊豆市農林業事業等分担金条例の制定について
- 日程第 18 議案第 112 号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 113 号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について
- 日程第 20 議案第 114 号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について
- 日程第 21 議案第 115 号 西伊豆広域消防組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 日程第 22 議案第 116 号 伊豆市旧土肥町地区過疎地域自立促進計画について
- 日程第 23 議案第 117 号 市道路線の廃止について
- 日程第 24 議案第 118 号 市道路線の変更について
- 日程第 25 議案第 119 号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26 名）

1 番	杉 山 誠 君	2 番	鈴 木 基 文 君
3 番	小 森 勝 彦 君	4 番	内 田 勝 行 君
5 番	森 嶋 正 太 君	6 番	山 下 一 君
7 番	加 藤 章 君	8 番	室 野 英 子 君
9 番	飯 田 正 志 君	10 番	森 良 雄 君
11 番	古 見 梅 子 君	12 番	磯 晴 雄 君
13 番	鍵 山 堅 一 君	14 番	杉 山 羌 央 君
15 番	飯 田 宣 夫 君	16 番	酒 井 勲 一 君
17 番	木 内 一 郎 君	18 番	塩 谷 尚 司 君
19 番	関 邦 夫 君	20 番	小 野 忠 宏 君

21番 大川 孝 君

22番 三須 重治 君

23番 堀江 昭二 君

24番 高田 和正 君

25番 遠藤 正寿 君

26番 木村 建一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	大城 伸彦 君	助 役	児島 保次 君
収入 役	石田 佑次 君	教 育 長	室野 純司 君
土肥支所長	平田 秀人 君	天城湯ヶ島 支所長兼 庶務課長	鍵山 光男 君
中伊豆支所長	佐藤 央一 君	総務部長	堀江 正身 君
市民環境部長	福室 恵治 君	健康福祉部長	内田 政廣 君
観光経済部長	鈴木 直道 君	土木部長	土屋 亨 君
上下水道部長	水口 信夫 君	企業部長	渡邊 玉次 君
教育委員会 事務局 長	山本 準次 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	長谷川 與志衛	局長 補 佐	森 修 司
係 長	三田 浩二	主 査	山下 正 恵

開会 午前10時00分

開会宣告

議長（遠藤正寿君） おはようございます。

ただいまから平成16年第3回伊豆市議会定例会を開会いたします。

開議宣告

議長（遠藤正寿君） ただいまの出席議員は26名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（遠藤正寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。

7番、加藤章議員、8番、室野英子議員を指名いたします。

会期の決定

議長（遠藤正寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月22日までの16日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月22日までの16日間と決定いたしました。

諸般の報告

議長（遠藤正寿君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

議長より報告いたします。

まず、監査委員から提出された例月出納検査結果報告は、8月、9月、10月分ともに特に指摘事項はありませんでした。

その他会議等につきましては配付のとおりでありますので、ご了承ください。

以上をもって諸般の報告は終わりにいたします。

行政報告

議長（遠藤正寿君） 日程第4、行政報告を行います。これを許します。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 行政報告を行います。

平成16年第3回伊豆市議会定例会の開催に当たり、第2回定例会以降の諸般の情勢を踏まえ、行政報告をいたします。

政府は、3日の閣議で平成17年度予算編成の基本方針を決定しましたが、従来的一般会計歳出と一般歳出を実質的に前年度水準以下に抑制する歳出改革路線の堅持・強化を打ち出す

とともに、行政改革については国家公務員の定員を来年度からの5年間で10%以上削減する方針を掲げました。また、地方交付税改革では、11月26日の政府・与党決定を踏まえ、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保すると明記しております。

さらに、平成17年度税制改正に向けて、近く始動する自民党税制調査会は、環境税について本格的な論議をスタートさせます。環境税をめぐっては、環境省が平成18年1月の導入を目指し、具体的な案などを公表しております。

こうした中、全国過疎地域自立促進連盟は、平成14年度税制改正の際に、国税として二酸化炭素排出源などを課税客体とする新税の導入を図り、森林面積などで配分する地方譲与税として過疎地域が将来にわたって主体的に森林の整備を担っていくための財源を確保することを強く要望し、高齢化が進み、地域住民だけで山を守るのは限界、財源と雇用を生み出す対策が急がれると訴えました。

また、静岡県におきましては平成16年度一般会計12月補正予算案が38億5,400万円と決まり、歳入は国庫支出金20億8,600万円、県債13億8,600万円、財政調整基金からの繰り入れは3億2,800万円となっておりますが、歳出はいずれも台風22号などの災害に伴うもので、砂防等災害関連緊急事業に10億9,300万円、被災世帯に融資する市町村への災害援助資金貸付金6億円、災害治山施設復旧費に4億9,600万円、道路や河川の災害土木復旧費に4億3,300万円となっています。

さて、伊豆市におきましては、10月に台風22号・23号が相次いで猛威を振るい、ご承知のとおり修善寺川流域の独鈷の湯が流出、家屋の床上浸水を初めとして、中伊豆、天城湯ヶ島、土肥のそれぞれの地区で局所的に大きな被害となり、各所で通行どめ、山崩れ、河川護岸の崩壊等が相次ぎ、近年になく大きな被害となりました。

伊豆市は狩野川台風以来、治山・治水対策の推進により、対災害強度は大幅に改善されておりますが、まだ完全ではありません。また、東海地震の切迫性も叫ばれており、伝統ある温泉場のイメージを保ちつつ、防災力を強化するにはどうすべきか、十分に検討する必要があると思います。

災害を視察した専門家からは、景観も大事だが、根本的な防災対策を検討する必要があるのではないかと指摘がありましたが、今後は景観の維持と防災対策を真剣に考え、防災力を備えた観光地づくりが必要となります。

次に、観光経済部関係であります。合併記念イベントの一つでありますホリデーイン伊

豆が11月7日に天城ドームで開催され、多くの来場者でにぎわいました。

特に、4地区の特産品を初めとして数々の地域資源が一堂に集まり、伊豆市を大いにアピールすることができたことや、市民の方々が交流を通して一体感を持つことができたイベントであったと思います。

次に、健康福祉部関係であります。福祉医療費助成制度につきまして、この12月1日から改正いたしました。

主な改正点を申し上げますと、乳幼児医療費では対象年齢を小学校入学前まで、また母子家庭等医療費では20歳未満まで拡大いたしました。静岡県で導入した乳幼児医療費への所得制限は伊豆市では適用しておりません。さらに、重度障害者医療費では、対象者の見直しを行い、内部障害3級の身体障害者手帳をお持ちの方を新たに追加し、65歳以上の新規障害者の入院については基準の見直しを行っております。

なお、入院時の食事負担については、生活していく上で必要であり、在宅療養者との負担の均衡に配慮する必要があることから、助成の対象外とするなど、静岡県の助成制度に準じ改正いたしました。

次に、市民環境部関係であります。新火葬場の整備につきましては、既設の中豆斎場及び伊豆市戸田村火葬場は老朽化が進行し、今後安定的な施設の運営が懸念されております。

このため、市では合併を機に、新市建設計画の「住むにも訪れるにも心地よい環境のまちづくり」の施策の重点事業として、新火葬場の整備を位置づけ、環境対策や利用者の利便性等に配慮するとともに、より質の高い行政サービスの提供を図るため、本年度よりこの新火葬場、早期建設に向けて取り組みを始めました。

本年度は、建設候補地の選定及び基本計画の策定等を進めておりますが、おかげさまで候補地の地権者や地元の皆様を初め関係者の深いご理解とご協力をいただき、過日、指名提案方式により、新火葬場整備事業に係る調査・建設基本計画策定等の業務委託を発注いたしました。

今後は、この建設基本計画について、関係者のご意見やご提案などをいただきながら策定作業を完了し、次年度からは用地買収や造成実施計画の策定に取り組んでまいり所存でございます。関係者各位のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

次に、ごみ焼却施設の補修工事と今後の整備方針でございますが、清掃センターのごみ焼却施設は建設後18年が経過し、焼却炉の内部や機械設備等の経年劣化、またごみ量の増加などにより焼却能力が低下しております。このため、市ではこの焼却施設の延命及び処理能力

を保持するためごみの減量化、または分別等による焼却施設への負担軽減のお願い、また老朽設備の早期改良、補修等に取り組んでおります。

本年度の改良・補修工事では、炉内の乾燥・焼却帯の火格子及び浸食した側壁耐火物やごみ投入ホッパー等の改良・補修を行うべく、去る8月28日、8,400万円の契約額で発注をいたしました。

この工期は、契約日から1月15日までで、このうち10月6日から11月29日の間は焼却炉をとめ工事を行い、この期間中の可燃ごみは近隣の伊東市、伊豆長岡町、韮山町、伊豆市戸田村衛生施設組合のご協力により処理ができ、去る11月30日より焼却を再開しました。

また、焼却業務に支障のない温風循環ヒーター周りの雨水防護壁の設置工事等は引き続き施工し、残工期内に完成する予定であります。

なお、今後のごみ焼却施設の維持及び整備の方針でございますが、今まで同様、現施設の計画的な改良や早期改修等に配慮しつつ、できる限りの延命を図りながら近隣自治体との広域による新たなごみ処理施設の早期整備について、研究・検討をしまいる所存でございます。

次に、土木部関係でございますが、去る10月9日の台風22号により、伊豆市も大きな被害を受けましたが、現在復旧に向け努力しております。被災直後の応急措置に対する復旧予算につきましては、専決で処理し、過日の臨時議会でご承認をいただきました。今後の本復旧につきましては、補助災害分の査定を受けた後、市の単独債分と合わせて補正予算をお願いし、速やかに復旧工事に着手したいと思っております。

被災後に、県との協議経過等から、これまで復旧方針が定まったものにつきまして、この議会で補正予算をお願いするものもありますが、被災箇所数も多く、すべての復旧計画が定まるまでにはもう少し時間がかかる見通しでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

今回の被害は、いわゆる県管理河川や道路にも広範に及んでおり、修善寺川の温泉場における氾濫は甚大でありましたが、この教訓を踏まえ、市としてはより一層、県土木事務所や東部農林事務所との連携を密にし、内部的には土木や観光、さらに農林等の意見を集約して、地元意見との合意形成を図りながら、今回のような災害を回避するための対策を講じていきたいと思っております。

次に、天城北道路につきましては、去る11月9日、本立野トンネル、これは仮称でございます。この工事の安全祈願祭が挙行されました。今春から進めてきた準備工が整い、いよいよ

よ本格的なトンネル工事が始まりましたが、11月末現在で、坑口から約35メートルぐらいまで掘り進んだとのことであります。トンネルの掘削に伴う土の仮置きにつきましては、大平地区内に農地を借りており、仮設搬入路の整備と耕作土除去がほぼ完了しました。

適当な時期に議会においても工事状況をご視察いただければと考えております。

次に、アクセス道路の進捗状況であります。国道136号線までの県施工分は、交差点協議を含む実施設計等もほぼ完了し、用地や建物調査が整い次第、速やかに用地買収に入りたいとのことであります。

さらに、市が施工する狩野川右岸、県道までの区間は、来年度から補助事業として採択される見通しのため、現在、新しい橋の実施設計及びボーリング調査を実施中です。架橋に係る河川管理者との協議が整うまで時間がかかるのではないかと見込んでおります。

以上、行政報告を申し上げましたが、厳しい行財政の中ですべての面において極力むだを省き、効率のよい予算執行することができるよう職員ともども努力してまいり所存でございますので、議員並びに市民各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これで行政報告を終わりました。

議案第99号～議案第110号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 日程第5、議案第99号 平成16年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）についてから日程第16、議案第110号 平成16年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）についてまでの12議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第99号から議案第110号までの12議案につきまして、提案理由を申し上げます。

一般会計につきましては、3,484万円を歳入歳出にそれぞれ追加し、総額を192億6,032万円とするものであります。

この中で民生費が増加しておりますが、これは児童手当給付事業において制度改正があっ

たことによります。

また、人件費についても、給料・手当等年度末を見通して調整いたしました。災害復旧費の主なものは、次回の補正において増額をお願いするものであります。

各特別会計・事業会計につきましては、現時点において年度末を見通し、歳入歳出を調整いたしました。

円滑な財政運営ができますよう各補正予算を可決くださいますようお願いし、提案理由といたします。

なお、それぞれの予算の詳細につきましては、議長からの発言のお許しをいただいた上で、担当部長から説明をさせます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

まず、総務部長。

〔総務部長 堀江正身君登壇〕

総務部長（堀江正身君） それでは、議案第99号並びに議案第100号につきましての詳細な説明をさせていただきます。

一般会計でございますが、議案第99号でございます。

一般会計の補正の説明をさせていただく前に、旧4町の持ち寄り予算でございます。これの特色が実は幾つかございます。そのうちの1つは、4町の持ち寄りということで9町で組んだ予算でございます。これはばらばらな9町の約束で組んだ状況でございます。したがって、予算の執行上に効率化をさせるためにばらばらになっている科目を一部整理をしたと、そういうような状況がございます。このため、ページにおいて増減が生じております。これが1つでございます。

もう一つにつきましては、平成15年度の予算はそれぞれの4町の予算として執行してまいりました。この平成15年度の末日をもちまして各町が伊豆市に4月1日になりました。ということで、平成16年度の予算にそのまま移行したということでございます。というのは町がなくなることを前提といたしまして、歳入が遅れそうなものは仮に平成15年度の執行であったといえども、平成16年度の暫定に組み込んだと、こういう状況がございます。したがって、当然平成15年度に入るべきものを3月31日の時点でどちらに入るかわからないものについては、とりあえず平成16年度の伊豆市ということで予算を見ました。そういうものの

中から、実は平成15年度にもう各町で決算ができたというようなものが幾つかございます。そういうような状況で幾つかの項目は減額になっております。これが旧町の持ち寄りの予算で今回の2つの出ている特徴でございます。そういうことで、早速説明に入らせていただきます。

2ページ、3ページをお開きください。

ただいま提案理由の中でもございましたように児童福祉費の児童措置におきまして、児童手当の給付方法に制度改正がございました。このために歳入並びに歳出を調整をさせていただきます。

それから、歳入におきましては、市税の市民税の法人に伸びがあったということで、その分を見込んでございます。

それから、各科目によりまして、12月ということで人件費につきましては年度末を見込んで不足がないように調整をさせていただきました。

それからくどいようでございますが、災害の主なものにつきましては、次回以後にお願いをするということでございます。

それでは、歳入に入ります前に、5ページをお開きください。地方債の補正でございます。

地方債につきましては、臨時財政対策債、これは610万円の減額で9億3,810万円、減税補てん債につきましては2,080万円を増額して8,130万円、市町村の合併特例事業、合併特例債については1,000万円を減額して4,700万円、合併推進債につきましては900万円を増加して2億1,900万円、林道の整備事業につきましては、これはふるさと林道でございます。2,700万円を追加して合計を3,460万円とするものでございます。市道整備事業につきましては2つありまして、緊急地方道路の整備事業、これは柿木橋の周辺でございます。ここを1,170万円。それから辺地の対策債ということで2,300万円、合計で4,470万円が限度ということになります。

歳入でございます。8ページ、9ページから入ります。

先ほど申し上げましたように市民税の法人において現年度課税で伸びていると。逆に、入湯税につきましては、現年、滞納繰り越しともに減額でございます。

それから次の国庫支出金の国庫負担金、民生費の国庫負担金の社会福祉費負担金、これは障害者施設支援費、老人保護措置費とも先ほど申し上げましたように平成15年度の未収金が発生するのではないかとということで計上いたしました。平成15年度ですべて決済できたということで、これは減額でございます。

次に、保育所の措置費負担金、私立の保育園に入園が増ということで428万4,000円の増でございます。

次に、6節、7節の被用者の小3修了前の特例給付の負担金。これは平成16年度の制度改正によりまして、小学校1年から小学校3年生が増加したということでそれぞれ増額ということでございます。

次の10ページ、11ページでございます。

県の負担金で民生費の負担金、社会福祉費の負担金、この項目につきましても平成15年度の遅く入る分として平成16年度に計上したわけですけれども、平成15年に入ったということでこれは歳入がないということでございます。

次に、児童福祉費の負担金、これも私立の保育園の入園者の増の分です。

それから、被用者の小3修了前の2つにつきましては、先ほど申しましたように平成16年度の制度改正による小学校1年から3年生の増に対応する増加でございます。

次の県の支出金の補助金でございます。社会福祉費と老人福祉費については平成15年度の遅い収入が平成15年度のうちに上がったということで、平成16年度は減でございます。

次に、林業費の補助金。これらは県の補助金の交付決定に伴う更正減でございます。特に12の県単林道事業の補助金、これは事業が未採択ということで1,000万円そっくり減じるものでございます。

次に、13ページでございます。一番上の急傾斜地崩壊対策事業の補助金、これも県の交付決定に伴う調整でございますが、1カ所不採択となったために495万円が減額ということでございます。

少し飛びまして、繰入金になります。老人保健特別会計の繰入金、これは平成15年度の負担金が精算したための残を生じて一般会計へ戻す分でございます。4,907万7,000円でございます。

続きまして15ページになりますが、主に市債の増減がございます。市債につきましては3ページで詳しく説明いたしましたので、この場は省略させていただきます。

続きまして、歳出に入ります。

17ページ、議員の報酬手当等、議員報酬、議員の期末手当、これらにつきましては増を見込んで今回の補正ということでございます。

続きまして、一般会計の分でございます。これらについては、主に人件費の補正でございます。

なお、21ページに財産管理費がございます。土肥支所の管理事業、庁舎管理の清掃等委託で160万円の計上ということでございます。

続きまして23ページ、交通安全の対策事業、交通安全の施設の整備、カーブミラー関係の修繕ということで102万円。

それから次の電子計算費につきましては、主に住宅地図情報ということで、ゼンリンの地図をネットワークに取り込みました。この関係でシステムの委託、それからサーバーの購入ということで、これらにつきましては住宅がどの位置にあるかということのを的確に把握いたしまして防災面で役立たせるといようなことでございます。

続きまして、25ページでございます。地域公共ネットワークの災害復旧ということで、ケーブルが切断された部分がございますので、今回補正をお願いして修繕ということでございます。

続きまして、27ページ、徴税费の中の還付金が250万円でございます。

それから、29ページの選挙費でございます。市長選挙、市議会議員選挙、参議院議員選挙、これらはいずれも事業に伴いまして科目の更正ということでございます。

続きまして、33ページになります。社会福祉費の高齢者の福祉費、在宅福祉事業において前年度の国・県の支出金の返還ということで542万5,000円でございます。

同じく35ページで障害者の福祉事業、心身障害者、扶養共済年金の支出252万円でございます。

続きまして、39ページでございます。児童福祉事業におきまして、15 - 41の児童クラブ等の増築工事ということがございます。熊坂小学校の放課後の児童クラブということで施設の改修ということで200万円。それから下の方になりますが、児童手当の給付事業、これらは制度改正がございまして、小3修了前児童手当の被用者、非被用者ということでそれぞれの増額計上となっております。

次の41ページでございます。保育園の一般事業、大仁、伊豆長岡、三島、それから葦山というところに保育ということで70万4,000円、それから修善寺保育園の運営費の負担金、私立の保育園をお願いする分ということで、これらについては年少児童がふえているということで908万円の増額でございます。

続きまして、45ページに入ります。保健衛生費の保健衛生総務費、その他事務事業で伊豆保健医療センターX線の検診車の購入分担当金、これは負担金の確定に伴う減でございます。

続きまして、推進費の健康づくり事業でございます。これは健康日本21計画アンケート調

査そのものを平成17年に実施に変更ということで減額でございます。

それから、老人保健法の事業の中で基本健診の委託ということで、これも事業終了によりまして1,500万円の減額でございます。

それから、農林水産業費に入ります。51ページをお開きください。

農業委員会の事務事業の中で農地情報管理システム構築業務の委託、それから保守点検の委託、これらにつきましても15年で対応が全部完了したということで本年度の事業からは不用額として減額でございます。

続きまして、53ページ。農業振興費の中で農業振興地域計画の定期変更の業務委託、これらについても平成15年度に実施が完了しておるということで467万3,000円の減額でございます。

続きまして、55ページになります。土地改良事業の中の土地改良事業。農業用排水路の改良補修ということで、これらは台風22号関連ということで4,000万円をここに計上させていただきました。下の農業農村整備費の農業農村整備調査費の委託料、これは天城北道路関連の事業でございます。事業を見送って平成17年度以後ということで300万円を減額ということでございます。

次の小規模水路の材料費、これは台風22号関連で、地区要望に対応する金額でございます。

次の57ページになります。林業振興費の中でいろいろ増額とか減額が生じております。これは冒頭申し上げましたように、各町での細節のとらえ方が非常にばらばらだったということで、ここで今回整理をさせていただいたということで、ほとんどの経費を削減をしてその分を森林整備事業の補助金、上から5つ目にあるわけですけれども、これに終結したと。ただし、この補助金の中には造林地の被害ということで、台風22号関係の風倒木の処理ということで、この中で100万円を見込んでございます。

次に、その下の方に3の流域公益の保全林の整備ということで、間伐委託料というのが287万4,000円増額になっております。これについては、花粉発生源の間伐推進ということでございます。

それから、59ページに入ります。治山・林道ということで、治山事業で台風22号関連の測量設計の委託をここで1,100万円お願いするということでございます。

林道整備事業の測量設計の委託が300万円の減額でございます。

次の市道の林道維持補修工事ということで、これについては中を2つに考えていただきたいと思います。1つは県単林道の下り屋敷線というところがございまして、これが2,000万

円の減額になります。台風22号関連の応急の維持補修工事が1,000万円逆にプラスでございます。その差が1,000万円の減額という計上になります。

次に、一番下に漁港管理ということで市単の漁港整備ということで八木沢の漁港の防波堤の工事380万円でございます。

それから、63ページになります。ちょうど真ん中辺に観光費の自然公園特別会計の繰出金というのがございます。これは虹の郷の管理運営、それから施設整備ということで3,767万2,000円を繰り出すという計上でございます。

それから、次に65ページ。ここからは土木費になります。土木費の一番下に緊急（特定）地方道路整備事業ということがございます。これは2,700万円の減額でございます。場所は、大平柿木本柿木線の柿木橋の分でございます。

67ページ、これも先ほどの続きでございます。測量設計が1,200万円の減額。次の地方特定道路の整備、それから道路用敷地購入ということで、それぞれ500万円と1,000万円の減額でございますが、これらは全額次年度以後に繰り越すということになります。

それから、国・県の関連事業ということで県道路整備事業負担金、これは合併重点事業として修善寺天城湯ヶ島線の工事の分担金でございます。

次に、天城北道路関係でございます。これらについては、代替予定地の改良事業変更のための更正の減ということでそれぞれの科目が減ということでございます。

次に、砂防でございます。砂防については、1カ所の不採択というために減額でございます。

次の急傾斜地の崩壊対策の維持補修、これは落石防護柵の設置ということで400万円でございます。

それから、県営の急傾斜地崩壊対策の事業ということで、災害関連の緊急工事の負担金を1,000万円計上させていただきます。

続きまして、71ページになります。消防費の災害対策費。先ほどの電子計算費の地図情報とも関連がございますが、これは防災情報用のソフトということで、ゼンリンの地図が素早く取り出せるようなこういうソフトを購入ということでございます。

続きまして、教育費に入ります。教育費は73ページ。事務局費のその他事務事業の中で、消耗品は伊豆市の市旗が新しくなったということで市旗を購入。

それから、修繕については現在ある市旗に伊豆市の刺しゅうをします。

それから、焼却炉の撤去については、幼稚園、小学校、中学校12校分、現在の焼却炉で

はいけないということで、これをこの際、撤去させていただくということでございます。

次に、75ページ以後になります。ここからは賃金関係が出てまいります。賃金につきましても、それぞれの旧町での扱いがばらばらでございました。ここで統一をさせていただくと、教員補助、それから用務員、給食の調理員、時間数とかボーナスの支給の有無、これらをすべて調整してふえている科目もありますし、減額というところもございます。賃金についてはそういうことですが、中でも真ん中の修善寺小学校の管理事業で維持補修、これについては台風の災害に対応するものでございます。キューピクルの修繕とそれから側溝の修繕、それから修善寺の南小学校については、旗ざおの修繕でございます。

それから77ページ、中学校管理費の下の土肥中学校の管理運営事業。これもやはり台風関連で体育館の冊子を取りかえたということでございます。

少し飛びまして、91ページ。保健体育費の社会体育の振興事業、各種大会の保険料ということで、駅伝大会以外の保険は総務課加入保険に切りかえたということで、ここが120万円の減額になります。

それから、下の体育施設費の真ん中辺で、天城温泉プールの管理事業、施設備品の購入費ということで、券を売る機械とそれからプールの補助台、それから狩野ドームの管理事業については、臨時雇賃金、それからこれはセンターの管理、ここをふやしてシルバーへの委託料ということで体育センターの管理委託を減らしたということになります。

修繕につきましては、ドームの内部、それからグラウンド、プール、これらの営繕が発生して460万円ということでございます。

次の93ページで、中伊豆のグラウンドの側溝補修、それから社会体育館の屋根、それから軒の補修、これらについては台風22号関連でございます。

その他社会体育管理施設、これは修善寺体育館の屋内の防水、それから天井の張りかえということでございます。

続きまして95ページ、天城給食センターの事業ということで、臨時雇い、これは職員1人の雇用ということになります。

それから、その他事務事業、修善寺地区の調理員が95万円の減ということでございます。

その次に、災害復旧費になります。災害の総務費、小災害の復旧事業ということで、崩土の除去の補助金、これにつきましては限度額50万円ということで2分の1を見るという制度でございます。4件分で200万円の計上でございます。

次に、農林水産の施設災害復旧費、これにつきましてはそれぞれ農地、それから林業用災

害ということで測量設計のみを今回お願いするということでございます。

97ページの公債費につきましては、元金が558万円、償還利子2,223万6,000円の減額でございます。

続きまして、議案第100号でございます。

ページは100でございますが、説明の資料として104ページをお開きください。土地売払収入、それから土地開発基金の繰り入れということで、今回、公有財産の購入ということで土地購入が340万円生じました。これは修善寺インターの下ということになります。これについての財源を土地開発基金から繰り入れて土地の売り払った分を基金へ積み立てるということになります。

以上、2議案の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第101号と議案第106号から議案第108号までの4件について、企業部長。

〔企業部長 渡邊玉次君登壇〕

企業部長（渡邊玉次君） それでは、議案第101号、それから飛びまして第106号、第107号、第108号ということで、企業部所管のところの補正予算の説明をさせていただきます。

まず、自然公園の特別会計の補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ3,175万7,000円を減額をいたしまして、6億103万5,000円ということにさせていただきたいと思っております。

それでは、内部の説明をします。110ページをお開きいただきたいと思います。虹の郷の使用料でございますが、7,159万2,000円の減額でございます。これは虹の郷の入場者が当初33万見込んでおりましたが、台風の関係、それから花博の関係、こういった関係で現在の予測ですと28万3,200人程度ではないかというふうに予測しております。比較しますと4万6,800人の減というような現状でございます。

ちなみに10月末現在では19万9,819人と、前年対比をしますと4万1,927人の減という状況でございます。非常に厳しい状況になっております。

入園料でございますが、平成15年度が2億9,673万2,000円ということでございましたが、本年度の予測でいきますと2億3,208万3,000円ということで、78%ぐらいになろうかなというふうに予測しております。それに伴いまして、テナント料等すべて減額という形をお願いしたいと思います。

続きまして、その下の一般会計の繰り入れでございますが、先ほど総務部長の方から説明がございました3,767万2,000円を繰り入れさせていただきたいというものでございます。

その内容としまして、管理運営分で3,097万2,000円、当初予算が2,933万9,000円ございましたので、合計6,031万1,000円というふうにさせていただきたいと考えております。

それから、施設整備の繰り入れでございますが、670万円。後ほどこれは歳出の方でご説明をさせていただきます。

それから、下の旧修善寺町の歳計剰余金2,309万円というものでございまして、平成15年度2,483万1,976円ございましたものですから、そのうちの2,309万円をこちらに回させていただきたいというものでございます。

雑入につきましては、入場者数の減に伴うもので、それぞれの部門ごとに減額をさせていただきたいというものでございます。

続きまして、112ページでございます。県観光施設整備補助金ということで330万円お願いしております。これは災害に伴う補助金のことでございます。

それから歳出でございますが、委託料でございます。先ほどの収入の減に伴いまして、歳出の方が4,155万7,000円減ということで、管理運営の委託料を減額させていただきたいというものでございます。

それから、その下の15節の工事請負費でございます。1,000万円。これはすべて災害に伴うものでございまして、その財源としまして、先ほど歳入で申し上げました670万円の一般会計からの繰り入れと県観光施設の補助金330万円を財源充当するものでございます。工事請負につきましては、ロムニー鉄道の線路わきの土砂くずれ、それから虹の郷の正面入り口、駐車場奥になりますが、その裏側が土砂くずれをしております。それから、菖蒲園の土砂流入による土砂の交換、これが主な園内の整備工事というものでございます。

以上で自然公園の補正予算の説明を終わります。

続きまして、湯の国会館、146ページをお開きいただきたいと思います。

この内容につきましては、歳出内の異動によりますものでございますので、総額には関係ございません。職員の配置がえ、あるいは人事異動の関係で給与関係を相殺させていただきたいというものでございます。

続きまして、153ページ、昭和の森会館の補正予算でございます。

歳入歳出289万円を減額をさせていただきまして、5,979万3,000円とさせていただきたいというものでございます。

内容につきましてはご説明をします。157ページをお開きいただきたいと思います。まず、会館使用料でございますが、119万円の減額でございます。実はこれ入館者数は前年1万

6,745人ほどございました。本年度の当初予算では1万6,650人というふうに見込んでおりました、入館者の数はおおむねこれくらいいくんではないかなというふうには考えております。ただ、1人当たり単価をちょっと下げておりました、当初予算550円で予定をしましたが、480円程度で実施をしていきたいということでございます。これが実は、この11月の会館における紅葉まつりを行いました。これは677人の増ということで4,015人ほどの入館がございました。ちなみに、入館料300円で中庭にあります紅葉林を見させたところ非常に好評でした、そういった形での入場者増がありまして、入場者は変わりませんが、金額的には若干落とさせていただくというような内容でございます。売店収入でございますが、なかなか売店も厳しい状況がございまして、買い控えの状況等があります。そんな関係で、前年実績より88%ぐらいの減になるかというふうにご考えておりました、150万円の減額をさせていただきたいというものでございます。

続きまして、159ページ。この中で上の段の委託料でございますが、清掃委託業務ということで、今まで臨時の1人の方をお願いしてございましたが、その方は体のぐあいが悪いということからシルバー人材さんの方に委託をすると、70万円ほど増額をさせていただきたいというものでございます。特にトイレ関係の委託でございまして、道の駅利用者は非常に多いものですから、これからは委託によって常にきれいなトイレを確保していきたいというふうにご考えております。

それから、下の段のガーデン管理費の賃金でございますが、ガーデン管理につきましては、今までキャンプ場を昭和の森は運営しておったわけでございますが、昭和の森から4月以降撤退をいたしました。そんな関係で、職員が1人おりましたので、臨時雇の賃金についてはお断りをしたということでございます。

続きまして、161ページ、天城温泉会館の補正でございます。

歳入歳出を800万円減額をいたしまして、歳入歳出の総額を9,300万円とさせていただきたいというものでございます。

165ページの使用料をご説明させていただきます。温泉会館につきましては、7月から事業を一般会計の特別会計方式で実施をいたしておりました、7月から3月までをおおむね5万人と見込みました。しかしながら、ここで減の状況が続いておりました、現在4万5,000人ぐらいを3月末までに見込めるだろうというふうにご考えております。そのために400万円という減額をさせていただきたいというものでございます。

レストランの食事収入、売店収入につきましてもそれに伴いまして200万円、130万円とい

うような形で減額をさせていただきたいと思います。

それから一番下の剰余金でございますが、第三セクターから直接一般会計へ返金するということで、剰余金が77万円ほどございましたが、それを一般会計の方へお返しするという格好にしましたものですから、こちらに計上してございました剰余金については減額をさせていただくというものでございます。

続きまして、167ページの歳出でございます。

歳出につきましては、見直しの結果としてこのような形になっております。

なお、12 - 17、水質検査委託料、これは法改正によりまして水質検査の数がふえたと、あるいは検査項目がふえたということから10万円の増額。

それから、13 - 45・46・47の音響・つり物・電動式の移動観覧席、これらにつきましては2年に1度の点検というようなこともございまして、たまたま当初の中では第三セクターから引き継いでいなかったものですから、これを今回計上させていただきました。地区協力費。それから27の消費税でございますが、実は7月から3月までの間の消費税120万円を見込んでおりました。しかしながら、合併に伴う特例措置ということで、ほかの施設もそうなんです。消費税を減免するという制度がございます。それに該当するというので、税務署の指導を受けまして120万円の減額をさせていただくというものでございます。

あとは需用費関係はレストラン、売店、それぞれ収入の減に伴う賄い費の減ということで50万円と90万円を減額させていただくというものでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第102号について、市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） 老人特別会計の補正予算でございます。これは4,907万7,000円を増額計上したものでございます。

それでは、説明資料の117ページ、118ページをお開きをお願いしたいと思います。

まず、3の歳出でございますが、それぞれ4町の精算におきまして総額4,923万9,000円の超過分が生じたので4,907万7,000円を計上し、ここで一般会計へ補正繰り出しするものでございます。したがって、2の歳入で歳計剰余金を4,907万7,000円を計上し、財源とするものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第103号から議案第105号と議案第109号、議案第110号ま

での5件について、上下水道部長。

〔上下水道部長 水口信夫君登壇〕

上下水道部長（水口信夫君） それでは私の方からは、議案第103号、議案第104号議案第105号、議案第109号、議案第110号につきましてご説明をさせていただきます。

ご説明の前に、表示に誤りが見つかりましたので、168ページをお開きいただきたいと思います。第3条の支出、第2項「営業外収益」と表示してございますが、「営業外費用」とご訂正をお願いしたいと思います。

それでは議案第103号、簡易水道事業特別会計からご説明を申し上げますので、119ページをお開きをいただきたいと思います。

既定の歳入歳出にそれぞれ337万円を増額をいたしまして、歳入歳出を7,070万円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細にてご説明を申し上げますので、122、123ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

6、1、1目の繰入金でございますが、337万円を増額ということでございます。内訳を申し上げますと、湯ヶ島分として56万7,000円、修善寺分が71万2,000円、土肥分が209万1,000円ということになっております。

次に、歳出でございますが、まず人件費関係でございますが、これにつきましては主に職員手当の増額となっております。これは災害に対応した職員の時間外勤務手当ということでございます。

次に、125ページをお願いしたいと思います。2、1、1目簡易水道事業費でございます。役務費311万1,000円を増額となっております。これは4月1日の水道法の改正に伴います水質検査項目の増加による増額でございます。13項目が増加をされまして、9項目減少ということで、実質4項目増加ということでございますが、1カ所当たりのということでございますので、平成15年度実績で申し上げますと、1カ所1年、185項目ございました。この改正によりまして240項目、55項目の増加ということで、修善寺、天城、土肥分、それぞれ水質検査の委託料がふえておるということでございます。

次に、3、1、1目の飲供施設事業費でございます。6万4,000円の減額でございますが、これは湯ヶ島の水質検査料の減額でございます。これは決算を見込んだ減額となっております。

次に、127ページ、議案第104号、下水道事業特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出に1,154万7,000円を増額いたしまして、18億8,167万2,000円とするものでございます。

事項別明細でご説明を申し上げますので、130、131ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、歳計剰余金でございます。1,154万7,000円。修善寺分が787万4,000円、天城湯ヶ島分といたしまして367万3,000円ということになっております。

132、133ページ、歳出でございます。

まず、1、1、5目の特定環境保全公共下水道事業でございます。人件費の関係は4月1日の伊豆市になりました時点の人事異動による補正でございます。

それから、説明2の方に特定環境保全公共下水道修善寺分とございます。管渠工事といたしまして500万円計上いたしておりますが、これは修善寺の本立野、猿橋地区に天城北道路の代替地を予定しております。この予定地への配管の費用となっております。硬質塩化ビニール管150ミリを70メートル施行する予定となっております。

それから、5に特定環境保全公共下水道（中伊豆分）とございます。これが工事関係委託料50万円計上してございますが、これは中伊豆の城地区の測量設計の委託料でございます。

次に、134、135ページをお願いしたいと思います。1、2、1目の業務費でございます。これも人件費関係は4月1日の人事異動による補正でございます。

2目の処理場管理費でございます。この人件費関係もやはり人事異動による補正でございます。137ページをお開いただきたいと思います。こちらの方に処理場管理事業、天城湯ヶ島分とございます。760万円の増額ということになっておりますが、修繕料が860万円。これは天城浄化センター、正式名称は天城クリーンセンターと申しますけれども、ここに設置してございます遠心脱水機の分解、修繕費でございます。通常5年で修繕をいたしますが、供用開始から現在8年経過をしております。性能が落ちてまいりましたので、ここで分解修繕ということをお願いをいたしておるところでございます。

それから水質検査手数料、これは100万円の減額になっておりますけれども、検査回数の減少による減額でございます。保健所の指導を受けておるわけでございますが、環境ホルモン系、それから重金属類、これが過去に全く検出されておりません。この検査を毎月年12回行っておったんですが、過去に検出がないということで半年に一遍、年2回でよろしいということになりましたので100万円の減額となっております。

次に、議案第105号、農業集落排水事業特別会計でございます。

これに関しましては、既定の予算内での科目の振りかえということでございますので、増減はございません。

141、142ページをお開きいただきたいと思います。まず、1、1、1目の業務費でございます。まず一般管理費、三島田方行政情報センター協議会負担金が40万7,000円の減額となっておりますが、合併によります再計算による負担率の減少ということでございます。

それから処理情報施設管理費、修善寺分でございます。23万4,000円の減額となっておりますが、これは日向地区の遠藤橋付近に設置をしておりましたマンホールポンプを撤去いたしました。豆腐工場が移転をいたしましたので必要がなくなったということで撤去をいたしました関係から、電気料の減額ということでございます。

それから、天城湯ヶ島分でございますが、水質検査手数料30万円の減額でございますが、これもやはり水質検査の手数料を回数の減少によります減額となっております。それから、管渠維持補修工事でございますが、30万円の増額となっておりますが、これは天城湯ヶ島の佐野地区のマンホール補修ということで、鉄ぶた周りを補修を3カ所予定してございます。

それから中伊豆分でございますが、管渠維持補修工事30万円の減額でございますが、マンホール周りの補修を予定しておりましたが、必要がなくなったということでその減少による減額でございます。

それから2、1、1目の施設費でございます。人件費関係に関しましては、やはり人事異動による補正でございます。

143、144ページをお開きをいただきます。施設費、修善寺分として管渠工事200万円ございます。これは鮎見橋、新狩野橋でございますが、鮎見橋の関連管渠の取り出し工事でございます。住居移転による取り出しが4個、それから新道に対するマンホールの高さ調整、これが3カ所程度ということで200万円の計上となっております。

それから、天城湯ヶ島分の管渠工事80万円の減額となっておりますが、枝管取り出し工事の減少ということで、当初3個を予定しておりましたけれども、実質1個であったということで80万円の減額ということになっております。

次に、少し飛びまして、168ページをお願いしたいと思います。議案第109号、上水道事業会計補正予算でございます。

まず、業務の予定量でございますが、(4)に主な建設改良事業がございます。ここに新狩野橋配水管布設工事負担金60万円、それから姫之湯配水管布設替工事420万円、清越上水道源水濁度計移設工事230万円と計上されております。

まず、新狩野橋の関係でございますが、鮎見橋への橋梁転架の負担金ということで静岡県に支払うものでございます。それから姫之湯配水管布設替工事でございますが、中伊豆の姫之湯地区に消火栓を計画してございました。一般会計の防災予算で当初計画をしておりましたけれども、その先に伊豆脱化学物質コミュニティセンター、シックハウス症候群に対応する住宅だそうでございますが、ここへの給水が必要が生じたということで、一般会計より出資を受けて上水道会計で施工するというので420万円予定しております。それから、清越上水道の濁度計でございますが、現状は浄水場の着水井のところに設置をしております。この浄水場、表流水を取っている関係から、早く濁度を検知をいたしまして対策を講じる必要が生じたということから、浄水場から約700メートル上流、水源と浄水場は約1キロございますけれども、浄水場から約700メートル上流の場所に移設をする費用でございます。これが230万円ということになっております。

次に、収益的収入及び支出でございます。俗に言う3条予算でございます。2,600万円の減額ということになっておりますが、これは旧天城湯ヶ島町2,700万円、それから旧中伊豆町が3,000万円、計3,000万円の一般会計からの繰り入れがございました。これに関しましては、充当先の定めのない法定外繰り入れということでございますので、一般会計にお返しをするということでございます。3,000万円に対して2,600万円でございますが、旧中伊豆町の下水道関係の補償工事が400万円増額をいたしております関係で2,600万円の減額ということになっております。

それから、支出でございます。

営業費用が2,204万9,000円の減額ということでございますが、これは人件費の減額ということでございまして、当初持ち寄り予算ということで上水道会計で15名を見ておりました。現状に合わせて3名減じまして12名に変更したということで2,204万9,000円の減額となっております。

それから、2項の営業外費用でございますが、174万7,000円の減額でございます。これに関しましては、起債の償還利息を再計算をした結果、174万7,000円の減額ということとなっております。

それから、資本的収入及び支出、4条予算でございます。まず、収入でございます。他会計出資金420万円の増額でございますが、先ほどご説明しました姫之湯関係の一般会計からの出資金ということでございます。

それから、支出でございます。建設改良費734万9,000円の増額でございますが、主な建設

改良事業でご説明をいたしましたとおり鮎見橋、姫之湯、清越上水道の濁度計のそれぞれの費用となっております。

次に、議案第110号、温泉事業特別会計でございます。

まず、業務の予定量でございますが、ここに9項目表示がございます。今回の補正で計上したものは7番、8番でございます。小土肥温泉制御盤更新工事、それから中村ポンプ所及び三脈源泉街灯設置工事、それぞれこの2件を今回の補正で計上しております。

それから、次に収益的収入及び支出、3条予算でございますが、まず営業収益、120万円の減額となっております。これは東海観光から54升分の返納がございました。この収入の減を見込んだものでございます。

それから支出でございます。まず、営業費用68万8,000円の増額になっておりますが、これは災害対応の時間外手当ということでございます。

それから営業外費用262万5,000円の増額となっておりますが、東海観光からの返納によりまして、この54升を新たに売却をいたしました。その関係で消費税が計算の結果、増額になるということで262万5,000円を増額するものでございます。

それから資本的収入及び支出でございます。4条予算でございますが、収入の分担金に5,670万円の増額がございます。これは東海観光から54升返納がございました。これを売却をいたしました。条例の基準に従いまして100万円に消費税ということで105万円の54升ということで5,670万円の増額となっております。

177ページをお願いしたいと思います。支出でございますが、建設改良費が9万4,000円の減額となっておりますが、これは決算を見込んだ減額になっております。

それから、冒頭申し上げました小土肥温泉制御盤更新工事と三脈源泉街灯でございますが、これに関しまして歳出がございませんが、今補正に計上、既定の予算内でこの工事ができるということでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 以上で提案理由の説明を終わりにいたします。

これより11時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

議長（遠藤正寿君） これより休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第111号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 日程第17、議案第111号 伊豆市農林業事業等分担金条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第111号の提案理由を申し上げます。

この条例は、市が実施する農林業事業に要する経費に充てるため、地方自治法第224条の規定により徴収する分担金を定めるものであります。分担金の徴収範囲は農業用水路整備事業、農地災害復旧事業及び小規模農地災害復旧事業でありまして、これらの事業の施工により受益を受ける者から分担金を徴収するものであります。

詳細につきましては観光経済部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上ご承認くださいようお願い申し上げます。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

観光経済部長。

〔観光経済部長 鈴木直道君登壇〕

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、議案第111号の伊豆市農林業事業等分担金条例の制定についての補足説明をいたします。

182ページをごらんいただきたいと思います。まず、趣旨でございますけれども、市長が今提案理由で述べたように地方自治法の規定により、事業の施工に伴って受益を受ける者から徴収する分担金に関して必要な事項を定めるものでございます。

事業の範囲でございますけれども、3つの事業でございます。まず1つ目としまして、農業用水路整備事業、これにつきましては市が実施する農業用水の施設整備事業でございます。

それから2つ目としまして、農地の災害復旧事業。これにつきましては災害復旧を国庫補助の適用を受ける事業ということでございます。

それから3つ目でございますけれども、小規模農地災害復旧事業、これは2の法の適用を受けられない農地の災害復旧事業でございます。後ほど説明しますけれども、規則で定める事業ということでございます。要するに、国の災害復旧の適用を受けられないというのは事業費として40万円未満の事業でございます。それから分担金の徴収は先ほど言いましたように受益を受ける者からの分担金を徴収するというものでございます。

それから、分担金の額でございます。まず、農業用水路整備事業でございます。事業費の100分の5、5%でございます。それから農地災害復旧事業、これにつきましては2つに分けてございます。復旧限度額以内の事業、それと復旧限度額を超える事業ということでございます。農地の復旧事業につきましては、標準的な費用の額を毎年、農林水産大臣が定めております。それを超えるものとそれ以内のものに分けてございます。超えるものは補助対象にはならないというものでございます。

以内の事業分につきましては、事業費の100分の10ということで10%の分担金の率でございます。

それから、超える事業分につきましては、100分の100すべて個人負担ということでございます。

それから、小規模農地災害復旧事業でございます。これは工事費の100分の50ということです。これで事業費と工事費というふうに分かれておりますけれども、事業費につきましては補助事業、事業の場合は補助事業という中で雑費等も含まれるということで事業費という扱いにしております。それから、工事費は市単独で行うものですから、純粹なる工事費のみということで言い方を工事費という形でここで言っているわけでございます。小規模災害につきましては100分の50、50%の負担ということになります。

それから、2項でございますけれども、国及び県から交付を受けた補助金の額を差し引いた額の相当額を超えて徴収することはできないということですが、この災害復旧の補助事業につきましては、補助率が非常に変わってきます。例えば通常は、国の補助金は農地の場合は50%なんですけれども、かさ上げ等もございます。場合によっては局地激甚という指定を受ける場合もございます。局地激甚等になった場合は、例えば98%ぐらいの補助率になる場合もございます。そうしますと、自主的に98%の場合は2%の負担ということになるものですから、実質受益者の負担は2%というような形にもなるものですから、ここではそ

平成16年第3回（12月）伊豆市議会定例会

（第2号 12月9日）

ういう言い方をさせていただきます。

次のページをごらんください。次の第5条につきましては、分担金の徴収猶予と減免をここで述べているものでございます。

それから、附則の2でございますけれども、農地災害復旧と小規模農地災害復旧事業につきましては、今回の台風22号の復旧事業から適用するというものでございます。

それから、規則でございますけれども、参考資料ということで規則（案）という形でそこへお示ししてございますけれども、先ほど小規模農地災害復旧事業、要するに法の適用を受けられない事業についてはどういう事業かと事業の範囲をここで定めてございます。第2条のところでございます、住宅が2戸以上直接被害が及ぶもの、そのほか鉄道、道路、河川、それから官公署、学校、病院、重要な農業施設、これらに直接被害が及ぶもの、これらが小規模農地災害復旧事業、これに該当するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議案第112号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第18、議案第112号 伊豆市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第112号の提案理由を申し上げます。

伊豆市の国民健康保険税率は合併後、国民健康保険税条例に基づき、本年4月1日より施行されております。

国保税の賦課につきましては、毎年、前年度の所得額が確定してから本年度の税額を決定しております。平成16年度におきましても、本年7月に前年度の所得額が決定いたしました。その結果、国民健康保険税の賦課総額のうち応益割の占める割合が47.7%となりました。このため、地方税法第703条の5及び同法施行令第56条の89の規定に基づきまして、今回、条例の一部を改正を行い、軽減割合を6割、4割から7割、5割、2割に改正するものであります。

詳細につきましては市民環境部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） 議案第112号、伊豆市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、内容説明をさせていただきます。

条例改正は、国保税の賦課総額のうち応益割の占める割合が地方税法に規定します国民健康保険税の減額に関する割合を超えたものであります。今回の改正ですけれども、法に規定する適用条項によるものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それでは別紙資料の187ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

第14条第1項中、「掲げる」を「規定する」に改め、世帯の合計所得額が地方税法第314条の2の第2項に規定する金額の33万円を超えない世帯に対する保険税の軽減金額を規定するものでございます。

まず、アの被保険者均等割は6割軽減の今まで1万3,320円でありましたけれども、7割軽減の1万5,540円に改正するものでございます。

次に、イの世帯別均等割でございますけれども、今まで6割軽減の1万3,680円を7割軽減の1万5,960円に改正するものでございます。

続きまして、ウの介護納付金、課税被保険者に係る被保険者均等割額でございますけれども、6割軽減の6,480円を7割軽減の7,560円に改正するものでございます。

続きまして、同条第2号でございますけれども、世帯の合計所得が33万円は超えますが、33万円と24万5,000円を加えた額に世帯主を除いた被保険者数を乗じて得た額を超えない世帯に対して軽減する金額を規定するものでございます。

アの被保険者均等割額でございますけれども、被保険者1人につきまして8,880円の4割の軽減を1万1,100円の5割軽減に、イの世帯別均等割額でございますけれども、1世帯につきまして9,120円の4割の軽減をしていたものでございますけれども、これを1万1,400円の5割軽減に、ウの介護納付金、課税被保険者に係る被保険者均等割額でございますけれども、1人につきまして4,320円の4割軽減を今回5,400円の5割軽減にそれぞれ改正をするものでございます。

また、今回、第3号が追加されるわけでございます。第3号につきましては、第2号に規定します所得は超えますけれども、33万円と35万円を加えた額に被保険者数を乗じて得た額を超えない世帯に対しまして、アの被保険者均等割額は1人につきまして2万2,200円の税額となっているところでございますけれども、これの2割であります4,440円を今回軽減をするものでございます。

イの世帯平等割額は1世帯につきまして2万2,800円の税額となっているわけでございますけれども、これの2割であります4,560円を今回軽減をするものでございます。

ウの介護保険金課税被保険者に係る被保険者均等割額でございますけれども、1人につきましては1万800円の税額となっているところでございますけれども、これの2割であります2,160円を軽減するものでございます。

次に、第14条に第2項及び第3項を加えるということでございます。第2項につきましては、第1項第3号に該当する世帯につきまして、市長が減額を適当でないとした場合にはこれは減額をしないよというような規定でございます。それから、これは申請を市長に提出しなければならないという規定をつけ加えているところでございます。

経過措置といたしまして、第2項につきましては平成16年度以降の年度分の適用をすることと、また改正後の規定の適用については12月28日とすると。これは2割軽減の世帯でございますけれども、2割軽減の世帯は申請によるものでございますので、この手続に対しまして、この日までに市より連絡をいたしまして実施するというようなことで考えているところでございます。

以上、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

議案第113号～議案第115号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第19、議案第113号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更についてから日程第21、議案第115号 西伊豆広域消防組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、3議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第113号、議案第114号及び議案第115号の提案理由を申し上げます。

いずれの議案も市町村合併により構成団体が減少しますので、脱退町村と加入市町をそれぞれの構成市町村で議決することが必要となったための上程であります。

静岡県退職手当組合、静岡県非常勤職員公務災害補償組合は、構成団体である小笠町、菊川町が合併し菊川市発足に伴い、規約改正が必要となりました。また、西伊豆消防組合は、西伊豆町と賀茂村の脱退と新たに発足する西伊豆町の加入を承認していただく必要が生じ、それぞれ承認していただくため3議案を上程いたしました。

よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第116号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 日程第22、議案第116号 伊豆市旧土肥町地区過疎地域自立促進計画についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第116号の提案理由を申し上げます。

この計画書につきましては、平成12年に10年間の時限立法として過疎地域自立促進特別措置法が制定され、旧土肥町では平成12年度において土肥町過疎地域自立促進計画を平成12年度から平成16年までの前期5カ年計画として策定しておりますが、新たに伊豆市旧土肥町地区過疎地域自立促進計画として平成17年度から平成21年度までの後期5カ年の計画として策定いたしました。

県と国の認可を得るため、同法第6条第1項の定めるところにより、議会の議決を必要とするものであります。

計画策定に当たりましては、土肥町過疎地域自立促進計画を基本に新市建設計画に鑑み策

定いたしましたので、よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

なお、詳細につきましてはこの後の全員協議会で説明をいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第117号～議案第119号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 日程第23、議案第117号 市道路線の廃止についてから日程第25、議案第119号 市道路線の認定についてまでの3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第117号、議案第118号及び議案第119号の提案理由を申し上げます。

本案は、天城北道路建設に伴う市道の認定替え及び同道路建設に伴う代替地確保のため市道32114号線ほか4路線を廃止及び市道22011号線ほか2路線の起点の変更並びに市道32487号線ほか1路線を新たに認定するものであります。

よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、この後の全員協議会において説明をいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

ただいま議題となっております21件の議案に対する質疑は、12月13日開催予定の本会議において行います。念のため申し上げます。議案に対する質疑通告期限は9日の正午までとなっております。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は12月9日午前10時より再開いたします。一般質問を行います。これによって、この席より告知をいたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時53分

平成16年第3回（12月）伊豆市議会定例会

（第2号 12月9日）

平成16年第3回(12月)伊豆市議会定例会

議事日程(第2号)

平成16年12月9日(木曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(26名)

1番	杉山誠君	2番	鈴木基文君
3番	小森勝彦君	4番	内田勝行君
5番	森嶋正太君	6番	山下一君
7番	加藤章君	8番	室野英子君
9番	飯田正志君	10番	森良雄君
11番	古見梅子君	12番	磯晴雄君
13番	鍵山堅一君	14番	杉山羌央君
15番	飯田宣夫君	16番	酒井勲一君
17番	木内一郎君	18番	塩谷尚司君
19番	関邦夫君	20番	小野忠宏君
21番	大川孝君	22番	三須重治君
23番	堀江昭二君	24番	高田和正君
25番	遠藤正寿君	26番	木村建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 大城伸彦君 助役 児島保次君

収 入 役	石 田 佑 次 君	教 育 長	室 野 純 司 君
土 肥 支 所 長	平 田 秀 人 君	天 城 湯 ヶ 島 支 所 長 兼 長	鍵 山 光 男 君
中伊豆支所長	佐 藤 央 一 君	総 務 部 長	堀 江 正 身 君
市民環境部長	福 室 恵 治 君	健 康 福 祉 部 長	内 田 政 廣 君
観光経済部長	鈴 木 直 道 君	土 木 部 長	土 屋 亨 君
上下水道部長	水 口 信 夫 君	企 業 部 長	渡 邊 玉 次 君
教育委員会 事務局 長	山 本 準 次 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	長谷川 與志衛	局 長 補 佐	森 修 司
係 長	三 田 浩 二	主 査	山 下 正 恵

開議 午前10時00分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成16年第3回伊豆市議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は26名であります。定足数に達しておりますので、会議が成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

一般質問

議長（遠藤正寿君） 日程に基づき一般質問に入ります。

なお、質問に先立ち、質問者と答弁者に注意を申し上げます。

質問者は簡単、明瞭に、しかも議題外にわたらないよう、答弁者にあっては質問の趣旨に沿い答弁をしていただくようお願いいたします。

今回は22名の議員によって通告されております。質問の順序は議長への通告順位といたします。1回目の質問では、全項目について質問し、2回目以降は一問一答としたいと思います。また、質問時間は申し合わせにより、質疑のみ30分以内、質疑の回数は同一議題について再質問を含め3回までといたします。

なお、第1回目の質問については、議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質問についてはいずれも自席で起立の上、お願いすることといたします。

これより順次質問を許します。

森 良 雄 君

議長（遠藤正寿君） 最初に10番、森良雄議員。

〔 1 0 番 森 良雄君登壇 〕

1 0 番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

通告どおり一般質問をさせていただきます。答弁を求める方は市長です。

職員の対応について。

伊豆市の窓口や電話での対応に問題があります。基本的な対応の仕方ができていません。どのような教育をしているのでしょうか、お聞きしたい。災害時の対応は特にひどいものでした。いつどこで何があったのか、初歩的な問いかけどころか聴取すらできていませんでした。災害時の対応についてどのように指導しているのか、お聞きしたい。今後の教育についてもお聞きしたい。

災害時の対応について。

台風22号、23号では職員の皆様ご苦労さまでした。

さて、自然災害のため、予測は難しいでしょうが、22号来襲時の1時間当たりの最大雨量はどのくらいだったのでしょうか。24時間ではどのくらいありましたか、お聞きしたい。伊豆市の雨量計の配置状況はどのようになっていますか、お聞きしたい。天気予報は常時傍受しているのでしょうか、お聞きしたい。

職員や部署により対応に違いがあるようです。土のうはあっても中に入れる砂がない。法肩に亀裂があってもシートがけ、養生がしてない。ぬれた布団の処分に困っている市民もおります。

さて、10月8日、9日の幹部の皆さんの動きをお聞きしたい。市長、助役、総務部長、観光経済部長、土木部長、上下水道部長はどこにおりましたか、お聞きしたい。

避難勧告について。

避難勧告について質問します。

避難勧告を発令するにあたり、発令する際の雨量、河川の水位、風速などの客観的な基準があるのでしょうか、お聞きしたい。避難勧告がよく聞こえません。対策は考えておりますか。市長不在時の発令する代理者は決めてありますか、お聞きしたい。今回はだれがどういう経緯で発令をしましたか。避難先の安全性は確認されておりますか、お聞きしたい。

農業の復旧について。

今回の災害による農業被害についてお伺いします。

大沢、堀切の水田の被害をごらんになりましたか、ごらんになりましたら感想をお伺いしたい。農家の悲嘆は大変なものです。来年の作付ができるかどうか心配されます。農業用水や水田の復旧についてお考えをお聞きしたい。

年末年始のごみの収集について。

12月28日から1月4日までの8日間は一般ごみの収集が長い休みに入ります。多くの市民が何とかならないものかと考え、悩んでいます。市当局にもいろいろお考えがあると思いますが、ごみのストック場所に余裕のない市民もたくさんいます。ごみ収集の休みの期間を短縮することはできないでしょうか。さすがに長くあるべき年の初めをごみの山で迎えざるを得ない市民もいます。市民サービスの向上を市長のご英断でお計りいただきたくお願いします。お考えをお聞きしたい。

ホールサムイン。

健康保険保養所ホールサムイン中伊豆が閉鎖されるようですが、状況をお聞きしたい。今後の利用や従業員の就職について、お考えがありましたらお聞きしたい。

終わります。

議長（遠藤正寿君） ただいまの森議員の質問に対して答弁を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） ただいまの森議員のご質問にお答えいたします。

その前に、今回の台風で被災されました方々に謹んでお見舞いを申し上げます。

まず、最初の職員の対応についてであります。窓口や電話での対応につきまして、旧町の時代から接遇研修を初め各種研修を行い、勉強をさせてきたところであります。資質向上の点検といたしましては、幹部会議での職員に対する指導を職場ごとに検討し、内部研修等も積極的に行ってまいりました。今後もいろいろな方法で職員のレベルアップを図ってまいりますつもりでございます。

災害時の職員の対応であります。決してご指摘のようにそういうことであったわけではなく、一部非常配備体制下における個々の役割が周知徹底されない面もあったかと思えます。今後の反省材料としていきます。しかしながら、台風22号の伊豆市通過時におきましては、問い合わせや苦情等が殺到し、被害通報を受ける職員が不足してしまったことも事実であり

ます。このような実情を踏まえて、これから防災体制の見直しを進めていきます。

続きまして、災害時の対応についてでございますが、雨量計の配置状況はどうなっているかということですが、伊豆市内には国・県合わせて11カ所の雨量観測所がございます。台風22号の1時間当たりの最大雨量は土肥観測所で76ミリの観測がなされました。ちなみに、2番目が中伊豆観測所で72ミリ、3番目が湯ヶ島観測所で68ミリとなりまして、24時間の最大雨量は364ミリの中伊豆観測所、2番目が358ミリの達磨山観測所、3番目が上大見観測所の349ミリとなっております、各雨量計も近年にない累加雨量でありました。

また、台風時における天候情報は天気予報等は受信しているのかということですが、テレビ等による以外に全職員に確認できるよう配備されております伊豆市情報ネットワークからアクセスできます。また、静岡県土木総合防災情報サイポスレーダー、気象庁防災情報、ポイント雨量情報等の確認を随時行っております。

なお、台風来襲時には担当者が注意深く情報を監視しております。

職員や部署による対応について、9月には全市レベルでの統一訓練を行いました。今回の災害については、市内広範囲にわたったため、支所対応といたしました。総合的には違いはなかったと承知しておりますが、細かい部分においては多少差異が生じたかと理解しております。

土のうでございますが、修善寺地区が約2,000袋、中伊豆地区が約1,800袋、土肥地区が約1,500袋、湯ヶ島地区が約3,000袋を自主防、消防に提供し、各団体のストックを合わせますと相当数の土のうが使用されました。また、総務課より教育委員会に申し入れをして、各学校、幼稚園、保育園等の砂場の砂を緊急に調達させていただきました。

また、災害時の一般ごみですが、旧町単位でございます仮置き場の開放を行いました。具体的には、布団が約20立米、畳は約550枚の一般廃棄物が出ており、この処理を業者委託したところであります。また、のり面の亀裂のシート養生ですが、山林の場合樹木等も多く、必ずしもこの方法が最良とは考えにくく、シート養生ができなかった箇所もございます。

それから、10月8日から9日の幹部の動きはどうなっているのか、どこにいたのかということでございますが、市長の私は10月5日から田方市町村会視察ということで公務出張、中国浙江省にありました。9日の19時に成田空港に到着いたしました。助役、総務部長、観光経済部長、土木部長、上下水道部長ですが、10月8日はほぼ通常勤務でございまして、それぞれスケジュールに従って仕事をしていました。助役、総務部長は本庁内、観光経済部長は天城支所内、土木部長は中伊豆支所、上下水道部長は土肥支所ということでございます。

9日は助役以下、本庁内で災害対策本部に集結してございます。

次に、避難勧告でございますが、ご承知のとおり避難勧告にもいろいろ種類がございます。自主避難、避難準備勧告、避難勧告、避難指示があります。また、客観的な基準としましては、伊豆市、この地域では川の警戒水位、これは狩野川大仁の観測所で2.1メートルを超え、さらに水位上昇が予測されるとき、また地震等によるがけ崩れなどの土砂災害に対する警戒が必要なときに避難準備勧告の基準としております。避難勧告、指示の客観的な基準は狩野川の出動水位、大仁で3メートルを超え、さらに水位上昇、河川の洪水危険がある場合、1時間雨量が50ミリ、あるいは3時間で120ミリ以上としております。

同報無線による避難勧告等が聞こえにくかったという件でございますが、修善寺、天城湯ヶ島地区におきまして、難聴地区には個別無線機を配布しております。また、今後の展望としてコミュニティFMの活用も検討を始めたところでございます。これにつきましては、現在熱海市におきまして、個別無線機にかわる同報無線が聞こえるラジオを製作し、市民に安価で配布をしております。これは市町村から問い合わせが多く、非常に反響を呼んでいると聞いております。

市長不在時の避難勧告等でございますが、基本的には職務代理の助役がなります。いずれにしろ、これは伊豆市災害対策本部内で十分協議をしてからの勧告となります。今回もその経緯で避難勧告を発令いたしました。

次に、避難所先の安全性ですが、避難所配備員、自主防災会、区長、住民等と話し合いの上で安全性を確認し、避難所開設を行うことが基本と考えております。今回の新潟中越地震におきましても、98%の家が地震により何かしらの被害を受けたと聞いております。

続きまして、農業の復旧についてお答えいたします。

大沢・堀切の水田の被害をごらんになりましたか、なったら感想をとということでございますが、これは私は現地には行っておりませんが、担当が行って写真等を撮ってきてその報告を聞いております。

感想でございますが、この大沢・堀切に限らず、本立野、上船原、小土肥黒根、あるいは田代、どこも大変だったと、あるいは金山のわさび沢等も大変だったと認識しております。

農業被害の状況につきましては、用水路や農地の崩壊など、現時点で245カ所が被災しております。その中でも特に修善寺地区の被害が多く見られます。河川や山からの土砂流入、また収穫が済んでない水稻の被害なども多く発生し、深刻に受けとめております。とにかく来年の作付に向けて復旧を急ぐ必要があります。

農業用水や取水口の倒木、崩土除去につきましては、緊急を要する箇所についてはほぼ完了しておりますが、残りの箇所につきましても現在処理作業を行っているところでございます。

農業用水や水田の復旧につきましては、災害復旧事業として今月中に災害査定を受ける予定になっております。農業用水を第一に順次復旧工事に取りかかっていると考えております。また、農業用水の小規模の災害箇所につきましても、順次補修工事で対応をしたいと考えております。

水田への崩土につきましては、大量に入っている箇所につきましては市で処理を考えておりますが、少量の箇所につきましては個人でお願いをしております。水田の小規模な被災箇所につきましても個人でお願いをしております。

続きまして、年末年始のごみの収集についてのご質問にお答えいたします。

市の清掃センターにおける可燃ごみの収集の状況でございますが、現在現業職員6名、パッカー車3台にて管内全域を3日間で収集しており、本年度の年末年始の収集日程は地域によって異なり、年末の終了が27日と28日、年始の開始日は4日と7日となっております。この収集の日程でございますが、その年度の開始前に施設の隣接地区や焼却委託業者並びに現業職員等と調整を行い、この1年間のごみ収集日程表を管内全世帯に配布し、皆さんに収集日程やごみの減量、また分別についてのご理解とご協力をお願いしております。したがって、年末年始の休業日数の短縮についてですが、即対応することは焼却に係る関係地区や委託業者等との調整が現在つけられないなどのことから、本年度はさきをお願いした日程により収集を行っていきたく思いますので、よろしくご理解、ご協力をお願いします。

なお、来年度以降の年末年始の収集日程につきましては、近隣市町村の状況や関係地区のご意見、また現業職員の体制や民間委託並びに市財政の状況等を勘案しながら、今後の収集及び焼却体制について研究・検討をしまっている所存でございます。

最後のホールサムインについてでございますが、これは既に報道されております公的年金制度改革や社会保険庁自体の改革問題が重要課題として取り上げられております。その中で、年金保険料の財源を活用しておりました年金福祉施設等につきましても、経営状況の悪化やその役割についての疑問点などから、国としての検討がなされてきております。

平成16年3月10日の与党年金制度改革協議会において、年金福祉施設等の見直しについて合意がなされましたが、それによりますと、年金保険料は今後福祉施設に投入しない。病院以外は平成16年度中に施設の経営状況を明確にし、整理合理化計画を策定、地方公共団体や

民間へ売却を進める。平成17年度に清算のための独立行政法人を設置し、5年間を目標に整理合理化を進めることが決定され、年金制度の厳しい財政状況や社会環境、国民ニーズの変化に照らし、施設の見直しが進められていると伺っております。

ホールサムイン中伊豆につきましては、10月14日、社会保険庁静岡社会保険事務局及び静岡社会保険協会が来庁し、伊豆市へ説明と売却への協力についてお願いがありました。今後の予定としましては、平成17年2月に閉鎖をし、整理期間を経て平成17年4月に鑑定評価・用途廃止申請の予定となって、さらに6月には入札を含め売り払いを計画をしているとのこととあります。従業員の今後の就職につきましては、ホールサムイン中伊豆の所長を中心に静岡県社会保険協会において同様の企業、その他の企業等を含め現在再就職先を探しているとのこととあります。

施設の今後の引き取り先につきましては、有効的に民間活力において利用していただける企業等につきまして、お話をし、廃屋等にならぬよう努力してまいりたいと思います。

なお、議員の皆様方にも本件についてはご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 森です。再質問させていただきます。

まず、職員の対応について。

初めての質問ではございませんもので、以前にも研修はしてあるということはお伺いしております。しかし、実態は例えば私が電話をしても、だれが出たのかなというようなことがあるんですよね。まず、電話で3つひとつお願いしたいと思うんですよ。

まず、1つは電話が鳴ったらすぐ出ていただく。2つ目は出るときは所属名と自分の名前ぐらいは名乗ることはできないでしょうか。3つ目は電話は受話器を置くまでが会話なんですよということをひとつ徹底していただけないでしょうか。

次に、窓口の対応について、やっぱり3つひとつ検討していただきたい。

まず1つ、明るいあいさつで対応していただけないでしょうか。2つ目、来庁者にはお客様の気持ちに立って対応していただきたい。3つ目、積極的に一声声をかけていただきたい。そして、もう一つお願いしたい。すべての市民の皆様をお客様としてお迎えできないでしょうか。お客様第一の精神で仕事に取り組んでいただきたいと思います。

以上、7つについて市長さんのお考えをお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 電話の対応、窓口の対応、なかなか問い合わせる方とする方と受け取り方が随分違うようであります。それは役所だけでなく、民間企業においても同じだと思えます。カスタマーサティスファクションということも、顧客満足度という言葉がありまして、そういうことを常に申し上げているんですけども、それを受け取る方もいろいろある。具体的なことにつきましては、総務部長から答えさせます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、お答えいたします。

まず、実態につきまして、すぐ出る、それから所属と名を名乗ると、それから置くまでが会話と、まさにそのとおりのものでありまして、こういうことに基づきまして今後もとにかくすぐ出て、現在でも例えば電話に出たときには「はい、伊豆市役所、何々課、何々でございます」と、自分の名前まで名乗るといようなことを指導はしてございます。

それから、窓口の対応につきましては、明るく明朗であれといようなことを市長の徹底事項といことでございます。特に部長会議、それから課へその話をおろすと、こういうようなことにつきましては、常に会議のたびに市長から指示がございまして。もしこれがまだ達成できていないとなれば、さらにその辺にも力を入れまして、窓口の対応の充実に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 森です。

今回のお話では、管理者教育もしっかりしておるといようなことですが、確かに窓口の対応、電話などではしっかりしたお話ができる方もいらっしゃいます。しかし、どうもそれはどっちかといと幹部の皆さんについては、名乗らないで出ている方もいらっしゃるというふうに見受けられます。

それと、もう一つ市民感情をさかなですというのですか、忙しいからできないといような対応をされる場合もあるんですね。呼びかけても返事がない場合もあります。意味不明のお話が聞こえることもあります。

私は何でこんな質問を今回出したかといのは、電話で災害時に忙しいのでできませんといことを聞いているんですよ、私自身が。だから、一般市民も聞いているのではないかと思うんです。現実には私のところに苦情が何人も来ているんですよ、お笑いのようですが。私

はそういうことでこれはやらなきゃいかんと思って出したんです。ひとつまずしっかり管理者教育をしていただきたい。できれば忙しいからできないというのは、そういうような言葉は庁内では禁句にしたらどうですか。ひとつしっかり管理者教育をやっていただきたいということをお願いしたい。それについての回答もお聞きしたい。

それから、もう一つ窓口の対応で一つ問題があるのは、職員の皆さんが来客者に対して横ないしはお尻を向けて座っているんですね。多分、対面で座っているのは収入役室のお金の払出口だけじゃないかと思うんです。多くの先進的な市役所などでは、まず来客者の方を向いて座っている人が何人かいるはずです。そのようなことを導入するようなお考えはないでしょうか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 管理者教育と接遇のことですね。

管理者教育についても、後ほど総務部長から答えさせます。

役所のレイアウトですが、スペースの問題等もあり、できるところ、できないところあるうかと思えます。改善できるところは改善してまいりたいと思えます。

以下、総務部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、管理者教育につきましては、市長の指示が部長会議、さらには課長会議、そして担当に届くように、これからも力を入れて管理者教育の一端を担うというようなことでいきたいと存じます。

つきまして、窓口の配置の関係でございますが、理想を言えばすべての職員が窓口を向いて仕事ができるというような配置が理想ではございます。しかし、役所につきましては、どうしても多くの人員を配置するというので、後ろ並びではございません。横並びで当面は対応するという事は物理的にこういうことでないといけないということを申し上げます。しかし、窓口に来たお客様には常に笑顔で接するというようなことは今後も徹底していきたいと考えております。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 次に、災害時の対応についてに移りますけれども、市役所にスペースがないというような状況では私はないと思うんですよね。やろうと思えばできる。横を向いて対応したのでは、まず来客者が来てから「すみません、ちょっと」と言わないと出てき

てくれない。多くの先進的なまち是对面で対応するようなシステムになっているんです。沼津市役所なんかは部長さんが案内の女の子と同じようにぱっと座っているんですよ。そういうまちもあるんです。問題があったら来てください。幹部の皆さんが毎日1人必ずついている、そういうまちもありますよ。

次に、災害時の対応に移ります。

まず、市長さんがいらっしゃらなかった。千葉県鎌ヶ谷市でこれはお遊びのようでしたけれども、台風22号でいなかった幹部職員を処分していますね。市長さんも減給か何かしたようです。公務だからいいのでしょうか、その辺市長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

次に、土のう袋は十分にあったというふうなお話ですけれども、たしか議長さんと私は10月20日、7時ごろから10時ごろまで横瀬の交差点のそばにいたんです。土のう袋がなくて困っていました。砂もありませんでした。現実には2,000袋もあるとは言えなかったんですね。多分、横瀬地区では1,000袋近く自主的に購入したわけです。あれのことはどうなっているのか、どうなったのか、お聞きしたいと思います。

それから、台風22号は相当早くから伊豆市めがけて来るということはわかっていたわけですね。少なくとも7日の時点ではわかっておりました。静岡県ほとんどの地域では、8日の時点では災害に対応できる体制を築いていたはずですよ。例えば、9日の花博は休むと、防災船「希望」は9日は休むということは8日のうちに決定しているわけです。その辺から見ると、伊豆市の対応にちょっと甘い点があったんじゃないか。8日は平常勤務だったと思いますけれども、9日は職員は何人くらい配置されていたんでしょうか、お聞きしたい。この時点では、いわゆる災害対策本部が設置されていたのかどうか、いつ設置されたのか、お聞きしたい。

それから、独鈷の湯、あずまやがまたまた流失しましたけれども、どうして流失したのか、市長さんのお考えをお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

8日、9日に私が市内にいなかったと、公務ならいなくていいのかということについてどう考えるのか、私はむしろ皆さん方にどう考えるのか、やってもらいたい。私の気持ちは「孝ならんと欲すれば、忠ならんと欲すれば」、そんな気持ちでございます。

次に、土のうのことと独鈷の湯、この件については助役から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 助役。

助役（児島保次君） それでは、お答えいたします。

先ほど市長が言われましたように、災害対策本部、どのようなところに入れてできたかということでございますが、9日には第2配備体制を行いました。ですから、幹部職員は全部出ると。それから、人数については現在ちょっと掌握してございませんので、また後で答えるということであれば、調査して議員さんの方に報告したいと思います。

それから、災害対策本部の前に警戒本部ができて、8時半に警戒本部をつくりました。それから災害対策本部に切りかえて、台風22号災害の対応に当たると、このように考えております。ですから、別にその日の行動、それから体制については全部について満足がいったかということ、それは若干疑問が残りますが、おおむねよく職員も対応したと思っております。

それから、土のうについて細かな質問でございますが、どこがどれだけ足りないかといううは、災害時でございますので、おおむねについての対応と、その場にいた方について申し上げれば少なかつたではないかと、こういう議論は当然あるかと思いますが、できる限りのことをしたと、こういうことでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） もう1点、独鈷の湯の流失について。

助役（児島保次君） 独鈷の湯がどうして流れたのかということでございますが、これについてはコメントのしようがないということでございます。災害として非常に残念なことではございますが、なぜ流れたかと言われても、ちょっとお答えできかねるというふうに考えております。そういうぶっきらぼうな返事をしてはいけないと森議員の話でしょうが、これについてはどういうふうに対しても、残念であったというだけでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） まず、市長さんが不在だったと、私は公務なんだからしょうがないとは思いますが、しかし、8日、9日に戦後最強の台風が来るということは少なくとも7日の夜にはわかっていたはずなんです。わかっているんだよ、天気予報を見ていれば。よろしいですか。少なくとも8日の時点は静岡県は非常態勢を敷いているんでしょう。さっきも言いましたように、防災船は欠航しますよ、花博は中止しますよということは8日の時点で決めているんです。7日の天気予報を見てください、新聞を見てください。いわゆる東海から関東地方に向けて一直線の線が引いてあるんですよ、7日の時点では。

それから、警備態勢を敷かれていたといいますけれども、敷かれていた割には人員が私が

電話で聞いていた範囲では人手が足りなくて、いちいち話は聞いてられませんというのが話でした。

それから、独鈷の湯は流れたのはしょうがないんだ。まだ7年、再建して何年目なんですか。前回再建したときに何と言ったんですか。今度は流れないようにすると言ったんじゃないですか。その辺をお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 助役。

助役（児島保次君） 独鈷の湯は流れないようにするとか、そういうことは一切そのときには言ってないと思います。

それから、対応についてでございますが、市長とは当然今はこういう時代ですので、携帯、それから町村会事務局を通じて連絡はとっております。

それから、9日の件なんです、対応できないということは職員もそうなんです、市役所は電話回線は一定の回線しかございません。ですから、そういう面でお待たせした経緯もあるかと思えます。人員的には防災体制はできておりましたし、また私が副本部長ということで、本部長という経緯の中で行っておりましたが、それに対して不服であれば私に言っていただきたいと思えますし、また今後の反省材料にすると市長も答弁しておりますので、さまざまなことを反省材料にしていくというように考えております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 次に、避難勧告に移ります。

反省材料にするということですが、やはり独鈷の湯のあずまや、周りは外した。ところが柱と屋根は撤去しなかった。撤去できない構造になっていたのかどうか知りませんが、少なくとも再建時には非常時には撤去できるようにしたいということをおっしゃっていたと僕は記憶しております。また、非常時というのはどういう状況なのか、当然冒頭で言いましたように、雨の雨量がどうだとか、台風が接近しておるだとか、個人の家でしたら、あの22号のときにうちの周りにしっかり養生していた家が何軒もあったんです。そういう意識があれば、せっかく周りの外壁や渡る橋が撤去できたんですから、柱なども撤去できるような構造にしてもよかったんじゃないかと、台風22号は早くから戦後最強の台風だと言われておりました。

次に、避難勧告に移ります。

避難勧告を出すには当然マニュアルがあると思うんですが、まずあるかないのか、ちょっ

とお聞きしたいと思います。

それから、避難勧告が出たわけですよね、今回は。公民館にかぎがかかっているかどうか、確認はいたしましたか、お聞きしたい。

それから、同報無線だけだったですよね、今回の避難勧告は。同報無線だけに頼るのではなく、例えば広報車も出動させるとか、そういう対応は今後のお考えはどうでしょうか。市民としては確実な連絡をしていただきたい。お考えをお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） まず、自主避難、それから避難勧告、この場合のマニュアルがあるかということなのでございますが、一応マニュアルということではっきりしたものはないんですが、自主防の計画、あるいはそういうことにうたい込んでいただいま市長の方から1回目の答弁をしたような仕組みになっております。したがって、今回この避難勧告につきましては、同報無線のみということでございますが、実は自主避難をお願いする場合につきましては、これも同報無線で大雨が予想されるというようなことで、がけに近いようなお宅にとりましては早目の避難をお願いしますというような呼びかけをして、その後に避難勧告を出しました。

議員おっしゃられるように、同報無線のみということでございますが、実は広報車につきましても、特に危険なような場所については広報車も出動させてPRをいたしました。しかしながら、市域が広いということでございますので、これらについては余り効果を発揮せず、同報無線に最終的に頼ったということでございます。

この同報無線についても、現在旧4町ごとの同報の放送形式になっております。これらにつきましても、いずれ統合をするということになっておりますが、将来に向かいますとは同報無線に限らず、FM放送の利用であるとか、こういうようなものも視野に入れまして、呼びかけにつきましては、少し防災無線以外にも行き渡る方法を現在考えております。

それから、公民館のかぎにつきましてでございますが、実際に一つ一つの施設の施錠、それから開錠の関係につきましては、それぞれの地区にお願いしたということで、すべて私どものところがかぎのあく、あかないというのは残念ながら確認はしてございません。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再質問を続けます。

公民館に避難するというのが一般的な常識だと思うんですけれども、まず避難勧告を出す

のでしたら、あいていることを確認するぐらいの配慮はできないものだろうか、ぜひしていただきたいと思います。

それから、避難先の安全性については確認されているのかどうか。今回は水害ですけれども、これから地震のおそれもあります。公民館に限らず、学校の体育館などへの避難も考えられるわけですね。学校では夜間や休日はお休み、だれがかぎをあけてくれるのか、そういう点の状況はどうなのでしょう。

それと、客観的なマニュアルをできるだけ早く整備する必要があると思うんですが、いかがでしょうか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、避難勧告をする時点で避難所があいているかどうかの確認の件でございますが、実は当時は9日で3時から4時、この辺に集中いたしました。当然、マニュアルというか、それを考えますと、公民館があいていることを確認して避難勧告をするのが筋でございます。しかしながら、想像を超える災害だったということでございまして、特に3時ぐらいまでの時間的には降りも少なかったということで、その後急に降ったという状況もございまして、公民館の方の施錠の確認はできませんでした。今後の課題として避難勧告、あるいは避難指示を行うことにつきましては、公民館の状況がどうあるということも確認をしてから勧告をしていきたいと考えております。

なお、避難先の安全性でございますが、今回も例を申し上げますと、横瀬の地域の方々に対して避難があったわけでございますが、実は修善寺の南小、あるいは生きいきプラザ、こちらを場所といたしまして、特に公民館はやはりがけ地の関係もございまして、そこは使わないような配慮で勧告をしたということでございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 今回の台風22号、特に22号についてはいわゆる強い、最強の台風だと言われるとおり、そのとおりの台風が来たということで、なかなか事前に予防することは困難な面もたくさんあったと思います。ただ、私は土木の現場監督をやっていたんですけれども、自分の工事現場でもし台風が来たなら、自分の現場が壊れたと、施設がやられた。これは現場監督の責任なんですよ。ぜひ台風が来るということが事前に察知されるのであれば、しっかりと養生をするというのが土木技術者の努めなんです。ぜひ市役所の皆さんも事前に予測が可能なことだったら、しっかりと養生をしておいていただきたい。

次に、農業復旧についてに移ります。

大沢・堀切をごらんになってないとおっしゃっておるようでございます。私は新聞社の皆さんにも大沢・堀切を見てくれと言っているんですよ。そのぐらい被災状況は大変なんです。議員の皆さんもぜひ見ていただきたい。大沢・堀切を見ずして伊豆市の農業被害を語るべきじゃないと思いますよ。上から下まで、大沢の最上流部から堀切の下流部までやられているんです。ぜひごらんになっていただきたい。

農業の復興は自治体としての使命だと思うんですね。特に水田の復興、これは環境問題もあるだろうし、ぜひ自治体として取り組んでいただきたい。特に今回は新しい条例がこの議会で決められるんですね。議案第111号、第5条に「市長は天災その他特別の事情があると認められる場合は分担金の徴収を猶予し、又は減額し、もしくは免除することができる」という条項を新たに加えられております。ぜひこの条文を今回の災害に生かすように考えてもらいたいと思います。市長にお考えをお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

議員のおっしゃるように、大沢・堀切に早速行ってみたいと思います。

それから、条例についてもぜひご可決をいただきまして、復旧をしたいと存じます。

議長（遠藤正寿君） 森議員さん、あと8分ぐらいですから。

森議員。

10番（森 良雄君） 農業、特に中山間地の水田をどうやって維持、保存するかということとは、自治体としての大きな使命だと思いますので、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

次に、ごみ収集について。

市民はごみ収集の長い休みに困っているんですよ。役所としては、当然カレンダーが休みなんだから休む。しかし、日常は1日置きか2日置きに収集してくれるごみが8日間休まれたら困るのは、これは当たり前でしょう。その辺ちょっとお考えを聞きたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） さきに市長が答えておりますので、事務局を預かる部長といたしまして、今後の収集、焼却体制、それらにつきまして研究、検討をするという市長の命を受けまして、このとおり実施する、考えていくつもりでございます。よろしく願います。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） スピードを上げます。

検討していただけるということですので、ぜひ来年度の、その前にやはりこの28日から4日まで休みというのは近隣では長い方ですから、ぜひその辺も配慮をしていただきたい。来年度のカレンダーではゴールデンウィークとか長い休みがないように、ひとつご配慮をいただくことをお願いして次に移らせていただきます。

ホールサムインについてお伺いします。

このホールサムインで一番気がかりなのは、これはもともと中伊豆町は相当ここに投資していると思うんですね。ですから、特にここで取り上げたんですけれども、そういう施設が閉鎖されることによって、一番困るのは就職先がなくなるということだと思うんです。いわゆる65歳以上の方については、シルバー人材センターという組織があるということなんですけれども、いわゆる働き盛りの人、中高年者は大変働く場がなくなるということは痛手が大きいんですね。この辺について、中高年者の再雇用についてどのようにお考えなのか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 助役。

助役（児島保次君） それでは、お答えします。

議員さんはちょっと勘違いなさっているのではないかと思います。ホールサムインについては、市長がお答えしましたとおり、社会保険協会、これは社会保険を管轄しております社会保険事務所、昔は事務所と言いましたが、そちらの方で管理しているということで、中伊豆町として当時融資の状況はあったかと思いますが、それについての資金調達、資金投資はしてございません。

それから、就職先ということですが、それについても市が直接かかわるということではなく、社会保険協会の方でやっていただく、そのように考えております。ただ、あっせんについてご相談があれば、それなりにまた相談をしながらやると、こういう形です。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） ご相談があればというお言葉を信頼して、それで質問を終わりにしますけれども、後の質問の方にもあるように、ここだけじゃないんですね、同様の施設が閉鎖するというのは。ですから、ひとつ市の課題として中高年の雇用対策をどうするかということのひとつ今後研究していただきたいと思います。そういうお願いをして質問を終わらせ

ていただきます。

議長（遠藤正寿君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 議員の質問の中で、28日と4日が収集がないということであったわけでございますけれども、伊豆市といたしましては28日及び4日については、地域は違いますが、伊豆市の中で実施しているところでございますので、ご理解をお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで森議員の質問を終了いたします。

参考までに、今、森議員の質問時間が25分10秒です。これは積算していますから間違いございません。

ここで11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

議長（遠藤正寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

鍵山堅一君

議長（遠藤正寿君） 次に、13番、鍵山堅一議員。

〔13番 鍵山堅一君登壇〕

13番（鍵山堅一君） 13番、鍵山。一般質問をします。

土肥給食センター建設について。

当センターは昭和39年開所より約40年経過をしております。非常に手狭で相当老朽化が進んでおります。また、保健所等にも毎回指摘をされていると聞いております。食中毒等、非常に心配されます。今後の建設計画についてどのように考えておりますか、お伺いします。

以上、1件です。

議長（遠藤正寿君） それでは、答弁を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 鍵山議員のご質問にお答えいたします。

土肥の給食センターは、議員ご指摘のとおり、昭和39年に建設されまして、その後一部53年に増築しております。建設から40年が経過しており、基本的な衛生基準の考え方もウェット式からドライ式へ変わるなど、当時と現在とは変わってきております。調理器につきましても、洗い残し部分ができないよう、すべて分解、解体して洗浄ができる構造へと改良が進んでおります。このため、ドライ方式への変更は基本的な変更になるため無理でございますが、調理器につきましても全部を分解して洗浄できる調理器を来年度に導入できるよう計画しております。

今後の計画は早目に建てかえをしたいと考えておりますが、厳しい市の財政状況のもと、用地の選定や文部科学省の補助金の変更等の課題もございます。これらの動向を踏まえながら、建てかえを鋭意進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 鍵山議員。

13番（鍵山堅一君） 今回の答弁で建てかえを考えたいと、こういう答弁ですが、具体的にどの辺で建てかえをしたいのか、その辺の年度的に考えがあるのか、ないのか、ただ建てかえの考えを持っているだけなのかどうか、その辺についてお伺いします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

これから来年度予算を策定するわけですが、それにはまだ入っておりません。来年度にその年度も考えながら、建てかえの計画を立案してまいりたいと考えております。したがって、今ここで何年度に建てかえるということは確答できません。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 鍵山議員。

13番（鍵山堅一君） よくわかりました。

そういうことだと、次の答弁もなくなるわけですが、できるだけ早く建てかえができるような考えを持っていただくようお願いをして私の質問を終わります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで鍵山議員の質問を終了いたします。

飯 田 正 志 君

議長（遠藤正寿君） 次に、9番、飯田正志議員。

〔9番 飯田正志君登壇〕

9番（飯田正志君） 私は通告してあります次の2点について質問します。

第1番目、医療保険制度のあり方について。

1961年に国民全員が公的医療保険制度に加入する体制ができ、国民が公平に、平等に医療を受けられるという当たり前の権利が生まれたものと認識しています。ご承知のとおり、医療保険には職域保険と国民健康保険の2つに大別されますが、いずれの制度も皆さんが負担する保険料によって運営されています。

私が問題提起したいのは、国民の37%が加入する国民健康保険についてです。

この国民健康保険の保険者は市町村が原則で、その事業の中心である保険給付を初め、被保険者の健康の保持、増進のための保険事業、これらの財源に充てるための保険料、つまり保険税の徴収などを行うとあります。つまり保険料を集めて、それで保険給付や保険事業を行いなさいということだと解釈すべきだと思いますが、この国民健康保険に一般会計からの繰り入れがなされていることについて、市長はどのようにお考えなのか、お聞きしたい。

2番目、新庁舎建設について。

私は先日の中越地震を見て、かねがね言われております東海地震を想定しないわけにはいきませんでした。もしあのような地震が来たときに、果たして伊豆市ではどうなるだろう、そしてどのように対応すべきなのか、そのためにこれからどうしなければならないかを考えるべきだと思います。その中で、この庁舎の問題を考えたときに、果たして各庁舎は地震に対して持ちこたえられるのか、地震が来たときに対策本部としての機能が発揮できるのか、調べていただきました。

まず、本庁、昭和48年3月完成、昭和58年11月30日耐震補強済み。中伊豆支所、平成15年3月完成、耐震構造設計。天城湯ヶ島支所、昭和56年7月完成、耐震構造設計。土肥支所、平成2年8月完成、耐震構造設計。このように本庁だけが耐震補強されたとはいえ非常に不安が残る建物であると言えます。もしこのまま地震が来た場合、ここにお勤めの職員の皆さんの命の保障は自信を持ってできるのかどうかお聞きしたい。それに、先ほどから説明して

いる対策本部としての機能についても不安が残るが、その点についてもお聞きしたい。

それから、もう1点本庁の耐用年数は50年と聞いておりますが、既に30年以上たっておりますが、庁舎を建てるとなると計画から5年や10年はかかると思いますが、この際合併の特例法を使って建設する方向で検討した方が20年後に建てかえることを考えたときに、市民の負担ということを考えれば非常に有利だと考えますが、市長並びに関係部長はどのようにお考えなのか、お聞きしたい。

以上、2点お願いします。

議長（遠藤正寿君） 答弁願います。市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 飯田正志議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険の会計は医療費の支出額を積算し、これから国庫支出金や一般会計からの法定繰入金を出し、その残りの財源を保険税として徴収することになっております。最も重要なのは医療費の見積もりでございまして、過去5年間の医療費の伸び率や、またその年に特殊な高額な医療費を要する患者さんが発生していないかと医療費改定の状況やその影響を配慮する必要がございます。今回は法定外繰入についてお答えいたします。

まず、本年度の法定外繰入ですが、合併協等のすり合わせの中で、第13回合併協議会の協議事項第56号におきまして、「保険税率は、合併時に統一を図り、急激な負担増とならないよう調整に努める。」旨の決定をいただいているところであります。したがって、これらをも考慮したほか、国民健康保険運営協議会のご意見等をいただきまして、所要の法定外繰入を実施いたしましたところであります。国民健康保険特別会計の性質上、法定財源で経理すべきではありますが、急激な税率の上昇を抑えるために、財政支援措置として予算決定をいただいているところであります。議員ご指摘の繰り入れの考え方につきましては、今後も国民健康保険運営協議会の答申や常任委員会のご意見を聞くなどいたしまして、健全な運営ができますよう進めてまいりたいと考えております。

続きまして、新庁舎に関するご質問についてお答えいたします。

昭和56年の建築基準法の改正は東海地震を想定して行われたものでありまして、設計上当然耐え得るものであります。現庁舎の基準に基づき耐震補強をしております。しかし、自然の力にははかり知れないものがあります。震度7を想定した補強のため、建物には多少損傷が出るかと思いますが、崩壊するようなことはないと考えております。したがって、対策本部としての機能は果たせるものと考えております。

続いて、新庁舎建設についてですが、私の考えを申しますと、議員ご指摘のとおり、建築物の劣化は年の経過とともに避けることはできません。いつかは建てかえの時期が到来するわけでございます。莫大な事業費を必要とする庁舎建設は時期を失すると大変な財政負担になることも十分考慮しなければなりません。今は合併当初ということで、特例債を充てるのが可能と思います。議会や市民の皆様のご意見も十分お伺いした上、その方向性、時期等を見きわめ、慎重に検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） まず、医療保険制度について再質問いたします。

一般会計からの繰り入れをするということは、国民の63%の加入する職域健康保険の加入者は間接的ではありますが、二重に保険料の負担をしているというふうにとらざるを得ないと思っております。

それと、もう一つこの国民健康保険税の保険料率についても、世代ごとに定額と負担能力に応じて賦課する算定方式がありますが、そもそも一般論として保険制度というものは保険料と受けるサービスというものは比例するものだというふうに考えております。社会保障の観点から考えますと、強者が弱者を支えるということもあるべきだろうと思っております。ここで言う強者というのは、経済的、財政的強者であるというふうに考えられますが、わかりやすく言えばお金持ちがお金のない方を支えるということだと思えます。しかるに、この保険料の算定方式はこの部分があいまいで、まじめに働いている人ばかり負担がかかるようになっているように思えてなりません。この点について、市長があれでしたら関係部長のお答えをよろしくお願いします。

議長（遠藤正寿君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 今のご質問に私の方から答えさせていただきたいと思えます。

言うとおり、議員おっしゃるとおりでございますので、市長も答弁の中で健全な運営ができるよう心がけるといようなご答弁でございますので、私といたしましては、それを受けてそのとおり実行したいと、このように思っているところでございます。

なお、国の動きですが、この12月3日にも東京の日比谷公会堂で国保制度の改善強化全国大会が開かれておるところでございます。これを見ますと、これらの内容につきましては、市町村において逼迫する一般会計から国保特会への多額の繰り入れを余儀なくされている、これも限界に達しているというような認識で議員おっしゃるとおりでございます。これは医

療費の高騰だとか、またここで言っている、全国大会で言っているところは低所得者の増加だとかというような経済情勢のことを言っております。したがって、市長おっしゃるとおり、健全な運営ができるよう心がけていきたいと、このように思っておりますので、よろしくご理解をお願いをしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） よろしく申し上げます。

次に、庁舎建設ですけれども、市長は庁舎を建てるつもりがあるということですので、市の行政というものはすべての市民にとって有益であるということが必要であると思います。伊豆市の将来に対して責任を持てることが重要であると考えます。ぜひとも目先のことも必要ですが、10年、20年先を念頭に置いた行財政政策とすることをご提言いたしまして私の質問を終わります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで飯田議員の質問を終わります。

磯 晴 雄 君

議長（遠藤正寿君） 次に、12番、磯晴雄議員。

〔12番 磯 晴雄君登壇〕

12番（磯 晴雄君） 12番、磯晴雄でございます。

私は2つの問題をご指摘、あるいは質問させていただきます。

1つに、心の住民サービスについてございまして、これは先ほど森議員が職員の対応についてお尋ねがありまして、私はこの手法について一緒に考えていただければと思っております。

合併して7カ月が経過し、いろいろな問題点が見え隠れしてまいりました。住民が一番今期待しているのが合併効果のあらわれる日を望んでいるのではないかと思います。総体的には、新市のまちづくり計画に基づき推移していると思われませんが、窓口サービスについては少々問題があるやに聞きます。また、分庁方式が定着していないこともありますが、そこで全職員一丸になり、ISO認証取得を推進したらどうか、提案いたします。既に三島市や伊豆長岡町は2000年度版ISO9001「品質保証システム・・・顧客満足と信頼のため

に」を取得しており、平成15年度にはISO14001「環境マネジメントシステム・・・顧客と地域社会への信用、地球環境保護のため」を取得したようです。当伊豆市も早期に役職員の資質の向上のために推進したらどうか、提案いたします。

次に、特別養護老人ホームの建設計画についてでございます。

さきの6月の定例会でも取り上げられました特別養護老人ホームの建設、高齢者保健福祉計画に沿ったもの、その後の伊豆市としての進捗状況をお伺いしたいと思います。時の市長の答弁で前向きな発言をいただいておりますけれども、その後の進捗状況をお伺いしたいと思います。また、「広報いず」11月号のお知らせ欄に平成18年度老人福祉施設整備事業者募集の掲載がありました。そして、申し込み期限は11月19日となっており、その後の状況をお伺いいたします。

以上、2点でございます。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 磯議員のご質問にお答えいたします。

役所の対応につきましては、先ほど森議員からもありました。市民よりご批判を受けることがあることは私もよく承知しております。究極的なサービス産業と最近言われておりますが、やはり役所らしい対応の仕方があるだろうと私は思っております。この点につきましては、今後十分検討してまいりたいと思います。

さて、ISOの認証取得の件でございますが、この件につきましては必要性を十分認識しているつもりでございます。ISO9001につきましては、議員が申されました窓口サービスの質の向上や行政事務のマニュアル化により、今後多発すると思われる行政訴訟等への対処や良質で均一なサービスを市民に提供することを目的としております。また、14001につきましては、地球環境の保護が叫ばれる中、住民に見える形での事業所の環境管理システムの構築と自主的な形での環境への負荷の低減を図ることが目的であると認識しております。

しかしながら、現状では他の自治体との差別化が主な目的となっているようなところも見れますし、これらの認証の取得と継続のためには相当な労力と費用がかかります。伊豆市は合併したばかりでありますし、また財政状況も今後厳しい状況があります。合併後の残務といたしますが、処理業務も多くありますので、当面は職員研修、規則規定の制定、省エネ対策、文書管理などの徹底を考えております。ISOにつきましては、伊豆市としての体制が整っ

た時点で考えてみたいと思っております。

続きまして、特別養護老人ホーム建設計画についてお答えいたします。

この計画の進捗状況であります。6月議会でご説明いたしましたとおり、整備に向けて進めております。まず、平成18年度老人福祉施設整備基本指針をもとに整備事業者を募集し、この11月30日に老人福祉施設整備説明会を開催いたしました。今後のスケジュールといたしましては、12月24日までに各事業者から整備計画書を提出していただき、市で設置いたします施設整備検討懇話会での提言書を受理、その後整備予定者を決定していくこととなります。また、高齢者保健福祉計画であります。介護保険事業計画とともに来年早々に住民意識調査を行い、計画書作成のための事務を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 磯議員。

12番（磯 晴雄君） 再質問をさせていただきます。

心の住民サービスということで、先にそちらの方からいきたいと思います。

先ほど市長はカスタマーサティスファクション、顧客満足度ということでありまして、これはやはり一番期待しているところであります。顧客というのを市民と置きかえれば答えは出るわけでありまして、一番窓口対応ではないかなと、こんなふうに思っております。この取得をするためには予算措置が必要だと思っております。9001でも完成するまでにはちょっと時間もかかるし、予算が数百万単位で必要かと思っております。いずれにいたしましても、住民サービスをするには、そういう手法をとらなければいけないんじゃないかなと思っております。建設業界におきましても、9001を取得している業者もたくさんあります。これはどういうふうに皆さん解釈するか、あるいは既におわかりだと思っておりますけれども、手抜き工事を絶対しないというのが9001なんですね。私たちは9001を取得しておりますということは、手抜き工事を絶対しないということがこの中にうたわれております。でありますので、お客様に向かったときにも心から向き合えるような、こういう手法でございますので、9001を先に取得する方を私は推薦したいと願っております。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

9001、品質関係でございます。建設業のお話、あるいはテレビでもって引っ越しの何とかという会社が取ったというようなことがありまして、9001は品質のことで顧客満足度を上げるものであるということは十分認識しているつもりでございます。

ただ、もう一つ静岡県では県がNPM、ニュープロダクトマネジメントということを県庁内で知事がやっております。その辺のこともどういう関連があるのか、勉強してまいりたい。いずれはこういう顧客満足度を上げる方法、ISOに限らず何らかの方法でやっていく必要があるかと思えます。これは顧客満足度と一口に言いますが、絶対に100点はとれないんですよね、幾らやっても。ですから、それは一つの関係になってくると思えますが、進めるべきことであると考えております。ただ、もう一回申し上げますが、合併した直後であります。まだ一部に足並みのそろっていないところもございますので、その辺を十分踏まえて検討してまいりたいと思えます。

議長（遠藤正寿君） 磯議員。

12番（磯 晴雄君） もう1点、こういうものを手法を取り入れるということは、当然賛成、反対があります。結論からいきますと、入れてよかったというのが一般論でございますので、申し添えます。

次に、特別養護老人ホームにつきまして、説明会がちょっとあったということでございまして、その説明会に何社ぐらい来て説明を受けたのか、これをわかる範囲でお知らせいただけるとありがたいと思えます。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては、健康福祉部長から答弁させます。

議長（遠藤正寿君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） お答えいたします。

11月30日に行われたわけでございますけれども、その出席者でございます。6つの法人が参加しております。このうち意欲のある方が4法人ということで伺っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 磯議員。

12番（磯 晴雄君） ここでは公表できないでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、ご披露いたします。

受付順でございますけれども、社会福祉法人あやめ会さん、それから仮称でございまして、法人も計画しているということで、社会福祉法人常盤松風会さん、それから社会福祉法人厚生保育会さん、それから社会福祉法人春風会さん、それから社会福祉法人農業共済中伊豆リハビリテーションセンターさん、それから社会福祉法人江月会さん、以上の方々でございま

す。

議長（遠藤正寿君） 磯議員。

12番（磯 晴雄君） ありがとうございました。

つきまして、急を要する施設じゃなかろうかと思います。積極的に推進していただくことを私はお願いして、今回のこれについて質問を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

議長（遠藤正寿君） これで磯議員の質問を終了いたします。

関 邦 夫 君

議長（遠藤正寿君） 次に、19番、関邦夫議員。

〔19番 関 邦夫君登壇〕

19番（関 邦夫君） 19番、関邦夫。

財政について。

（1）伊豆市には資産が幾らあるのか。有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産について伺います。

（2）三位一体が進む中で、過疎債の取り扱いはどうなるのか、補助金削減方針で制度はあっても、従来どおりには使えなくなると思うが、このことについて伺います。

（3）経費削減について、10年で110人減らす計画だというのが、仮に今一度に110人を減らした場合、経常収支比率に大きな変化があると思うが、どれくらいの差になるか、伺います。

次に、本庁建設について。

合併は考えないと言明したからには、いつまでも合併前の地域にこだわる分庁方式はやめるべきだと思う。早期に本庁を建設して一致団結し、効率よく運営し、伊豆市としての郷土愛を育てるべきだと思うが、どのように考えるか、伺います。

次に、津波対策について。

（1）津波対策について八木沢、小下田は万全でないにしろ対策は進んでいるが、無防備の屋形、中浜、大藪では今検討中のようだが、どのような進捗状況か、伺います。

（2）情報伝達、避難誘導について問題はないか、これは津波についてですけれども、災害が起きたとき、いつも反省問題が起こる。お役目的でなく、行政と住民との協力による今

以上の充実した訓練を積まなければ、巨大地震による津波には対応できないと思うが、どのように考えているか、伺います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に対して答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 関議員のご質問にお答えいたします。

まず、伊豆市の資産についてでございますが、市全体の連結決算をしておりませんので、資産総額については十分把握をしておりません。概要は決算書に載っております。自治体のバランスシートについては、現在総務省方式が多く用いられておりますが、資産の現在高という点からいたしますと、昭和44年以前の資産並びに寄附を受けた資産についての評価ができない面もございますので、正確に把握をしていないということになります。普通会計に限りまして申し上げますと、総務省方式で作成した場合、平成16年3月末で有形固定資産699億660万円、投資等27億1,287万円、流動資産62億3,101万円となっております。また、固定負債は144億5,087万円、流動負債は27億4,001万円となっております。

次に、三位一体改革の中での過疎債の取り扱いについてでございますが、現在のところ細部にわたっての取り扱いが示されておりません。三位一体改革の趣旨は国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を一体的に検討し、国と地方の行財政改革を推進することにあります。過疎債につきましては、その中の交付税改革に直結する問題かと思えます。現在、元利償還金のほぼ100%が交付税に算定されておりますことから、交付税改革の中で他の地方債と同様に地方債計画の見直し、算入率等の引き下げなどが論議されていくのではないかと考えております。

次に、経費削減につきまして、新市の建設計画で示されました110人を、これは合併後10年間ということになっておりますが、一度に仮に削減するとなると、経常収支比率がどうなるかということですが、1人当たりの平均人件費、これは給料と附帯人件費等々を含めまして700万円と仮定いたしますと7億7,000万円になるわけでございます。概算で約7%の引き下げとなります。三位一体改革が進みますと、財政状況は相当厳しくなりますので、一度に110人というのは大変これは厳しい、難しい数字ですが、対応が迫られてくることになるかと考えております。市民サービスへの影響を考慮した上で、組織の再編も含め職員数の削減など、人件費の圧縮に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、本庁舎建設についてお答えいたします。

当面、分庁方式をとりましたが、やはり旧4庁舎を利用しながら行政運営を図るにはメリットもあるかと思いますが、デメリットもあると思います。しかしながら、朝令暮改といいますが、軽々に機構を変更することは組織の混乱を招くばかりでなく、市民にご迷惑をかける結果になりかねませんので、今は小規模な修正にとめざるを得ないと考えています。庁舎の建設につきましては、これは将来の伊豆市庁舎のあり方を決定することになりますので、先ほど飯田正志議員に申し上げましたとおり、皆様のご意見を参考にしながら慎重に進めたいと考えております。合併したからには伊豆市は一つであり、合理性からすれば行政機能は1カ所に集約することが理想であると思います。しかし、そうなりますと、遠隔地の方々にはしばらくの間不便さを感じることになると思いますが、合併ということである程度ご理解を得なければならぬことも事実であります。いずれにいたしましても、建設までには相当の期間が必要です。中伊豆庁舎は建設されたばかりでありますので、これらの旧4町の4庁舎の利用も考えながら、柔軟に検討していかなければならないと思います。

続きまして、土肥地区の津波対策の進捗状況と津波避難訓練の充実についてのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、土肥地区においては、豊かな海の資源を有しておりますが、反面津波や高潮による被害が心配されるところであります。この防災対策が必要となるところであります。土肥の海岸部の住居地域は県が管理する港湾区域と市が管理する漁港区域となっており、旧土肥町の時代から海岸保全施設、河川低地対策を実施しているところであります。ご質問の屋形、中浜、大藪地区についてであります。土肥港湾区域内でありますので、県事業により進めることとなります。土肥山川の右岸側の大藪、中浜地区については、津波対策の防潮堤の建設を進めるべく、地域への説明会を開催し、本年度より着工をいたします。また、屋形地区については、今後早い時期に話し合いの場をつくり、地域の理解と合意を経て進めてまいりたいと考えております。さらに、土肥地区においては、毎年地域防災訓練とは別に津波避難訓練を重点地域を定めて実施しているところであり、本年は八木沢小池地区において実施したところであります。

津波の襲来は地震と同様、突発的に来ることが想定されることや第二波、第三波への備えなど、予測が非常に難しく、問題点もあろうかと思っております。しかしながら、住民の危機意識の向上や避難手段や避難場所の確認など、常時の訓練の必要性を強く感じております。今後はより実践的な形での訓練のあり方を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 19番。

財政についての1から再質問いたします。

土肥町るとき、平成10年末で有形固定資産133億円、流動資産17億円、計150億円、特別会計を加えればなお多くの資産があるということでした。しかし、この数字は余りあてにならない数字だと思います。それで、4町合併後、伊豆市には概略どれくらいの資産があるかということを知りたくて質問したわけです。家計簿のような単式簿記では資産がわからないので、概略でいいからということ今答えをいただきました。

なぜ資産の話を出すかということ、例えば新庁舎設立に合併債を利用し、100億円で建設したとします。単純に考えれば、30億円使っても100億円は資産として残り、交付金の70億円はもうけとなるわけです。ただ、稼がない庁舎に30億円投資するのに問題があるかどうかだと思います。資産を考えれば、30億円で100億円の資産ができる等の説明ができ、補助のついた事業の執行に市民もわかりやすく、賛同が得やすいのではないかと考えていたわけです。自治体の一般会計制度が地方自治法施行令、施行規則等で決められていて、今の会計方法が悪いわけではないでしょうが、予算書を見て全体の財政状況がわかる人は余りいないと思います。最初の数字が今のように出れば、あとは増減で資産の変動がわかるようにした方が市民はわかりやすいと思いますが、どのように考えますか、伺います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 財政について再質問でございます。

その前に、市庁舎についてはおっしゃるとおりだと私も思います。ただ、合併特例債を何に使うかということは十分検討しなきゃならないと思っております。10年間で概算180億円でございますけれども、30%は市で負担しなきゃならないわけですから、市民の方のサービスにつながるようなものに、生活向上につながるようなものに、安全、安心につながるようなものに使うべきだと私は考えています。

まず、会計についてですが、企業会計と役所の会計とはやや違っております。静岡県でも貸借対照表などを出して企業会計に似せたといいますか、完全じゃないですけども、そういう会計を発表してきております。我が伊豆市もだんだんそういう方向に行きたいということで、先般部長会議でも提案をしたところであります。今までの会計方式を変えるということは、簡単なようでなかなか簡単でないですね。頭の中をきれいにしないとできないわけで

ございまして、ちょっと時間がかかるかと思いますが、そういう方向で進めたいと思います。
議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 19番。

財政についての2について再質問をします。

過疎指定地域は財政力の弱いところで合併後も引き継がれているわけですが、財源の移譲がされ、自治体の力で財政の健全化を図る方針が打ち出されている中、いつまでも補助金頼りという制度はなくなると思います。過疎地域は財政指数も低く、制度はあっても財政が硬直して過疎債の運用ができなかったと思います。合併の力でおくれを取り戻し、過疎地区の要望にこたえ、合併の効果を示してもらいたいと思い、前回どのようなことに活用できるか、また活用してもらいたい旨を質問いたしました。

土肥地域の概算事業計画において17年度を例にとると、概算事業費3億7,420万円に対し、一般財源を2億394万円費やす計画だが、一般財源の内訳で土肥小体育館に1億3,000万円、県への負担金3,000万円ですので、この計1億6,000万円は土肥住民の過疎対策とは考えにくい。過疎対策として一般財源を4,394万円費やし、過疎債使用を5,370万円計画してあります。しかし、過疎債の3割負担を加えても、一般財源の支出は6,000万円に過ぎないのではないか。制度はあっても制限され、利用できなくなる前に、どうせやらなければならないことは早期にけりをつけたらどうかと思います。

過疎で困っている八木沢、小下田地区の住民は開発の根本である水道問題を解決し、温泉掘削等によるウエルネス産業に参加できるようになるとか、観光に依存しているところでは、一部を除けば手詰まりの観光事業の活性化、物づくりの事業への参入とか、積極的な過疎対策計画を立ててもらい、少しでも過疎の歯どめ対策になるようなことに力を入れてもらいたいと要望しております。一般財源の負担の軽い県支出金、合併債の活用をもっと大がかりにして、過疎から抜け出すようにすべきだと思う。これを怠ると過疎に拍車がかかり、財政的にもこの地域がお荷物となり、伊豆市の発展の妨げになるのは明白です。我々も自主財源確保に自民党政経懇話会等に強くお願いしますので、もっと予算計画を大きくして、要望にこたえてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか、伺います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 過疎債の現在の考え方につきましては、後ほど総務部長から答えさせますが、合併特例債につきましては、先ほど申し上げましたのは、あれは間違っておりませんが、もう一つ合併特例債の使い方というのが当初予想していたものよりも大変厳しゅうござ

います。といいますのは、合併した地域の簡単に言いますと全市民にあまねく平等に反映されるものでないと思えないというような大変厳しい条件になっています。したがって、合併のときにお話しをいたしました火葬場であるとか、道路なんか旧町の中での道路には特例債は使えませんと言われております。中には例外もあるのかどうか分かりませんが、旧町同士を4つ全部つなげれば一番いいんですけれども、とにかくつなぐものでなきゃ使えないといういろいろな縛りといいますか、条件がございます。そういうことからすると、市庁舎なんかは特例債が使えるのかなと思っております。

以上です。補足して説明します。過疎債につきましては、総務部長より答えさせます。
議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、過疎債についてお答えをいたします。

先日も過疎債、土肥の過疎自立促進計画を全協でご協議をいただいたことでございます。現在のところ、過疎につきましては平成21年までの制度化ということでございます。22年以後については不透明な部分がございますが、現状としては何とかこの制度を継続していただくというようなことをお願いをするという状況でございます。

先日、過疎の全国大会に市長の代理で出席をさせていただきました。そのときも全国には山村、あるいは過疎を抱えて非常にお困りの地域というのが多いんだなということを実感してまいりました。特に伊豆市につきましては、4町合併ということで市になったということで、市になって過疎を抱えているということは、みずからの地域の過疎を考えると同時に、ほかの地域の町村の分も考えていくということで、同時に伊豆市の市長、それから伊豆市の議長というのは全国の理事にもなっております。したがって、この過疎の大会の中でも決して切り捨てないと、こういうような決議をなされたということでございます。

これについては、それぞれの地域で持ち帰って運動展開として中央に届けるような運動をこれからしていくと、こういうような中で今後の事業といたしまして、先日本示しをいたしました参考資料の中から、どれだけでも過疎債の適用としてまずは採択をお願いすることが当面の急務であると存じます。それから、22年以後についても、不透明ではなく、透明で今回の後期計画の後もはっきりした絵がかいていただくような、こういうような運動展開を財政といたしましては全市一丸となって取り組んでいくというようなことで、一般財源の食いとめというようなことで財政的には考えております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 19番。

財政についての（3）について伺います。

議長（遠藤正寿君） 関議員、これは質問事項、財政についてで3回としていただきたいと
思います。括弧で幾つも分かれておりますが、財政について3回と。

それと、もう一つ時間があと9分弱ですので、なかなか時間的に無理だと思しますので。

いいですよ、それではもう一回。

19番（関 邦夫君） 時間がないようですから、本庁建設について伺います。

さっき飯田議員のご質問に答えていたことと私の考えとは少し違ったもので、このお話を
いたします。

合併後、新庁舎ができるまでの間、分庁方式で伊豆市の幹部職員と行政責任者が離れて行
政を行うと解釈する人は少ないと思う。皆稼がない庁舎に膨大な費用を費やすより、まだで
きたての庁舎もあることだし、健全な財政運営でいろいろな諸がかりが少なくて済むように
合併債に期待していたと思います。しかし、だれが考えてもこんな変則的なことがいつまで
も続くわけがない。市で大事なことを即決しなければならないときに、日ごろばらばらな職
員では情報交換がスムーズにできないのではないかと、むだが多いのではないかと。どうにもな
らなくなって造るより、合併を機に市の要となる新庁舎を建設し、4町のこだわりをけり
をつける必要があると思います。しかるべきところに新庁舎を早期に建設し、皆の知恵を結集
して、新たな気持ちで伊豆市建設に励むべきだと私は考えるが、市民の賛成を得られると思
いますか、伺います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 新市庁舎の建設についてですが、100%とは申しませんが、ほぼ関議
員と私は同じような考えを持ちつつあります。合併いたしまして分庁方式でやりました。中
伊豆には教育委員会と土木、天城湯ヶ島には観光経済、土肥には上下水道というような部が
あります。そのほかに住民課的な事業課というのが支所があります。

住民サービスは現地でやるべきですが、先ほど申しました部等は極力集中した方がおっし
やるように効率がいいのではないかと考えています。何かありまして、例えば私が土木部長
に電話して、ちょっと来てくれというと「はい、わかりました」とすっ飛んで来ても10分や
15分すぐかかっちゃうわけです。土肥の上下水道の部長にこのことをもうちょっと説明を聞
きたいから来てくれというと40分ぐらいかかるわけです。その40分という間は車を運転して
いるわけで、実際の業務はその間とまっているわけですね。そういうことをもっとスムーズ

に、スピーディにやるためには、そういうところは集中すべきではないかと思っております。そのやり方が新庁舎を建てることで解決するかもしれませんが、そのほかの方法もあるのかなと今考えております。新庁舎建設についても十分少し時間をかけてやっていきたいと思えますし、また建設ができ上がるまでに時間がかかると思えます。

それから、もう一つ新庁舎について私の意見を申し上げますと、きょうも傍聴の方が大勢おいでになりますが、4つの支所では車いすの方がここへ入るには大変難しいわけでございます。そういうことも考えますと、開かれた議会をするにはそういうことも考えていかなきゃならないと思っているわけです。ただ、新庁舎を建てるということには相当な金額もかかります。合併特例債をそういうものに使うか、もっと有効なものに使うかということで、いずれにしても市民サービスにつながるような方法が必要だろうと思えます。そんなふうな考えを持っております。大体今までの歴史的に見ますと、新市庁舎を建てた首長はそこに入らないことになっておりますので、その辺もつけ加えてお答えとさせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 津波について3点質問します。

1、ことしの3月の土肥町議会の一般質問で、さっき答えてもらったんですけども、町としては地域住民の意見の結果を受け、県において構造物がどのような位置にどのような形になるか、測量及び土質調査を行い、設計中とのことでした。設計が済み次第、地域住民、関係諸団体の理解をいただく説明会を開催し、意見を聞きながら事に当たると答えています。しかし、大藪の工事は大した説明もないうちに入札が済んだというようなことでした。中浜区では説明もなく、1年でかわる区長の音頭では結論を出すのが難しいということでした。10日ぐらい前に県と市から説明が行われたということでした。

観光が防災かという問題で、東海地震による津波対策問題が取りざたされた1978年、昭和53年から25年たってもまだ結論が出ず議論されています。屋形については、中浜、大藪の目鼻がついた時点で論議をしてもらいたいと県で言っているということでしたが、屋形区では昭和63年、津波対策事業を断念しているわけです。昔の工事をした低い堤防があり、屋形区でかさ上げに反対だと、全部ができて機能する防潮堤が役に立たない。市としても地震、津波の恐ろしさはわかっていると思う。生命、財産にかかわる大事な問題解決に土肥町のときに町長に関係区に出向き、説明するように求めたが、賛成、反対でもめる問題にかかわることを避けたためか、このように25年間の空白の後、着工しようとしております。東海地震に加え、東南海、南海地震が問題になっているこの時期、冷静に再検討して、何よりも人間の

生命が大事だという観点から、皆で考えて再検討する機会を行政として指導し、早期完成を図るべきだと思うが、いかに考えるか、伺います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては、過去の状況もいろいろ今お話がありますので、それをよく知っている土肥支所長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 土肥支所長。

土肥支所長（平田秀人君） 議員ご承知のとおり、津波対策ということで県土木、それから土肥の支所、これが中心となりまして、地元の理解を得るべく昨年から説明会を開催して進めてきておるといふ状況でございます。本年に入りまして、何回か説明会を開きまして、先ほど言いました右岸側の地域、これらについては進めたいということで現在進んでおります。昔、全域の屋形地域といいますが、これらの防潮堤、これらは景観上の問題とかというような問題でかつてより問題になっていた事項でございますけれども、町の方、それから県としましても、当時の状況とはまた変わってまいりますので、再度地域におろしまして、理解を得ながら進めたいというふうに思っております。県、それから町が協力して、基本的にはそういう形で津波対策の推進を図りたいという考えでまいりたいと思っております。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 19番。

津波対策についての2の再質問をいたします。

防災実行デーについて、来賓や市の幹部の閲覧するようなところでは、いろいろな行事がなされており、同報無線による指示に従い、いろいろな計画が云々されておりますが、広い伊豆市では果たして充実した訓練がされているか疑問です。無防備なところ、完全でないにしろ津波対策ができていところ、何もかも同じ訓練でいいのか疑問であります。

情報の伝達について、災害に対して日ごろから集会または要請に応じいろいろ適切な指導ができる専門職の職員を置き、日ごろからこのような場合はこのようにした方がいいとか、ビデオ等による学習をして、体で覚えるぐらい練習をしなければ、いざというときにはどうにもならないと思う。また、3分や5分で到達すると言われていた津波に対応する訓練はほとんどされていないように見受けられます。

自分のこと、地域のごことは皆が協力して自主防災会でやりなさい。でも、地区によってはいろいろだが、1年任期の区長が会長をやるところが多く見受けられ、何も訓練ができていない状況だと思います。市民の生命、財産を守るために、もっと自主防を指導する必要がある

るのではないかと、同報無線の津波警報が発令されましたの情報では、テレビを見ているからわかるが、解説なしでは1秒を争う津波の情報伝達はできない。行政による緻密な訓練の指導が私は必要だと思いますが、どうでしょうか、伺います。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、防災計画の情報伝達、避難誘導等についての再質問にお答えいたします。

現在、台風22号の反省事項といたしまして、防災計画についても抜本的に見直しをしなければならない状況にあります。この内容につきまして、特に行政の力には限度があるということは残念ながら痛感いたしました。したがって、自主防との連携によって、行政が手を引くということではなくて、行政と自主防がどれだけ強くきずなを持ってこういう災害に当たるかということが基本となります。その基本をもちまして、防災計画を見直しをいたします。特に自主防につきましては、それぞれの地域で土肥に限らずほかの地域も1年交代というところが圧倒的に多うございます。したがって、そういう地域につきましては、次の方に重要事項を引き継ぐようなことをぜひお願いするとともに、自主防のリーダーにつきましても、行政も積極的に地域のリーダーの育成について進めていきたいと考えております。

議長（遠藤正寿君） これで関係議員の質問を終了いたします。

これよりお昼の休憩に入ります。再開を13時15分といたします。

休憩 午後 0時17分

再開 午後 1時15分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

杉 山 誠 君

議長（遠藤正寿君） 午前中に引き続き一般質問です。

次に、1番、杉山誠議員。

〔1番 杉山 誠君登壇〕

1番（杉山 誠君） 1番、公明党の杉山誠です。

最初に、防災計画についてお伺いいたします。

本年は自然災害の頻発した年でありました。特に10月9日、伊豆半島を横断した台風22号により、伊豆市も大きな被害をこうむりました。続いて、台風23号や局地的な大雨、さらに新潟県中越地震と相次ぐ災害に国でも防災対策のあり方を再検討しております。災害に強い国土づくりに向けて防災の優先順位を高める必要があり、社会資本整備とともにソフト面での対策、住民への情報の徹底が平時から早くできるシステムをつくることが重要とされております。伊豆市でも災害の復旧に全力を挙げることは当然として、行政と自主防災組織との連携等、問題点の検証をしっかりと行っていただきたいと思いますが、ここではまず1番目に伊豆市合併まちづくり計画の中に防災基盤の整備として地震、津波、風水害、土砂災害など、自然災害に強いまちをつくるため、河川改修や海岸保全、砂防地すべり対策、急傾斜地崩壊対策、治山等の事業に取り組みますとしておりますが、具体的にどの地域でどのような事業計画が立てられているのでしょうか。

2番目に避難対策として、高齢者や障害者などの災害時要援護者として乳幼児とその母親のようないわゆる災害弱者に対する対策はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、防犯対策についてお伺いいたします。

奈良市の小学生誘拐殺人や沼津市の女性殺人事件、そして相次ぐ子供の連れ去りや連れ去り未遂等、年々増加する子供や女性が被害者となる犯罪、そして最近激増しているオレオレ詐欺等、いつ身近に起こるかもしれない世の中になってしまいました。県がまとめた県政世論調査でも、7割以上の県民が犯罪被害に遭う不安を感じているとありました。これには警察だけでなく、学校やPTA、そして地域全体が対応を考えていかなければならない問題がありますが、まだ不十分な状況です。行政のリーダーシップが求められております。

市民の安全、安心の生活を守るため、さまざまな対応をお考えと思いますが、一つの方法として、公用車に「防犯パトロール中」や「こども110番の車」などのステッカーを張って犯罪抑止効果を上げている自治体があります。例えば、山梨県都留市では50台の車にステッカーをつけて防犯活動をしており、学校の下校時間帯には遠回りしても学校周辺を巡回するように職員に徹底しているそうです。もちろんステッカーだけで犯罪が防げるとは思いませんが、住民の防犯意識が高まることは確かであると思いますし、犯罪抑止にも効果があると思います。伊豆市でも実施してはいかがでしょうか。

2番目に防犯灯や街灯の設置についてですが、防犯や交通安全の上からも有効なことが広く認められており、さきの県政世論調査における防犯まちづくりについても防犯灯、街灯の設置状況が不足しているとの声が6割以上あり、伊豆市でも増設を求める声が多くあります。維持管理費地元負担となっておりますが、地区によって状況はかなり違いがありまして、家々が点在する地区においては、必要な数もそれなりに多くなり、地元負担も重いものになります。また、集落と集落の間の民家のない道路など、地元の特定もしにくく、設置が進まない現状があると思います。しかし、そのような場所であるからこそ、必要であると思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

以上であります。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に対して答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 杉山誠議員のご質問にお答えいたします。

合併まちづくり計画の中の防災基盤整備は現在行われているところであります。また、台風22号の影響を受けた農地、山林等、かなりの箇所が崩壊いたしました。このことは、より強い農地、山林づくりに県、国から補助金をいただき、基盤整備を行うということでもあります。また、地震対策におきましても、平成15年度には地区避難所である熊坂小学校の体育館の新設、平成16、17年の2カ年計画で津波対策を施した土肥小学校体育館の新築、その後は修善寺東小体育館の新設を計画しております。このように、一步一步各種防災基盤整備を進めているところであります。

続きまして、（2）の高齢者や障害者などの災害時要援護者、それからいわゆる災害弱者に対する避難対策ですが、防災計画の中に高齢者や障害のある方等のいわゆる災害弱者と言われている方のための災害時要援護者支援計画が盛り込まれております。支援体制といたしまして、地域においては市のみではなく、自主防災組織が中心となり、民生委員、児童委員、社会福祉協議会等と協力して、要援護者の支援に当たる協力体制整備に努めていくことになっております。自主防災組織において要援護者台帳を整備し、災害時要援護者の状況の把握に努めること、各地区の区長さんを通じて危機管理ネットワークで動く組織体制をつくっていくことが大切であります。避難命令の早目の指示や避難場所の徹底と消防団だけでなく、区と自主防災組織といった各地区のネットワーク体制が必要であり、支援をしていきたいと思っております。

続きまして、防犯対策についてお答えいたします。

当市においても、最近窓口相談に訪れる市民の方が多くなって、相談に訪れた人数でも4月から52件となっており、特に高齢者をねらったと思われる架空請求の相談事が多くなっており、市内でもオレオレ詐欺も発生していると報じられており、最近の世相に憂いを感じております。市民生活を守るために、公用車に防犯ステッカーを張ったらどうかということですが、公用車にステッカーを張っての啓発は各種運動期間中に既に実施をしております。犯罪の抑制に当たりまして、議員のご提案も考慮し、防犯対策を進めてまいります。

さらに、防犯灯、街灯が市民の安全な暮らしにつながることは十分に承知しております。市におきましては、広域であり、家が点在する地区が多く、限られた予算の中で地区のバランスに配慮しながら設置を進めているつもりであります。

なお、設置後の維持管理は地元の区でお願いしております。また、夜間歩行する方も反射材の着用や懐中電灯、あるいは防犯用品の携帯をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） では、再質問させていただきます。

まず、最初の防犯計画のことですけれども、着々と計画が進められているということでありまして、市民の安全を守るために、より一層の充実を求めるところであります。

2番目のいわゆる災害弱者のことですけれども、一応防災計画の中にも盛り込まれ、所在の把握もできている。また、避難、誘導等の体制も整っているということでございますが、いざ災害が起こりますとなかなかそういった連絡、ネットワークが途絶えてしまいまして、現実としてはお年寄りが取り残されてしまうような状況もございますので、なお一層のそういうことの起こり得ることも想定して、ネットワークの充実を求めたいと思います。

また、乳幼児、また母親の避難体制でありますけれども、さきの新潟県中越地震におきましても、避難所にそういう乳幼児を避難する体制というものが全く整っておらずに、生まれたばかりの赤ちゃんをお風呂に入れることもできない、またミルクを沸かすお湯もない、またプライバシーが保たれていないために、母乳をあげるにもはばかってしまうというような状況があったそうであるので、また一つのここで提案でありますけれども、民間の被害のなかった宿泊施設を行政の方で借り上げて、そういう方に一時的ではありますけれども、宿泊できるようにしたらとも思います。

次に、防犯対策でありますけれども、その期間中はステッカーを張っているというお話で

ありましたけれども、防犯意識というものは薄れてしまったところに犯罪が起きるものがありますから、全部の車とは言いませんけれども、ある一定の車、できれば学校周辺を通ることが多い車については、常時張っていただければまた住民の意識も高まることと思います。

最後に、防犯灯のことです。

今まで幾たびか多くの議員から意見がございましたようすけれども、なかなか地元負担ということについて抵抗があるようでして、中には自分の家が必要がないから負担金を出すのがはばかれるという方もおられるようすので、何とぞそれは公共施設ということで取り上げていただければと思います。

以上、4点、自分の要望的なことを言ってしまいましたけれども、何かこの中で市として前進させていただけるものがありましたら、お伺いいたしたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 幾つか具体的なご提案等ありました。本件につきましては、総務部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、まず防災計画の関係でございます。

現在、災害弱者に対する避難につきましましては、こちらにあります伊豆市の防災計画の中にうたい込んであることはうたい込でございます。しかし、これが万全であるかという、やはり書いただけでは機能を発揮しないと、これに伴いまして何回も何回も訓練を重ねて今のお年寄りを置き去りにしない、あるいは小さいお子さんを置き去りにしないというようなことも実際に目の当たりにして、訓練を通じながらこの計画がより精度の高く実効があるものに仕上げていきたいと考えております。

なお、防犯灯でございます。防犯灯につきましては、現状といたしまして地区のご要望におこたえして設置をしているということでございます。基本的に設置をした後の維持については、地区にお願いするというを前提として設置をしてございまして、しかし今後は議員のお話のとおり、そういう地区からの要望にも漏れたようなところにも必要性が生じることも当然考えられますので、その時点で検討をさせていただければと考えております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 前向きなご検討ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

議長（遠藤正寿君） これで杉山議員の質問を終わります。

木 内 一 郎 君

議長（遠藤正寿君） 次に、17番、木内一郎議員。

〔17番 木内一郎君登壇〕

17番（木内一郎君） 17番、木内一郎です。

平成17年度一般会計予算編成上の基本方針について市長にお伺いします。

17年度予算編成に向けて準備が進められていることと思いますが、17年度一般会計予算は16年度の持ち寄り予算を考慮しますと、実質的には伊豆市初めての予算編成と考えられます。現状では、市の自主財源にしても、県、国からの補助金にしても、余り多くは望めず、その上台風22号の災害復旧は急務であります。経常経費はふえ、財政の硬直化も心配されます。非常に厳しい状況が予想されますが、その中で17年度の伊豆市予算編成について基本方針をどのように考えておられるのか、市長にお伺いします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 木内議員のご質問にお答えいたします。

平成17年度の伊豆市の予算でございますが、議員ご指摘のように伊豆市になって初めての予算でございます。状況を申し上げますと厳しい、あるいは大変厳しい、非常に厳しい状況だと申し上げていいのではないかと思います。

まず、第1には三位一体の改革に伴う国庫補助金負担金の廃止の動向、別荘地などの地価下落に伴う固定資産税の減少など、市の財政運営に大きな影響が見込まれております。

第2に、災害応急復旧や災害対策事業など、多額の財政支出が必要となり、財政調整基金も大幅に減少いたします。

具体的な数字で申し上げますと、市税は4%程度の減収が、また地方交付税についても最大で4.3%程度の減額を見込んでおります。さらに、今年度予算での財政調整基金の取り崩

しは12億5,000万円余に達していることから、年度末の残高見込みが今後の災害事業予算への対応によっては7億円程度まで減少することが予想されます。このような中で、合併後の早急な一体化のための事業への取り組みを進め、市民生活の一層の向上を図っていくためには、合併後の臨時的な体制を早急に解消し、組織や業務を見直すなど、徹底した経費の削減を進めた上で効率的な執行をしていかなければならないと考えております。

具体的には、通常事業の再編・統廃合を実施し、8%以上の削減、投資的経費については30%程度の削減を指示しております。また、合併特例債を活用した事業については、財源の厳しい中ではありますが、積極的な事業展開を指示しているところであります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 木内議員。

17番（木内一郎君） 以上の説明のように、なかなか大変だなと思うわけですが、私はその中でも経常経費の削減をどのように図っていくのか、その中で考えられるのが最初に言った人件費をどのように削減していくのか、この問題ともう一つは虹の郷等の各種事業への繰入金といいますか、補助金を今後このまま続けていくのかということが非常に気になるところでございますが、この辺について市長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

人件費の削減、愁眉の的です。虹の郷その他についても検討していかねばならないと思います。具体的なことにつきましては、助役から回答をさせます。

議長（遠藤正寿君） 助役。

助役（児島保次君） 木内議員の再質問についてお答えいたします。

まず、人件費でございますが、これは合併協議会、それから今まで8カ月の議会の中で申し上げましたとおり、10年間で110名を減員すると、それについても臨時職員についても同じように考えております。まだまだ財政需要も多くなる傾向がございますが、110名の減員については毎年計画を持って行っていくと。また、具体的には自主退職、勧奨退職を含めまして、そういう制度の中で行っていくということになるかと思っております。

それから、虹の郷、振興公社に対する特別会計に対する繰り出しのことでございますが、これも市長の申し上げましたとおり、非常に虹の郷自身も厳しい状況でございます。しかしながら、新市の施設の審議会の中でも議論されておりますが、これからどういうふうにしていくのか、それから位置づけをどのように考えていくかということになるかと思っております。若

干この繰り出しについては、都市計画公園の市民公園というような考え方にに基づきながら経費を削減、また公社の方は市の職員と同じように減員計画を進めております。大体20%ぐらいの減員計画を考えております。そういう中で、経常経費を削りながら、今ある施設は最大限に利用するという形をとっていきたいと思います。ただ、言葉では非常に易しいわけですが、人をやめさせるということになりますと、非常に幹部職員と職員との軋轢等もございまして、なかなか困難な状況にもあることを報告いたします。そういうようなことで答弁にかえさせていただきたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 木内議員。

17番（木内一郎君） 人件費の削減については、本当に大変なことだと思うわけですが、ぜひ勇断をもって今後進めていってほしい。

それから、虹の郷等の事業についても、これもいい顔ばかりいつまでもしていただけないので、ぜひ検討委員会の活動もひとつお願いしたいと思います。

17年度予算は先ほど申したように、伊豆市の初めての予算ですから、これに対する市民の期待、夢というのはそういうものは苦しい中でもありますので、ぜひその辺の特色を少しでも出していただけたらなど、こんなふうをお願いしまして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（遠藤正寿君） これで木内議員の質問を終わります。

小 森 勝 彦 君

議長（遠藤正寿君） 次に、3番、小森勝彦議員。

〔3番 小森勝彦君登壇〕

3番（小森勝彦君） 3番、小森勝彦です。

一般質問をします。答弁を求める人は市長さんです。よろしくお願いします。

2つの件について、6項目お尋ねいたします。

まず、平成17年度の一般会計、特別会計の予算編成についてお尋ねします。

1項目めは先ほどの木内議員の質問と半分は重なりますので、それを念頭に入れて答弁していただいても結構です。

1つ目、平成17年度の一般会計、特別会計の予算の規模及びその編成方針を重点的かつ具

体的に説明してください。

2つ目、平成17年度の一般会計は今年度予算に比較して30億円前後の削減を計画していると聞き及んでおりますが、削減しなければならない理由とその実現方法をお答えください。

(1)の答弁に含めても結構です。

3つ目、事業費として有効な金額を確保して、なおかつ予算全体を削減するには固定費の削減、とりわけ人件費、物件費、民間で言うところの管理費等を削減すること、いわゆる合理化が有効であることは当然過ぎることではありますが、市長の管理する伊豆市の組織についてはどのように考えておられますか。また、既に合理化計画があるならばそれもお答えください。

2件目に移ります。

2件目、市営企業または市営の施設の経営についてお尋ねいたします。

1つ目、市が経営する、または運営を委託する3軒の国民宿舎についてお尋ねいたします。

中伊豆荘については、その設立目的も不可解ですが、他の2軒の国民宿舎は観光振興というその歴史的役割を完全に終え、今では単に民間同業者のビジネスチャンスを奪っているだけだと思います。そして、財政的にも今後3軒とも市の負担になると思われれます。そこで、3軒とも廃業を提案いたしますが、市長のお考えはいかがですか。

2つ目、湯の国会館は開業以来大分時間もたちまして、設備の老朽化が進んでいます。このまま続けるとすれば大幅な再投資が必要になると思われれますが、今後の運営方針をお聞かせください。

3つ目、天城温泉会館は伊豆市の過去も含めたすべての事業の中で最も投資効率の悪い事業であると認識しております。そこで、今後湯ヶ島地区の活性化等も視野に入れた有効利用にどのように取り組むか、お答えください。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 小森議員のご質問にお答えいたします。

平成17年度の予算規模でございますが、予算編成方針では一般会計予算で150億円程度に圧縮する方向を示しております。特別会計については、予算規模は示しておりませんが、一般会計からの繰り入れをしている会計については、前年度の繰入金以下の金額で調整するよ

う指示しているところであります。これを単純に前年度と比較いたしますと、26億円の削減となるわけでございます。

ご承知のとおり、三位一体の改革の一つに地方交付税改革がありますが、財務省の方針では総額で7兆円程度の削減要求が出ております。これはあくまでも三位一体の改革全体の中で調整したものでなければなりません。一律に削減されてしまいますと、交付税に依存している伊豆市を含めてほかの市町村も自治体の存亡に結びつくような問題になると思います。また、木内議員への答弁でも触れましたが、平成16年度の持ち寄り予算では財政調整基金からの繰入金で12億5,000万円ございまして、今後の予算対応によっては18年度以降に繰り入れが困難となることも予想されます。これらを踏まえて、固定経費の削減、とりわけ人件費、物件費を中心とした管理費の削減は必要になってくると考えております。そうした意味でも、効率的な行政運営は必要であり、抜本的な組織改革に着手する必要があると考えております。しかしながら、固定費だけの削減では追いつかない面もございますので、各種団体にもご理解をいただき、補助金の見直しや事務の見直しをしていただきますようお願いする次第でございます。

続きまして、市営企業の運営についてお答えいたします。

国民宿舎とは、国民の間にようやく余暇時間が意識され始めたころ、低廉かつ快適な宿泊施設の整備を促進するため、厚生省、現在の厚生労働省により昭和31年に創設された制度で、自然環境に恵まれた地域に地方公共団体が設置した宿泊施設で、いわゆる公共の宿の一つで、一定の基準を備えた施設が国民宿舎であると理解しております。

さて、ご質問の個々の施設を簡単に説明いたします。

最初に、中伊豆荘でございますが、静岡県が伊豆スカイライン開通とともにオープンし、昭和63年4月より県営から町営に移行し、テニスコートや万天の湯を整備し、平成14年度まで企業会計方式で旧中伊豆町が管理運営してまいりましたが、平成15年4月より企業会計を閉鎖し、NPO法人のワンデイワンに管理運営業務をお願いし、利用料金制にて実施しております。

次に、土肥のふじみ荘でございますが、ふじみ荘は昭和40年9月に海の見える国民宿舎としてオープンし、特に夏場の利用者が多いこと、そして天気のよい日は富士山がきれいに見える施設で、年間宿泊者数1万4,000人程度の利用がございます。

また、木太刀荘は昭和33年の狩野川台風により共同浴場が流失し、その後昭和36年10月に溪谷の中に位置する町営国民宿舎としてオープンし、利用者のニーズに合わせた施設改修や

独自の企画で固定客もふやしてきました。しかしながら、この3施設とも宿泊利用者は年々減少、そして減収の傾向で推移しているのが実情であります。

以上、施設を簡単に説明しましたが、この3軒の国民宿舎は建設時期や経過は異なりますが、一定の基準を備えた健全で快適・低廉な保健休養のための宿泊施設として地域振興並びに観光振興に大きな役割を果たしてきた施設であることも事実であります。それぞれの施設は築40年以上経過し、議員のおっしゃる歴史的役割、同業者のビジネスチャンスを奪っているといった点も踏まえて、10月に発足いたしました市営施設運営委員会に3軒の施設の管理運営等について諮問してございます。その答申を踏まえて、結論を出したいと考えております。

続きまして、湯の国会館は昭和63年4月に旧天城湯ヶ島町狩野地区に温泉施設がないことから、住民福祉の増進と町の活性化を目的に開館し、17年目になります。この間、露天ぶろを改修し、薬草ぶろの改築、またサウナ室の新設とレストラン、和室を増築し、カプセル型仮眠室は中広間と個室に改修いたしました。また、平成12年度に新たに源泉を掘削して13年度から2号泉として内ぶろ、露天ぶろと温泉スタンドに利用しております。当初より使用しております1号泉はアルカリ単純泉で現在薬草ぶろとシャワーに利用しています。2号泉はナトリウム硫酸塩泉で、泉質がよいと利用者に好評を得ております。ご質問の施設及び設備の老朽化は著しく、毎年度の補修に係る費用は増大してきておりますので、今後施設の改修など、計画的に実施していかなければならないと考えております。

今後の運営方法であります。市内はもとより近隣にも同様の施設がその後多くできて、平成4年度をピークに年々入館者は減少しております。当会館の当初の目的が住民福祉の増進であり、施設規模が狭小で少人数の団体を受け入れてはおりますが、大きな団体客を誘客するには限度があるのが実情でございます。

こうした状況において、旧天城湯ヶ島町時代に諮問した町営施設運営委員会により、民間委託を検討すべきとの答申を得、地元区との話し合いが持たれましたが、最終的合意に至らず、今後は指定管理者制度等を念頭に検討をしていくことが必要かと考えております。また、天城温泉会館はご存じのとおり温泉館、売店、食堂を営業しておりますが、観光のインフォメーション機能と天城劇場ホール、夕鶴記念館といった文化施設も含んだ複合施設です。今後とも観光・文化の拠点としての位置づけを考えております。

劇場ホールの利用ですが、町民劇団や天城連邦太鼓の練習や公演、文化団体や小・中学校の発表会や各種団体の総会の開場として、4月から11月まで80日以上利用があります。自

主公演はなかなか収用人数の関係で採算ベースになりませんので、現状の貸しホールとして運営してまいりたいと考えております。

温泉館に関してですが、旅行形態の変化や交通網の発達等により、伊豆地区に関しては宿泊客が激減し、花や紅葉、ハイキングといった比較のお金のかからない日帰りツアーが多いのが最近の現状であります。このような需要の中で、温泉、食事を絡めたプランを積極的にエージェントに売っていきたいと考えております。

また、数年前より温泉を活用したまちづくりを目指し、天城温泉会館を拠点とした温泉療法を推進してまいりましたが、本年度より健康増進課の保健士、運動指導士が会館に常駐し、温泉を活用した健康づくり教室や転倒防止教室の事業を実施しており、本年度延べ400人余の方々が参加されております。湯ヶ島地区には温泉の共同浴場もあり、地域の方々の利用はあまりありませんが、温泉を活用した健康づくり事業を進め、事業促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 3番、小森、再質問いたします。

まず、来年度の一般会計、特別会計の予算編成についてですが、歳入150億ほどの全体の予算の中で市税の合計の見積額と市債の必要発行額の見当を述べていただきたいと思います。

まず、市債の発行額については、平成16年度の当初予算においては16年度の末に273億円の残高が残るという予想になっておりますが、この金額を市長はまずどのようにお考えかという1点を聞きたい。

それから、一般的に一般会計の支出のうちの15%を公債費に充てるようになると警戒水域で、20%になると危険水域だと言われておりますが、一般会計の中では140とか170とかの数字が出ていますが、下水道事業で90億円の残高があると、これを足すと270億になると。ところが18億円ほどの下水道事業のうち10億円の一般会計からの繰り入れがあるということを見ると、料金を3億円ほど集めていますが、ほとんど一般会計のお金で賄われていると。そうすると、185億分の5億に対する273億じゃなくて、200億ぐらいのうちの270億と、その数字でいきますと既に18%ぐらいいくんじゃないかと思えますけれども、この件についてどうお考えになっているか。

合理化をしなければならないというお答えをたくさんいただきましたが、まず来年の人件費をどのように見ていらっしゃるか。一般会計で給料を払っている方が464人おりまして、

三十数億のお金を使って1人約700万、110名、10年間で削減したいとおっしゃっていますが、それならば当然急いでやるのが筋だと私は思います。まず、簡単に言えば9年間1人ずつ減らして行って、最後の年に100人減らす、最初の年に100人減らして、最後の年、110人やればその後ずっとゼロと。これだと10年間の人件費の合計は数十億円変わってくる。職員を採用しない年があるということがなぜいけないかということをお答えいただきたい。それから、110名の算出根拠もお答えいただきたい。

それから、各種補助金の削減等も相当必要になってくると思われませんが、一律に減らすのは私は筋が通らないと思います。お話しはしやすいだろうとは思いますが、市長の政策と予算削減の筋を通すために、各種団体等に出ているお金の削減方法、基準をどのようにお考えになっているかをお答えいただきたい。

それから、特別会計についてもちょっとお尋ねしたいと思います。

飯田議員のお話等にもありましたけれども、国民健康保険、老人保健、介護保険の3つの特別会計に一般会計からの繰入金は今もふえています。今後もますますふえると思います。現状では仕方のないことですが、具体的に増加を防止する、または減少させる手段がないのかどうか、あるならばそれを実行する、そういう考えをお持ちかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、たまたま初日の議案の中に自然公園特別会計の補正予算も出ていましたので、ちょうどいいと思いますが、自然公園特別会計が3,700万円ほどここで増額になるわけですが、一般会計から。問題はなぜ増額になったかという理由は企業部長から聞きました。33万人の予定が28万3,000人の予定に変わると、見込みが。理屈としては非常にわかりやすいですが、問題は どうして3,900万円ふえるのかということ、支出が。そのからくりが私たちが持っている資料では全くわかりません。それをわかるように説明いただきたいと思います。

それから、合理化計画の中であればお話しいただきたいということで今お答えがなかったんですが、110名減らすという話ですが、先ほどの110名の根拠と重なる場所もありますが、例えば沼津市だと支所が僕はよく知らないですけども、10カ所ぐらいあるんじゃないかと思いますが、支所には職員さんが3名程度だったと理解しておりますが、どうして伊豆市の支所は40人とか何人がいらっしゃると思いますけれども、どうしてそんなにたくさんいるのかということですね。

それから、市長は事あるごとに職員の組織との関係とか人間関係とか、いろいろ言ってい

まして、合理化するのは当然だし、やりたいんだけど、できない理由というものがあるからこうこうこうだという話をしていますが、地方自治法の第2条第14項に地方自治体は最少の経費で最大の効果を上げなければならないとあります。そういうふうにするようにしなきゃならない。だから、市長が職員から嫌われてもそれくらいはやるのが法律が求めているところだと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

市債の発行額についてですが、これは旧4町のいわゆる町債の合算をしたものでありますから、これについてどう思うかということはこれは多いなと思っています。どうやって返すかなということだろうと思います。

それから、人件費について再質問がございました。110名がなぜ一度に切れないかというようなことですが、これは合併協議会で大変論議してなった中でございます。先ほどお話がありましたように、最少の経費で最大の効率を上げるということでございますが、これはでき上がった市でもって評価することで、まだ私は過渡期だと思っているんですね。そのところをお考えいただかないと、物理的に減らすことはできるかもしれませんが、市民サービスがどれだけ高騰するか、逆に高騰するおそれもあるし、混乱するおそれもあると私は思っています。

どこかでだんだんアクセルを吹かしていかなければいかんと思っていますけれども、議員おっしゃるように、毎年1人ずつ減らして10年目に101名減らすという計画ではなくて全部計画が出ています。この計画でそれを少しでも計画以上の達成をしていこうと考えておりますし、またなぜ採用をしない年があっちゃまずいのかというご質問があったように思いますが、採用しない年も各旧町ではあったかと思えます。しかしながら、行政というのはある連続の中でやります。一般企業ですと、勘定を出して今期は思い切ってカットすると、いわゆる損切りをするというようなこともあります。地方自治行政の中では損切りというような言葉はできない。損切りをしたら当然市民に降りかかります。そのところもぜひご理解いただきたいと思えます。

そのほか、特別会計の中で福祉の老人会計、その老化防止策があるのかないのか、専門でないので、余り詳しくありませんけれども、絶対に老化をとめられるとは思っておりませんが、おくらせることはできるんじゃないかと思っております。それへ向けてのいろいろな

施策をやっていかなきゃいかんと思います。

各種団体に一律に下げているわけではりませんので、先ほど8%ということをお願いしましたが、いろいろなところで私は一般企業ですと年率5、6%ぐらいの能率向上、売り上げ増進、経費節減等は今の世の中普通ですよということで、同じような事業をやっているならそのぐらいはお願いしますよということから、5、6%、あるいは8%という数字が出てきたわけでございます。しかしながら、地域の市民のため、あるいは伊豆市が活力を持つためには特別な財源があればですけども、財源が出るならばそういうところへ振り向けて積極的にやっていくこともあると思っております。

それから、支所の人数が多いということですが、これもでき上がった沼津のことはよく勉強不足で申しわけありませんけれども、最終的には数人でいいんじゃないかと思っております。ただ、合併して初年度で先ほど来申し上げているように、各部が入っております。各部は本来本庁に置くのが一番効率的だろうと思っております。広い面積ですから、そういうサービス機関は数名で、あるいはできれば委託ができるかどうかわかりませんが、そういう方法も考えて、住民サービスは後退しないで効率を上げていくということが最初の姿だと思っております。ただ、今はまだ過渡期だと思っております。そんな器の問題もあります。

それから、自然公園の関係についておわかりにならないということですが、これについては企業部長から答えさせます。

私の足りないところにつきましては、総務部長から、総務部長に先にお答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 公債費比率の18%になるんじゃないかという問題ですが。

総務部長。

総務部長（堀江正身君） 17年度一般会計につきましては、現在調整をしております。今、確実にわかっているというのが市税の税収でありまして、これが約41億、持ち寄りの予算よりはかなりの金額が減っております。これにつきましては、やはり固定資産の伸びが見込めない、あるいは市民税が伸びてこないというような、こういうような状況の中でどうしても本当はもう少し見たいわけですが、41億程度しか見込めないと。その中で基本的に150億を賄うということでございます。

当然、地方交付税もあてにしなければいけないわけですけども、こういうようなものであるとか、あるいはどの程度の起債の枠に広げるのかということもございまして、しかし、起債につきましては前年の持ち寄りの約25億以内で何とかということもございまして、事業のどれをどう削るかというようなところを現在やっておりまして、それ以外については具体的

な数値はこの場ではお示しはできないというようなことでございます。当然、起債も決まってこない状況ですので、公債費比率、起債制限比率、このようなところも現在は算定すらできないというような状況になっております。

議長（遠藤正寿君） 次に、企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） それでは、振興公社につきましての3,767万2,000円の繰り入れについてご説明をいたします。

そのうちの3,097万2,000円が一般会計からの繰り入れということで、管理費用を補てんしてもらおうということでございます。実は一般的な企業会計ですと、これは当然自分のところで借金をして、その運営をしていくというのは当然のことでございますが、この特別会計においては単式簿記ですので、要するに不足するお金を寄附、要するに寄附行為で、振興公社は寄附行為で動いているわけですので、寄附していただいて運営をしていくということですので、いわゆる運営上歳入、歳出が合わないと、ですからその分を自治法でもうたわれていますように232条の2、これにおいて補助できるというふうになっております。もともこの振興公社については、観光目的、それからもう1点、地域住民の憩いの場というような位置づけもございまして、そういった意味でも特別会計方式を採用して不足分については今までの留保資金もございませんから、こちらの一般会計の方から繰り入れをするというような形をお願いをするものでございます。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 再々質問します。

わかりやすく最後のお答えから。

自然公園特別会計の金勘定がどうなっているかは非常によくわかるんですが、そのお金がなぜ足りなくて、何に使われるのかがわからない。それを示す必要がないのかというふうに質問しています。部長さんにはご理解いただいていると思いますが、もし制度上の問題があるならばはっきり言ってください。

それから、同じく自然公園の話で助役のお話の中で市民公園としてという虹の郷、非常にいいお話がありましたが、寝耳に水という言葉だったので、よく知っている方もいらっしゃるかとは思いますが、私は寝耳に水でどういう発想なのか、お聞かせください。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） 基本的には、単式簿記ですから、現金で合う合わない、それを単純に不足する分を補てんすると。それで、振興公社自体の会計処理を見ても、実は人

件費比率が54.5%程度になっております。これは売り上げに対してなんです、非常に高率の回転の状況にあります。そういったことを踏まえ、主には人件費にとられているのかなというふうに考えます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 助役。

助役（児島保次君） 寝耳に水ということでございますが、これは虹の郷をつくったときに、当初地総債というような財源でお借りしてつくっております。この中の目には市民公園であるとか、都市計画公園という意味合いがございますので、別に今回、議員さんは初めてとおっしゃると思いますが、今までの中で議論も当然ありました。ただ、今まで観光的な意味合いが非常に強くて、100%観光というようなことで議論されてきましたので、方向転換ということではなくて、原点に戻って見直すと、こういうように考えていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 2点目の市営企業の方について再質問いたします。

中伊豆荘をNPOに運営を委託しているということでしたが、利用料金制というのはどういことですか、実質的に赤字があって、それを補てんしているというならそれもお聞かせください。

それから、基本的な3つの国民宿舎の廃業について、市長さんは諮問委員会の結論を得て決定するとおっしゃっていましたが、私も万が一追加投資をして営業を続けていこうという結論が出るとは思いませんが、あり得るということですよ。ですから、市長さんのお考えを聞いておるわけです。

それから、天城温泉会館についてですけれども、観光・文化面による利用方法をお答えいただきまして大変よかったと思いますが、天城温泉会館の設備の額のホール以外に占めている食堂とおふろの部分の要するに料金をとって運営しているという部分についての足しになるとは思いませんので、その辺の損益率の向上といいますが、その辺については何かお考えがあるのかをもう一度聞きたいなど。それについて、ウェルネス産業ということで既に事業をやっていて今年度400人の方がご利用なされたということで大変よかったと思いますが、この辺は料金的には要するに食堂、おふろ、いわゆるそっちの営利事業といいますが、料金事業の方の経営の足しになりそうなのかどうか。それから、旅行商品としてエージェントへの販売というようなお話がちょっと出ましたけれども、もしもう少しご説明していただ

けるならお願いしたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） ご質問が幾つかあったと思います。中伊豆荘のこと、それから天城温泉会館のこと、それからその間に3つの国民宿舎の廃業というご発言をされましたが、まだ廃業するかどうかは決めたわけではありません。この諮問委員会にかけて、市民の方のご意見を伺って方向をつけたいと思っています。そういうことで、市の管理するものでありますが、すなわちこれは市民のものですから、どういう方向が出てくるか、市民諮問委員会に付託をして、その答えといえますか、諮問の内容を踏まえて方向性を決めたいと思っていますし、議員の中にもご意見を伺いながら進めていくべきだと思います。

一般企業のように、もうからないからすぐやめるといような、そういうことはちょっとなかなかこれは行政と一般企業との間が違うところでありまして、これはかつてバブルの絶頂期で、自治体でこういう事業をやらない首長はばかだと、バブルがはじけて今こういうのをずっとやっている首長はばかだと、そんなような声がどこから聞こえてくるような気がしますが、それは時代の変遷の中でやったことでありまして、これは首長が1人で全部決めたわけではないんです。一般企業なら社長が決められるわけです。議会に諮って決めていったものです。議会に諮って方向を決めたいと。

あとの2つについては、企業部長からお答えします。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） まず、利用料金制についてご説明いたします。

通常、ああいった公共施設を管理してもらう場合には管理委託契約を結んでNPOさんとやるわけですが、一般的な形の中では自然公園のように委託というように行って帰ってやるケースもございます。ですけれども、法律改正の中で利用料金制といいまして、NPOが直接そちらで会計をすべて持って運営するという形がとれたということなんですね。ただ、料金の上限設定は条例で決められておりますので、その枠内で運営をしていくということは決められております。そういったものを利用料金制と言っております。

それから、基本的には補助金を出してはいないかということでございますが、基本的にはこれは出しておりません。しかしながら、逆に今現在はNPOさんから賃料として年間600万円いただいているというのが実情でございます。しかしながら、なかなか厳しいというように伺っております。

それから、食堂、温泉館の関係で健康教室との絡みで多少利益があるのかないのかというご質問だったと思いますが、これについては若干ではございますが、食堂関連には影響はございます。しかしながら、売店等においてはほとんど地元の方が多いものですから、余りないというのが実際でございます。

それから、エージェントさんとの関係というお話でございますが、実は最近の傾向として関東方面のお客さんが非常に減少傾向にございます。そういった中で、清水と土肥を行っております、駿河湾カーフェリー、こちらの方にちょっと呼びかけをしまして、西地区、静岡、あるいは名古屋、この辺の方々に来ていただけるように現在天城温泉会館及び湯の国会館、それと虹の郷としてルートをある程度つくって、そういった意味での活動をしているということになります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これで小森議員の質問を終了します。

ここで休憩をいたします。14時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

議長（遠藤正寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

杉 山 羌 央 君

議長（遠藤正寿君） 次に、14番、杉山羌央議員。

〔14番 杉山羌央君登壇〕

14番（杉山羌央君） 14番、杉山羌央です。

私は安全、安心なまちづくりの観点から、伊豆市の災害対策について若干の質問をさせていただきます。

温暖化現象の影響ともささやかれていますが、ことしは10回の台風が日本に上陸し、特に22号、23号による我が市の被害は甚大なものでした。家屋の破壊により死者をも出してしま

う大惨事になってしまいました。数多くの道路が寸断され、幾つかの地区が孤立化してしまいました。停電や断水も発生し、市民生活は大混乱を極め、それぞれの復旧には膨大な費用と尽力を要している現状から、災害に対するライフラインの安全性について早急に再検討すべきと考えます。

そこで、次の4点に分けて伺います。

1番目に、私たちの台風災害とほぼ同時期に発生しましたあの新潟中越地震では、今なお多くの人たちが避難生活を余儀なくされている現状をテレビ、新聞等で見ますと、家屋の破壊とともに主要道路の崩壊、寸断による山村地の孤立化は他人事ではないと思われまます。集落間の幹線道路での危険箇所と迂回路の確保について再検討が必要と考えられますが、対策について所見を伺います。

2番目に、県道、市道等、主要道路の対策は当然のことですが、農林道の決壊や倒木による通行どめが数多く見られました。しかし、関係者の迅速な応急処置により、交通は大方確保されましたが、道路側面等に放置されている倒木の処理がなされていないところも見受けられます。所有者との問題もあろうかと思いますが、当局の基本的な考え方と今後の対応について伺います。

3番目に、伊豆市が誕生しましてわずか9カ月余りではありますが、今回のように災害は待ってはいてくれません。旧4町ではそれぞれの町に防災計画がありましたが、伊豆市の防災計画を一日も早く市民の皆さんに発表して、安心していただくとともに、防災センターの設置や防災ボランティア制度の設立等々、近々予想されています東海大地震に対するためにも難題が山積していると思われまますので、危機管理体制の確立が早急に必要だと考えまます。また、自主防災組織が各地で編成されていると思ひまます、各地区の運用が異なっていたり、地区消防団との連携がとれていなかった事例を聞いておひまます、自主防と消防団の防災対策、災害対策の連携方法についてお伺ひをいたしまます。

最後に、ライフラインの重要な一つであります上水道についてですが、中伊豆地区の八幡にありまます配水池裏山の崩落による二次災害の危険性が緊急かつ重大であると思ひまます。この施設は35年くらい前に建設され、老朽化も進み、貯水量400トンという小さいのに給水量は日量約1,200トン、給水戸数930戸余り、およそ3,000人の人たちがこの水道によって命の糧としているわけでありまます。現状は把握されていると思ひまます、風水害、地震等でタンク本体や送水管に被害が及べば大変な二次災害になる可能性がありまます。今後の対策について、早急なる実行計画を伺ひまます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に答弁をお願いします。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） ただいまの杉山美央議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、災害時のライフライン確保は最も重要であり、優先すべきものと考えております。このたびの台風被害は伊豆市にとっては痛恨のできごとであり、新市に大きな試練を課せられた思いであります。この経験を踏まえ、災害に対して行政はもちろんのこと、市民の皆様にもあらかじめしっかりとした対応策を整えていただく必要があることを改めて痛感いたしました。

ご質問の主要道路の迂回道路の再検討は今後の道路網整備を進める上で配慮しなければならない重要なことと考えております。また、農林道の倒木、崩土等による通行不可能な路線は崩土除去及び倒木処理については、応急処理でほとんどの路線で通行可能となっております。今後の災害復旧事業として、今月中旬に災害査定を受けまして、順次復旧工事に取りかかっていきたいと考えております。また、小規模の被災箇所につきましても、順次補修工事に対応していきたいと考えております。

なお、農林道の被害につきましては、人工林の倒木による山の崩落がほとんどであります。今後、森林整備のあり方についても皆さんと一緒に議論していく必要があるかと思っております。

さらに、崩落現場の配水池二次災害の危険性と安全なライフラインの早急な対策については、八幡配水池裏山の崩落箇所につきましては、今後落石の危険性もあることから、早急に防護柵を施工し、二次災害の防止を図っていく予定であります。また、17年度に認可計画を作成する中で、新配水池建設を具体化させ、より安全で安定した施設の確保に努めていきたいと考えております。

総合的には、伊豆市地域防災計画を年度内に作成するよう、県と協議をしながら進めています。伊豆市地域防災計画には、自主防災組織育成計画が盛り込まれており、活動内容、市の推進方法が明記されております。さきに発生した台風22号、23号においても、市全域に被害が及び、自主防災組織、地域住民みずからの防災活動が非常に重要であることを認識いたしました。今後も地区の実情に合った自主防災組織への推進指導を進めていくよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

14番（杉山羌央君） 杉山です。

前向きな答弁をいただきました。

さらにつけ加えますと、県道12号線、柳瀬地区で大崩落による通行止めは冷川地区の通勤、通学の混乱のみならず、伊豆市の東の玄関口として観光産業や商工業活動に大きな痛手をこうむりました。迂回路が狭いために、大型車両が不通であり、大変なイメージダウンとなっ
てしまいました。

そこで、当初の計画どおり一般県営農道が完成していたならば、これほどではなかったと私は残念でなりません。県の財政事情が厳しいことは承知しておりますが、市の当局の方で一般県営農道の今の工事の進捗状況、また今年度、来年度等の予定がわかりましたら説明いただければと思います。

また、湯ヶ島地区と中伊豆地区を結ぶ重要な路線であります矢熊筏場線も天城北道路へのアクセスとして、また伊豆市の横断道路として、また地域間緊急道路としての役割を持つと考えますが、これから斎場建設の構想ともあわせて交通アクセスについて再度検討をしていただきたいと思います。それにつきまして、所見がございましたらお願いをしたいと思います。

それから、配水池の件ですが、先ほども言いましたように、水は命でございますので、一たんとまってしまうと一日や二日で回復するというような問題ではないというのは皆さんもご承知のとおりでございますので、地元としても、また市民としても協力すべきはして、一日も早く完成をお願いしたいと思います。今の所見をもう一度お伺いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

県道伊東修善寺線、冷川地区の大崩落は大変でございました。ご質問の一般県営農道の進捗状況についてでございますが、これは観光経済部長から、それから矢熊筏場線につきましては、合併協議会の中で一応採択されておりますので、いずれ計画をしてつくりたいと思います。補足を土木部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは、まず観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 県営一般農道につきましての状況をお話しさせていただきます。

す。

県営一般農道につきましては、今年度県道から持越の集落へ通じる冷川の左岸側の持越大橋との取り合い道路の区間の開設、あそこへつながるということですね を今行っております。それと、舗装まで進めてしまうということでございます。

それから、この城地区の道路拡幅と改良、それと橋、そちらへ入っていくということでございます。それ以後の計画につきましては、西地区から県道へ出る箇所、それから上和田の入り口から田代へ抜けるルートと、それは第2期工事になりますけれども、そのような形の中で今後進んでいく予定であります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、土木部長。

土木部長（土屋 亨君） それでは、矢熊筏場線のご質問ですけれども、今、議員ご指摘のとおり、大変重要な路線だと思っております。合併前は天城北道路へのアクセス道路ということで、同盟会を通じて整備の願いをずっと続けてまいりました。今後ももちろん続けていくつもりであります。合併して今までの状況ですと、実はいわゆる東から西につなぐ道路の整備については、矢熊筏場線と伊東西伊豆線とありますが、2つあるわけですね。

それで、県の土木事務所あたりの考え方をこの間伺ったところがこういう状況であります。いわゆる財政状況でありますので、とりあえずどちらか一本に絞ったらどうだというふうなお話がありました。確かにそのとおりだと思います。伊東西伊豆線の方は一応認定上は主要地方道ということになっております。矢熊筏場線の方については、あそこら辺はほとんどが林道ということになっております。

ただ、位置的に見まして、矢熊筏場線の方が里に近いとありますが、それから天城北道路の月ヶ瀬の方のインターにも非常にアクセスが近いという地理的な条件がありますので、市の方としてはどちらか比較すれば矢熊筏場線の方の整備が先ではないかなというふうに考えておりましたところが土木事務所の方もややそういうふうな意向でございまして、今後はどちらかやめるということではないんですが、矢熊筏場線の方にやや優先をして整備を進めていただくような手続とありますが、お願いをしていこうと思っております。ただ、前提として林道を市道に認定がえをしなければいけないというふうなこともありますので、時期が来たらその辺のお願いをしようかと思っております。

それから、ついでにちょっと申し上げて恐縮ですけれども、市全体の市道の認定の再編とありますが、それを予定しております。大分時間がかかることだと思いますけれども、先ほ

どの迂回道路については、そういうふうな路線の認定、これは農林道も含めてのことになると思いますけれども、そちらの方を進めながらしっかりとした迂回道路の検討もしたいと思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで杉山議員の質問を終了いたします。

鈴木基文君

議長（遠藤正寿君） 次に、2番、鈴木基文議員。

〔2番 鈴木基文君登壇〕

2番（鈴木基文君） 2番、鈴木です。

それでは、一般質問をさせていただきます。

件名は伊豆市発展のための各種団体の連携について、これについて市長さんにご質問いたします。

非常に伊豆市の合併はうまく進んでいると、県の方でも高い評価を得ているようなのですが、問題は合併がこれからどういうふうに市民生活にメリットを与えていくかと、そのあたりになってくと思います。今までの一般質問の中でも皆さん大分質問されていますが、この合併によって行政のスリム化、効率化を図って、財政の経費の削減、その方向のメリットという一つの重要な部分があると思います。もう片方にこの合併によって、産業や市民生活の活性化、それをどうやって行政が図っていくか、進めていくかという部分も非常に大事な部分になってくと思います。それで、これまで私はいろいろ行ってきました活動を通しての経験上から、これからの伊豆市の発展のためにいろいろな形の連携が重要な役割を担ってくるのではないかというふうに考えております。

それで、まず1つ目に各地区ごとにあります団体、これは商工関係でありますとか農林関係、あるいは文化関係、いろいろな団体がありますけれども、その団体間の共同の事業や、あるいはそれを進めての統合、これに対して市としてどのような支援や指導を考えているかということをお聞きしたいと思います。

2つ目に、今度は異業種間、例えば農業と観光、あるいは医療と観光、商業と農業と、いろいろな連携の形を今でもかなり積極的に進められているとは思いますが、この連携

に関しての市としての基本的なお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

伊豆市内には多くの団体が存在し、それぞれの事業を展開しながら、産業や文化の育成、市の活性化等の役割を担ってきております。今後は団体の統合や団体間の連携を進めていく必要があると思いますが、これらは各団体相互でそれぞれ話し合い、みずからの考えで方向づけをしていくべきであると思います。いわゆる自己決定、自己責任でございます。市としても、関係機関と連携して情報の提供やそれぞれの団体が情報交換をする場をつくっていくなど、お手伝いをしていきたいと思っております。

それから、異業種間の共同事業についてですが、これは今後の伊豆市にとって大変将来的に重要な部分だと思っております。特に農業と観光、農業と商業は新たな産業おこしにもつながってくると思いますし、景観保全や地産地消の面からも伊豆市らしさを演出できるキーワードになるのではないかと考えております。また、医療を含めた形では、現在進めているウエルネス産業としてぜひ確立をさせていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、いろいろな形の連携を進める必要があると思っております。その中で行政でやること、それから民でやることなどの役割、目的を明確にし、協働、コラボレーションですね、協働の考え方で取り組んでいく必要があると思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 鈴木議員。

2番（鈴木基文君） 2番、鈴木です。再質問させていただきます。

これまで行ってきました県との協働の事業の中で、県の方がこの事業に対してどの程度の成果があったかという評価があるわけなんです、その評価の中で前に言われたのは、いろいろな一つの補助金が出る事業の中でも、県下の中でいろいろな事業をやっています。その中で順番をつけていきますと、先ほど市長さんの言われたコラボレーションの形でどの形が一番効果的だったか。

まず、一番だめだったのが民間だけで県の補助金をもらってやる。これが民間が主導でやるのが一番いいのではないかと僕は思っていましたけれども、これが一番だめなんです。2

番目が行政だけだった。3番目というのは一番よかったのは行政と民間がうまく結びついて一緒にやれた事業、これが非常に大きな成果を得ている。今、この質問をしましたのは、例えば先ほどから職員の人員の削減のことなんかも出ていますけれども、100人一遍に減らせないんだったら、それではこの人員をもっとそういう効率的に動かせるところに配置し直して、もっと活性化のために本当に動ける部署というか人材、そういうものをもう少しつくってもらえたらもっとうまくいくんじゃないかなと感じているところも非常に多くあります。

ということで、ここの各団体ごとの連携の中に市の職員というものが当然重要な位置を占めると思いますので、市と民間の本当のこれからの協働をうまくできるような体制づくりをぜひ市の方をお願いして質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 答弁は必要、いいですか。

2番（鈴木基文君） すぐここで部署をつくるって答弁していただければいただきたいと思いますが。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 大変貴重なご意見をありがとうございます。

行政と民間の協働が一番よかったということでございますが、いろいろこれからご提案いただきまして、やれるところからやっていきたいと思っております。大変ありがとうございました。

議長（遠藤正寿君） これで鈴木議員の質問を終了いたします。

飯 田 宣 夫 君

議長（遠藤正寿君） 次に、15番、飯田宣夫議員。

〔 1 5 番 飯田宣夫君登壇 〕

15番（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫でございます。

私は伊豆市の自主防災体制、アウトソーシングを市長に、IT教育につきまして室野教育長にお伺いする予定でありましたが、午前中来自主防災体制ということにつきましていろいろなご質問が各議員からございましたので、ここでは私は省略させていただきまして、後ほど再質問で2点ぐらいお聞きするというふうにとどめたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、2番目の伊豆市のアウトソーシングにつきまして、お願いしたいと思います。

行政の効率化を図ったり、自治体が直面している深刻化する財政危機を考える中、アウトソーシングを進める動きが活発化してきています。これからは歳出の抑制など、重要な問題を行政が主体的に進める事柄と民間に委託すべきことの使い分けをしていくことは大変重要な課題だと考えます。今後、伊豆市としてアウトソーシングをどのような観点から検討されるのか、その導入を図る際はどのような方法で決定されていくのかをお伺いしたいと思います。

3番目として、伊豆市内の各小・中学校にもパソコンが配備されておりますが、これらを活用した情報教育はどのように実施されておりますか、お聞きしたいと思います。また、インターネットを利用する場合、よい点や問題となる点があると思いますが、今後教育現場ではいかなる指導をしていくのか、教育長にお伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に対して答弁を願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 1番目の災害についてのご質問は後ほどということで、2番目のアウトソーシングについてのご質問についてお答えいたします。

アウトソーシングを積極的に推進する目的は、民間企業のいわゆる競争原理や民間技術を活用することにより、より効率的な行政運営を推進することであり、それには行政のスリム化と平行して進めていかなければならないと考えております。ご質問はどのような事業を民間に委託して、その受託業者はどのような方法で決定されるのかということかと思いますが、まず対象とする事業は民間に委託した場合、企業としても採算がとれるという事業ということになるのではないかと思いますし、現在具体的に進めているのは市営施設などの管理運営委託があります。また、その決定方法ですが、市営施設につきましては条例化されておりますから、選定委員会をお願いすることになりますが、通常は指名競争入札、あるいは業者から経営方法の提案を受け、事業者選定委員会を開催し決定するということになると思います。いずれにいたしましても、国の方では官から民へというようなことを言っています。地方自治体もそういう方向で考える時代が来ているというふうに思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、教育長。

〔教育長 室野純司君登壇〕

教育長（室野純司君） それでは、伊豆市IT教育の現状についてお答えさせていただきます。

今日、社会のさまざまな分野で情報化が進展し、これまでもいろいろなメディアにより伝えられてきた情報が電子化され、情報通信ネットワークを通じて簡単に発受信できるようになってきています。こうした傾向が急速に進み、どんどん高度な情報通信社会に向かっていきます。恥ずかしい話ですが、私などにはとてもついていけないというのが現状でございます。

こうした高度情報通信社会の進展に対応する上で、児童・生徒の情報活用能力の育成や教育の情報化が重要な課題となっております。文部科学省でも平成10年に告示された学習指導要領で各教科等の指導にあたり、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用を明記しております。また、中学校の技術・家庭におきまして、情報とコンピューターの学習を必修内容としております。

伊豆市の現状を申し上げますと、それぞれの学校で年間計画を作成し、学年に応じた指導を進めてまいっております。上級学年になるに従い、調べ学習や共同学習を通じて情報を的確に収集し、操作したり、伝えたりするといった情報活用能力の基礎を養うこと、また各教科においてもコンピューター等の情報手段を適切に利用することをねらって、情報教育の時間を総合的な学習の時間などに位置づけ、指導してきております。総合的な学習のプレゼンテーションの作成や発表、あるいはまとめなど、多くの学校でコンピューターを現在活用しております。

学校によりましては、パソコンの専科を置きまして、各学年の指導に格差が生じないようにしている学校もございますけれども、担任の指導に任せている学校もございます。その点では、今後指導者によって格差が生じないような工夫を各学校をお願いしていく必要を感じております。

インターネットへの対応では、懸念される影響への指導や情報倫理ガイドラインについても発達段階に応じた指導を組み入れ、佐世保のような事件の起きないように配慮もしております。伊豆市ネットワークを主体とした今後の活用につきましては、学校間のテレビ会議など、市内や国内外との交流、総合的な学習の時間における掲示板の活用、学校同士協力での課題追求など、今後各校で研究しながら活用を図っていただこうと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 再質問をお願いしたいと思います。

まず初めに、1番の自主防災のことにつきましてなんですが、先ほど午前中からずっと皆様方のご質問の中でいろいろお答えが出ているわけですが、私が一番感じるのは、こういう今回の我々の方の災害もそうですが、新潟の地震につきまして、自分の身は自分で守るとするのは、これは原則だなということをつくづく感じました。そのためには、地域の自主防災、細かく言えば各町内会の自主防災、そういった形が一番大事になってくるのかなというふうに思っております。

そして、それに市として先ほど来出ています、そういったどういう形の自主防災体制をつくったらいいのかなというもののマニュアルを各地域で指導的なことをしていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思いますし、これはぜひやっていただきたいなというふうに思います。その点につきまして、まだ非常にやる気のある、頑張っているところにはお金を出してやらなきゃいけないというのが基本だと思います。そういったときに、自主防災に関して各地域で一生懸命やられているところには、それなりの助成を出してあげると、あくまでも均一的な助成ではなくて、頑張っているところには出すよというような、そういう姿勢がこれからは大事ではないかなというふうに思っております。ぜひこの点につきましては、そういった形をお願いしたいなというふうに思います。

もう一つは午前中市長がちょっとお答えになりまして、答弁の中でありました。コミュニティFM、これは情報伝達の方法として私の聞いている範囲でもなかなか有効なものだというふうに聞いておりますし、この辺の研究はして、至急そういった形になっていただければなと。午前中、各公民館のかぎを市役所員があけに行くという話がありましたけれども、現実には災害の最中にそんなことができるのかなと。やはり地区の人たちが公民館に一番近い隣の方に連絡ができる方法があるならば、その方にかぎを預けておいてあげてもらう、そういったことを考えていくのが一番効率的であると。そういった自主防災の体制をこれからは考えていかなきゃいけないのではないかなというふうに思います。

そういったことは、これからイントラネットも整備されていくでしょうし、双方向のそういうことが可能になってくれば、電子管理みたいなこともできるし、先ほど来、午前中来ています庁舎の問題、そういった管理の問題もある程度カバーできる。早くその辺の整備は前々から私は意見を出させてもらっていますけれども、そういった双方向でやることができ

る設備をぜひとも多少お金がかかってもやるべきだなというふうに考えます。

その次に、2番目にご質問をさせていただきましたアウトソーシングの件なのですが、2000年の資料だと思うんですけれども、この委託料、全国の自治体の平均が歳出の総額に対して5.7%ぐらいが既に各地域の自治体ではあるらしいんですね。その点、伊豆市ではどの程度の全体の歳出総額に対して、今すぐお答えできないとは思いますが、その辺いわゆる現状としてはどのぐらい委託料を出して、外注しているのかなということをまずちょっとお聞きしたいということです。

それと、住民福祉の向上と公共サービスの提供というのは、このことでこういったことの行政というのは行われると思いますし、そういった水準の設定は自治体がやるべきだなというふうに思いますけれども、この辺は各自治体の中だけで判断していくと、なかなかこれは先に進んでいかないのではないかなと。要するに、これは構造改革という問題も含めますし、来年度の要するに財政の削減という問題にもずっとつながっていくわけですね。その一部をなすと思うんですね、このアウトソーシングという問題は。だから、その辺につきましても、もう少し突っ込んだ市長のお考えをお聞きしたいなと思います。

それと、我々住民にとっては一つの事業を民間がやろうが自治体がやろうがどちらでも構わないわけですね。要は結果的に質の高いものでコストが安くできる方法を見つけていけばいいわけですね。その辺方向で行くことがこのアウトソーシング導入だというふうに思いますので、ぜひともいろいろな形で、一つのイベントなんかでもそうなんです、行政が本当にやったのがいいのか、焼却炉の問題、給食センターの問題、統計的には確かに答えは出ているんですね。大幅なコスト削減ができていところはいっぱいあるわけですね。そういったことを積極的に導入をしていただきたいというふうに思います。

一応2点につきまして、この点につきましてもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。
議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

自主防災については、大変貴重なご意見をありがとうございます。何とか頑張るところへは補助金を出せるようにしたいと思いますけれども、全体の枠でどうなりますか。

それから、コミュニティ伝達のことについては、FMが最近ちょうどタイミングよくそういう発表がありました。前にもFM三島からこちらで田方というような案もあったように聞いております。それから、この伊豆市では旧3町の方は有線放送が入っています。加入者がないと聞けないわけですが、有線放送が大変便利をしているということ。それから、

土肥地区では同報無線を使ってやっているというようなことがありまして、これは担当の方に私が指示をしてありますのは、これからの行政、あるいは地域の情報伝達方法として何がいいのか、もう一回原点に立って考えてくれと、いろいろコストだとか何とかあるけれども、いろいろな多目的なことがあるんじゃないのかと。もっと言うなれば、今は音声で伝える部分が多いわけですが、映像の部分もある、あるいはテロップで文字を流すというようなこともある。いろいろな可能性があるんじゃないか。将来にわたって、これは同報無線なんかも今1自治体、1周波数ということになっている。4町あわせるとそれをまた1周波数にしるというのが国の方から出ていますけれども、しばらく突っ張ろうというのが静岡県の市長会の決議事項です。大変お金がかかるんですよ。あれは少ないですから、改定すると10億ぐらいかかると言われていますね。それから、新しい技術ですから、デジタルにすればいいとか、だから宅内装置があるとか、いろいろあるわけですが、大変お金がかかるので、ちょっと待とうと、私も待って新しいそういう情報の検討をしていくということをついこの間出したところでございます。

それから、ご質問のアウトソーシングの歳出に対する率ですが、大変申しわけありませんが、今現在詳しくわかりません。後ほどご連絡申し上げます。

それから、アウトソーシングのやり方についてということですが、議員おっしゃるとおりだと思います。いかに少ないコストで高いサービスと申しますか、いい結果を出すか、そのプロセスにおいてはいろいろな方法があると思います。質の高いサービスというのはどういうものか、お金をかければ細かいサービスができるのは当然でございます。少ない金額で高いサービスというのは、そのさじ加減というのは千差万別、それぞれみんな違うと思うんですね。このぐらいの金額でこのぐらいやったら私は満足するという方もおいでになりますし、もうちょっとお金を出してももっとサービスしろよと言う方もおいでになると思います。この少ない金額でもっと大きなサービスができるというのは、相当知恵を、あるいは汗をかかないとできないのではないかと思います。そういうことを検討しながら進めていく必要があると思います。行政だけでなく、皆さん方の知恵でもって少ないコストで高いサービスができるような行政体を目指したいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 続きまして、教育長の方にまた再質問をちょっとさせていただきた

いんですが、先般の皆様方も報道されていることをご存じだと思いますが、日本の教育が非常に落ちてきているということが発表されております。それはご存じの方はフィンランドが要するに数年前から教育程度を上げるということで、国力も上げるんだということで、結果的にフィンランドという国は僕もよく知らなかったんですけども、すごい教育力と国力が上がってきた。

それで、日本も考えてみると、日本の教育力が高いと言われたときは日本も元気があったのかなというふうに、その辺が何か比例するようなことを言っておりまして、教育というのは非常に大事だよというようなことを言っておりましたので、ぜひともこの辺について、IT教育というのは情報教育ですが、この辺につきましてはこれからずっと大事だと思うんですね。この使い方によって、うまくもいったり、悪い方向に行ったりということになると思いますし、ぜひともこの辺の教育を私たち議員もそういった現場を見る必要があると思うんですね。

私の情報だと、伊豆市では狩野小学校が一番情報教育には熱心でやられているということを知っておりますし、その辺につきまして、その辺のこともちょっと教育長に聞きたいんですが、これは伊豆市全体で均等な教育をしなきゃいけないと思いますので、偏っちゃいけないと思いますけれども、現状ではどうせなら狩野小学校にそういうことに熱心な教師の方がおられるんだというふうに私は理解しておりますけれども、ぜひそういう現場を見せていただきまして、また先ほどのイントラネットも双方向ができるような形が早くできれば、本当にいろいろなことに使えるわけですね。わざわざ例えば土肥の方が私の方の修善寺の方まで夜遅くになって塾に通わなくてもよくなるとか、いろいろな面でいいんですが、その辺は重ねてこれは市長にお願いするんですけども、お願いしたいなというふうに思います。

そういったことで、ぜひその辺のことを教育長にお願いして、我々議員にも一応参考になるような形でぜひそういった研修会みたいなものを開いていただけることをちょっとお願いしまして、私の再質問とさせていただきます、質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） 今、議員のご指摘のように確かに各学校では大体パソコンに精通した教員がいることはあります。ただ、本当に精通しているかどうかということは差がございまして、今のお話の狩野小学校ではたしか教頭が非常にパソコンについては理解がございまして、各学校それぞれパソコンにかなり精通した教員がおりますので、どこの学校をごらん

になっていただいてもこれは構わないだろう。特にご存じのように、修善寺中学校あたりでも先般行いました総合会館での発表会のときには、これは3年生の総合的な学習ですけども、これもすべて最後のプレゼンテーションはパソコンを利用して子供たちそれぞれが作成して発表している、こういう実態もございます。

それから、ただ私が懸念されますのは、パソコンはあくまでも一つの学習を効率的にやる手段かなと、それ自体は目的ではないと考えておりますので、それだけに時間をとるわけにはまいりません。本当に基本的な学習習慣というのは、パソコンを使わないで手で実際に書いたり何かしながら勉強していくということが一番の基本になるだろうと、そんなふうに思っております。

実際に、今ネットワーク化が進んでおりまして、試しにということで前回天城の月ヶ瀬小と湯ヶ島小だったでしょうか、7月の末に授業をパソコンを使っての交流授業というのを実際に実施しております。それが本当にうまくいったかどうかについては、私もその現場におりませんでしたので、よくわかりませんが、今後各学校間のネットワークが整備できると、いろいろな教科においてそれぞれの学校同士が要するに学級と学級で、あるいは学校と学校で生徒会活動のお互いの討論会だとか、あるいは授業の交流だとか、そういうものは今後もどんどん整備されていく、あるいは盛んになっていくだろうと。場合によっては、外国の学校と授業の交流を行うということも今後できるだろうと、そんなふうにも考えております。ぜひパソコンをせっかく今度も大分整備していただきました。小学校によっては1人1台のパソコンを導入できた学校もございますので、有効に活用していくようまた教員には指導していきたいと、そんなふうに思っております。

議長（遠藤正寿君） これで飯田議員の質問を終了いたします。

三 須 重 治 君

議長（遠藤正寿君） 次に、22番、三須重治議員。

〔 2 2 番 三須重治君登壇 〕

22番（三須重治君） 22番、三須重治です。

初日の行政報告の中で、災害復旧と安全な修善寺温泉のまちづくりについては、基本的なコンセプトが議員には示されましたが、住民への周知という点で予定どおり質問させていた

だきます。

最初に、災害復旧計画を一日も早く住民へ伝達をということで質問いたします。

台風22、23号の災害復旧工事の開始時期が来年2月と示されましたが、住民は開始時期よりむしろ完了時期を知りたいと思っています。それはとりもなおさず次の大雨への不安からです。事業主体が国・県のものや補助事業が多く事業完成予定発表には時間が必要でしょうが、住民の不安解消のために区長を通じ一日も早く各罹災箇所の復旧計画を示してもらいたいとお願いするところですが、市長の所見を伺います。

次に、安全な修善寺温泉場づくりについて、台風後再三にわたり被害状況がテレビ放映され、このままでは危険な観光地のイメージが定着するのではないかと心配するところです。したがって、今まさに抜本的な安全対策を施さなければ住民や客の安全は確保できないと思います。決壊堤防の復旧、河床整備、悪水の処理、危険な急傾斜地の改善と枚挙にいとまがありませんが、安全な温泉場づくりに対する市長の所見を伺います。

次に、保育園をもっと入園しやすくということで質問させていただきます。

人口を維持していくのに必要な置換水準は2.08人とされていますが、現状は1.3人程度の出生しかなく、国もエンゼルプランを作成し、対応に追われていますが、出生率向上には全く効果がありません。そんな中、時代にマッチしない条例が保育の実施に関する条例だと思います。この条例は昭和22年発令後、児童福祉法に基づき実施されているわけですが、今まさに改善しなければならない条例の一つだと思います。特に第2条2項は家族労力でやっている自営業者や農家にとってはやっかいです。居宅内に一緒にいたとしても、幼児の子守には1人がかかってしまい、仕事の面では大変なマイナスとなってしまいます。時代に合った対応を強く望みますが、市長の所見を伺います。

よろしくをお願いします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 三須議員のご質問にお答えいたします。

災害後、被害調査を初め道路や危険箇所等、応急的にやらなければならないところを今まで優先的に対応してまいりました。それと同時に、本格的な復旧に向けた準備を進めているところでもあります。今後、国の災害の査定を受けることになっており、これによって復旧方法、時期が決まってくるものと思いますが、それが決まり次第、復旧計画を示していき

いと思います。完了時期がというご質問がありましたけれども、これから見て完了時期がわかり次第お知らせしたいと思います。

なお、県が行う治山工事や河川の工事についても情報が入り次第、お知らせしてまいります。

続きまして、安全な修善寺温泉場づくりについての取り組みについてですが、今回の災害を受け、ご指摘のとおり抜本的な対応が求められております。安全なまちづくりを進める中でも、当該地区の持つ温泉場らしい景観に対する配慮は欠かせないものと考えられ、地域住民の皆様と合意形成を図った上で対応策を練るべきものと考えております。現在、当該地区においては、15年度より引き続いて温泉区を主体にした修善寺温泉場まちづくり検討会議、

- これは区長さん、町内会長さん全員が参加されております - というワークショップを開催しておりまして、住民の合意形成を図るには最適の機関と考えております。この会議の中で安全で、なおかつ温泉場らしい景観に配慮した地域づくりを目指し、早急に協議を進め、河川管理者である静岡県や地域の皆さんとともに合意の形成を図りながら、明確な役割分担の上に地域づくりを進めてまいり所存でございます。

次に、保育園へもっと入園しやすくというご質問についてお答えいたします。

保育所は日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児または幼児を保育することを目的とする施設とされております。保育の実施基準につきましては、平成10年4月施行の改正児童福祉法により、入所の方式が措置制度から利用者による選択利用方式となり、需要に即した保育サービスの提供が利用者の選択により促進される仕組みとなりました。ご指摘をいただきました伊豆市保育の実施に関する条例も平成10年4月からの条例準則に従い制定されたものであります。現在、伊豆市の保育所入所決定につきましては、単に書類審査だけでなく、保護者の家庭事情も十分考慮に入れて決定をしております。これからも子育ての負担感をなるべく少なくし、安心して子供を生み、育てることのできるような環境整備を進めてまいります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 三須議員。

22番（三須重治君） ぜひ答弁のような形でことが実施されるようにお願いします。

ご答弁は結構です。ありがとうございます。

議長（遠藤正寿君） これで三須議員の質問を終了いたします。

ここで休憩をとりたいと思います。15時40分の再開といたします。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時40分

議長（遠藤正寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

内 田 勝 行 君

議長（遠藤正寿君） 次に、4番、内田勝行議員。

〔4番 内田勝行君登壇〕

4番（内田勝行君） 4番、内田勝行です。よろしくお願いします。

通告に従いまして2つほど質問をさせていただきます。

1番目、深刻な嫁不足問題への取り組みについて。

2番目、ふれあいパーティーについて。

まず、初めの深刻な嫁不足問題への取り組みについてご質問をいたします。

私たちの周りを見ますと、未婚の男性が数多く見られるわけでありますが、平成12年度の国勢調査の資料によりますと、概略ではあります、30歳以上の未婚男性が1,386人ということであります。この数字をどのようにとらえるかはさまざまでありましようが、大変重要な数であると私は認識しております。どれほど重要かと数字だけではわかりにくいと思いますので、たとえば説明をします。

仮に1世帯1人といたしますと、1,386世帯の家庭にお嫁さんがいないと、こういう現実だと思えます。また、仮に1,000人の男性が結婚いたしまして、2人の子供をもうけたとします。そうしますと、2,000人の子供が生まれる勘定になります。この2,000人という数字は400人規模の学校でしたら5校分です。そのくらいの大きな数字であるわけであります。本来なら、結婚しても何らおかしくない男性たちであります。現在、伊豆市を立派に担っている男性がこんなにいるわけでありまして、これを自然任せにしておくというのは大変もったいないわけであります。私は本腰で手を差し伸べるときが来たと思えます。この現状をどうとらえているのか、また今後どのような取り組みができるのか、市長にお伺いをいたします。

2 番目のふれあいパーティーについてお伺いをいたします。

20年前、既に嫁不足は進行しており、その打開策の切り札として結婚相談所が3町で開設されたと聞いております。しかしながら、今日までパーティーを含め胸を張れるような結果には残念ながら至っておりません。大変酷な言い方をしますと、この状況が延々と続くのであれば、結婚相談の会そのものの存続の意味がありません。この事態をどのように受けとめているのか、お伺いをします。さらに、パーティーの後の反省会の中で新しい企画が出ます。しかしながら、すべて予算の壁にはばまれ、消滅してしまうのが現状であります。今後、予算をあわせた抜本的な改革を押し進める考えはあるのか、この点についてもお伺いを願います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） ただいまの内田議員のご質問にお答えいたします。

現代の日本は少子高齢化、核家族化、男女平等参画の推進など、我が国の生活様式や価値観が大きく変化してきていると思います。このような生活様式の変化や社会環境の変化は多方面に影響を及ぼし、例えば女性の社会進出とともに自立する女性が増加することにより、結婚が遠のき、少子化にも影響することや、経済情勢の悪化により、結婚への不安を抱かざるを得ない状況が生まれていることも確かです。

伊豆市におきましては、乳幼児医療費助成、出産祝い金、幼児や母親同士の交流の場の提供、子育ての不安や悩みの解消のための保育士や保健士、栄養士による相談事業、そして放課後児童クラブなど、嫁不足の原因をいろいろな観点から検証し、家庭の営みを大切にする方策を考えてきております。

ここで、嫁不足に端を発した結婚相談につきましては、伊豆市合併前から行われてまいりました各町の取り組みでは、相談員さん同士の紹介や仲介により、個人の秘密を守る点からも成果の公表は控えられてきたと思われます。しかし、着実な実績を上げられてきたと聞いてもおります。

次に、ふれあいパーティーについてですが、発足当初は結婚式場とタイアップして会場の提供を受け、イベントを開催し、会場提供者は新たなカップルが結婚式を挙げてくれることを期待していたと思われます。その際にも、カップルの追跡調査などは極力避けて見守って

きた経緯がございます。現在では、いろいろと趣向を変えながらパーティーを計画しているようですが、来年度以降は民間イベントの手法も取り入れたいと考えております。

なお、予算につきましては、大変厳しい財政事情の中、工夫をし、余りお金をかけず、よりよい出会いの場の創出に努める所存でございますので、ぜひご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 内田議員。

4番（内田勝行君） 再質問をいたします。

1番、2番は関連があるものですから、一つにまとめて質問をいたします。

確かに、おっしゃるとおりこの問題は個人の問題であり、またプライバシーの問題でもあります。他人からの深入りということもなかなか不可能でありますし、そのことも容易に理解をしているわけでありますが、現実の問題として私の知る限りでは、どの家庭もお嫁さんを大変欲しがっておるわけでありまして、切実な思いというのが一方にあるわけで、その辺の理解も私たちは皆さんに同情だけではなくて、きちんとするような方策というものもやっていかなければならないと、これも市政の一つの仕事であろうと、本人任せ、家庭の自然任せ、これは私はよくないと思います。

それから、パーティーについて私も相談員の経験があるわけですが、結構実りの出そうな発案が出ます。私も幾つか発案しました。先ほど申し上げたように、140万円の予算では到底できません。その旨よく理解しています。ただ、予算、予算というだけではなくて、新しいことをやってみる、そしてその結果をまた議論する、反省する。そういうことも私は必要だろうと考えます。やらないでしていろいろけちをつけるというのも私はどうかなというふうに思います。

いずれにしても、これは嫁を求めている男性の家庭の問題でありまして、ほうってはおけないと、私はそういうふうに考えています。ぜひともこれを推進していただきたい。

以上で質問を終わります。

議長（遠藤正寿君） これで内田議員の質問を終了いたします。

小 野 忠 宏 君

議長（遠藤正寿君） 次に、20番、小野忠宏議員。

〔20番 小野忠宏君登壇〕

20番（小野忠宏君） 20番、小野忠宏。

私は安全という見地から質問をさせていただきます。

安全は永遠の課題であるというふうに私は認識しております。しかし、歴代の総理大臣ですか、人の命は地球よりも重いなんていうことを言った人もおりますけれども、ただ安全なまちづくりのためには、大きなお金がかかることは事実でございますが、しかしいろいろな課題が並列に行われていかなければならないということを考えていきますと、安全を確保するために年数をかけて一つ一つ目的を達成していかなければいけないんじゃないか、このようには理解をしておるわけでございます。

そこで、安全はすべてに優先すると。すべて安全が確保されていてこそ、前に進めるんだと、安全なくして真の発展はない、こういう観点に立って質問をさせていただきますが、まず1つ目は安全行政に関して市長の基本的な考え方といいますか、安全行政に関する哲学、これをお伺いしたいと思います。

それから、2つ目、これは具体的でございますけれども、1つ住居への救急車、消防自動車の接近ができない、本当に玄関の横づけということではなくても100メートル、200メートル近くまでしか接近できない、現在そんなようなところがあちらこちらにございます。そういったものをどのようにしていくか、今後どのように対策をしていかなきゃいけないか。

それから、住居に接近した地点の土砂の崩落、がけの近くに家があるとか、こういったようなところがあちらこちらに見えますけれども、これの崩落防止、家ができちゃっている以上は何とか安全は確保してあげなければいけないというふうに思うわけです。

それから、交通量の多い市道の側溝なんかによく車がばんとはまり込んでしまうとか、そういうようなことがあります。こういったことをどうやって防止していくか。

それから、道路に接近した大木、伊豆市は木がいっぱいございますけれども、道路を走っていますとあちらこちらで道路に木がせり出していますね。こういったものが台風のとくに枝がぱっと折れて被害をこうむる、こんなようなことが予想されるわけなんです。こういったものの対策。

それから、学童、保育園児、こういった子供たちの通学、通園路の安全確保、こういったようなことも大変重要なことである。このように考えます。

さらには、先ほどから話が出ておりましたけれども、現在伊豆市の中に消防団、自主防災

会、あるいは私は旧修善寺町の出身でございます、旧修善寺町では消火班なんていうのもございましたね。こういったようなものが別々の何か組織になっておるんですが、こういったようなものを本当にそのままいいのかどうか、こんなようなことの疑問がいろいろ私はあるわけです。こういったことの今後の対策をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 小野議員のご質問に答えます。

安全に関する私の哲学ということですが、大変難しいですね。行政として私は前々から申し上げていますように、安全、安心はやはり第一優先だと考えております。しかしながら、100点満点がとれないのも事実でございます。どうしたらより安全なまちづくりをできるかと、そして安全の上に活力のあるまちづくりをしたいなと思っております。到底私1人では安全、安心のある伊豆市はできません。議員の皆様、市民の皆様、全員で安心、安全のまちづくりにご理解をいただき、ご協力をいただかなきゃできないことだと思っておりますので、微力ながら啓蒙等、できる範囲で努力をしまいたいと思っております。それが哲学といえますか、今私の考えているところでございます。

安全なまちづくりといたしましては、災害、交通、犯罪、消費者の安全、食の安全など、いろいろ考えられるわけでございます。市では各分野において計画を策定し、事業を推進する必要があります。中でも最も優先して策定する必要がある伊豆市の地域防災計画については、現在県との事前協議を実施しているところでありますが、今回の台風被害や新潟県中越地震を踏まえて、さらなる見直しを図り、防災会議へ諮っていきたいと考えております。

また、事業の推進については、地域住民との対話を重視し、より効果的な事業を計画の上、的確な事業執行が必要であると考えます。また、整備したものを市民の方が有効かつ正しく使用していただくことが大切であり、行政はこれらに関しても地域住民との対話をさらに進め、周知徹底を図ることが責務であります。しかし、これらの徹底を押し進めるには、市民の方にもふだんから危機意識を持ってもらう必要があります。市民の安全に対する意識の高揚が重要であります。常に各個人が個々の状況、家庭、家族の状況、地域の状況を把握し、いざというときに素早く対処ができる、いわゆる自分のことは自分で守る、地域のことは地域で守る意識を持つことが何よりも大切であると考えます。

今後の対策としましては、接近性確保という点で緊急車両が通報先への迅速な到着ということについては、市民の生命、財産を守るための第一歩と考えます。そこで、市では道路の改良、延長及び拡幅の事業等、随時進めてきておりますが、この何せ広い伊豆市でありますので、事業実施が十分にできているとは言えません。しかしながら、田方消防本部及び西伊豆広域消防本部の各消防署におかれましては、緊急出動時に正確な通報先の把握やより迅速な到着に努められており、行政の不十分な部分を消防署が補っている状況もございます。今後も市といたしまして、道路の延長、拡幅の事業を順次進め、行政と消防の連携強化に努め、市民の生命、財産を守っていきたいと考えます。地域の方々のご協力をぜひともお願いいたします。

次に、崩落防止の観点から、今回の台風被害でも市内各所で土砂崩落により多くの家屋が被害を受けております。この中には、市有地と民有地が接しているところがあり、市も対策を講じているところではありますが、多くは民地と民地が接しているところでもあります。今、国や静岡県でも緊急治山事業や急傾斜事業の指定を改めて行うなど、対策を進めておりますが、この事業に指定されないものがほとんどであります。現在、市ではこれらの事業から漏れるものなどに一定の基準を設け、該当する住宅には補助制度を検討しているところでございます。しかし、本来個人の財産は個人が守っていくことが我が国の原則でありますので、事前の住民みずからの安全対策が必要であると考えております。

次に、車の脱輪防止についてですが、緊急車両の接近性の確保という項目で申し上げましたとおり、道路の改良、拡幅については順次実施してきております。地域住民との対話を持ちながら進めていきたいと考えます。

次に、大木対策につきましては、伊豆市にはご存じのとおり森林が約83%もあり、年々樹木も成長し、あるいは一部老衰化しております。市道、農道及び林道にかかる枝が後を絶たない状況であります。

そこで、道路にかかるものにつきましては、適時所有者の承諾を得ながら、枝打ちをさせていただいており、中には伐採させていただくこともございます。しかし、市内全体の対策となりますと、所有者のあることでもありますし、相当な費用も見込まれます。対策の必要なものからこれも順次対処していきたいと考えております。

次に、通学路の安全確保につきましては、さきに申し上げましたとおり、歩道整備を含め道路の改良、拡幅等の事業を順次進めているところであり、交通安全の方面からも大仁警察署による交通安全教室、交通安全協会や伊豆市交通指導員を中心とした街頭指導など、児童、

園児及び運転者への啓発活動を実施していただいているところであります。一方、防犯の面では近年日本全国で多岐にわたる凶悪な犯罪、大変知能的な犯罪が横行しております。市内でも不審者に関する通報があるなど、子供たちの安全が脅かされております。これらの犯罪から身を守るため、伊豆市生活安全条例などにに基づき防犯ベルなどの安全機器整備の推進を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） 安全に関する哲学に関して、ほぼ私と同じような考え方を出示していただきまして安心しました。よろしく願いいたします。

次の件でございますが、安全ということを大きく3つくらいに分けますと、住居の安全、それから食べ物の安全、それから交通安全、大体そんなことになるんじゃないかなど。そのほかに誘拐がどうだとか犯罪がどうだとかとありますが、これは治安というような全く別の、治安に関しては国とか県とか、そっちの方がほとんど100のうちの99まではそちらの方かなというような感じがしますので、この住居と食と交通、この3つ、その中で特に重要だと私は今ここで取り上げていきたいのは住居の安全ということでございます。

この住居の安全ということで、これを少し掘り下げてみますと、江戸時代、明治時代からずっと住んでいる家が何か救急車も近くに行かれない、100メートル先までしか来れないなんていうところがあちらこちらに見えます。それから、畑の真ん中に家があって道がない。土手の上を歩いている、こんなところもございます。これは市長のお膝元の瓜生野の裏の方へ行きますと、私はそんなところも見ましたが、こんなところがあるんですね、本当に現実に。こういったところをそのまま放置しておいたり、先ほど市長の回答の中に民民のということで、なかなか勧告もできない、何もできないというようなことなりましたけれども、安全という立場だけは何とかしなきゃしょうがない。生活道路をそこに入れる、そういうことをその土地、地権者とか何かをしっかり勧告をする、そして本当にコミュニティだよと、そういうことの徹底をやっていくべきではないのだろうかというふうに思いますし、大昔からそこに住んでいる人の家が救急車、消防自動車近くまで来れないというのも、これも恥ずかしい話で、あちらこちらにあるようなんですが、これも何とかしていかなければいけないなというふうに本当に私は思います。

それから、さらに日本の国の高度成長期に入るちょっと前あたりから団地というのがだんだん、だんだんできるようになってきてまして、伊豆市の中でもちょっと見渡してみますと、

修善寺地区では牧之郷の方に緑ヶ丘だとか芙蓉台、それから修善寺ニュータウンだとか、中伊豆の方へ行きますとパールタウンというんですか、それからシダックスの近くにあります大京の辺の団地、いろいろ団地がございます。こういったところの団地は大資本とか何かはっきりした財政があって、はっきりした会社が開発をやったところはまあまあになっておるわけなんです、場所によりますと開発した会社がどこかへつづれちゃっていなくなっちゃって、管理会社もあれやこれや何回も変わっている。何かそんなようなことのようなんです、特に今その一つが修善寺ニュータウンなんかその一つの例だと思います。

あの中をちょっと回ってみますと、大変これはこのままでいいのかなとそういったところの新しい団地のところは管理会社があって、今現在まがりなりにも管理会社があると思います。管理会社があって、それからその地域の自治会がどのくらい積極的かどうかわかりませんけれども、いずれにしても自治会があって、それと伊豆市の行政、この3つがかかわって、まさに三位一体で安全ということを確認していかなきゃならない。そういうようなことが私は感じておるわけなんです、ただ行政、管理会社があることだからどうのこうのと言って逃げてないで、そこに住んでいる人たちの安全だけは確保する、安全ということだけは避けて通れないよということを私は感ずるわけです。

そんなことで、そういう不便なところを考えると、特に新興団地の管理会社がそれなりにまがりなりにもあって、そういうようなところの安全ということに関して、どのように今後考えていかれるか、もし考え方がございましたらご回答いただければありがたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 安全に関する件の再質問でございます。

畑の中、あるいは語弊があるかもしれませんが、古いお宅の接道要件と申しますか、今新しくお宅を建てると接道要件で4メートルということで、一応何とか入れるようになっておりますけれども、旧市街と申しますか、そういったところでは狭いところがございます。そこは地権者、あるいは地元の方のご協力を得ないとなかなかできないわけですが、そういう努力をしてまいりたいと思います。

それから、いわゆる団地と申しますか、新しい新興住宅地についての安全をどうするかということ、議員おっしゃるように、大変懸念される部分がございますが、経過でもお話にあるように、開発管理会社が幾つも変わっていると。それから、幾つかおっしゃられました全部が全部そうではないでしょうけれども、管理の仕方が違っているということで、行政としてはそういう新興住宅地に対する施策としては同じスタンスで取り組みたいんだけれども、

個別に取り組まなきゃならないと、大変悩ましく、頭の痛い問題でございます。しかしながら、安全ということにつきましては、冒頭申し上げましたように第一優先でございます。行政としてはやっていきたいと思いますが、それもそこにお住まいの方たちがただやってくれ、うちの前のところまで広げてくれ、隣のところは行政が交渉しろと言われても、それは大変時間がかかることでございますね。そういうことを考えて、できる限り一步一步やっていくしかないかなと。

それと、安全についても先ほどどなたかがあって、行政も一生懸命やるわけですがけれども、地域でもそういう安全に対する考え方をぜひ進めてまいりたいと、そんなふうに思っています。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） ありがとうございます。

確かにそのとおりで、私もそう思っております。

最後に、安全なまちを目指して、これは安全というのは永遠の課題でございますので、だからといって避けて通れないという観点に立って、安全が重要な課題であるということの一番重要だよということの認識を市民全体に浸透させる、こういうためにも何か安全なまちを目指す条例といいますか、その条例の中には住居の建築場所がこんなところは絶対だめだとか、そういう判断基準、それとか民家の境のところのそういったものに関しては勧告をするぞとか、勧告をちゃんとするよと、そんなようなことだとか、それから道路にせり出している大木なんかがありますね。そういったものはあちらこちらでちょっと気になるなというところ、それに対して景観の点からこれはいいんだよというような意識もあるんですが、景観よりも安全の方を優先すべきだなということから考えますと、そういったものに関しては伐採の勧告だとか、とにかくお願いするということではなくて勧告という程度のことまでは言えるようなことを入れた安全なまちづくり条例といいますか、そういったものを私は提案したいわけなんです、提案をさせていただきたいわけなんです。これで私は3回目になりますので、これで私の質問を終わりますけれども、これに関してのご所見を伺って終わりにしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 安全なまちづくり条例の制定についてどう思うかということでございます。前向きに検討させていただくということで、なかなか突っ込んでいくと微妙な問題が

あるように感じますので、前向きに取り組めますということでご理解いただきたいと思えます。

議長（遠藤正寿君） これで小野議員の質問を終了いたします。

山 下 一 君

議長（遠藤正寿君） 次に、6番、山下一議員。

〔6番 山下 一君登壇〕

6番（山下 一君） 6番、山下です。

私は2点ほど市長にご質問いたします。

1点目は施政方針についてでございます。

伊豆市が誕生して以来、8カ月が経過しました。市として何を重点に推進しているのか、いまだにはっきりわかりません。基本方針は「想像力あるひとづくり」、「だれもが生き生き暮らせるまちづくり」、「住むにも訪れるにも心地よいまちづくり」、「地域の活力を生かしたまちづくり」、「活力の源となる安全で都市機能の充実したまちづくり」、「地域が主体のまちづくり」と、この6項目のまちづくりを掲げてあるわけですが、今まで8カ月過ぎ、この辺の何をしてきたのか、今日に見えるものは何があるということをお伺いしたいということが1つと。

今、17年度の予算を調整中というかヒアリング中であると思えますけれども、ここにおいて伊豆市として特色のある、市民が夢が持てる方針を出すべきだと思いますが、市長はその辺をどう考えているのか、お答え願います。

次に、ホリデーイン伊豆の今後についてでございます。

伊豆市誕生記念行事としてホリデーイン伊豆、これにつきましては1万人の入場者があったとかと新聞に出ていましたけれども、内容を聞きますと賛否両論がございます。中伊豆支所からのバス乗車数が百数十名だとかと出ていましたけれども、地域からの参加が非常に少ない、今後どういう方法で行うのか、旧町単位の産業祭でやっていたとか、健康福祉まつりとか、旧町単位のものに戻す考えはあるのか、お伺いします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 山下議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のように、伊豆市は「人あったか・まちいきいき・自然つやつや 伊豆市」のもと、新市の将来像として議員のおっしゃった6つの基本方針を掲げてスタートいたしました。これは合併するために策定した建設計画の基本方針であり、まちづくりには早急に総合計画をつくる必要があります。したがって、何が重点かわかりにくいとのことですが、当面は合併に当たった4町の約束事項である建設計画の6つの柱、中でも合併後間もない時期ですので、最初の「想像力あるひとづくり」、それから最後の「地域が主体のまちづくり」を重点として市政を推進してまいります。

17年度当初予算につきましては、当面は本年度から継続される災害復旧事業に注力し、市全域の元気を取り戻すことであると考えております。また、本年度予算は旧町の持ち寄り予算であったため、17年度は伊豆市としての実質的初年度であります。環境や道路などの社会基盤の整備や文教施設の建替え等、課題も多くありますが、短期間での事業完了は困難な状況であります。17年度以降も各方面からの意見を十分聞きながら、計画的に事業化してまいります。市民が夢の持てる特色ある方針であります。先ほど来各議員のご質問にお答えしたとおり、財政的には厳しい状況の中、各方面からまちづくりのアイデアをいただき、一つでも多く夢が持てる事業ができるようにしていきたいと考えております。

続きまして、ホリデーイン伊豆の今後についてでございますが、ホリデーイン伊豆はご存じのように11月7日に伊豆市誕生記念祭として競輪公益資金の補助を受けて実施いたしました。伊豆市誕生記念祭につきましては、昨年度の合併準備会でその開催が決定されたところであり、伊豆市振興公社が補助金の受け皿となり、実務を観光経済部が主担当として健康福祉部と協力しながら、福祉部門の展示等もあわせて実施し、当日は大変幸いにも天候に恵まれまして、およそ1万人の来場者がありました。今回のイベントにつきましては、合併記念ということで、合併後で市の最大イベントとして日程的にも従来の各地で行われていました産業祭、収穫祭等にかわるものとして宣伝に努め、また各地区からのシャトルバスの運行により、大勢の来場者があったものと思われまます。

今後の課題といたしまして、ご指摘の旧町単位に戻すのかということにつきましては、イベントの最終結果がわかり次第、実行委員会を開催し、意見を聞いてまいりたいと思っておりますが、ことと同じように1カ所で行う場合でも、今回の反省点を踏まえ、内容、開催時期等を検討し、一歩でも前進した形で実施していきたいと考えております。仮に旧町単位に戻し

て実施するにしましても、旧4町において実施主体、事務局等を明確にし、旧4町が足並みをそろえて、伊豆市としての一体感がある中で実施する必要があると思います。また、合併し、伊豆市として一つになったことですので、市民が心を一つにして、一堂に会し交流する場として今後も続けていくということも考えの一つであります。いろいろ検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 山下議員。

6番（山下 一君） 基本方針であります、「想像力あるひとづくり」と「地域が主体のまちづくり」ということで今後続けていくと、今まで進めてきて今後も進めていくということでございますので、この辺は文章的にはわかるんですけども、何をするのかということ、それで市長のお考えで具体的にはこういうことをしたいよというような方針がございましたらお願いしたいということ。

今、合併してどうだと、何がよかったかということ、住所が短くなったからよかったよという冗談も言われますけれども、そうではなくて台風の対策でいろいろ追われることがあって大変だろうと思いますけれども、伊豆市の特色を生かした今後の方針を具体的に出してやっていくということで、具体的な方策をひとつ答弁願います。

それから、ホリデーイン伊豆ですが、これは旧中伊豆町時代もやっと何年かかかって立ち上げてきた、これは一つの文化であります。そういうことも念頭に置いて、今後実行委員会の中で反省していくということでございますが、そのことも踏まえて反省材料にしていきたいと思います。

市長、答弁をお願いします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

基本方針が「想像力あるひとづくり」、あるいは「地域が主体のまちづくり」で具体的な方策がよく見えないと、もっと具体的に説明しろということでございます。

具体的に申し上げますと、1つはウエルネス産業の振興でございます。3つございます。2番目が新エネルギー開発、それから3番目が食と農と健康、地産地消、この3つをベースにしております。それを3つあわせると、大体これは観光にもつながるものと考えております。その辺を具体的に推進したいと。まだ緒についたばかりでございますので、なかなか見えない部分もあろうかと思いますが、こういうものをしてまいりたいと。

もちろんこのほかに安全、安心は当然でございますし、いわゆる県知事が言う4 K、環境、それから教育、健康福祉、交流ということを静岡県知事はおっしゃっています。交流のところを私はもう少し分解すると、交通と観光になるのではないかと考えておりますので、その辺を基本方策として進めたいと思っております。

それから、ホリデーインの進め方ですが、これからよく合併して初めてやりましたから、よかった点、悪かった点、あるんじゃないかと思っています。ただ、1万人集まったということは、私としてはまあまあ成功ではないかなと考えております。何か新しいことをやると、賛成してくれる方もおりますし、当然批判をされる方もおります。何かこの間のあれは矢野さんの講演だったですかね、新しいことをやるには余り批判に惑わされないでやれというようなことも受けましたので、ただこういうものは市民全体のイベントでございますから、よく聞いて、新しい方向、前向きな方向が打ち出させればと思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 山下議員。

6番（山下 一君） 基本施策につきましては、この3点、ぜひ見える格好で進めていただきたいと、こう思います。

それと、ホリデーインに限らず、どうしてもいろいろな行事をやると中央集権的になりたがるというような傾向にあります。そういう面で、地方が合併して私らのところが何か縁が遠くなっちゃったよと思われないようなこれから行事であるとか、政策をとっていただきたいということを添えて質問を終わります。

議長（遠藤正寿君） これで山下議員の質問を終了いたします。

これで本日の一般質問を終了いたします。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） 本日はこれにて散会をいたします。

次の本会議はあす10日、午前10時より一般質問を再開いたします。

本日はご苦労さまでございました。

散会 午後 4時30分

平成16年第3回（12月）伊豆市議会定例会

（第3号 12月10日）

平成16年第3回(12月)伊豆市議会定例会

議事日程(第3号)

平成16年12月10日(金曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(26名)

1番	杉山誠君	2番	鈴木基文君
3番	小森勝彦君	4番	内田勝行君
5番	森嶋正太君	6番	山下一君
7番	加藤章君	8番	室野英子君
9番	飯田正志君	10番	森良雄君
11番	古見梅子君	12番	磯晴雄君
13番	鍵山堅一君	14番	杉山羌央君
15番	飯田宣夫君	16番	酒井勲一君
17番	木内一郎君	18番	塩谷尚司君
19番	関邦夫君	20番	小野忠宏君
21番	大川孝君	22番	三須重治君
23番	堀江昭二君	24番	高田和正君
25番	遠藤正寿君	26番	木村建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 大城伸彦君 助役 児島保次君

収 入 役	石 田 佑 次 君	教 育 長	室 野 純 司 君
土 肥 支 所 長	平 田 秀 人 君	天 城 湯 ヶ 島 支 所 長 兼 長 庶 務 課	鍵 山 光 男 君
中伊豆支所長	佐 藤 央 一 君	総 務 部 長	堀 江 正 身 君
市民環境部長	福 室 恵 治 君	健 康 福 祉 部 長	内 田 政 廣 君
観光経済部長	鈴 木 直 道 君	土 木 部 長	土 屋 亨 君
上下水道部長	水 口 信 夫 君	企 業 部 長	渡 邊 玉 次 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	山 本 準 次 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	長谷川 與志衛	局 長 補 佐	森 修 司
係 長	三 田 浩 二	主 査	山 下 正 恵

開議 午前10時00分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成16年第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は26名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

一般質問

議長（遠藤正寿君） 日程に基づき、昨日に引き続きまして、一般質問に入ります。

森 嶋 正 太 君

議長（遠藤正寿君） 5番、森嶋正太議員。

〔5番 森嶋正太君登壇〕

5番（森嶋正太君） おはようございます。5番、森嶋正太。

通告に基づきまして、市長さんに質問させていただきます。

1番、光ケーブル網による公共ネットワークの今後の活用について。

現況は、行政や災害の情報システム、これはインターネットで見ることができます。学校間交流システム、これは昨日、教育長さんがお話ししてくださいました。図書館の予約システムの準備、これは4月から稼働するというふうに伺っております。

今後、予想されることとしまして、議会中継、子育て支援、在宅健康管理の各システムや複数の申告や届け出が1カ所のできるワンストップサービスや、郷土の歴史や文化のデジタル映像化と配信等が予想されます。また、市民の複数の相談もモニターで対応しながら1カ所で済まされる、そんな双方向通信のメリットも生かされてくるものだと期待をしております。

そこで、目まぐるしい速度で変わる情報通信の業界に対応するには、行政、民間、IT業界等々がそれぞれに知恵を出し合い、お互いが協働して調査・研究を進め、さらに広域や専門的な基盤整備をすることが望まれると思います。情報システム化の今後の方針とあわせ、市長のお考えをお聞かせください。

関連して、2番目といたしまして、将来、なるべく近い将来というふうに僕は思っているのですが、伊豆市として、また近隣の市や伊豆半島全域として、国に対し、構造改革特区の中で、情報特区の申請をすることで、IT業界の新しいシステム提案や情報を受け入れやすく、有効活用ができる体制がとれないものでしょうか。

情報通信やデジタルの活用は、広域的なまちづくりの観点からも重要と思われれます。ぜひ積極的な取り組みに期待したいのですが、市長のお考えをお聞かせください。

2つ目といたしまして、民間ボランティアやNPO団体の連携と担当窓口や情報の一本化について質問いたします。

現状、大きな伊豆市になり、今後、民間の協力はますます重要で不可欠です。ボランティアやNPO団体の皆さんの活動は、市民運動として、行政のサポート役として、各地域で大きく貢献しております。しかし、活動資金の不足、人手不足、横の連携をとるべき組織化のおくれ、市民への参加協力依頼の情報提供の仕方、今後の活動に関しての情報不足等々、各団体が将来に不安を抱えながら活動しているというのが現状だと思います。

そこで、行政の組織の中で、担当の窓口を一本化し、各団体の相談、人材派遣、情報の集約や提供、他地域との連携を図る等の対応ができないものでしょうか。

また、厳しい財政運営の中ではありますが、各種団体への資金援助等も引き続きの支援を考えていただきたいと思っております。市民のためのまちづくりの観点からも、市長のお考えをお聞かせください。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） ただいまの森嶋議員の質問に対し答弁を願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） おはようございます。

ただいまの森嶋議員のご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、伊豆市の発足に当たり、高度情報システムの利用を構築し、光ケーブルを市内約100キロメートルを張りめぐらせ、65の公共施設を結びました。

現在利用しているものは、まず1点目として、市民生活の利便性と行政事務の効率化を図るためのもので、住民異動届、戸籍の届、印鑑登録申請、また、それらの証明書交付が本庁、支所のどこでもできるようになっております。

2点目は、市民がパソコンを利用して、市のいろいろな情報の提供を受けることができるものであります。

既に市民の方々がご利用しているものとしましては、災害情報や、11月から稼働いたしました伊豆市のホームページにより、市からのお知らせ、イベント情報などを受けることができます。

さらに、議員のご質問の中にありましたが、来年4月から市民の方々が利用できる新しいシステムが導入されます。議員ご指摘の図書館システムの稼働によりまして、市内どこの図書館からも、図書の検索と予約ができるものであります。このシステムは、将来的には、自宅からも利用できるようにしたいと考えております。

また、インターネットを利用した広報広聴の仕組みとして、電子会議室システムを導入し、市民の積極的な参加機会を設けるとともに、インターネット上での意見交換やコミュニケーションの促進を展開いたします。電子会議室システムにつきましては、現在広報担当である総務課が中心となり、テーマや制度も含めて調査、検討をさせております。今後は、さらに市民の皆様のご提案をいただき、発展充実させていきたいと考えております。

また、双方向通信のメリットに関してでございますが、ただいま申し上げました電子会議室システムの導入により、これまでのような行政サイドからの一方的な情報の提供ではなく、幅広い市民の皆様のご提言や専門的知識を市政に取り入れたいと考えております。このためには、議員ご指摘のとおり、行政、民間、IT業界がそれぞれ知恵を出し合い、お互い協働して調査、研究を進め、さらに広域の基盤整備を進めることが不可欠であります。

幸い、伊豆市においては冒頭申し上げましたとおり、光ケーブルが市内に張りめぐらされておりますので、さらに積極的かつ有効に利用することを推し進めてまいります。

次に、伊豆市あるいは伊豆市を含む伊豆半島全体での情報特区の申請をしたらどうかとの

ご質問でございますが、ご承知のように、この構造改革特区と申しますのは、国が経済活性化のための規制改革の一環として設けた制度でありまして、地域を限り法律などの規制に特例を設けるものであるわけですが、IT分野に関しましては、今までに全国で6件認定されているということでございます。

これらの特区のうち、岡山県や北海道の岩見沢市などの例を見ますと、それぞれの地域全体に高速通信網を整備する過程で、自営の光ファイバー網や通信事業者によるADSLなどの、いわゆるブロードバンドサービスの予定のない地域に、無線による通信ネットワークを構築しようとするもので、その際、基地局または加入者局の出力を電波法施行規則及び無線設備規則に定める値 出力何ワットとかそういうあれですが、その値以上に大きくして長距離の通信、すなわち1つの局で広い地域をカバーできるようにしようという規制の特例を求めたものであります。

議員ご提案の情報特区について、どのような構想でどのような規制の特例を求めていくのか、もしこの例のように、無線を含めあらゆる方法で伊豆市及び伊豆地域全体によりきめ細かな情報ネットワーク基盤の整備を進めることのご提案であるならば、まず、これら2つの実例と伊豆市を初め、伊豆地域全体の情報基盤の現状等を調査した上で、今後の整備のあり方を検討してまいりたいと思います。

続きまして、大きな2番目の民間ボランティアやNPO団体の連携と担当窓口の一本化についてお答えいたします。

NPOとボランティアに対する行政の窓口の一本化及び資金援助についてのご質問ですが、NPOは、社会的な使命の達成を目的に市民が連携し、自発的かつ非営利で行う社会的、公益的活動を継続的に行っている組織や団体であり、一方、ボランティアは個人が自発的に行う善意の活動であります。ボランティア団体はこれら個人の集合体であると定義されていることから、両者は一線を画しているものであることは、ご承知のことと存じます。

このような考え方からいたしまして、NPOの窓口は総務課、ボランティアの窓口は健康福祉部となっております。NPOを行政の協働の対象と考えて分類するならば、現在の枠組みは存続すべきものであると考えております。

また、NPOに資金援助というご提案ですが、育成資金援助という言葉がややNPOにはそぐわないものあり、協働の中で事業委託や共催などの事業を行うことがNPOの自立を促すものであると考えます。したがって、補助金という性格のものはありません。ボランティアについては、前述した定義のとおり、個人が自発的に行う善意の活動でありますまで、

資金援助はこれもまたなじまないものと考えます。

また、ご指摘のありました情報の共有化につきましては、当然のことながら必要なことであると認識し、連絡会の開催など情報の共有を進めてまいります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森嶋議員。

5番（森嶋正太君） 5番、森嶋。

まず、1番目の地域公共ネットワークについて再質問をさせていただきます。もし、数字等が間違っていたら、後ほどご指摘ください。

情報システム課にいろいろお聞きに伺った中で、地域公共ネットワークというのは、正式には地域公共ネットワーク電算システム統合事業ということで、当初予算が6億円のところを実際は4億6,700万円程度で済みましたと。光ケーブルの芯線数、要は線の中の数ですが、8芯でやりましたと。そして、主に現在、今市長さんがおっしゃったようなシステム、そして、各支所間、また各自治体同士、県との連絡等々の情報伝達に使われていますというように伺いました。

私はちょっと残念だなと思ったのは、せっかく光ケーブルを張ったんですから、8芯というのはちょっと少ないのではないかなと。要は、芯の芯線数がふえればふえるほど、情報を運ぶ量がふえるわけですね。ですから、せっかくやるんだったら、もう一つ上の16芯の可能性がなかったのかなというふうに思います。と申しますのは、実は国の制度で、芯線開放というのがありまして、現在使用している線には必ず予備線をつくる。そして、まだその中で未使用の部分があると、それを開放ができるという制度があるそうです。

そして、今いろいろ調べたり聞いたりしている中では、近々に京都や滋賀、徳島等々で各自治体が合併特例債を使いまして、Fiber To The Home、F T T Hと申しますが、これは光ケーブルを各家庭まで引き込むという事業であります。そういうもので、地域にとっての合併のメリットを提案しますということをやっておるそうです。これは何がいいかと申しますと、最近テレビ等々で言うようになりましたが、2011年より完全実施になる地上波デジタル放送、要はデジタル放送に対する対応ができるようになる。

それから、きのうちょっと市長さんがおっしゃっていましたが、新しい情報伝達の方法を探している、コミュニティFM等々ということがありました。そういうことの光ケーブルが張れると、防災告知端末というのを全戸に配布して、そこで放送ができるというシステムを取り入れるそうです。

もう一つは、全戸インターネットの引き込みの線が各戸100メガバイトと申しますから、あっという間に画面が変わるといふ非常に便利なことができる。ですから、こういうことを考えると、もう少し線の数が多ければ非常によかったなというふうに思っているものです。

ついでに申しますと、2011年からの地上波デジタルに対して、伊豆市の中では天城湯ヶ島、中伊豆の地区は、テレビに関しては、難視聴指定区域ということで、何らかの措置を講じないとテレビが見られない。それから、個々の対応で多くのお金をやらないと見られなくなるということがありますが、これは今回ここで広げると混乱するもので、次回以降にまた、そういう質問を探していきたいなというふうに思っています。

また、一部新聞報道でありましたが、「IT産業に自治体が食われている」という記事がありました。ある自治体が50億円程度の光ケーブルの事業計画をやって、そういうことが不安になって、いろいろな詳しい人を呼んできていろいろやったところ8億円の予算を節約ができたというふうに聞いております。

ですから、私が先ほど申しましたように、情報システム課を中心として、行政や議会や民間の皆さんの中で興味を持っている方とかで光ケーブルや公共ネットワークの勉強会をやっていたきたいというようなことを提案したいと思いますが、いかがでしょうか、よろしくをお願いします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 大変具体的なお質問でございますので、これについては総務部長から答えさせます。

勉強会のご提案がありましたが、これはどういうふうにやっていくか、また議員さんともよく相談して、有効ならば進めてみたいと思っています。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） 議員ご指摘のまず8芯ということですが、当時の敷設といたしまして、伊豆市の情報を送ることについては、4芯あれば十分足りると、そういうことで、予備に4芯をとって8芯ということに計画をいたしました。しかし、これにつきましては、森嶋議員のご説のケーブルテレビの動画の配信ということは、当時は考えておりませんでした。精いっぱい考えられるものについては、窓口に来たお客様をテレビに呼び出して、専門家が例えば天城の支所になかった場合に、中伊豆支所の保健師と話をするというふうな状況の中で、窓口同士の会話というようなことを想定して、現在それをまだ事業化しておりませんが、将来的にそこまで含めて8芯あれば十分足りるだろうというようなことで、設

計いたしました。

したがって、この16芯ということは念頭には置いておりません。ただ、土肥の地域については、100芯で現在走っております。天城湯ヶ島、それから中伊豆支所、それから旧の修善寺支所、その関係は200芯でございます。したがって、それぞれの地域を結ぶ、例えば船原峠を通過して天城ふるさと広場から土肥の一番近い保育園まで、この間は8芯でございます。そこを何とか手当てをすれば、あるいは現在の8芯のままでも対応になるというような情報も、私どもの方ではいただいております。

したがって、特にこの8芯を16芯に変えるというふうなことは、現在こういう発想は持っておりません。それぞれの島の中の100芯あるいは200芯、こういう大容量の中で十分に対応ができるということを現在考えております。

それから、IT産業でございます。IT産業につきましては、きのうの飯田議員のアウトソーシングのお話にもなりますが、自治体が民間と協力して、例えばプログラムの開発あるいはアプリケーションの開発、それから機器の維持管理、これらも含めまして、アウトソーシングの方法によって、逆にIT産業に食われるのではなくて、経費を節減するというふうなことも発想の中で考えていきたいと考えております。勉強会につきましては、今市長がお話ししたとおりでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森嶋議員。

5番（森嶋正太君） 5番、森嶋。

ありがとうございます。市長さんが前向きに答えていただきましたので、ぜひ私どもの方からスケジュールとか講師さんの予定とかを持っていきまして、相談に伺わせていただきたいと思います。その節はぜひ皆さん、勉強会に参加していただけたらありがたいなというふうに思います。

続きまして、情報特区の件の方に移らせていただきます。

よくわかりました。情報特区のやり方は簡単にはなかなかいかないということで、できればいろいろなことを踏まえながら、勉強していきたいなと思います。要は、先ほど市長さんがおっしゃったように、情報を取り込みやすいような環境をつくっておいて、それを有効に活用していこうではないかという考え方で、とりあえず私もまだ知らない中で提案させてもらったことですから、そんなふうに理解してもらいたいと思います。これに関しては結構です。

続きまして、2番目の民間ボランティアのことについて、質問の方に移らせていただきます。

昨日も、市長さんは各種団体等と相互で自己決定をしていきながらやっていくことだと。そして、今おっしゃったように、社会的な立場のものと個人的に自発的に行うものと、そういうものは違うということはよくわかりました。

そして、私が見ている中でも、いろいろ関係する部署は生産の現場であったり、産業であったり、観光であったり、福祉、文化、教育、いろいろなところに多岐にわたって、そういう皆さんが活躍しているというのを見えています。私はそのNPOのものがこうだ、ボランティアがこうだということ、知らない部分もあるんですが、それと同時に、各種やる気のある団体とか、やる気のあるそういう皆さんで新しい伊豆市をつくるためにみんなで一緒に協力してやっていきたい、そういう思いを込めて、この質問をさせていただきました。

ぜひご出席の部長さんたちのところで、おれの部署でもうちょっとこういうことをやってみようとか、うちの若い連中にそういうNPOの活動なんかに参加させてみようとかという考えがございましたら、積極的に参加していただいて、これから新しい伊豆市をつくるために力をかしていただきたいなと思います。

行政は新しい提案を持っていくと、必ず、まず半身に構えまして、話している間にだんだんできない理由を考える。そして私らは追い返されるということを何度も経験しております。ですから、私は自分なりにNPOの活動にも参加しておりますが、ぜひそういう中で、多くの団体の皆さんと、今言ったようにお話をさせていただいて、そういう提案を上手に導いていただいて、今おっしゃってくださったようなボランティアは健康福祉部だとかNPOは総務課だとかということを含めて、私も皆さんに伝えるように努力いたしますが、市の方からも広報なりを通じてそういうものをしていただきたいということで、その辺についての市長さんの考え方をもう一度お伺いしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） NPOとボランティアの再質問でございますが、役場へ行くと半身に構えてだんだんできなくなると、そんな感じも持たれているかと思えますけれども、やはり役所というのは、それなりの法律をもとにやっていますので、それに適合すれば前向きにやらなければならないですけれども、お客さんから見ると、その適合しない法律を探す役目のように見えるのでしょうか。

でも、そういう法律があると、それを破ってはやはりできないわけですね。日本の国の法律があって、県の条例があって、市の条例があるということですから、そのところはぜひご理解いただいて。しかしながら、近年の日本の状況では大分規制緩和ということがありますから、その辺もだんだんどう規制緩和させていくかというのを皆さん方と一緒に考えていかなければならないと思います。

NPOと告知の文書の中で、各種団体という言葉がありますが、各種団体とNPOというのをまた細かく言うと、定義がやや違ってくると思います。NPOというのは、これは利益を生まない団体ですから。実際には事業をしていいわけですがけれども、利益を配分してはいかんとかそういう規制がある、いわゆるこれは法人格を持っているわけですよ。したがって、それに補助金を行政から出すということは、これは拡大解釈すると、一般の民間の企業にも補助金を出さなければならなくなるというように拡大解釈されますから、その辺は慎重にしなければいかんと思います。

それから、ボランティアにつきましても、ことしは各所で災害がありました。ボランティアを出そうかという話もあったし、台風22号のときは、ボランティアを連れてくるから受け入れると、一部受け入れた場面はありますけれども、出す場合、受け入れる場合、そういう勉強をしていかないと、いざというときにそういう力をかりられないというふうなことがありますので、ぜひ一緒になってまさに協働 コラボレーションだと思います 新しい21世紀型のまちづくりの中に組み込んでいきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（遠藤正寿君） これで森嶋議員の質問を終了いたします。

加 藤 章 君

議長（遠藤正寿君） 次に、7番、加藤章議員。

〔7番 加藤 章君登壇〕

7番（加藤 章君） 7番、加藤章。私は、市長に2点質問いたします。

1点目は、都市計画法の市街化区域と市街化調整区域の線引きの見直しについてと、2点目は、県道修善寺天城湯ヶ島線の整備事業についてです。

まず1点目といたしまして、伊豆市修善寺地区の都市計画法が制定されて28年が経過し、

この間線引きの見直しは一度も行われていません。当初は5年に一度は見直しをするということで、各地域とも地権者の了解のもと線引きが実施された経緯があります。さらに、70年代から80年代の経済の成長率からして、1、人口は増加する、2、土地は不足する、3、経済は成長する、4、物価は上がる、5、大企業はつぶれないの前提のもと、この規制が制定されたものと私は理解しております。この前提が崩れた現在、この規制にどのように対処されるのか、市長の所信を伺います。

2点目の一般県道修善寺天城湯ヶ島線の合併支援重点道路整備事業ですが、現道拡幅と一部バイパスの2案が現在ありますが、地域の事情等を十分考慮しますと、ここは猶予期間が必要ではないかと考えます。市長の所信をお伺いいたします。

以上2点、ご答弁をお願いします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に対して答弁を願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の都市計画法市街化区域と調整区域の見直しについてでございますが、本件につきましては、旧修善寺町議会で平成13年12月にお答えしておりますが、伊豆市になりまして新しい市になりましたので、もう一度、その当時と基本的には変わっておりませんが、お答えいたします。

都市計画は農林漁業との調和を図りつつ、区域の秩序ある整備を図るために土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であります。区域区分、いわゆる線引きはその前提として設けられており、計画的に都市機能を充実させていく市街化区域と、無秩序な市街化を抑制し、農林漁業との調和を図りながら地域づくりを進める市街化調整区域が県知事により決定されております。

区域区分の見直しは、市街化区域に隣接した地域において市街地開発事業を盛り込み、都市計画区域マスタープランや県の都市計画基本計画に反映させ、市街化区域を拡大させていく方法が考えられますが、市街地開発事業を立ち上げるには、相当な準備と財政負担を伴うことが予想され、現在の状況で区域区分の見直しをすることは困難であります。

議員ご指摘の点は理解いたしますが、現在、伊豆市都市計画策定の準備をして基礎調査を行っており、その結果を踏まえて今後も段階的に策定作業を進めていきたいと思っております。

2番目の県道修善寺天城湯ヶ島線整備についてですが、議員もご承知のとおり、静岡県は、平成16年度以降5年間において速効性のある新たな合併支援策を行うことを目的に、合併支援重点道路整備事業を静岡県市町村合併支援プランに盛り込みました。

この事業は、合併し、または合併が確実にになった市町村に対し、新市建設計画に基づいて、県が管理する国・県道で整備の優先度が高い路線及び箇所を早急に整備するというものであります。伊豆市としては、県土木事務所との協議を重ねる中で、建設が本格化した天城北道路及びアクセス道路、鮎見橋（これは今まで仮称で新狩野橋と言っていました）の完成予定等を勘案すると、日向地区の県道整備がこの事業に最も合致していると判断しております。

県土木事務所では、本年6月ごろから、地元建設委員会等の役員や区民の皆様への説明会、また、アンケート等を通じて地元調整を図りながら、調査と設計を進めております。関連事業との連携を図りつつ伊豆市の一体性の速やかな実現に向けて、引き続き継続して進めるべきと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 加藤議員。

7番（加藤 章君） 再質問させていただきます。

この線引きについては、ただいま市長からもご回答いただきましたが、平成13年の山田前町長からきょうの私までで、トータルで8の方が質問していると思います。その中で、ただいま市長に回答していただきましたように、全部大体回答に大差がないように私は理解しております。それほど伊豆市の旧修善寺地区にとっては、非常に重要かつ緊急度の高い問題だと理解しています。

市長は、9月の定例会でたしか、その都市計画区域の線引きの範囲は19.1%までだというご答弁をされていると私は記憶しておりますが、そのパーセント的には大したことはないんですが、修善寺地区というのは本庁がありまして、いわゆる伊豆市にとっては霞ヶ関というべきか、そういう重要なところなので、そこが過疎化して周りが開けていると。

11月17日の静岡新聞によりますと、静岡県の人口が380万人を突破したという記事がありました。その中で一番人口が減っているのは伊豆市の26人で、次が東伊豆町の25人から23人で、次が富士市だったと思いますが、この問題は非常に高く厚い壁に阻まれて、先ほど申しましたように、答弁がもう都市計画マスタープランあるいは都市計画審議会をつくって広く時間をかけて意見を聞いていかなければ解決しないというお話ですが、私は1つここでお

伺いたいのは、市長はもちろん当時は忙しくて、そこには目が届かなかったと思いますが、合併時に担当課が県とこの問題について検討されたのかどうかということをちょっとお答え願いたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 合併時に担当課が県と検討したかどうか、土木部長に答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 土木部長。

土木部長（土屋 亨君） 現在の担当は土木部になると思いますけれども、合併のときは、残念ながら私は合併の調整会議の協議の中に入れておりませんでしたので、それほど詳しいことはわかりませんが。ただ、土地利用や何かについての一部協議がございまして、それについての一部協議の結果というのは出ていると思います。

ちょっとついでに申し上げて恐縮ですけれども、今議員のおっしゃったその都市計画法については、平成12年に大きな改正がございました。その平成12年のその改正の趣旨と申しますか、それを見ても、まさに今議員がご指摘になっている、いわゆる時代が違うではないかというふうなことがもともになっているようです。昭和51年10月に線引きを行いまして、ちょうど25年目の改正になるわけですけれども、国もやはりそういうふうな、今議員ご指摘のような内容を踏まえての改正に踏み切ったものだというふうに解釈をしております。

ご質問いただいた後、それでは修善寺町は何をしたかということになりますと、新しい改正の中でもってうたわれておりますこの市町村のマスタープランを平成13年から3年間かけてつくりました。平成15年に一応市町村のマスタープランとしては、旧修善寺町でもできているわけですけれども、たまたまその合併が重なって市の範囲が広がったといいますが、いわゆる分母が大きくなったものですから、先ほども言ったような全体から見れば市街化区域の割合は19%ぐらいだということになっております。

それから、全国的に見ても、市全体の中で市街化区域が19%ぐらいというのは非常に少ない値だそうでございます。手順といたしましては、市町村がマスタープランをつくる、県も都市計画区域マスタープランというものをつくらなければいけないということになっております。両方、例えばその整合性がとれなければいけないわけですけれども、今確かに時間がかかっているわけですが、大変大きな問題であるものですから、時間をかけているのではなく、どうしても時間がかかってしまうという状態だと思っております。

見直しの件につきまして、特にその区域部分、線引きの見直しについては、当然市の方としても一番の重要な問題だと思っておりますけれども、平成12年の改正のときに、それまで

は、区域区分はいわゆる当時の建設省の通達、それによって義務づけられていたということが改正をもって、今度はそういうものを設けるかどうかということが選択できるというふうになりました。その選択する区域区分は続けるとか、あるいは新しく設計するとかしないとかというふうな選択権は、県知事にあります。

それで、従来の都市計画区域、いろいろなその線引きも含めて見直しをするか、しないかということは、直接的には修善寺町と、それから伊豆の国市になる北部3町と、それから函南町を加えて直近の上位の機関として、田方広域都市計画連絡協議会というのがございます。その中でいろいろ協議を重ねて、県あたりと一緒に入っていただいて作業を進めているわけですが、どうしても旧修善寺町、今度は伊豆市ですけれども、伊豆市だけの判断でなかなか勝手にできないところがありまして、今度の知事が区域区分を選択できるというものをどういうふうに都市計画の中に反映させていくかということは、市の当局としても非常な関心事であるわけです。

25年間の間には、その議員がおっしゃるような土地利用について、いろいろその線引きが邪魔をしているといいますか、やや弊害になってきたというふうなことは我々自身もある程度感じているところでありますので、これからの、今の定期的見直しの前提の条件となる基礎調査を行っておりますけれども、これは今申し上げた北部3町の方も同じ問題を抱えていると思います。それらの基礎調査ができ上がった段階で、検討協議をしなければいけないという問題だと思います。大変時間がかかるということは否めないわけですけれども、一応市の方としてはそういうふうなことで、この問題について取り組んでいるというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで加藤議員の質問を終了いたします。

大 川 孝 君

議長（遠藤正寿君） 次に、21番、大川孝議員。

〔 2 1 番 大川 孝君登壇 〕

2 1 番（大川 孝君） 21番、大川孝。

私は、本定例会におきまして通告どおり2つの一般質問をさせていただき、その答弁を市

長に求めるものであります。

1つ目、各地区からの要望事項が早期に達成できるようにということでございます。2つ目には、国際化の促進についてでございます。

第1点目でございますが、旧町の各地区の区長さん方々より挙げられております要望事項等におきましても、市の方も真摯に受けとめ、前向きにその事業が達成できるように進めていることは私自身も認識しております。そういう中、要望事項の内容につきましては、主に生活整備関連事業がほとんどではないかと思うわけでございます。

最近の台風22号によります被害等につきましても、11月初旬の臨時議会におきまして速やかに補正が成立され、現在その復旧に努められていることはご承知のとおりでございます。

そうした中、今後また迫りくると予想されます東海地震あるいは風水害に対しましても、生活密着の基盤整備関連に関係するわけでございまして、そうした事業につきましては、要望を1つでも多く取り入れて優先して進める必要があるのではないかと思います。この点につきまして、今後市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、2つ目の国際化の促進でございますが、これはやはり冷え切ったこの内外の経済情勢を少しでも日影の見えるものにしていく1つの考え方として、提案させてもらったわけでございます。

1つ目には、世のグローバルイゼーション化は大都市に限らず、既に商品文化や情報社会の向上に伴ってますます進展しております。これまで市長はどのような考えでこの国際促進につきまして進めてきたかどうかをお尋ねするものでございます。

また2つ目に、地球的規模の社会構造、そして、価値観や人生観の変化の中で次世代が国際社会の一員としての自覚を持ち、伊豆から世界へ、世界から伊豆への門戸を開放し広く進めることが我々地球市民の責務だと思えます。外郭団体には、国際交流協会が活動されております。また市内におきましても、姉妹都市縁組等もあると思えます。しかしながら、それ以上にやはり国際化の促進をあらゆる角度から進めていく必要が私はあるのではないかと思います。今後のこの国際化の促進につきまして、どのような考え方で市長は進めていく所見があるか、ぜひ聞かせていただきたいということでございます。

2点につきましてご答弁をお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に対して答弁を願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 大川議員のご質問にお答えいたします。

このたびの台風22号による被害に際しましては、被災されました方にご不便をかけたことと思いますが、議員の皆様を初めとして、多くの地域の方々に復旧に向けたご出役をいただき、大変ありがとうございました。

さて、災害による教訓から学びとった防災に対する取り組みは大きなものがありました。この反省を生かし、地域にも自主防災の考えが根づくことを大いに期待しております。また、生活基盤の早期完全復旧にも、市として協力してまいる所存でございます。

なお、現在、伊豆市防災計画を作成しておりますが、今回の災害を教訓として防災配備体制の見直し、自主防災組織立ち上げの後押し、防災マニュアルの再検討を通して、災害に強いまちづくりを推進するよう、安全・安心を掲げた市政運営に近づける諸施策を打ち出す所存でございます。

また、地区要望事項の実現に向けましても、旧町の温度差が現在あるようですが、それを縮めながら、統一のルールのもとにスムーズな対応がとれるよう努力してまいります。

どうか、議員の皆様には、災害の早期復旧と地区防災組織の充実・強化につきまして、今後とも格別のご理解とご協力、またご支援をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、国際化の促進についてのご質問ですが、ご指摘のとおり国際化、グローバルイゼーションの波は当地域にも及び、特に観光などの産業での国際化が進みつつあると思います。静岡空港の開港がややおくれるようですけれども、国・県がビジットジャパンキャンペーンというのをやっていますので、そういうものにも、我が市としては乗りおくれないうにやっていきたいと思えます。

現在、国際化に対応した施策は、さまざまな部門で取り組みされております。特に教育の現場では、人材の育成を目的に英語教育を推進し、さらに、観光部門では外国語版パンフレットの研究を進めております。また、10月に設立されました伊豆市交流協会をベースに、民間委員の方々が国際化対応の提案づくりに取り組んでおられるとの報告を受けております。部門別施策の推進を図りつつ、民間活動である交流協会の活動を支援し、より活発なものにすることが地域社会への国際化対応策の柱であると考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 大川議員。

21番（大川 孝君） 21番、大川です。ありがとうございました。

最初の1番の要望事項の件でございますが、その中には相手が県であったりあるいは国で

あったりするような内容のものでありますと、何年か代表者が提出されていまして、なかなか実現されていないというような面もあるかと思いますが、そういうところもよく精査していただきまして、やはり毎年要望が出されるということは、それなりにその地区に不便を感じるわけではないかと思うわけでございます。そういう意味で、国や県等の当事者にも現地を見させていただいて、市の側から、県や国の職員を逆に指導するというような立場で、早期に向けてそういうものも達成していただきたい。

また、1つの例を申しますと、修善寺天城湯ヶ島線になるわけですが、県道でございます。これらも天城北道路の今後の工事の進捗によりますれば、工事用の車両、重量車両が頻りに往来すると思います。県道はすぐ傷みます。当然法律に基づくつくりが、規格が違うわけですね。でございますが、現在、このようにもう併用しております国道と県道でございますこの地域も、同じような車両の数で、また同じような重量の往来があるわけでございますので、県側に対しましても、打ち替えをするときには、国道並みにそういうものをレベルアップした、しっかりと打ち替えが早々できないように、国道並みのそうしたしっかりと道路をつくっていただくように、逆にご提案していただきたいと思っております。

どうか各地からの要望事項には切磋琢磨、いろいろと市の方も現在までしていただいておりますが、また精査していく中、一段と力を入れてお願いしたいものでございます。

また、国際化の促進等につきましても、立派なご答弁をいただいておりますが、私は私なりにやはりあらゆる試みを試すということが、これからは必要じゃないかと思っております。そういう中、1つは、定期的な外国文化展示会を開催するとか、あるいは駐日外国人記者団による講演会を開いてみるとか、それから外国語教室もやっているようでございますが、無料の外国語教室の実施などをするによる異文化体験、あるいは異文化に対する理解をもっともって高めていくことも必要になるかと思っております。

また、外国特派員協会による伊豆ナイト、いわゆる伊豆の歴史や文化、そうしたものの伝統を、イベントを通じて紹介していけば、やはり外国人特派員は瞬時に自国の方に配信し、映像でまた、伊豆のよいところが写せるわけですね。紹介されるわけでございます。

そうしたものもやはり新しい試みとして、今後何か1つでも2つでもやっていただくということも、私は非常にこの国内の低迷しております経済を見ますには、外国の国も日本の年金者をいろいろあらゆるターゲットにして、地球を救った企画をしております。でございますので、我々にもそれなりの企画をして、伊豆のよさをいろいろの方面の地域の方に知っ

ていただくということも大事ではないかと思ひまして、この促進化につきましてのご意見を聞かせていただいたわけでございます。

この2点につきましてよろしく今後ともお願いしまして、私は再質問いたしません、お願いいたします。

ありがとうございました。

議長（遠藤正寿君） これで大川議員の質問を終了いたします。

ここで11時5分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

木村建一君

議長（遠藤正寿君） 次に、26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） まず最初に、台風22号に関連して質問いたします。

被害を受けた市民の皆さんに心からお見舞いを申し上げるとともに、ふだんの生活に戻れずに不自由な日々を送られている方々がいまだにいらっしゃいます。一日も早い復興によって安心できる市民生活を取り戻すように、関係機関の努力を求むものです。

さて、具体的な質問に入りたいと思います。

まず第1に、災害復興に向けての市当局の基本姿勢についてお伺いいたします。

崩落した住宅の裏山や生活が困難になった住宅は個人の財産だから、市は復旧のための費用は出せないという考えに例外はないのでしょうか。

第2に、修善寺温泉場の桂川、牧之郷の古川の氾濫によって、床上浸水など多くの市民が被害を受けましたけれども、市はどんな情報をつかみ、その情報を県に対して当然報告して、その後、県からどんな対応を求めたのでしょうか。

第3に、小土肥地区、黒根地区でも同じように床上浸水がありましたが、その原因と今後の対策についてお伺いいたします。

第4に、被災者生活再建支援法の改善について、2点について提案をいたしますので、市長の所見をお伺いしたいと思います。1つは、支援の対象についてです。

現在の法律では、家屋の解体費用は対象だが、住宅本体への支援は対象外です。新たに建設するよりも1,000万円以上の費用がかかります。住宅は個人の財産というだけではなくて、地域のコミュニティをつくるという公共的役割を持っております。地域の再建のために建設に対する支援も対象にすることが重要だと思います。

2つは、所得制限によって支援の対象から外されるという問題です。所得制限の引き上げもしくは撤廃が重要だと思いますが、いかがでしょうか。また、県に対して国施策の上乗せを求めることや、市独自の支援策を検討する考えはないでしょうか。

第5に、台風22号の問題と直接的には関係ありませんが、東海大地震がいつ発生してもおかしくない事態にあります。新潟中越大地震に対して職員を派遣したと聞いておりますけれども、伊豆市に生かす教訓をつかんできたと思いますので、その内容についてお伺いしたいと思います。

大きな質問の2点目、小中学生遠距離通学費の補助制度を1つの制度として統一するに当たっての調整状況についてお伺いいたします。

旧4町の制度を統一するに当たって、その基本をどこに置いているのでしょうか。そして今、どのように調整し、統一要請しているのでしょうか、お答え願いたいと思います。

最後の質問です。中伊豆地区新橋への信号機設置についてお伺いいたします。

伊東修善寺線八幡地区から柳瀬地区の道路開設に伴って、新橋交差点での交通事故への危険度が増しております。関係機関に要望して、新橋交差点に信号機の設置を求める考えはありませんか、お答え願いたいと思います。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に対して答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

台風22号による被災者への市の対応についてということで、幾つか出ております。1つずつお答えしたいと思います。

まず1点目の自然災害による私有財産の復旧は所有者の責任において実施するということ

が原則であります。今回の災害においても、宅地へ崩土が流入し、公有財産が介在しない場合には、個人や地域での復旧をお願いしてまいりました。

このような状況で、市内の全壊・半壊世帯が一定の件数以上に達すると、国では国の災害救助法、被災者生活再建支援法が適用され、復旧のための経費が一部支給されますが、所得制限等の規制もありまして、対象とならない方もあるわけです。

市では、自力や地域自主防の力をもってしても復旧が困難な世帯に対し、独自の民有地災害復旧工事費補助金交付要綱を検討し、救済措置を図りたいと考えております。

次に、2点目の台風22号の市民からの被害通報については、午後2時30分ごろから頻繁に入り、電話対応に追われ、暴風雨の最中では実際の対策がとれなかったというのが実情でございます。消防署もその時間帯では人命にかかわる通報のみに対応したと伺っております。修善寺川、古川の状況については、消防団が午前8時から警戒に当たり、行政無線で状況把握に努めてきましたが、短時間に増水し、修善寺川では15時36分、桜の大木が川をふさぎ、氾濫寸前との通報がありました。また、古川につきましては16時50分、パチンコレインボー付近が氾濫したとの通報を受けました。避難勧告については16時30分に発令し、その後、家屋浸水等の報告が数多く入ってまいりました。

特に、市民の身の安全が一番大切であり、危険な場所からの避難が最優先であると考えております。両河川とも県管理ですので、早期の改修整備を県にお願いしているところであります。

3点目の小土肥地区の床上浸水の原因につきましては、当地区は小土肥大川に右より流入する2つの河川の氾濫によるものであり、合流地点において、本流の水位が異常に上がり、支線の河川が排水できず、内水氾濫を起こしたものであります。黒根川については、上流部での崩土により、合流地点に土石がたまり、氾濫し、低地の住宅に流れ込んだことによるものであります。

この対策であります。この地域は昭和36年災害において被災を受けた地域でもあり、河川の改修も済んでいるところであり、その後は、今回のような災害は発生していなかった地区であります。

今後は、支線河川の上流部の治山、治水対策を進めるとともに、合流部の改善策について調査し、改善策を検討してまいります。

4点目のご質問につきましては、被災者生活再建支援法による調査は建築士会に委託し進めております。この支援法は、被災した住宅の損害割合が基準に満たない場合や、収入が一

定以上の場合は該当いたしません。

これら非該当となった住宅へ伊豆市としての独自の支援策を行う考えは今のところございませんが、伊豆市災害見舞金支給要綱を定め、死亡された方への弔慰金と全壊、半壊、床上浸水の被災を受けた住宅の持ち主への見舞金の支給を行っております。

なお、今回の災害では、本来の災害基準を緩和して対応しておりますので、ご理解をいただきたくお願いいたします。

5点目の新潟県中越地震発生に伴い、静岡県から支援物資供給の調査があり、伊豆市では、飲料水の不足している十日町市に、天城の水をペットボトルで約5,000本届けてまいりました。水を届けに行きましたので、現地調査が目的ではありませんので、日帰りの行程で物資受け入れ先の市役所周辺の被災地及び広域避難所等を見てきたと報告がありましたが、発災後7日程度を経ていましたが、崩壊建物は撤去され、避難所も物資や炊き出しがされ静かな雰囲気でしたが、避難した市民のプライベート確保、心身のケア、情報の提供等多くの面で参考になりました。また、市の避難所対応職員は最初の二、三日間は睡眠のとれない状況で、三、四日目あたりから3交代の勤務体制が確立したとのことでございました。

東海地震においては、広範囲に被害が及ぶため、近隣からの支援、救助にかなりの時間がかかるものと予想され、日ごろの備えが重要であると再認識しており、教訓となりました。

3番目の中伊豆地区新橋への信号機設置についてお答えいたします。

新橋交差点への信号機設置については、旧中伊豆町のときに警察に要望しており、地形上、橋の上への信号機設置になり、したがって、橋の上の設置はできない旨の回答がありました。県道はカーブが近く危険であること、市道も狭いため危険であるとのことでしたが、橋への取り付けはできないとのことであります。

本年7月に地元からの要望があり、再度、大仁警察署に要望書を提出したとのことであります。来年度春の規制審議会で審議され、回答が出てくるのではないかとのございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、教育長。

〔教育長 室野純司君登壇〕

教育長（室野純司君） それでは、大きな2番目の遠距離通学費補助金制度の調整状況についてお答えいたします。

遠距離通学費補助の基本的な考え方は、遠距離通学する児童生徒の通学費用の一部を市が

負担することございまして、保護者の負担を軽減することでございます。以前にも議会でお話しさせていただいたように、旧4町の基準や補助額は大きな差がございました。合併により同一基準にして補助することが公平であるとして、平成16年度中に調整・統一するとの合併協での方針に従いまして、現在、素案づくりを進めております。

平成16年度の通学補助金予算と同程度の補助金を確保したいというのが目標でございますけれども、財政措置が可能か、担当部局との調整が必要と思われまます。

参考までに本年度の持ち寄り予算額は、小学校で対象者256名、747万円、中学校で277名、1,430万円を計上しております。

調整作業はなかなか大変な作業でございまして、これまで3,000名以上の全児童生徒の通学状況の取りまとめがやっと終了したところでございます。

現在は、補助対象区間と対象距離、それから補助の方法と補助率、補助手続について、試案の取りまとめ作業をしております。

今後の予定でございますけれども、来年早々には伊豆市教育委員会で試案を絞りますが、何といたっても財源の確保により補助率等が決定されと考えられますので、制度の趣旨を踏まえ、執行者や財政部局と協議を進めてまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 木村君。

26番（木村建一君） 災害問題から質問いたします。

若干お答えがなかったこともありますが、それは再質問の中でまた入れます。きのうから、災害に関する自主防組織という問題が今後の大きな課題として論議されてきましたけれども、静岡新聞の中にこういうのがあるんですね。「伊豆市の市町村は年内にきっちり貴重な体験を検証しておく必要がある。特に重要なのは、行政と自主防組織の関係の見直しだろう」と、私もそのように思います。

きょう私が質問しているのは、自主防の問題ということじゃなくて、行政がどのように対応してきたのか、今後どのように対応していくのか、この点絞って質問いたしますが、当然私は行政がすべてやれとは思っておりません。どこまでが行政の対応の範囲で、どこまでが地域のやるべきことなのか、今後の課題になると思いますが、最初の質問、個人の財産に災害復旧のために、市からの人的援助も税金投入もできないんだと。一部の地域に人の派遣や車両を出すことになると、他の地域との均衡がとれないんだということが、私は10日以降から何度となく災害対策本部に出向きまして、助役と1回か2回お話しされた答えなんですね。

そして結論は、それぞれの区、自主防で対応していただきたいという姿勢でした。

翌日10日、天城湯ヶ島地区で不幸にして亡くなられた上船原地区、そして午後は修善寺地区の牧之郷の2カ所、出向いて後片づけを手伝いながら被災された方々のお話を聞いてまいりました。その後、修善寺温泉場、中伊豆地区や土肥地区にもずっと後日出かけてまいりましたけれども、被災者の方の共通した声というのはこういうふうなんですね、市の職員が見にきただけです。区としてこれはできないから手助けをしてほしい、市としてできることはありませんかというふうなことが何でかけられなかったのかなと。

市民の要望をそういうふう聞いて、そして災害対策本部にそれを集中して持ち帰ってすべて応えられるとはいかないでしょう。でも、応えられるかどうか検討するということをやってこなかったのかどうか。何のために職員を現場に行かせたのか、ちょっと私は理由がわからないものですから。ただ災害現場をこういう状況だよということでつかんで終わったのかなと思いますので、何のために職員を災害現場へ派遣したのか、まず最初にお尋ねしたい。

それから、先ほど市長は、今後のこととして、いわゆる個人として自立できないところについては検討するというふうなお話がありましたが、これは朝日新聞の中にも、先ほど言った市から個人の私有財産等については支援できないんだよというふうなお話を私は直接聞いたんですが、朝日新聞の10月20日付にも同じようなところですね。民有地で生じたために市は復旧のために費用を出せないという答えを10日にしているんですね、災害の起きた翌日に。私はすべからく、のっけから個人の財産に市は手をつけないという考え方は正すべきだと思いますが、どのようにお考えでしょう。

現実に、私は県の方から資料をいただきましたが、いわゆる裏山が崩れたところ、私が調べたところ、大きく3カ所ありますけれども、多分この件については、関係部長はもう既にご存じだと思うんですが、裏山は個人の財産ですよ、民有地。伊豆市の上船原、これは災害関連緊急治山事業として保安林指定という条件なんだけれども、県が災害復旧をやる。とす。

それから、虹の郷に行く道から溪谷トンネルということがありますが、そのところの山が崩れて災害が起きた。ここは県営ですが、県単自治山事業ということで県がやる。伊豆市の修善寺地区の小立野、これは市補助事業として県単自治山事業としてやっていきたいというふうなお答えを私はいただきました。これは最初の市が私有財産だからできないよというのとは、県の対応は違っているわけですね。なぜ県はお金を出して私有財産、いわゆる民有地を直そうとしているのか。それは基本はやはりそこに住む人たちをしっかりと守っていこう

という姿勢があるからではないかなと思いますが、見解をお願いしたい。

それから、川の氾濫の件についてお尋ねいたします。

通称桂川と言っていますね、正式名称は修善寺川というらしいんですが。市長が台風災害の特集10月号外に、このように書かれております。伝統ある温泉場のイメージを保ちつつ、防災力を強化するにはどうすべきか、十分に検討する必要があると思います。私も全くそのとおりだと思うんです。そのためには何が必要か。災害現場をしっかりと見てどんな状況だったのか、被災した市民の声を聞くということが、私は大事なことだと思うんですね。十把一からげにあふれたから、どうぞ対策をやってほしいと言っても、県がどのように何でそうなったのかわからないのに手は打てないと。

静岡新聞等の報道を見ますと、また伊豆の広報特集号にも載っておりましたが、10月16日、市長は石川県知事とともに修善寺地区の温泉街を視察したという記事が載っております。大量の土砂が流入した国の重要文化財である、新井旅館も当然私は視察したと思いますが、どのように判断されたかお答え願いたいと思います。

それから、牧之郷の古川の件について言われたところ、いわゆる修善寺工業高校の生徒が通学している道があるんですが、その水があふれた箇所が、市長が言われた場所なんですが、カーブをしていて、ちょうどぶつかっているところですね、その下流の方に橋がかかって、そこでも氾濫したという状況は確かにあるんですけども、橋を撤去するわけにはいかないものですからね、その点の対策というのはなかなか難しいと思うんですが。その川からあふれ出たところについて、現場へ行ってみますと、少し低くなっているんですね、そのちょうどカーブしているところだけが。道に沿ってのり面というかつくっているものですかね。その一番低いところに水が一番集中してあふれてきたと。

牧之郷で、床上浸水した方々の意見を聞きましたら、少しこのところを高くしてくれば、結果はどうなったかわからないんだけど、防げたかもしれないという要望もあります。前から、その点についてはお話ししているはずだがという、これは「はずだが」ですから、わからないものですからね。していなければしていないで結構ですけども、何らかのその意味での対策が必要ではないかと思うんですが。今回だけじゃなくて、以前の二、三年前にも同じような状況は、そこから水があふれ出てきたというふうなお話を聞いたものから、その点の対策を考えられているのかどうか。

それから、小土肥地区の方、黒根地区だということなんですがね、1つ抜けていたなと思っているのは、黒根荘という民宿がありますが、昭和50年の初めごろ、山から水を引いて

田んぼに利用していたと、水の道があるんですけれどもね。それが地元の要望において、いわゆる三面張りというか、コンクリートを入れて左右固めて下も固めた。そうしたところ、水の流れが変わって、黒根荘の山に何段か畑なんですけれども、その方に水が回って、その石垣の間から水があふれ出てきたと。後で、市長にお見せしたいと思うんですけれども、旅館の中は川ですよ。階段から全部ざあざあと泥水が流れている写真がありますけれども。そうしますと、そのところの対策をきちっととっていかないと、水の流れを変えた。よくよく聞きますと、その三面張りのその下に水が流れていると言うんですね。私は現場へ行きましたけれども、確かに何カ所があふれ出た後があるんですね。その点のこともやらなければならぬ。

それから、もう一つは、本線に流れている黒根川というんですかね、どうしてあふれたんですかと言ったら、堤防が決壊してあふれ出たんじゃないくて、途中で鉄板の橋がかかっているんですが、そこに瓦れきが詰まってそこからあふれ出てきたという状況も聞いているんですけれども、その点はつかんでいるでしょうか、お尋ねしたいと思います。

それから、被災者生活再建支援法の改正の問題に移りますが、冒頭お話ししたように、これは個人の財産にどう税金を足すかとか足さないかという問題じゃなくて、地域のコミュニティをしっかりと守っていくという意味での大事な要素があると私は思うのです。住宅再建というのは、被災者が自立した生活を取り戻すための基盤なのだということで始まっているんですけれども、地域の崩壊を防いで、ひいては地域経済の活性化、復興の促進にもつながる。

災害時の住宅再建には、私有財産の一言では片づけられない、公共性、公益性があるのだと、私は今読んだのは静岡新聞の社説欄。残念ながら、今国会では、野党三党が共同して住宅再建本体についても支援をするべきだということを指摘されたんですけれどもね。私は県知事の動向をずっと新聞報道で見えますと、県知事自身も国に対して住宅本体への公的支援をやるべきではないかということを言っていますし、今県議会が行われておりますけれども、検討したいというお話が出ているんですね。

ですから、私は市長がちょっと回答なされなかった、国に要望すること、所得制限の問題、先ほど言われましたけれども、広報いず10月号外に支援法の一部紹介しておりますけれども、300万円の補償がありますよという記事がありますね、広報に。でも、これは年間の収入ですよ、所得じゃないです。一人、二人、三人働いていたらその人たち全部ひっくるめた収入ですから、とてもでは、こんな生活というのはあり得ないですね、ここに該当する人と

というのは、年間収入500万円以下で、二人以上の世帯で全壊であるという条件がついている。そして、さらに住宅を解体撤去して新たに建設する場合にのみ、その300万円が支給されるという条件なんですね。とてもではない、今の制度では進めない。ましてや市単独でこれやりなさいということをお願いしません。私は国に要望する、県に要望する、そして市独自としてもやっていく必要があるのではないかと思います。そして、市の対応の問題、お尋ねします。

町時代の見舞金制度等々の資料をいただきましたが、一言で言って後退しているのかなと、見解を求めたいんですが。修善寺町時代は災害見舞金について、住宅が半壊した場合15万円、住家が全壊した場合は30万円、住宅地に崩土等があった場合は除去費の2分の1とし、50万円を限度とするというのがあります。天城湯ヶ島町の時代は宅地に流入した崩土を排除する場合の重機使用料は全額町費負担とする、こういうことがあったんですが、今回の伊豆市の災害見舞金の支給要綱は、先ほど市長が言われたように1万円とか2万円とか3万円という支給額。財政問題も当然あるでしょうが、私は後退しているのではないかなというふうに見えますが、せめて旧町時代の制度を出発点にして、新たな生活を守っていくための市独自の支援策は必要ではないかなと思いますが、見解を求めます。

最後の災害に関する質問をします。

届けただけというお話だったように私は受け取ったのですが、これも近隣の市町村が現場に行きなさいよと、派遣をきなさいよと言って、例えば熱海市はその結果報告を聞かせて給水救急対策の検討が必要ですかということをしつかりとまとめているんですね。私は職員を派遣したわけですから、結果の報告書が当然あると私は思うんです。本日の議会終了後でいいですから、提出をお願いしたいと思いますので、お答え願いたい。

最後に、水を5,000本ということですが、その時々によって日が変われば変わるほどだんだん、現地が欲しいよという中身が違ってきているんですね。つい最近では、私たち日本共産党は全国救援センターというのを長岡市に設置して、あと3カ所にいまだに支援センターを置いています。そこからの情報によりますと、今食料品で欲しいのは、ミカン、リンゴ、野菜、カップめん、缶詰だとかいろいろと。衣料についてや雑貨物についてということがあるので。十日町に水を供給したわけですから、現地からの要望に基づいて応援したと思いますけれども、その点の確認をしたいと思いますので、答弁をお願いします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 災害について、特に台風22号の伊豆市の対応についてのご質問でござ

います。当時の防災責任者であります助役から答えてもらいます。

議長（遠藤正寿君） 助役。

助役（児島保次君） それでは、私の分野のところについてはお答えします。また、細かなものについては各部長になると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、現地へ職員を派遣したのはどうであったということですが、これが派遣しなかった場合は、どういうわけかというようなことになりますので、これは現地確認を当然する、それから、その後の、復旧のための資料集め等でございます。

それから、もう一点の中越地震でございますが、これについても当然復命は出ておりますが、先ほど市長の答弁のとおり、水を十日町市から要求があつてのことでございます。これは被災後すぐに考えたわけですが、向こうの受け入れ先、こういうものは用意できるよというようなことで、新潟県の方に問い合わせした中で、十日町市が水を欲しいというようなことではございました。

それについては、先ほど答弁で若干ふれましたが、水とそれから土肥の天然塩をつけ加えて100キロ持ってまいりました。これについても新潟県、また途中非常に情報が混乱いたしまして、新潟県県庁自身の対応が疑問だったところがございまして、そのあと十日町市ということで、発生してから5日後ぐらいになったと思ひます。

それで、派遣ということですが、これは職員の自発的なエントリーがありました。ボランティアというんですか、そういうふうな形も半分ありましたが、最終的には復命を含んだ派遣ということに、後の災害、公務災害等もございましたので、派遣をするということになりまして、月ヶ瀬の梅組合からの水の供給。それから、土肥からの天然塩ということで、持ってまいったわけでございます。

そのほか、治山、それから修善寺川、それから新井旅館 新井旅館については、これは市長が行ったかどうかということですね。ということになると、私が答えてよろしいですか。

〔「市長が答えて」と言う人あり〕

助役（児島保次君） それから、古川、黒根地区の民宿の川の件についてはそれぞれ部長から、それから支援策がございまして。それについては健康福祉部長から、こういうようなことでございます。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 新井旅館に行ったかどうかと。

新井旅館のオーナーとかあれには断りませんでした、入り口と裏から見ております。テ

レビ等で放映されていますが、重要文化財ではないですね、登録文化財ですね。ですから、新井旅館が申請して認めたということですから、重要でも指定でも何でもないので。ただ、新井旅館さんがどういう目的かわかりませんが、そういうものをとったと。それで、明治時代のつくりですからね、おふろの位置は、当時は電気のポンプなんてないので、当然上から地球の重力でもって流れるように、おふろをつくってあるわけです。

たまたま桂川、修善寺川がああいう位置にあったと。当時は、そんなに雨量がなかったんでしょうね。最近になって大変一時的に雨量がふえて、2年前にもあそこが冠水して入りました。2年前の独鈷の湯が流れているときは、あそこのおふろのところだけでした。今回は、そこも当然つきましたし、修禅寺さんから下の薬屋さん、お土産屋さん、旅館さんまで床上浸水の大変な被害に遭いましたということでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に、総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、一番初めの個人の財産のことでございます。

特に、どういうことで現場の調査をということになりますが、実は災害の当時から、災害の全体像、どの地域でどのような被害が起こってどういう支援が必要だというふうなことをつづさに調査する必要がございました。

そういうことで、現状といたしましては、市ができる、できないというようなこと以外に、とにかく調査をということでございます。そういうことで調査に出かけた職員にとりましては、一応調査のみという指示に基づいて出させたということでございます。

次に、裏山の関係で、県が公共治山あるいは緊急急傾斜ということで行っているということでございますが、実はこれはすべてを実施するということではございません。そのうちのごく一部でございます。しかも、県が行う治山あるいは急傾斜につきましても、市が土砂の片づけあるいは倒木についてはすべて処理をするということで、その上で事業を行うと。これについても、一定の基準に当てはまる地域にこういうような特例をとることになっております。

中越地震で、最後にボランティア的に派遣したわけですが、その中で報告ということですが、口頭の報告の中では、特に避難所の設置で安全性あるいは避難した方々同士のプライバシー、これは一番初めの市長の答弁にあるわけですが、これに照らし合わせまして、私どもの台風23号のときに実は大量の方を避難していただいたわけですが、狩野ドームへ避難された方が一番多かったと。その中で、非常に多くの方を派遣員

として送ったと、こういうような状況が長く続いた場合には、仮に2日でも3日でも不眠不休が続いた場合には、職員がどうなってしまうんだろうということは非常に内部で検討いたしました。人事の管理の担当として、中越地震を参考として予想される東海地震にとりましては、避難所につきましては、特にそのローテーション、職員をまいらせないというようなことで、どういうぐあいの取り組みというのが必要かと、こういうようなものにつきましても防災計画に入れまして、十分にこれから審議をしていくということになります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 土肥支所長。

土肥支所長（平田秀人君） ご質問の中の小土肥の黒根地域の災害の関係について、私の方から答えさせていただきます。

木村議員には、被災地の方に何回か来ていただいてありがとうございます。

1点目の黒根荘民宿兼住宅の床上浸水をしたという件でございますけれども、これは非常に原因がわかりにくいといえますが、高台にあるわけでございますから、山に急傾斜に背後地がある、その山からの伏流水が、いわゆるうちの床下にみず道ができて、これが異常な浸水をして、土石が入って床上になったというような事件でございます。非常にみず道が変わったというふうなことで、原因を突きとめにくい箇所でございます。

現在、支所の事業課等で何回か調査をいたしまして、背後にあります、先ほどお話にありました三面張りの水路、これの改修をすべく、来年度予算として計上してあるということでございます。

それから、2点目の黒根川の氾濫の関係でございますが、これは市長が申したとおり、合流地点に、今言った鉄板の橋とそれからコンクリの橋と、全く同じようなところがございます。ここにやはり土石流が堆積して氾濫したということでございますけれども、これについては、やはり上流部の山崩れ崩土がございまして、それが流れ込んだのと、それから先ほども本流の方に流れなかったと。本流の水位が異常に上がりましてというふうなことが原因になろうかと思えます。

ここは、36年災害で被害を受けたところでございまして、現在、以前の水路は今回被災を受けた方にくの字にその手前で曲がっていたというような状況で、前の状況であれば、より大きな、今以上の被害を受けたんじゃないかなと思われま。

いずれにしても、合流部が直角的に曲がって合流しているというような点については、非常に県管理の河川とそれから普通河川の問題でございまして、これは対応策があるかどうか

か、これらについては県とも協議しながら今後進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に、健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 被災者生活再建支援法に関する部分でございますけれども、議員ご指摘のように、この法律にかかわる対象者というのは非常に厳しい状況でございます。市といたしましても、対象になる物件はございません。今の調査した44件の中で1つもないという状況でございます。

議員ご指摘のように、県会の中でも、知事が前向きな国の方への要望をしようということを行っているようですし、また、そうした状況を見ながら、市といたしましても要望を続けていきたいなと思っております。

それから、もう一点目の災害見舞金でございますけれども、これはあくまでも見舞金という立場の考え方でございます。したがって、金額を設定するに当たりまして、県下の22市を調べさせていただきまして、余りいい金額ではないんですけれども、下から何番目かもしれませんけれども、そういったことを勘案しながら決めさせていただいております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 木村君、参考までに残り8分30秒です。

どうぞ。

26番（木村建一君） 現場に出向かなければわからない、そんなことは当たり前なんですよ。私が言っているのは、現場に行って帰ってきて、何のために行ったの、確かに調査ですよ。そんなことはだれでもわかり切っているんですよ。調査して、市民が要望したときに、なぜ応えないということを私は言っているんですよ。わかりますか。自主防とかやっているのは、私は見させてもらって、一生懸命やっているんですよ。それでも手が足りない。

例えば車が軽トラが2台しかありませんと。車を何とか配置してくれませんかと言ったら、それは区から要望ありませんから。区から要望あったら出しますと言わなかったでしょう。助役ではなかったんだけど。聞き及びますで終わっているんですよ。ましてや泥と瓦れきは虹の郷、年川に持っていくというわけでしょう。軽トラ何回運んでいると言って、本当に苦情ですよ。私最初、市の職員と間違えられて、それで怒られたんですよ。

私は何でもかんでもその市がやれとか言っているんじゃない、この市民の皆さんも。でき

ることとできないことを、先ほど再質問でやったように訪ねていったら、現場写真を撮っているのを私は見ましたよ。それで後で何しに来たんですかと。よくわかりますねと。それでは市民怒るでしょう。自主防任せじゃないですか。

ほかのところ、例えば富士市が応援に来たでしょう。他の自治体、伊豆市であるにもかかわらず、そこに来たということはやはりその応援をして何とか復興してあげようということで、どうも写真を見ると、桂川のところの用水の土砂を揚げたということ、やっているではないですか。

市の職員は何なのと言ったら、現場を見ただけだと。私は20日ぐらいして、牧之郷のもう一つ奥の方に本当に孤立化した土地があった、そこへ訪ねていったんですけれどもね。見ていてくださいよ。本当にそういう意味では、きのうも現場を見たとか何か全部は見切れないでしょう。

でも、気持ちとしては、床下に15センチの泥ですよ、粘土質の泥がいまだにあったんですよ。どうしてですかと言ったら、一生懸命運んでいる、私も手伝ったけれども、とてもじゃないけれども、床下にサンがあるのでなかなか運びづらいです。一時間、二時間たっても出し切れないんですよ。そういうところに例えば、その方は言っていました。シルバーに頼むとか、ゼロじゃなくても何とかしてくれませんか。音さたなしですよ、その後。だから市は何をしているの、協働のまちづくりと言っているんだったらば、今後の教訓として、全部が全部自主防任せとか云々じゃなくて、市として区でできないこと。

で、何日間かたつと、いつまでたっても皆さん隣近所休めないですね、仕事があるから。そうすると、1人のお年寄り世帯もいました。2人世帯の方いましたよ。残ったのは奥さんだけで、その床下の泥を一生懸命運んでいると。すぐに対応すると、後々どのように手助けしてやるかという姿勢が私は必要じゃないかと思うんですよ。

それから、お答えはいいですけども、市としての見舞金制度があったんですが、いわゆる後退姿勢を認めるでしょう、前よりも。財政がどうのこうの言っているんだけど、余り財政の問題やあしたの厳しいことはわかる。なんだけれども、財政が厳しいからということで合併したんであって、新市になってまだ1年もたたないのに、財政が厳しいから、ここを切り詰めなくてはならないというふうなことよりも、きのうからいろいろな論議をやっているのだけれども、財政を皆さんのためにどのようにやっていくかという立場で検討していただきたい。

そうしますと、一番最初に基本的な考え方、民有地であるために、裏山の補修も市は復旧

費出せないということは早計過ぎたと認めるのかどうかお願いしたいと思います。いかがですか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

冒頭お答えしましたように、原則としては、私有財産は個人が復旧していただくということでございます。これは日本の法律に私有財産を認めているわけですから、管理はやはり個人が原則だろうと。ただし、個人がやっても、到底大変だとか、あるいは非常にこれで火災が起きたときは、私有財産といえども立ち入って消防その他で消さなければならないですね。危険がほかに及ぶこともある、そういう場合は、やはり行政ができる範囲で支援したいと。そこが原則だろうと私は考えております。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 次へ移りますけれども、確かに市長言われたわけです。私有財産だから、そこは原則なんだと。原則なんだけれども、災害の起きたときにどうしようかというときには、先ほど言ってきた市民も要望しておくということで、あらゆる今自治体、京都が一番進んでいるんですけれどもね、京都そのものは。半壊、全壊によっては300万円、県として独自に本体建設に対して支援しようという、そういうところもあるのですよ。先ほど言ったようにコミュニティが守られない限り、住民が安心して住めるまちづくり、復興していくためにどうするのかということを引きわめないで、災害が起きたら全部どこかへ行ってしまったと、住めないからと言ったんでは、自治そのものが守れないというように思います。

遠距離小学校の問題に入ります

私は一般論としての小中学生の遠距離通学費の基本は、教育長言われたとおり、ただし、より具体的に考えますと、合併時の1つ約束があるでしょう。また言うけれども、住民サービスが高い方、負担は低い方に。

ちょっとついでに時間の関係でお尋ねしますけれども、今度は教育長にお尋ねします。市長はこんなことを言っていたんですね。一般的にとっているんだから、この合併の原則は。そうしますと、通学費のことについても一般的にとっている。だからこれは該当しないというふうな見解なのか、お尋ねしたい。

そして、もう一つの問題、子育てをどのように支援していこうかということが私は大事だと思うんですね。というのは初めて少子化社会白書というのをまとめたということをご存じだと思うんですが、この少子化の原因で白書は何て言っているか。仕事と子育ての両立支援

のおくれと。それから、いろいろ言っているんですが、育児教育費負担の重さというのも挙げているんですよ。そうすると、今2つのことを私は協力すべきだと言ったんだけど、そこのところをしっかりと考えると、少子化で大変だということも、伊豆市も述べて……。

議長（遠藤正寿君） 木村君、残り1分ですから。

26番（木村建一君） そうしますと、全体15年度決算で私はちょっと比較したんですが、教育費のかかる中での遠距離通学費の補助率1.57%ですよ。約1,500万円、若干のおくれはあるというふうに思うんだけど、それをさらに少し、結果的には上積み私はすべきだと思うんですね。制度的に一番おくられているのは修善寺地区ですから。やはり子育てをどのように支援して経済負担をかけないようにしようかということが、私は大事なことだと思うんです。

時間がないものですから、最後の新橋の件についてはいろいろなことがまた、回答になされるでしょうけれども、私も何回か通ったけれども危険なんですね、確かに。そういう規制があるならば、例えばカーブミラーをつけて見やすいようにするとかというふうな対策を、ぜひまた市としてもお願いしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） では答弁願います。

まず、教育長。

教育長（室野純司君） 前回私が答えたときに、ほかの市町村では4キロ、6キロが大体多数を占めているんだと。私の私見としては、4キロ、6キロ以上の補助にしたいなという話を申し上げたわけですが、現在進めておりますのは、できたら昨年度の補助金以上の予算をとりたい。ですから、今予算としては2,100万円、先ほどちょっと数字を申し上げましたけれども、一応現在はそれ以上ということで、予算請求をしております。

ただ、そうした場合に、先ほど言いました、要するに一番今まで補助率が高かったところに合わせるというわけにはまいりません。ちょっとそこまで計算を私ども正直いってしてございませぬけれども、補助の一対象区間を4キロ、6キロではなくて、大体その半分ぐらい、2キロ、3キロぐらいに設定できるといいなと。もちろん全額の補助はできませんけれども、それに補助の割合をかけて何とか出していきなと、そういうことで現在進めております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に、総務部長。新橋の件にもまいりまして。

〔「それはいいです」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） じゃ、よろしいですね。

木村君。

26番（木村建一君） 教育問題、理想として、全国も1つの参考にすべきでしょう、4キロ、6キロで。ただ、都会の市と違うんですね、ここは。伊豆市となっても、広い面積の中で点在しているという条件があります。だれが見ても同じなものですからね。やはり子育てしやすい市を、合併のまちづくり計画の中にあります。ちょっと大まかにその中に経過があるんだけど、より具体的に言えばこういう問題も私はかかってくると。本当に市になってよかったねと言う市づくりの1つとして、教育費の通学費の問題を考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（遠藤正寿君） これで木村議員の一般質問を終わります。

これより休憩にいたします。

再開を13時15分といたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時15分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

室 野 英 子 君

議長（遠藤正寿君） 引き続き一般質問を行います。

次に、8番、室野英子議員。

〔8番 室野英子君登壇〕

8番（室野英子君） 8番、室野英子です。

私は、「少子化対策、子育て支援により積極的な取り組みを望む」という題で質問いたします。

現在、伊豆市の人口3万7,829人（平成16年10月1日現在）のうち、65歳から104歳までの

高齢者が9,455人に対し、1歳未満の乳児が234人です。ゼロ歳から6歳未満の乳幼児はどの年齢もすべて200人台です。

現在の小学校1年生が12校合わせて330人ですから、6年間で1年のうちに生まれる新生児が100人減っているということになります。これは大変なことだと思いませんか。さらに加えますと、一番出生の多かった56歳の方は782人、53歳から57歳代の方は716人、686人と比べて何と3分の1です。250人台は82歳、83歳、84歳の方々と同じ人数になっています。

比較するのに条件が違うことは承知の上ですが、人口規模に近い長泉町、伊豆市よりも人口は少ないのですが、最近、毎年500人以上の新生児がふえていて、子育て天国と言われていています。若者の働く企業が幾つもあり、立地条件などいいことに加え、教育委員会の中に子育て育成課があり、次世代育成支援地域行動計画など行政としての取り組みにはとても積極的です。

申すまでもなく、少子化は社会にさまざまな弊害を生じます。伊豆市の発展のため、子供を産み育てやすい伊豆市を目指して、少子化対策、子育て支援に、今までより具体的かつ積極的な方策を立てるときだと確信しています。市長のご所見を伺います。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に対し答弁を願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 室野議員のご質問にお答えいたします。

少子化対策、子育て支援により積極的な取り組みをとということですが、現在、少子化の進行は、年金や医療などの社会保障において現役世代の負担の増大や、子供同士の交流の場の減少などによる健全な成長への影響等、さまざまな点で弊害が出てくることが予想されております。要因としては、結婚する年代の意識の変化や、育児と仕事の両立の負担感などが考えられております。

議員ご指摘の長泉町の例でございますが、大変子供さんがふえているということで、いろいろな施策ができていますようですけども、鶏が先か卵が先かというような感じをちょっと持つわけです。

急速な少子化に対処するため、平成15年7月に成立いたしました次世代育成支援対策推進法に基づき、伊豆市においても次世代育成支援行動計画を策定すべき、平成15年度から準備を進めております。アンケート調査の実施、関係各課での検討、住民の代表による協議会を開催しております。これらの計画の中では、現在進めている事業、新たにつけ加える事業等、

保育サービスの充実、子育てがしやすい環境整備等の事項について検討しているところであります。

結婚や出産の妨げとなるさまざまな不安や負担感の背景にはどのような問題があるのか、また、それに対してどのような施策が必要なのか、子供が健康で産み育てやすいまちにするよう、今後も努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 室野英子議員。

8番（室野英子君） 8番、室野英子です。

現在の子育て支援は、私たち50～60代から70代の年代の子育てをした時代に比べ、医療費の無料化など随分手厚くなされています。

2人の子供を育てた経験から申しますと、子育てはとても楽しいことでした反面、深夜、休日の別なく、最優先で乳幼児と格闘した日々も含め、子供に苦労させられた分、親としての喜びも十分味わうことができ、子育てをしながら自分自身成長できたのではないかと思います。しかし、子供を育てる途中の精神的また経済的な負担はとても大きかったのも事実であります。現在、子供を産み育てないことを選ぶ夫婦がいることに理解できる部分はあります。

ところで、現在20代、30代の子育て最中の年代は、私たちが育てた子供です。頼りなく頼らしくない若い親が自分の都合にのみ合わせたネグレクト（育児放棄や虐待など）、数々の問題を起こして今の若い親はと、世間のひんしゅくを買っています。それらを擁護する気は毛頭ありませんが、幾世代前とは社会情勢が著しく変わっていることに着目してみたいと思います。

現在の子育ては核家族の中で行われるのが中心です。地域はと見回しても、ふだんは外で遊ばない子供、おんぶをして出歩かない子育ての仕方など、どこの子かもわからず、地域の大人との触れ合いは少なく、声かけもしにくく、地域との希薄さも指摘できます。子育てノイローゼに陥る親の孤独さが想像できます。祖父母や隣近所とのかかわりの中で子育てのできた私は、また私たち世代は、とても幸せであったと思います。

そこで、現在の子育て支援について話を戻しますと、共働きをしてより快適な生活を望む社会の風潮の中で、仕事をやめたくない母親の緊急のときにも安心できる精神的サポートが必要だと考えています。家族が病気になったとき、子供が熱を出して保育園に預かってもらえないとき、急な残業で保育園や幼稚園にお迎えに行けなくなったとき、日曜出勤など、若

い親たちのさあ困った、都合がつかないというときに、地域が、行政がこたえるべくファミリーサポートという制度があると、子育ての力強い支援になります。

以前からある地縁、血縁に変わるサポートとしてシニア世代、時間のある子育てのベテランのシルバーの方々との協働で、子育て支援の充実を図っていくことを強く提案します。

子供を預けたい人、預かる人がネットワーク化しておきます。あらかじめ登録しておくわけです。緊急のときに電話連絡すると、コーディネートする人が預かれる人と連絡をとって、即オーケーとなります。

このファミリーサポートセンターの存在は、高齢者だけの家庭での介護のサポート、例えばお使いを頼みたいとか、足腰の弱った高齢者が病院へ同伴してもらいたいとか、逆に若い人たちに頼むこともできます。そんなファミリーサポートを伊豆市にも導入できないものでしょうか、市長のご見解をお伺いいたします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 室野議員の再質問にお答えします。

大変ファミリーサポートセンターについて、私不勉強で申しわけないと思います。これから勉強したいと思います。健康福祉部長がどの程度知っているか、そこを含めて答えていただきます。

議長（遠藤正寿君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） どの程度知っているかということでございますけれども、今現在、次世代育成支援行動計画というものを検討しておりまして、その中でアンケート調査をしております。それで、このファミリーサポートセンターについても、その1項目として挙げて、皆さんのどの程度の知識があるかということをやってみたわけですが、このケースが、一番皆さん知名度のなかったケースでございます。そこについても説明文をちょっと入れてあるわけでございます。

ご指摘のように、この制度は地域の昔でいえば、その地域でみんなできたことなんです。家族でできたことなんです。それができないということでやろうとしているわけですので、今地域福祉計画というものを立てておりまして、そこらを含めた形でこういったものを立ち上げるべく、次世代育成制度の検討会でやっております。

ご指摘のように、本当にこういう制度ができてやっていけばいいと思いますので、この中でどの程度の行政としてお手伝いができるのか、社会福祉協議会であるとか、NPO的なボランティアのそういった組織が立ち上がって、そして、それに対して、多少なりとも行政の

方が支援できればと思っております。

室野議員からも、そういったことをまたご指摘あるいはご意見を伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（遠藤正寿君） これで室野議員の質問を終わります。

酒 井 勲 一 君

議長（遠藤正寿君） 次に、16番、酒井勲一議員。

〔 16番 酒井勲一君登壇 〕

16番（酒井勲一君） 16番、酒井勲一です。

議長より発言の許可をいただきましたので、12月定例会における私の一般質問を行います。

1番、安全と安心について。

先般の台風におきまして、独鈷の湯が流失しました。地元では再建の話題があるようですが、市長はどのようなご所見をお持ちですか、伺いたい。特に、乗用車が流されたようですが、観光立町を目指す本市として、お客様の安全な旅行について伺いたいと思います。

2番、市内宿泊施設撤退について。

市内の健康保養所サムイン中伊豆、北狩野荘、東京都立土肥臨海学園の3施設が閉鎖すると聞いております。雇用、税収、水道料等々、市にとっての影響を市長に伺いたい。また、その補てんはどうするのか伺いたい。

3番、天城北道路について。

天城北道路事業におきましては、先日、本立野トンネルの起工式が済み着々と進んでいるようですが、大平地区では当初より推進委員会をつくり、道路工事推進に協力してきました。三つの要望もしてきました。

1番、大平136号へおりのーフインターをつくろう、2番、日向地区と大平地区を橋で結ぼう、3番、ーフインターからあとの狩野川までの農地を再圃場整備をし、公共用地を創出し、例えば南消防署、道の駅、陸上競技場 これはサッカー兼用ですけれども をつくり、地域の活性化を図る。

要望1、2は取り上げて何とか実現する運びになりました。ありがとうございました。

地元では、三つ目の要望について会合等が開かれているようでございます。市長の所見を

伺いたい。

4番目、教育長に質問します。

保育園、幼稚園、小学校、中学校等市立の教育施設がたくさんありますが、施設の競争が起きるよう通学エリアを撤廃したらどうかと思いますが、教育長の所見を伺いたい。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に対して、まず市長、お答え願います。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） ただいまの酒井議員のご質問にお答えいたします。

まず、1番目の安全と安心について、これは昨日の三須議員のご質問に対するお答えの中でも触れましたが、独鈷の湯の再建については、地元住民の皆様と河川管理者、市の三者の合意のもと、安全と景観に配慮した形で再建することが最良であると考えております。現在、修善寺温泉場まちづくり検討会議の中で検討をお願いする準備を進めており、その結果を持って再建に臨むこととしたいと考えております。

また、乗用車が流されて、いわゆる観光客の安全についてどうかということですが、そういうことで、観光地に風評被害等が出ていると、大変な痛手でございます。お客様も住民と同じように安全・安心を確保していくようなまちづくりをしたいと思っています。

次に、市内宿泊施設撤退についてでございますが、これも昨日の森議員のご質問でお答えしました、ホールサムイン中伊豆のほか、牧之郷にあります県営の障害者保養所、北狩野荘と八木沢地区にあります東京都の都立土肥臨海学園の3施設につきまして、それぞれの運営主体から来年3月をもって廃止及びその後売却するという旨の報告を受けております。

ホールサムインにつきましては、昨日お答えしたとおりでございます。

北狩野荘につきましては、平成16年11月17日に静岡県健康福祉部より、平成17年、来年2月をもって営業をやめ、3月を整理期間として職員の転職等のあっせんを行い、平成18年度中に建物を解体し、あそこは借地等もあるようでございます。借地については、地主に返還をしたいと、県有地は競売により売却の予定であると。伊豆市が購入する場合は、その代金については、多少便宜を図る考えがあると聞いております。買えるか買えないか、ちょっとそのときになってみないとわからないと思います。また、計画も今のところありませんので、ちょっとそこから先はわかりません。

現在のところ、伊豆市としては、その跡地の利用計画はありません。

この北狩野荘でございますが、借地契約期限が切れることや、一部地主からの返還要求も

あり、建物の老朽化と民間宿泊施設のバリアフリー化の促進等社会環境の変化などにより、廃止されるものということでございます。

それから、都立土肥臨海学校につきましては、平成16年11月29日に東京都教育委員会関係部局より、平成17年3月をもって営業を廃止し、建物を解体した後、土地の売り払い処分を行うと聞いております。

東京都教育委員会は、「東京都特別支援教育推進計画」を平成16年11月に策定し、その中で校外教育施設の見直しについて、1、土肥臨海学園及び聖山高原学園 これは長野県にあるそうです をそれぞれ平成16年度末、それから平成18年度末に閉所する。2、今後は児童生徒及び保護者の多様なニーズに対応するため、都立盲聾養護学校における移動教室等の宿泊行事の充実を支援し、より安全に宿泊を伴う学校外活動が実施できるよう対応を進めるとのことです。

これはやはり建物の老朽化や特別支援教育推進計画に基づく校外学習計画の見直しに伴い、廃止が決まったものであります。

以上の3施設の税込でございますが、従業員の住民税及び1施設の法人税と2施設の入湯税約140万円、上水道使用料約151万円、下水道料約123万円、温泉使用料が約189万円となっております。

この3施設の廃止に伴う影響についてのお尋ねであります。従業員の雇用や税込、施設で消費される食材や購入消費財等の減少につきまして、地域に与える経済上の影響が多少あると思われまふ。今後は、各施設に勤務する従業員の早期再就職への取り組みが、早期に果たされるよう希望してあります。

なお、それぞれの施設及び土地の売却またはその利用につきまして、民間の活力が十分発揮され、地域経済の衰退や市の税込等の減収にならぬよう皆様のご協力をいただき、また努力してまいりたいと存じます。

それから、3つ目の天城北道路についてのご質問ですが、現在の進捗状況については、行政報告で初日に申し上げたとおりでございます。天城北道路建設事業にしましては、事業化から工事着手まで約10年の年月が経過いたし、その間地元推進委員会を初め、期成同盟会等多くの方々のご協力、ご理解、ご努力により、議員ご指摘のとおり、地域の活性化にとって有効な施策の実施が図られてまいりました。過去の議会答弁などから、議会や行政も事業化直後からこの大きな事業に対して重大な関心を持って対応してきたことが伺われます。

大平地区や日向地区では、道路で圃場が寸断され耕作が阻害されることを懸念し、天城北

道路建設にあわせて圃場の再整備と利活用を必須課題ととらえ、要望されてきたことは十分承知しております。

ハーフインター及びアクセスについては、一応の成果が見えてきましたが、圃場の再整備を含む地域活性化はこれからであります。申し上げるまでもございませんが、道路網構築は、その周辺土地利用と密接に関係し、土地利用を補完する手段でありますから、このハーフインター及びアクセス道路を中心とした地域づくりについては、これまでの経過と天城北道路の進捗状況を見据えながら、努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、教育長。

〔教育長 室野純司君登壇〕

教育長（室野純司君） 私の方から、通学区域の撤廃についてお答えいたします。

ご質問の通学区域の撤廃につきましては、これにより学校間の競争ができ、教育が充実されるのではないかと、こういうご意見と受け取りました。確かに、そういう意図のもとで東京都を中心に幾つかの地区で学区の自由化が実施されております。私の方からは、ちょっと違った点から私の考えを申し上げたいと存じます。

子育て・教育は、本来学校と地域、保護者との共同作業と考えてまいりました。しかし、最近の新自由主義あるいは市場主義の中で子育ては自己負担・自己責任が強調され、しつけは家庭で、学力は学校でといった責任主義が横行しております。もちろんそれが根底にあることは確かでございますけれども、家庭と学校がそれぞれの足りない部分を報告あるいは交流し合い、お互いの共同作業として教育していくのが本来の姿だったような気がいたします。

ところが、最近こういった流れの中で、学校はサービス機関であるというとらえ方が当然のようになってまいりました。一緒になって学校をつくっていかうというのではなく、サービス機関というとらえ方ですから、当然サービスが不足していると見れば苦情になり、トラブルが発生します。どのくらいサービスを受けられるかを1つの物差しとしながら学校を選んでまいりますと、学校選択制は、このサービス機関と見る傾向を一気に推し進めるような気がしてなりません。

もし我が子が自分の住んでいる地域の学校に通っていなかったら、親は果たしてその学校とかかわりを持つでしょうか。我が子の通う学校により密接なかかわりを持つのが当然でございます。地域の中で、日々出会う子供たちの学校だからこそ、地域の人たちはその学校とかかわりを持ってくれます。子供たちが生き生きとした生活を送れるような地域づくりを考

える、そういう活動が成り立たなくなる危険性もございます。学区の自由化を進めたら、学校と地域のかかわりは非常に表層的なものになるということも、考えに入れる必要を感じます。

学校を選択するということは、学校を商品のようにどちらがよいかを選んでいくということになるように思います。自分たちが学校をよりよくしていこうという参加の仕方や皆で学校をつくるという視点がなくなってしまうというおそれもございます。

やむを得ない理由がある場合に限って、現在も指定校を変更するということは実施しておりますが、市民の皆さんがこういう危険性をはらんでいるということを承知の上で、学区の自由化を望む意向がもし強いならば、議員さんの提案する方向も考えてまいりたい、そんなふうに考えております。

最後につけ加えますならば、「地域に根ざした特色ある学校づくり」を今各学校の先生方をお願いしているところでございますし、学校間の競争をさせなくても、伊豆市の学校はそれぞれの学校で、その学校の地域性を生かしながら、特色ある学校づくりに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、酒井議員。

16番（酒井勲一君） 再質問をさせていただきます。

まず、市長さんへお願いします。独鈷の湯の件ですけれども、独鈷の湯といいますと、この修善寺温泉の宝物というか、日本中に有名なところだ、今や伊豆市にとっても宝のような気もいたしますので、私も非常に興味を持っております。そこで、被害に遭ったときから、よく私は地元の方のご意見を伺っているわけですけれども、3つご意見があるような気がいたします。

1つは、川の中ではなく、場所を変えたらどうだ、陸上に上げたらどうだという意見でございます。2つ目は、自然に雨がたくさん降るんだから、川の断面積が少ないんだから川の断面積をもっと広げるように努力したらどうか。要するに、川幅を広げるか、川底を下げるかという意見だと思います。3つ目は、昔からあるんだから、今までどおり今のままの方がいいではないかというような意見だと思います。でも、この意見も地元の方に聞きますと、非常に声が小さくて議論がまだ尽くされていないような気がするんですよね。もっともっと地元の方の声が大きくなるように、行政の方から指導するなり、あるいは地元の方のしりをたたくなりした方がいいのではないかと私は考えます。

この間の被害の状況を見てみますと、水があふれ、危険度2の川になってしまったということですので、私の考えですと、観光客のお客様が例えば車に乗っていて流されて命が亡くなるというようなことも起きてくるような気がするわけでありまして。

こういうことになりますと、観光立町どころではないと私は考えます。ですから、もっともっと地元の議論を深め、それからでも遅くはないと私は考えております。安全な観光地伊豆市について議論するよい機会と、私は考えます。

市内宿泊施設について。先ほど述べました3施設はすべて公共、準公共みたいなような気がします。現在のいろいろな社会情勢からして、仕方がないかなと考えます。しかし、まだまだ市内には公共、準公共施設がたくさんあります。思いつくところでは、船原にある平塚市の施設、あるいは湯ヶ島温泉にあります林野庁の施設、グリーン天城があります。

それから、修善寺のニュータウンにあります、かんぼ伊豆の施設、大野にあります競輪学校、その附属施設のサイクルスポーツセンター等々、枚挙にいとまがありません。これがあした撤退すると言われても、私どもは何も言えないわけでありまして。

他の公共団体、準公共団体はこのように経費の削減あるいは費用対効果を考えてこういうことをしていると、私は考えております。伊豆市にとっても考えなければならないと思います。税収の増加をどのように図るか考えておりますでしょうか、市長の所見を伺いたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

まず、独鈷の湯の再建についてでございますが、私も酒井議員のように3つぐらいあるのかなと思っております。

ただ、ご存じのように、この独鈷の湯はちょうど2年前にやはり流失いたしました。その時点では20年ぶりというようなことで早く再建しようというようなことで、当時の修善寺町議会でもいろいろご議論いただきまして、川の中に建造物を建てるということは、河川の管理者の許可を得なければならんということで約半年たって再建したわけですが、残念ながら再建後1年半、同じ10月でございます、日数は若干違いますが、ちょうど流れてから2年間で流失いたしました。それを踏まえまして、今後はこの経験を生かして、より安全な中で、こういう独鈷の湯、観光の名所を再建すべきであろうと私は考えております。

2年で流された、その前1回は20年あったということですが、この調子でいくと、私の任期中にもう一回流れる計算になります。そういうことのないように、あっても安全が保たれ

ような方策をとるべきじゃないかと、私は強く考えています。これは観光経済部あるいは土木部と連携をとりながら、より安全が進む中で、独鈷の湯の景観を保つと。これは大変相反する事項になると思います。結果的には、地元の方あるいは観光協会等と打ち合わせて、ご理解いただきながらやっていくと。完全とは言えないまでも、より安全を進めた中でやりたいと思っています。

それから、観光客が被災したというのは、大変な事件になるわけですが、そういうことが起きないように方向を進めたいと思っています。

それから、3施設が撤退し、また今後も撤退の可能性のある公共、準公共の施設があると、ご指摘のとおりでございます。大変そういう話をすると、背筋がぞくぞくしてまいります。ただ、その税収の補てんはあるのかというと、今ここでは、アイデアはほとんどありません。できるならば、こういう施設が、すぐ次の方があらわれて事業をやっていただけるということを期待と願いを持っているわけです。そんなふうに私は思いますけれども、これは財政の問題ですから、総務部の考えを待つことにします。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） 財政の立場から言いますと、法人税につきましては2つが非課税で、中伊豆が法人税のみをいただいているということで、これらについても5万円程度じゃないかと考えております。あと、入湯税でございますが、これについては中伊豆と北狩野荘で、先ほど市長からお話がありましたような入湯税があるということでございます。

財政といたしましては、そういうことでございますが、これに伴いまして、そこに働く方々の特別徴収あるいは普通徴収、これがあるわけでございますが、現実的には人数的に約35人程度ぐらいの市民税、これの関係でございますので、いずれも施設として十分に活用ができて、これの活性化が図られますと、施設に人が雇用されて、市民税に特別徴収でたくさんいただくと、こういうようなことでございますので、できることでしたら、観光的に非常に発展をするということを、財政としては期待しております。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 補てん策は私の希望していた回答が得られませんので、一応区長に進言いたしたいと思っておりますけれども。私はもう新規参入を促す、それしかないと思うんですね、民間の団体のね。なかなか難しいことではございますけれども、これはぜひ市長さんを先頭として、私ども議員も全員必死でやるということを一生涯懸命やらないと、どんどん細ってしまってしまうんじゃないかと思うんですね。できるかできないかわからないですけども、

やってみなければしょうがないということが私の持論でございます。

財政的なことは、昔から「入るをはかって出づるを制す」というような言葉がございます。市民の中には、経費の削減として人件費を挙げる人が非常に多いし、声も大きいと思います。昨日もこの議論はたくさんありました。たくさんの意見もありましたので、私は方向を変えて提案したいと思います。

1番、勸奨退職の引き下げ、55歳、2番、役職定年の新設、55歳、3番、職員の家族の市役所補助金交付団体への勤務の禁止、4番、業務委託した先へ職員ごと業務委託をするということですね。こういう荒治療をして、5番目として、人材派遣会社の伊豆市100%の子会社で株式会社をつくるということです。これを提案したいと思います。これは勸奨退職、官公庁がこれを法律的にできるかどうかはわかりませんが、そこらを調べていただいて、こういうことを検討していただきたい、そのように思うものであります。ぜひお願いいたします。

それから、天城北道路でちょっと言い忘れましたが、現在、大平地区では朝市をやっているわけですが、毎日曜日週1回やっております。老人たちの元気の源になっています。現在は60歳とか70歳が主力ですが、最近だんだん50代とか40代の奥様方等も入ってきました。非常に全区一致していい光景だと思います。

しかしながら、余り評判がよくて、大仁警察署から再々注意を受けていたわけです。道路が渋滞するものですからね。それで、役員さんも困っているわけなんですけれども。ぜひこれを早く新しい場所へつくりたいということで、道の駅という話が出ているわけです。

うわさによりますと、大仁地区の田原野にあります朝市の会場が非常に評判がよくて、もう田原野だけじゃしょうがないから、136の交差点の三福の近辺へつくろうというような話があるようです。これは、私どもは朝市の組合にしても非常に興味を持っていて、原因がやはり競争ですからね、やらなければならないなというようなことをぜひ応援していただきたい、そのように考えております。

以上です。何か所見がありましたら、よろしく申し上げます。先ほどの特に5つの私の提案については、話をしてください。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 要するに、税収が少なくなる中、経費の削減ということでいろいろご提案をいただきました。退職制度や家族、一言で言うと人減らしですかね。なかなか今まで一緒にやってきた方を切るといいですか、忍びないものがあるわけですが、やはり全

体のために検討させていただきたいと思います、どういうふうにやっていくかですね。

それからもう一つ、朝市について、ご指摘のように大仁のまごころ市場が大変好評のようでございます。今のお話ですと、また、もう一つつくるのでしょうかね。余り過当競争になると大変だなと思うんですけれども。大平の朝市は大変長い間頑張ってきていると。あそこの再圃場整備がどこまでどういうふうになるか、その辺を含めて、できる範囲で支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 教育長に通学エリアの件につきまして再質問いたします。

教育長さんのご意見はごもっともだと思いますが、「市役所にとってお客様は市民である」と、昨日の議論の中でありました。学校にとってのお客様と言ってはどうか、子供が主力だというふうに私は考えます。しかし、子供たちにはまだ何にも判断ができません。当市にとっても、小学校にとっても小さな学校がたくさんあります。小さな学校は本当にいい面もあります。一人一人が大事にされ、目が行き届き、行き渡った教育ができるでしょう。しかし、反面に大事にされ過ぎ、将来の競争社会で子供たちが外へ出ていったときに自立した考えを持ってないというようなことも言われております。そのような風潮を察してか、他県、特に東京都、埼玉県等では、わりかしアンケートをとってみますと、学区制を廃止しろというような意見が多いと聞いております。公立で支持されていると。実施しているところもぼちぼちたくさん出てきました。検討している市町村もかなりあります。昔は、獅子は子供を千仞の谷に落とすとかいうことがありましたけれども、昔は子たくさんだからそれでよかったんですけれども、今は、親は大事にし過ぎて、千仞の谷どころか、落ちないように先に回って危ないよというような私どもでございます。

そこで、ぜひ当市でもアンケートでもとってみたらいかがだということを考えていますけれども、教育長さんいかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） 今のお話を聞いていますと、私、個人的な考え方なんですけれども、学校を選択させるというのは、子供が選択するのではないですね、親が選択するのだと思うのですよ。そうした場合に、本当に親の考え方で学区は決められてしまうと、こういう考え方になると思うのですね。先ほど言いましたように、学校の競争、これを目的とした学校の自由化については、私は先ほど言った意見で全く反対だと。

ただ、議員さんの今の再質問の中では、言うなれば、学校統合を少しにらんでいるのかなという考え方を、私は正直いってしました。これにつきましては、ちょっとやはり観点が違うだろうと。これも学校の競争ではなくて、小さい学校の非常に小集団ですか、そういう中での教育だと、競争意識が育たない。だから、親の希望によっては大きな学校へやってもいいのではないかと、こういうご意見がその中に含まれているのではないかなと感じもしますけれどもね。

そうしますと、これはちょっと最初のご質問の内容とは違うのかなと。これはもうさっきの地域づくりあたりを考えますと、私は親の希望で、例えば子供が今でいいますと、戸田に舟山というところがありますね。昔は結構学区が自由だったんですよ。だからあそこの親の中には土肥中へ行った子もいるし、戸田中に行った子もいる。やはりそこが地域づくりにはかなり悪い影響を及ぼしているという話もちょっと聞いています。こちらでいいますと、今実際は大仁町の子供たちが修善寺町の学校へ来ている子供もいます。これはもうその集団が全部来ますので、地域づくりには全く影響はないだろうと。

そう考えますと、先ほど言いました東京だとかほかのところでもやっている自由化につきましては、どっちかという逆で、要するに小さい学校に大きい学校の子供たちが行けるようにしようというのが、かなりの趣旨で入ってきている傾向がございます。かなり人数制限をして応募が多かった場合は抽選でやらせませよということもございます。

この近隣では沼津が実は来年から実施しようとしています。既に新1年生、小学校と中学校の新1年生の希望をとりました。その結果を伺っていますと、沼津市全体で小学校では約50名、中学校では20名、これが隣接の学区へ行きたいという希望が出ているという話を伺っています。

ただ、現在、在学の子供たちの今行っている学校を変更したいという子供は、市全体で20名ぐらいいると、こういう話を聞いています。ただ、あそこは、この伊豆市と違いますのは、学区が非常に入り組んでいます。ですから、例えば沼津の五中と金岡中学校なんというのは、もう隣り合わせに学校がある。場合によっては、五中の方が近いんだけど、学区が金岡だから金岡に行かなければならないという子供もおります。

そういうことを考えますと、沼津あたりの場合ですと、本当に地域づくりには余り影響はないんじゃないかなという感じも正直しているんです。ただ、先ほど申し上げましたように、伊豆市全体を学区の自由化にするのか、あるいは小規模の学校の父兄がちょっと大きな学校へ行きたいなという希望を持っているのか、そこらについては、ちょっと調査するかどうか

は今後検討してまいりたい、そんなふうに思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 教育長さんにちょっと見透かされてしまいましたけれども。このような質問をするのも、私は、当市では保育園、幼稚園、小学校の統合を考えなければならないときが遠くない将来に来るからと思うからであります。これはなかなか厄介な問題であります。今からこういう教育について議論をしておけば、決してマイナスにはならないと信ずるからであります。これにて私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（遠藤正寿君） これで酒井議員の質問を終了いたします。

古 見 梅 子 君

議長（遠藤正寿君） 次に、11番、古見梅子議員。

〔11番 古見梅子君登壇〕

11番（古見梅子君） 11番、古見梅子。

ただいま議長より発言許可をいただきましたので、高齢者福祉について質問させていただきます。

健康で長生きは理想であります、人はだれでも老い、病にかかり、最後は死に至るわけでございます。だれにでも訪れるこの老後が安心して暮らせるように介護制度の充実を願い、質問させていただきます。

介護保険制度が平成12年度から開始され、安心して老後の生活ができるような制度ができたおかげで、各種介護サービスを受けられるようになりました。在宅で入浴サービスを受け、あるいは短期入所サービスを受け、デイサービスを受け、各種のサービスを受けることができます。

先日、デイサービスから帰ってきた高齢者の方に会ったわけですが、大変元気で笑顔で言っておりました。みんなに会えて楽しいんだよ、お弁当も食べられるし、お風呂も入れるし、送り迎えもしてくれるし、本当にありがたいよと、笑顔で言っておりました。1週間に2回行くのが楽しみだと言っておりました。

しかし一方、寝たきりの高齢者のいる家庭の中では、特養の入所を希望しているけれども、なかなか入れない、入っている人はずっと入っていても、待っている人はずっと待っていると、このようにちょっと不公平ではないかと言うのです。

そこでお伺いいたします。

1、介護老人福祉施設について。市内には2カ所、伊豆中央ケアセンター70床と土肥ホーム50床があり、この120床は現在満床であるということです。入所待機者が多くいることや、今後も後期高齢者がふえていくとき、入所希望者がふえることが予想されます。早急な対応が必要であり、具体的計画が検討されているでしょうか。

2つ目痴呆性高齢者対策についてでございますが、痴呆性高齢者の問題は、介護者として被介護者として、だれでも当事者になる可能性があります。大規模でない、少人数のグループホームが普及し、共同生活の活動が始まっています。このような共同生活をするグループホームの計画は進められていますでしょうか、お伺いいたします。

最後に、介護予防についてですが、要介護者の増加や悪化を防ぐ介護予防の充実は今後ますます重要になってきています。効果的な介護予防事業の具体的な取り組みについてお伺いいたします。

以上お願いいたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に対し答弁を願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 古見議員のご質問にお答えいたします。

介護老人福祉施設につきましては、昨日の磯議員のご質問にお答えしましたが、11月30日に整備希望事業者への説明会を終了し、12月24日までに計画書を提出いただき、その後に事業者を決定する運びとなっております。

また、痴呆対応型共同生活介護、何か最近、痴呆症と言っではいけないんだそうですね。認知症とか言うんだそうです。名前は変わっても中身は余り変わりませんが、いわゆるグループホームの整備状況であります。伊豆市の介護保険事業計画の中で1ユニット（入所定員5人から9人）程度の施設整備を検討することになっております。今のところ、二、三の事業所からの問い合わせがある程度で、具体的に進んでいる状況ではありません。

それから、ご質問の介護予防についてであります。高齢者ができる限り要介護状態になることがなく、生き生きと住みなれた地域で、いわゆる自分のお住まいで生活を送られるよ

うに支援するため、各種サービスを展開しております。

まず、介護が必要となった場合には、介護保険の各種サービスを利用していただくことになりますが、要介護状態になることの予防を図ることが重要であり、また、行政としての課題であろうと思っております。

具体的には、転倒予防教室、これは寝たきり防止のための事業であります。また、痴呆予防（認知予防）のためのアクティビティ事業や外出支援事業、生活管理指導事業など、旧町単位できめ細かく実施してきております。また、平成17年度には、これらの事業とともに高齢者筋力向上トレーニング事業等を加えていきたいと考えております。

ただ、今後、介護保険制度改革が行われることがほぼ確実となっておりますが、その制度の中で位置づけられる要支援・要介護状態に陥るおそれのある者を対象とした地域支援事業と要支援・要介護1の者を対象とした新予防給付があり、これらは平成18年度から順次開始されます。

このような新たな介護予防システムが導入され、これらの取り組みにより、一貫性と連続性のあるシステムとして実施していくこととなります。市といたしましても、今後これらの事業がスムーズに、また質的な転換を図るため、なお一層の努力をしてまいり所存でございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 古見議員。

11番（古見梅子君） 11番、古見。

伊豆市高齢者保健福祉計画、これを見させていただきますと、40歳から介護保険に加入する人の伊豆市の人数が平成16年度2万3,230人であります。先ほど、65歳以上の高齢者は10月1日現在で9,455人いるということでしたが、この高齢者の介護をされている人数は何パーセントぐらいいるのでしょうか。平均で65歳以上の介護を要する人は10%ぐらいいるということが、ある時の新聞に載っていたんですが、伊豆市の場合、何人ぐらいが給付を受けているのでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 1号被保険者の数でございますけれども、一般の老保の認定率でございますけれども、13.6%でございます。最初の介護保険制度が発足した平成12年、そのころは大体9.4、10%弱だったんですね。それがここ5年間で、4%ぐらいふえていた、そういうことになります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 古見議員。

11番（古見梅子君） 13.6%といいますと、高齢者65歳以上の中で1,300人ぐらいの人が介護を受けているということになりますね。そうしますと、その後高齢者の8,000人の方は、健康人だということですよ。数で見ますと、大変半健康人であるかもしれませんが、健康な人であるという、非常に安心いたしました。

それで、待機者がこれの資料によりますと、180人いるということが書かれているんです。ずっと待ってなければならぬ人とずっと入っている人とは不公平だということなんです、やはり状況が変わっていくと思うんですね。入っている方も。そうしますと、見直しとかそういうものを定期的にやっていられるのでしょうか。途中であなたは出ていきなさいということはどうもできないかもしれませんが、待機している中にはどうしても入れてもらいたいという人があるのではないのでしょうか。そんなことも思って、入れかえがあるのかどうか。

それから、介護をする親がいると、なかなかお嫁さんが来ないのではないかと。ですから、ショートステイ（短期入所制度）、これだけは介護者の急用といいますか、やはり用事もあるときもありますので、このショートステイだけは制度を充実させてもらいたいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 施設介護についてのご質問でございますけれども、介護保険でいいます施設というのは、先ほど申されました特別養護老人ホーム、福祉の関係というやつ、それから老健、それからあと、療養型病床群という病院に近い形のもの、この3種類でございます。それで、一度入ったら、出るときは違うところで引き取るような、入れないというのが特養の方ですね。それから老健施設につきましては、普通は3カ月を限度として、今ですと、長いときですと1年ぐらい入っている方がおりますけれども、そういった施設、それから療養型の場合は、その病状によつての長さということになっております。

現実的には、先ほど特養の場合、今180人ぐらい待機者がございまして、そのうち病院に入っている方ですとか、あるいはグリーンとかですね、老健施設に入っている方等ございますので、実質的な本当の待機者というのがそこまできているかどうかわかりませんが、半分くらいになるかと思っておりますけれども、そういった状況でございまして、老人施設については、入れかえという制度はないということでございます。

それから、次のショートステイの問題でございまして、これは今一番、私も重要に高く感

じております。と申しますのは、大体今伊豆市内で45床ぐらいショートの間かなと思うんですけれども、ほとんどもう満杯と申しますか、ショートという名前だけでございまして、ロングショートと、そういう冷やかしを言っておりますけれども、本当に急になってショートが必要だという方に対応できない状況でございます。

そういったことを踏まえまして、特別養護老人ホームを今つくろうという計画をしております、ショートの枠も20のベッド数を、一応計画としては入れさせていただいたと、そういう経緯でございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 古見議員。

11番（古見梅子君） そういう施設へ入れられたときに、もう入れかえないということは、次の悪化して今度は医療施設へ行く、そこへ行って療養するわけですけれども、そのときの姿というのは、もういろいろな管に挟まれ、それから、最後のときを迎えるのにああいふ姿になることは希望しないですね。

それで、最近読んだ本の中で大変感動したんですが、こういう施設じゃなくて、地域に、各小学校区に1つぐらいこれができたらいいと、この著者の方が言っておりました。介護保険法による指定介護訪問事業所だそうであります。それは社協から独立してNPO法人をとって、競売物件であった公民館を買って自分で始めたという事業所だったんです。それがちょうど「みとりの家」といまして、最期までみとるということで、家族と地域になりますので、その家族とそのヘルパーと一緒に最期をみとるという意味合いでみとりの家、なごみの里という、これは隠岐島の知夫里島というところにある施設であります。

その方は、今全国を講演に歩いているということでありましたが、こういうNPO法人で、本当に高齢者にとって安らかな死を迎えられる施設、そういう施設が全国、各小学校区にあれば、見なれた風景を見て、そういう人の中で最期を安らかに帰ると。ちょうどマザーテレサのみとりのを倣って施設をつくったということでありました。やはり1つの施設をつくと大変な経費がかかるということ、これから見るとわかりました。

介護1の人で、1日の基本料金が7,720円、それは1割負担ですから、個人の負担は772円で、そこへ食事代が2,120円、それも1割負担だそうです。それと合わせますと、介護保険1割は個人負担ですから、およそ1万円近いお金が入るわけですね。支払いがいくわけですね。そうしますと、1日1万円を100人の人に掛けると、1日でもう100万円だと。それが30日、1年になったら、施設をつくるたびに大変な高額なものがかかると。何でも施設をつく

ればいいのではなくて、何か皆さん地域の人たちが支え合って老後をこうやって送られるような、NPO法人式のこういう施設ができることがいいのだなと、私もこの本を読んで思ったわけでありませう。

それは提案といいますか、私の意見というか、こういうことなんですが、1つだけ最後に質問させていただきます。1点、ご所見を伺いたいと思います。

健康増進ということで、天城温泉会館が健康増進施設になりました。市のものになったわけですね。今までは第三セクターだったから、余り意見を言うことができませんでした。市のものになって健康増進施設として、昨日部長から400人ぐらいの人がこの健康増進教室を受けたという話でありました。この温泉に入るということは、そこで運動することだけでなく、入浴することだけでも心身をリラックスします。65歳以上の半健康人が8,000人もいます。この方たちを病気にしないようには、やはりお風呂に入ってもらっていただくだけでも健康増進ができるのではないか、健康維持ができるのではないか。そういう意味で、この人たちに安く入浴を勧めるということを提案したいのです。

実は、天城湯ヶ島町の議会のときにも、それはお願いしたのでありますが、第三セクターであるから、それは提案できないということをおっしゃいましたが、夜9時までやっているんですね。天城温泉会館の浴場は大変大規模で非常に広いところでありませう。1人で入ったり、少人数だと非常に寂しいところですね。それを少なくとも電気をつけて、従業員がいるわけですので、ぜひ夕方からぐらいは介護予防の意味で、1カ月に幾らとか会費制でもお金が入るわけですので、ただではないんです、この健康増進のためにあの施設をより多くの人に使ってもらいたいと思って提案しているわけですね。

天城湯ヶ島はだんだん寂れてくる、商店もだんだん閉鎖していきませう。低料金であれば、下からも来て入浴して、にぎわいのところになるのではないかと、あるいは夕方早く来れば、食事もしてまたお金が落ちるのみではないかと、そんなことも思って提案させていただきますが、ご所見を伺いたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） 確かに、この事業を展開する中では、今まで一般的な健康づくり関係では30件、311の方が参加、それからウェルネス関係の事業としては約5回ほどやって153人ということで、1回当たり30人ぐらいずつが出ています。現状としては500円をいただいています。500円入館料、町民の利用に入館料としていただいています。これを原価計算しますと、とてもこれじゃ追いつかないわけですね、これを今おっしゃられるよう

に健康づくりのためという目的でやるならば、我々もこの本を検討せざるを得ないかなというふうに思いました。

これはもともと健康施設として、この事業を展開していこうということになって、前段ではもちろん水着を購入してできるというようなこともあたりまして、そういったものでこの事業を展開して、多くは国保あるいは、いわゆる病気にかかわらない、療養費が安くできるということからすれば、逆にそういった部分での効果があるということですので、今年度から初めてこういった形で事業を展開するものですから、様子見のところもありましたけれども、少しその辺については前向きに検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで古見議員の質問を終了いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） これで本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

また、次の本会議は12月13日午前10時より再開いたします。よって、この席より告知いたします。

本日はご苦労さまでございました。

散会 午後 2時30分

平成16年第3回（12月）伊豆市議会定例会

（第4号 12月13日）

平成16年第3回(12月)伊豆市議会定例会

議事日程(第4号)

平成16年12月13日(月曜日)午前10時開議

- | | | |
|-------|---------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 99号 | 平成16年度伊豆市一般会計補正予算(第4回)について |
| 日程第 2 | 議案第100号 | 平成16年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算(第3回)について |
| 日程第 3 | 議案第101号 | 平成16年度伊豆市修善寺自然公園特別会計補正予算(第1回)について |
| 日程第 4 | 議案第102号 | 平成16年度伊豆市老人保健特別会計補正予算(第2回)について |
| 日程第 5 | 議案第103号 | 平成16年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)について |
| 日程第 6 | 議案第104号 | 平成16年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第2回)について |
| 日程第 7 | 議案第105号 | 平成16年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について |
| 日程第 8 | 議案第106号 | 平成16年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算(第2回)について |
| 日程第 9 | 議案第107号 | 平成16年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計補正予算(第2回)について |
| 日程第10 | 議案第108号 | 平成16年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算(第1回)について |
| 日程第11 | 議案第109号 | 平成16年度伊豆市上水道事業会計補正予算(第1回)について |
| 日程第12 | 議案第110号 | 平成16年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算(第1回)について |
| 日程第13 | 議案第111号 | 伊豆市農林業事業等分担金条例の制定について |

- 日程第 1 4 議案第 1 1 2 号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 1 1 3 号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について
- 日程第 1 6 議案第 1 1 4 号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について
- 日程第 1 7 議案第 1 1 5 号 西伊豆広域消防組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 日程第 1 8 議案第 1 1 6 号 伊豆市旧土肥町地区過疎地域自立促進計画について
- 日程第 1 9 議案第 1 1 7 号 市道路線の廃止について
- 日程第 2 0 議案第 1 1 8 号 市道路線の変更について
- 日程第 2 1 議案第 1 1 9 号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（ 2 6 名 ）

1 番	杉 山 誠 君	2 番	鈴 木 基 文 君
3 番	小 森 勝 彦 君	4 番	内 田 勝 行 君
5 番	森 嶋 正 太 君	6 番	山 下 一 君
7 番	加 藤 章 君	8 番	室 野 英 子 君
9 番	飯 田 正 志 君	1 0 番	森 良 雄 君
1 1 番	古 見 梅 子 君	1 2 番	磯 晴 雄 君
1 3 番	鍵 山 堅 一 君	1 4 番	杉 山 羌 央 君
1 5 番	飯 田 宣 夫 君	1 6 番	酒 井 勲 一 君
1 7 番	木 内 一 郎 君	1 8 番	塩 谷 尚 司 君
1 9 番	関 邦 夫 君	2 0 番	小 野 忠 宏 君
2 1 番	大 川 孝 君	2 2 番	三 須 重 治 君
2 3 番	堀 江 昭 二 君	2 4 番	高 田 和 正 君
2 5 番	遠 藤 正 寿 君	2 6 番	木 村 建 一 君

欠席議員（ なし ）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	大城伸彦君	助役	児島保次君
収入役	石田佑次君	教育長	室野純司君
土肥支所長	平田秀人君	天城湯ヶ島 支所長兼 庶務課長	鍵山光男君
中伊豆支所長	佐藤央一君	総務部長	堀江正身君
市民環境部長	福室恵治君	健康福祉部長	内田政廣君
観光経済部長	鈴木直道君	土木部長	土屋亨君
上下水道部長	水口信夫君	企業部長	渡邊玉次君
教育委員会 事務局長	山本準次君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	長谷川 與志衛	局長補佐	森 修司
係長	三田 浩二	主査	山下 正恵

開議 午前 10時00分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） おはようございます。

ただいまから平成16年第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は26名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議案第99号の質疑

議長（遠藤正寿君） 日程第1、議案第99号 平成16年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

この際、一言申し上げます。

第1回目の質疑については、議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質問についてはいずれも自席で起立の上、お願いすることといたします。

それでは初めに、10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 議案第99号、7款1項3目28節、平成16年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について質問いたします。

自然公園特別会計への繰出金3,767万2,000円について、多額の一般会計からの繰り出しについて、今後の虹の郷のあり方についてお聞きしたい。

また、この3,767万2,000円が何に使われるのかお聞きしたい。

議長にお聞きしますけれども、質問はここの部分だけでいいですね。

議長（遠藤正寿君） そうですね。

10番（森 良雄君） では、以下はまた後で。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 森議員のご質問にお答えいたします。

議案第99号、自然公園特別会計への繰出金3,767万2,000円についてでございますが、これは12月7日の第1日目の議案上程のときにご説明したつもりでございますが、十分理解されていないようでございますので、企業部長にもう一回説明させます。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） それでは、ご説明をさせていただきます。

まず、虹の郷の使用料の収入、いわゆる入園料、駐車料金等でございますが、これらがすべて減という状況に陥っております。よって、施設管理運営費用として、あるいは災害復旧の繰り入れということで670万円、計3,767万2,000円を繰り出していきたいということでございます。

今後の虹の郷の運営でございますが、市営施設の運営委員会において諮問してございます。そちらの結果をもって議員の皆様方のご指導等をいただきながら結論を出していきたいということでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 説明が理解されていないということで同じようなお答えが返ったんですけれども、例えば虹の郷の入園者が減るということは、これはもう予測つくんですね。80万人の入園者があった、10年間で40万人に減った。私は、今後10年間でさらにそれが半減するであろうと、地元修善寺町の議会では言ったこともある。

企業部長の答弁では、天候が悪かった、花博があった。花博があるなんてことは前からわかっていることですよ。天候が悪くて入園者が減ったということは毎年聞いている。何で対処できないのか、入園者が減るということは予測できることではないんですか。

今度のこの補正予算の構成を見ますと、まず市債を発行しているわけです。要するに借金でもって虹の郷を何とかしようとしているのではないですか。当然、災害復旧予算も中には入っていますけれども、よくわかりませんが、老人福祉会計からもこちらへ繰り入れられている。市民の貴重な税源が虹の郷で何に使われるかということは何も説明されていない。何か施設をつくる、これだけは財産が残るから多少は許容されるでしょう。しかし、実際はどうなんですか。人件費に消えてしまうのではないですか。その辺をお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） 確かに議員のおっしゃられる人件費、これに使われるということもあるかと思えます。しかしながら、人件費ばかりでなくて事業費、あるいは物件費、そういったものにも使われるということでございます。

森議員は以前からこれについていろいろ質問されているようですが、その結果として今市営施設の運営委員会を立ち上げてこれからどうするかということに今取り組もうとしているわけでございます。その結果をもって、もちろん議員さん方にもご意見を伺って、その結果として回答があればそれについて審議をしていただいて結論を出すということでございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） これから虹の郷をどうするか考えるというお話ですけども、ではそれはいつまでに結論を出すのかということをお聞きしたい。

それと、今年度、虹の郷へ幾ら一般会計から投入しているんですか。これを見ただけでも、ちょっと正確な数字は中を見ないとわからないみたいですけれども、ここだけでも自然公園に4,987万8,000円出るわけですね。そのほかに特別会計の方を見ると歳計剰余金が2,000何がしか投入されている。今までの予算が合計すると1億1,000万円近くが虹の郷へ今年度投入されるのではないですか。まず、もっと正確に、この1億1,000万円が何に使われるのかということをお聞きしたい。

それから、まだまだこれから補正が組まれる可能性もあるわけです。今後、虹の郷の補正はまだまだ組む予定があるんですか、もうこれでやめますというお考えですか、以上、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） 今おっしゃられました繰り入れの額でございますが、管理運営に関しては6,031万1,000円。災害復旧合わせまして施設整備関係では1,670万円の繰り出しになります。ですから合計でいきますと8,700万円程度の額になるかと思えます。歳計剰余

金をどう見るかというのはちょっと別としまして、トータルでは8,700万円の繰り出しをするということになるわけでございます。

確かにおっしゃられるように、こういったテーマパークは非常に厳しい状況にあるということは皆様方もご承知かと思えます。これからこういった施設をどういうふうな形で管理するか、まだ我々としてもわからない部分がいっぱいあるわけです。今おっしゃられるように、入場者が見込める、見込めないというのは非常に難しく、状況によっては非常に来る場合もあるわけです。ですから、単純に10年前から全然減っていくよというばかりではないかなというふうに思います。しかしながら、振興公社自体としてもこの入場者の増について日々努力しているわけですし、決して仕事をおろそかにしているわけではございません。そういった意味では、その結果としてあくまでも入場者が少ないわけですので、これらをどうしたらいいか、ここら辺も踏まえて検討していくということでございます。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 自然公園特別会計への繰出金についてのご質問でございますが、これは旧修善寺町にあったときに自然公園特別会計の予算を上程してご承認されて、そして約1年間12月まで来て予算と差異が出たということで補正を組みたいという上程をしているわけです。予算のときとの差異が出たということですから、そのやり方がどうかこうとかということではないと思うんです。今後、運営については十分検討していくということで、いろいろまたご意見いただきたいと思えます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次の質問。議案第99号で7款と12款分けて質問がございますので、次に12款の方をお願いします。

10番（森 良雄君） 次に、12款1項1目、2目についてお伺いします。

説明1に長期償還元金、長期償還利子ということが書いてあります。内容についてご説明をいただきたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 本件については、総務部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、お答えいたします。

まず、長期償還元金でございますが、これは今年度借りかえをいたしました減税補てん債

について、据え置き期間がございました。というのは、当初の予算の編成時においては、減税補てん債で借りかえたということを想定いたしましたものですから、据え置き期間は当然あるものだと判断して計上いたしませんでした。しかし、今年度から償還が発生することとなりました。これは年度の途中でこういう事実が判明いたしましたので、3月の償還日分が予算計上をされておりました。したがって、今回、増額をさせていただくということになります。

また、次の23 - 40の長期償還利子でございます。これは平成15年度の許可分につきましては予定利率で各旧4町で予算を計上してございました。ちなみに、その利率というのは3%前後をそれぞれの町で見込んでおりました。これが実利率というのは当然その当初の見込みとは違ったものが実利率ということになります。それが現時点で借りた項目によっても違いますけれども、低いもので1.9%、それから高いもので2.1%ということで、平均いたしますと当初から約1%程度減額というか、率が下がったということになります。

もう一つの要因といたしましては、借りた時期というのもございます。1月でも早く借りますとその分の利息が発生いたします。なるべくそういうような状況も含めまして、借り入れの時期については政策的におくられたこともございます。この2つが要因となりまして、2,223万6,000円の減額と今回なりました。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それでは、次に質問。

26番、木村建一君。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） まず最初にページ数を言った方がわかりやすいと思いますので、一つ一つページを追って質問いたします。

委員会付託されてさまざまな論議とか、もっと詰められていくというのが当然だと思いますので、若干個別なことも今から質問いたしますけれども、大事なことはどのように考えるのかというところを大事にしながら質問していきたいと思います。

まず最初に、5ページの臨時財政対策債についてです。

当初、9億4,420万円で今回610万円の減額の案が出ているということの説明を、中身を含めてお願いしたいと思います。

それからもう一つは、市町村合併特例事業について、これも5,700万円の当初予算から1,000万円の減額、その内容についてご説明願いたいと思います。

ページ11、その中に県単独の林道事業補助金というのがありまして、補正の最初の説明のときに県の方で採択されなかったというご説明だったと思うんですが、そうしますと何もしないということですね、ゼロなんですね、今回の補正は。この事業が実績に行われなかったということによる影響についてお尋ねしたいと思います。

次に、21ページ、土肥支所のいわゆる管理事業の清掃等の委託についてお尋ねします。当初は227万7,000円と、今回160万円プラス、70%されているわけですね。当初の予算が甘かったとか辛かったとかというようなことは余り言いたくありませんが、当然そこから出発していかないといけないのかなと思いますので、プラスされた分が70となるとちょっと多いのかなというような気がするもので、それなりの理由があると思いますので、ご説明願いたいと思います。

次に、23ページに新たな事業ですか、住宅地図情報システム、新たに導入したいということで、その説明が防災面のためと説明していたわけですが、住民サービスにとってどのように影響があるのかというようなことが大事なことはないかなと思いますので、もう少し詳細説明をお願いしたいのと、委託先の予定、あくまでも予定ですから、予定先をどのように今考えているのかをお願いしたいと思います。

それから57ページ、流域公益保全林整備事業というのがあります。細目が非常に多いわけですが、委員会等でその点についての詳細はまたやられるでしょうけれども、森林保全にとって私はこれは大事な事業なのかなと思うんですが、全体として約1,100万円くらい減になっているわけですが、どのように、当初の立てた整備事業との兼ね合いで減額されて、どのように影響があるのかお尋ねしたいというふうに思います。

それから、59ページに土肥地区の市単独漁港整備工事費、これも100万円から380万円プラスされております。大幅増。当初予算を立てたときの工事内容が何か変化があったのかなと思いますので、大幅増になっていますので、ご説明願いたいと思います。

それから、63ページに万天の湯の施設改修工事、こちらは逆に大幅に減っております。当初予算が166万円だったんですが、100万円が減っていますが、当初予算の見込みとの関係で大幅減の説明をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、5ページの関係を2点をお答えいたします。

まず、臨時財政対策債が減、この理由はということかということでございます。臨時財

政対策債につきましては、平成15年までの考えと16年からの考えというのは根本的に変わっておりまして、平成15年までにつきましては、交付税の減額に伴う代替財源というような性格でございました。しかし、平成16年から18年の3カ年につきましては、地方財政計画上の不足額の財源補てんとして発行されるものでございます。

もう一度申し上げますと、地方財政計画というのがございまして、すべての歳出で歳入を引きます。そうすると、当然そこに財源の不足額が出てきます。この金額につきまして2分の1を国が借金をして、そのお金を地方交付税に上乘せをして半分は返してくれます。残りの半分については、結果的に最後まで国が面倒を見る、3年間は面倒を見るわけでございますが、これを100%の後年度の措置ということで地方で借金をしていただくと、こういうような仕組みにまず変わりました。その辺をご理解をいただきました上で、算定の基礎となる今年度の交付税の算定数値が減額をいたしました。したがって、発行額を610万円減額するものであります。

伊豆市の交付税の総額は合併経費の増額のため増加をしておりますけれども、交付税の項目のうち、臨時財政対策振り替え対象項目については減額と。結局そういうような経過をたどりまして、610万円の減額ということになりました。

次の市町村の合併特例債事業の減額についてでございますけれども、これは平成16年度の合併特例債事業については天城北道路大平ハーフインター接続道路に充当しておりますけれども、本年度予定しておりました事業費が減少したことに伴う減額措置でございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に、11ページの分。いいですか、先ほど質問されていますから。

観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、県単林道事業の補助金の減の理由と影響についてということでございます。

ここにつきましては、天城の下り屋敷線、月ヶ瀬梅園から船原へ抜けるルートを予定していたわけでございますけれども、県の予算づけができなかったということでございます。これにつきましては、昨年場合は合併の関係で予算措置も早かった関係で県との調整がしっかりできていなかったということもあるかと思えます。これによりまして、歳出の方も一応減額をさせていただいております。ここにつきましては、月ヶ瀬梅園、今後、県営中山間事業の中で整備をしていかなければならないところなものですから、あそこから船原へ抜けるルートというものも今後必要となると思えます。今後も県と調整しながら要望等をしていき

たいというふうに思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは続きまして、土肥支所の庁舎の管理、清掃等の委託の増の理由でございます。

これはすべてシルバー人材センターへの委託費の増ということでございます。主にはマイクロの運転業務ということになります。

3つほど理由がございまして、1つは一番大きいマイクロバスの運転業務、これは当初から予算化がなかったと。これは人事異動によって運転手がいなくなったために、シルバーへの委託を余儀なくということでございます。続きまして、区長あての文書配達業務、これについても当初予算に計上がなかったということで今回お願いしたいということでございます。庁舎の清掃業務が3番目でございます。これは当初から清掃の範囲を広げたために増加ということでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 23ページの住宅地図情報システム、これも総務。

総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、住宅地図情報システムについてお答えいたします。

23ページの電子計算費の委託料、説明欄の下の方で13-50、それから18-45でございます。このシステムを導入することによって、防災面においては住宅の位置関係を早急に把握するというところでございます。

ご質問の市民生活にどんな影響を及ぼすかということでございますが、一例を申し上げますと、既に田方消防では住宅システムを導入し、火災等の出勤時に管内の市町村にファクスで住宅地図に記入した位置図を送信しておりますので、市町村の方で消防団を出すときには即座に対応できるようになりまして、緊急時の正確な情報となりまして、大変な効果が出ております。このシステムの導入によりまして、市民の皆様からの緊急通報に果たす役割に大きな期待を持つものでありますが、一方では防災面に限らず住宅の位置が即座に検索、確認をできますので、今後あらゆる業務で担う役割は大きいものと考えております。

提案時の説明のところでは、消防費のところでは電算費との関連があると説明いたしましたけれども、ここでもう一度おさらいをしていきたいと思いますが、消防費、71ページでこのためのソフトを購入いたします。これは平べったく言いますと、ゼンリンの住宅地図という

ことでお考えいただければと思います。それでソフトというのはライセンスというのがございまして、要するに50ライセンスということで、50のシステムをそれぞれのパソコンで運営します。ですから、伊豆市でこの住宅情報が50台のパソコンで見るということができます。ほかに配属されているパソコンすべてに導入したいわけですが、予算との関係で50ということで限りをさせていただきました。

そして23ページの電算費の中でそのためのサーバーの購入とシステムの委託を行うところでございます。委託先といたしましては、現在は白紙でございますけれども、実績のある会社が1社しかございませんので、先ほどのここを唯一つくっている会社でございます。そういうようなところに委託になるのではないかと現在予測しております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは次に、流域公益保全林に関しては、観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、57ページの流域公益保全林整備事業、この減額で森林保全に影響はないかどうかというようなご質問でございます。

これにつきましては、先日、総務部長の説明で申し述べたように、持ち寄りの予算の中で各旧町ごとに予算のとり方がまちまちであったということでございまして、今回市の単独分、補助事業分に整理をさせていただきました。

まず、市の単独分につきましては森林整備事業補助金、これは57ページの19 - 45というのがあると思います。1,095万4,000円の増額になっております。これが要するに市の単独分でございます。それから、流域公益保全林整備事業につきましては1,117万円の減ということでございまして、これらが整理をさせてもらったものでございます。

そして、流域公益保全林整備事業、この中には前年の未払い分がございまして、事業決定によりまして減額になる分がこの中で140万円ほどございまして、全体としては減額になっておりません、森林整備についての減額になっておりません。ですから今回の森林整備の事業については影響はないというものでございます。

なお、今回、災害による風倒木対策ということで、今回間伐等の森林整備の補助金の要綱を今整備をさせていただいております。今回、森林整備事業補助金、先ほど言いました19 - 45の中に100万円ほどの風倒木対策のものを補正として計上させていただいております。

流域公益保全林整備事業については以上でございますけれども、よろしいですか、次の漁港。

議長（遠藤正寿君） はい。観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 続きまして、市の単独漁港整備工事費の増につきましてご説明をいたします。

当初予算の工事とはこれは別なものでございまして、新たな工事の部分でございます。内容を申し上げますと、国土改良、八木沢の海上橋が設置されたと思います。そのときに工事で使用したコンクリートブロックが下にありますけれども、県としてはもうあれは処分するものなんですけれども、それを八木沢漁港の防波堤として設置して利用していこうというものでございます。設置の方は県でしていただけるわけなんですけれども、その下地といひますか、盤の方は市でやらなければならないということのための工事でございます。

八木沢漁港につきましては、東向きの風が吹きますと港内が非常に状況が悪くなるということで前から漁業活動に支障があるということで要望があったわけございまして、今回の海上橋の使用したコンクリートブロックを利用して整備していこうというものでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それではもう1点、63ページの万天の湯に対しては、企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） それでは、万天の湯の施設改修工事についての大幅減についてのご説明をさせていただきます。

この大幅減につきましてはワンデーワンさん、いわゆる管理をしているNPO法人の方から要請がございまして、施設改修を補正予算で100万円ほど計上させていただきました。その際、事前に設計業者と施工業者をちょっと呼んでいろいろ状況を聞いておりましてやったところ、実は躯体工事については10年の保証があるという情報をいただきまして設計業者に強く申し入れたところ、施工業者の方で責任を持ってその事業を実施するというのでこの100万円を減額させていただくものです。

内容的には、外壁からかびというんですか、さびが出てきまして、それを補てんするというものでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 詳細はまた委員会で論議したいと思います。大まかな点だけお尋ねします。

臨時財政対策債、今まで平成15年までとはちょっと方法が違うよというようなご説明があったんですが、我々実際としては当然国の許可と言ったら変ですけれども、一応国がきち

とやはり協議したについても財政的に保障するよというような形でやられていると、中身は若干違っていても考え方としては。よく財政が厳しいということが言われながら、財政を厳しさを克服するために、伊豆市誕生させようということで今やられていると思いますけれども、ちょっと考え方だけお尋ねしたいんです。

地方交付税自体は確定されて、当初予算にも約1億4,000万円プラスされていますね。今の臨時財政対策債は610万円、中身は若干違っていても。そうすると、やはり町単独のときの国からのさまざまなそういうきちと地方自治体の財政を保障するという意味では、伊豆市は、市長も新聞報道で見させていただきましたが、有利ということではないでしょうけれども、一定程度保障されているということでお話しなされていましたので、財政が厳しいことには変わらないんでしょうけれども、伊豆市が新たに誕生したということから見たときに、財政全体見たとき、確かに臨時財政対策債若干減りましたけれども、それほど心配するなと言ったら余りよくないですけれども、全体として見たときにそれほど、減ったからというふうな見方はしなくていいのか、国との関係だけ見させていただければ。

それから、県の単独林道補助金の件について。これは旧町時代から非常に梅林との拡幅の問題がありまして、課題になったんですけれども、今後もこれは大事な問題として、今回は別に市当局として続行したいと考えたのかどうか。

それから、土肥支所の清掃がちょっとわからなかったのは、細かくはいいんですけれども、今までの土肥町時代の清掃の範囲よりも建物自体はふえてはいないと思うんですが、範囲を広げたという意味がわからなかったものですから、お願いしたい。

それから、大事な住民サービス、向上するのかなと思って聞かせていただいた住宅地図の情報システム。総務部長が今お話しなされていたようにもう既に田方消防では出だし早くということですので素晴らしいシステムを導入しましたが、これは一つ今防災面だけと言われましたけれども、もう少し細かくこれを情報システムを入れることによって、さまざまなメリットがあるのかなと思ったんですが、中身がちょっとわからないものですから、もし今現在わかっているんでしたら、こういう面にさらに役立てようとしているということがありましたらお願いしたい。まだ検討していなければ結構ですが。

最後の件です。森林保全のことがちょっとわからなかったんですけれども、全体としては減額になっていないというような話だったんですけれども、今回減額なんですね。ちょっと意味が僕は聞き取れなかったものですから、減額なんだけれども減額ではないよとなるとちょっとよくわからなかったものですから、お願いします。

議長（遠藤正寿君） まず、総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、先に臨時財政対策債のことから答弁いたします。

まず、冒頭申し上げましたように平成16年度から18年度までの措置ということでこの制度に切りかわったということです。財政を運営する側といたしましては、こういう制度に変えざるを得なかったのではないかなということを推測いたします。というのは、大もとの国に資金がもうほとんどないというような状況の中では、やはり地方もかなり早い時点で抜本的な行財政改革を進めてそういう資金がないような状況に対応していかなければならないということでございます。とにかく平成18年までは何とかいきますけれども、その後は大分暗い見通しではないかなというようなことは正直なところ、考えております。

次に、土肥支所の関係でございますが、庁舎の清掃業務につきましては、合併に伴いまして異動関係というのがございました。清掃の範囲ということで広げたわけでございますが、一部床の剥離等、こういうようなものも含めて行ったということで金額はふえております。

それから住宅情報でございますが、一言で言ってしまえば、伊豆市におけるゼンリンの地図がすべてパソコンの中に入っているということで、これをゼンリンの地図を見てやるよりはよっぽど早いということでございます。防災情報に限らず、いろいろな申請業務とかこういうものに活用ができることは間違いありませんが、一部で個人情報等の絡みがございまして、運営については幾ら便利とはいえ、慎重に期して利便性を広げていきたいということでございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） まず、県単林道の関係でございますけれども、月ヶ瀬梅園につきましては先ほど言いましたように県営中山間事業の中で進入路から含めてあそこの梅園まで整備する予定であります。今回の林道につきましては、その先から船原へ抜けるというルートですから、当面進入路整備というのは決まっているものですから、その先の林道につきましてはやはり今後将来的に必要なようになってくるものだと思いますから、今後県とも話し合いながら計画を進めていければと思っております。

それから、森林整備の関係ですけれども、ちょっと私の説明の仕方が悪かったかと思えますけれども、今回は市の単独分、上乘せ分、市で上乘せしている部分と補助事業でやる分を整理させていただいたということございまして、57ページの上から5行目に19 - 45というのがありますね、森林整備事業補助金1,095万4,000円、これがふえたものでございます。ふえたものといえますか、調整させて増になった分でございます。それから、その下の3の流

域公益保全林整備事業、これは全体で1,117万円の減額ということでございます。この差を大体見ていただければ結構だと思います。これだと実質的に減額に100万円弱ですか、100万円弱減額になっていますけれども、先ほど言いましたように前年の未払い分の中で事業決定による減額の方が140万円ほどあるものですから、実質的には減額ではなくて逆にプラスになっているというふうに考えていただければと思います。

さらに、先ほど言いましたように風倒木対策で新たに100万円のプラスをしてございます。ですから、整備自体は減額にはなっていないということでございます。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 以上で、通告による質疑を終わります。

議案第100号～議案第110号の質疑

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第2、議案第100号 平成16年度伊豆市公共用地取得特別会計補正予算（第3回）についてから日程第12、議案第110号 平成16年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）についてまで11議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

それでは、議案第101号 平成16年度伊豆市修善寺自然公園特別会計補正予算（第1回）についての質問でございますが、10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 議案第101号 平成16年度伊豆市修善寺自然公園特別会計補正予算（第1回）、ページは110ページです。4款2項1目1節について質問します。

旧修善寺町歳計剰余金2,309万円について、その使途、理由についてお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

この剰余金についての中身については、企業部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） それでは、お答えいたします。

自然公園会計の歳計剰余金でございますが、まず自然公園会計としては委託料としての財源充当となります。

なお、振興公社におきましては、これの使い道ということになると思いますが、事業費、人件費、物件費としての使用をするということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 先ほどから質問しているんですけども、事業費、人件費、物件費だ。我々議員は、中身何があるのかさっぱりわからないんですよ。先ほどから質問しました。一般会計繰入金は本年度8,755万円になる。さらに、この歳計剰余金が2,309万円上乗せされると考えていいんでしょうか。市民の税金が本年度は1億1,000万円投入されるのではないですか。もっと何に使うかということをも市民に説明する必要が僕はあると思うんですけども、いかがでしょう。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） 歳計剰余金というのは、いわゆる繰越金でございます。ですから、一般会計からの繰り入ればかりでなくて、その振興公社自体で生まれた益金も入っているわけです。ですので一概にそのものがすべて一般会計の繰り入れ8,700万円プラス3,000万円ですか、1億1,000万円というような数字にはならないというふうに思います。

ちなみに、平成13年度から14年、15年と繰越金が、13年度は450万円、14年度が2,300万円、それから16年度が600万円というようなことで推移しておりますが、決算のときも申し上げたんですが、一つには単年度収支でかなり赤字になる場合もありますし、プラスになる場合もあるわけです。ですので、その中でこのお金を何に使うかというご質問なんですけど、単純に言いますと予算主義でこの会計をやっております。歳出が増額すれば当然歳入が不足する状態が出てきます。それに対して補てんする、その補てん財源が一般会計の繰り入れということですから、一概にこのものを何に使うというようなことは言えないわけですし、先ほど言いましたように事業費であったり、人件費であったり物件費であるということになるかと思えます。

ただ、先日も小森議員からご質問がありましたように振興公社の会計の決算の状況からかんがみたときに、人件費が54%程度いっているわけですから、そうしますとそういった自然公園、あるいは虹の郷としての運営の中で人件費が高率を占めているということは否めないと思えます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 今の企業部長の説明を聞いていると、歳計剰余金は平成13年度からまるで虹の郷で利益を生んだように聞こえるんですけども、その辺お聞きしたい。歳計剰余金は修善寺町の一般会計から発生した金額ではないかと思うんですけども、いかがなものなんでしょうか。

それと、僕はあくまでも1億1,000万円にこだわりますけれども、8,755万円でも結構です。これだけの金額がこれから自然公園に投入されるわけですね、小森議員の一般質問を例に出されましたので私もそれを例にとらせていただきますけれども。要はこの一般会計からの繰り入れの最大の要因は、管理費が不足しているからだと思うんです。この管理費の一番のウエートを占めているものは人件費だと思うんです。必要なものを一般会計から繰り入れる、これはある程度しょうがないと思いますけれども、やはり市民を納得させるには、これこれこういうことをやってもどうしても不足が生じたと、そういう事態になって初めて市民が納得してくれるのではないかと思うんです。最もウエートの高い人件費、圧縮するようなことは考えられませんか。具体的に言います。振興公社の理事長がやめるようなお考えはございませんか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） まず、繰越金の問題でございますが、いわゆる繰越金というのはその事業を展開していく中で最終的に余ったお金、繰り越されたお金ということですから、一概にと私は言いました。一概に一般会計の繰入金ですべてではないという表現をしたと思います。ですから振興公社として努力したのもその中に入るのではないかということを書いたわけです。

それからもう1点、先ほどの人件費。剰余金とそれから繰入金とちょっとごっちゃ混ぜになっておりますが、人件費につきましてはおとといですか、最初のときに助役が申しましたようにこれだけテーマパーク的なものが非常に厳しい状況になっております。その辺の内容は、私も重々承知しております。人件費の削減について我々の方では指示をしております。振興公社の方に20%前後の人件費削減を考えなさいという指示をしておりますので、特に来年度においては中部博といったような大きなイベントが考えられているようですので、今のエージェントさんの状況等を踏まえると非常に厳しい状況になるということは我々も承知しております。そんな意味から人件費の削減に努力するようにという指示をござい

すので、それで果たしてけつがふけるかどうかわかりませんが、かなりの厳しい状況を振興公社自体考えなければならないというふうに考えております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 理事長の件につきましては、助役。

助役（児島保次君） それでは、お答えいたします。

企業部長の言われたとおりなんでしょう。初日にお答えしたとおりでございますが、副理事長としての答弁とさせていただきます。

理事長については、来年度、報酬についても減額をするということで今回はご理解願いたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは、次の質問に移ります。

木村議員。

〔 26番 木村建一君登壇 〕

26番（木村建一君） 自然公園特別会計補正予算について、これも一般会計補正予算案と同じように考え方の問題をお尋ねします。

それぞれの状況にあって入場者数は減少したと。それに伴ってそれぞれの項目の使用料の減少を見込んで、そしてそれが不足するものですから一般会計から当初予算額と同じより若干多いですね、ほぼ同額と見ていいんですが、補正案を提案しておりますけれども、市長及び企業部長は入る方と出る方を維持しなくてはならないということで、当然考えてきていると思うんですが、今後もこのような姿勢でいかれるのかどうかお尋ねしたいと思うんです。

ついでながらちょっとお尋ねしたいのは、今回の自然公園の使用料全体として見ると、今回の当初予算に比べて84.6%ということを見込んでいるわけ、減らした分を引くと。一方、今度出る方、管理運営委託料というのが92.6%というふうに計算するとなるわけですけれども、これはなかなか難しさがあるでしょうけれども、減っているからそのままそっくり84.6%分の当初に比べての予算で委託料を組むということが理想でしょうけれども、なかなかそうはいかない。苦勞されてこれをされたと思うんですけれども、どのようにこの辺見られて今回補正されたのか。いわゆる委託の方がそういう意味ではふえているということですね、払う方が。こちらの虹の郷というか、自然特別会計出る方に。

それから2つ目、お尋ねします。昭和の森会館の特別会計補正予算について、159ページに清掃業務委託料というのがあります。説明なされたときに、今度のプラスされたのはトイレの管理をシルバー人材センターにというお話でしたけれども、当初、予算との兼ね合いで

私は見たいと思うんですけども、当初15万円というのがなされて、それよりも何倍の補正案が出ていると。何か変化があったからこのようにやられたのかなと思いますので、当初の15万円のことも含めながら詳細説明をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） それでは、振興公社の関係からご説明申し上げます。

確かに歳入の方についてはかなりダウンの形で見積もりをしました。それから歳出については、80%というご指摘でございますので、その数字ということでご説明申し上げますが、基本的には特別会計、一般会計方式なんです。この会計方式でいきますと、歳出の予算がなければ歳出は執行できないわけです。ただ、歳入については抑えておいて多く入るというような形を一般的にとります。歳出は予算があって執行できるわけですから。その辺で若干この差が出ているのかなというふうに考えます。

それから、今後の姿勢ということですが、基本的には先ほど来申し上げているとおりでして、この施設が将来にわたって観光あるいは住民の憩いの場という目的でいいのかどうか、この辺もどちらかに方向転換するのか、こういったことも踏まえて市営施設の運営委員会で検討していただいて、その結果をもって方向転換があるかもしれませんけれども、そんなようなことを考えていきたいということだと思えます。

それから続きまして、昭和の森会館の15万円のことでございますが、これは会館内の床清掃業務、もう既に委託してございますが、これについての15万円でございます。この床清掃業務は補正をさせていただいたわけですが、前にも申し上げましたけれども、今まで外回りについては臨時職員で対応してまいりました。しかしながら、昭和の森会館の利用、いわゆる道の駅の利用が非常に多くなっておりまして、特にトイレの苦情が臨時だけでは対応できないという状況が生じてまいりました。そんな関係で、トイレは非常に道の駅としては重要な位置づけでございますので、そういった意味でシルバー人材センターにトイレ清掃、それから駐車場の清掃、こういったものを委託するという形をとらせていただきたいということです。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 結構です。

議長（遠藤正寿君） それでは次に、議案第108号 平成16年度天城温泉会館事業特別会計補正予算（第1回）についての質問を受けます。

26番、木村君。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 天城温泉会館の特別会計の補正予算案について質問します。

167ページに消費税の減額の問題がありまして、議案が提案されたときに合併に伴う特例措置ということで説明があったんですけども、法的根拠をお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） それでは、特例措置についてご説明をさせていただきます。

消費税法第11条に伴うものでございます。これは合併があった場合の納税義務の免除の特例というような項目がございまして、既にこれについては、天城会館ばかりでなくてそれ以外に国民宿舎の木太刀荘、それからふじみ荘、それから虹の郷、湯の国会館、昭和の森会館、それからふるさと広場というところでこの免除申請の届け出を税務署の方にしております。これは基本的に7月1日からということですが、天城会館の場合は今までが株式会社だったわけです。それが今回特別会計になったということから、この第11条の適用になるということでございます。

これはなぜかといいますと、地方公共団体においては会計ごとに1つの事業所とみなしているというような言い回しの消費税法の特例の文言がございまして、この会計が新設されたような場合においては法人の合併に係る適用があるということで、新設というようなことが前提になりまして、この特例が受けられるということだそうでございます。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 法的根拠はわかりましたけれども、合併したらなぜ消費税がそういう諸団体は減額なのかということまではわかりませんか。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） 今申し上げたとおり、合併して1つの事業所で、会計ごとに1つの事業所とみなしてくれるんだそうです。そのために、例えば天城会館の場合は今まで株式会社だった。それから今度は特別会計、いわゆる伊豆市の特別会計になったわけです。その会計になったことによって、その法人とみなしてくれるということでこの第11条が適用されるんだそうです。

それ以外に国民宿舎についても、天城湯ヶ島町の国民宿舎だったわけです。それが伊豆市の国民宿舎になったということから、この適用になるということでございます。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

それでは、以上で通告による質疑は終わります。

ここで休憩をいたします。11時15分まで休憩といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第111号の質疑

議長（遠藤正寿君） 日程第13、議案第111号 伊豆市農林業事業等分担金条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

26番、木村議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 農林業の事業等の分担金の条例についてお尋ねいたします。

提案されたとき、第4条のところではいろいろとこの中に農地災害復旧事業、それぞれ分担金の率が2種類書かれておりますが、それとの関係で第5条に市長は、天災その他特別の事情があると認める場合は、分担金の徴収を猶予、減額、免除することができるんですよというふうなことなんですが、そうしますと、第4条の農地災害の復旧もこれ、逆に言うと災害なんですね。そうすると、第5条では猶予、免除することができるとなると、どこで線引きというか区分けするのかなというようなことがちょっとわからなかったものですから、整合性の問題についてご説明願いたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、お答えをいたします。

第4条の分担金につきましては、一般の農業用水路整備事業、これは災害以外の分、一般の農地整備の中で行われるものでございます。それと農地の災害復旧事業、それぞれの2種

類といいますが、その分担金の率を定めたものでございます。したがって、これらの事業を行った場合、この率によって分担金を納めていただくようになるわけですが、第5条につきましては、その分担金を納めるについて天災等によって納付するのが非常に困難になったという場合でありまして、世帯の状況に応じまして市長の判断によって徴収猶予とか減免をすることができるということを定めたものでございます。

ですから、災害に遭ったからすぐこれにより徴収猶予とか減免の対象になるというものはございません。先ほど述べたようにこの条例は一般の農地整備も含めた条例でございまして、先ほど言いましたように農業用水路整備事業、これも含めたものでございまして、災害だけのものではございません。そういうことで違いといいますが、要するに納める分担金の率はそこで決められたわけですが、その猶予といいますが、天災等によって猶予、減免についてはその世帯の状況といいますが、納付が困難な状況等が発生した場合は、当然そこで市長の判断によってそういう措置をとるということでございます。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 今部長言われるように、第4条は通常のもも含めてということなんですけれども、わかるんです。この中に災害復旧事業があります。そうしますと今特別な事情があるということが、当然これはほかの条例等についても常にこういうのがきちっとないと確かに困るわけですね、災害を受けたとか何か、いろいろな状況のときに。詳細はいいんですが、この特別な事情というようなことについては、どこで払うことが困難だとか、払えるんだけれどももう少しお金を、分担金を払うのに困るから期間を延ばす、それとかただにするというようなことの詳細についてまたどこかで線引きしませんと、なかなか困難性があるのかなと思うもので、詳細についてもう少し……ごめんなさい、回りくどくなってしまいました。特別に事情というのがもう少し細かく、市当局の方で内規的なものを用意されているということで理解してよろしいですか。

議長（遠藤正寿君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 内規といいますが基準的なものはしっかりとしたものはないんですけれども、市長が免除することができる、免除なり猶予することができるということの中でその世帯の状況ですね。やはり例えば家屋が全壊してしばらく猶予が必要であると、そういう判断のもとでそういう措置をとるとか、また例えば減免等になりますと、こういう分担金については一般的には猶予というような形になるかと思えますけれども、極端に減免ということになりますと、当然税等の整合性もございまして、税等が減免としてある場合は、

当然こちらも減免等も考えなければならない。そんなような形で市長が判断して決めていくような形になると思います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 補足してお答えいたします。

最終的には市長の判断によってということになっておりますが、これはやはりいろいろなケース・バイ・ケースだろうと思います。ただ、勝手に市長個人が、これはいいよとか、これは悪いよとか言えるわけではありませんので、やはり特別職とか部長を交えた会議の中で、やはりこれはこういう状況があるなということで決断すべきものだとして理解しております。その辺はよくご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 以上で、通告による質疑を終わります。

議案第112号の質疑

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第14、議案第112号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 議案第112号 伊豆市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご質問します。再質問はしませんので、ご説明だけしていただければいいと思いますので、よろしくお願ひします。

この条例改正は、国民健康保険税が安くなるものと理解してよろしいでしょうか。どういふ方がどのぐらい安くなりますか、伊豆市としてはどのぐらい税収が減るのでしょうか、減収分は保険行政に影響はありませんか、あるようでしたらどのように対処するのですか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） さきの提案理由の中で述べたとおりでございます。地方税法に規定するところの国保税の減額につきまして適用条項の変更でございますので、単純に規定にかかる対象者について、旧条項でござらんいただきます保険税がさらに減額となるというふうにご理解をいただけたらと思いますので、お願いをしたいと思います。

次に、軽減によります保険税の減収分でございますが、申請に係る審査がこれから終了いたしませんので、これからでございますので、12月以降でないとは確定しませんが、約1億円程度と計算をしているところでございます。これの補てんにつきましては、保険者支援分等国保基盤安定負担金によりまして国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担であります。したがって、補助金等法定繰り入れとなりますので、軽減によります国保財政の影響はございません。

なお、参考でございますけれども、2割軽減制度は平成7年の法律改正により創設されたものでありまして、若干他の軽減の場合と異なっているところでございます。

2割軽減につきましては、世帯主、または当該世帯に属します被保険者が前年から所得状況の著しい増額変化、その他の事情等によりまして保険税の減額が適当でないとする場合以外に実施するものでありますので、従来の6割、4割軽減の場合のように一律に軽減するものではありませんので、申し添えさせていただきます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 以上で、通告による質疑を終わります。

委員会付託

議長（遠藤正寿君） ただいま議題となっております議案第99号から議案第112号まで14件につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

議案第113号～議案第115号の質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第15、議案第113号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更についてから日程第17、議案第115号 西伊豆広域消防組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてまでの3議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑をこれで終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本3件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論をこれにて終結いたします。

これより3議案を一括採決したいと思います。

議案第113号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更についてから議案第115号 西伊豆広域消防組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立全員。

よって、議案第113号、議案第114号、議案第115号は、原案のとおり可決されました。

議案第116号の質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第18、議案第116号 伊豆市旧土肥町地区過疎地域自立促進計画についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

10番、森良雄議員。

〔 10番 森 良雄君登壇 〕

10番（森 良雄君） 議案第116号 伊豆市旧土肥町地区過疎地域自立促進計画について、質問します。

本計画策定に当たり、住民の意見はどのように取り入れましたかお聞きしたい。

土肥地区には救急車の入れないところがあると聞いております。本計画ではどのように対処しますか、お聞きしたい。

救急車の入れない地区とはどの地域と理解していますか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては、土肥支所長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 土肥支所長。

土肥支所長（平田秀人君） それでは、まずご質問の後段の救急車の入れない地域という関係でございます。

救急車の入れない地域の認識ということでございますけれども、土肥地域におきましては住宅密集地でありますとか、道路が狭いということで救急車についてはすべての地域入れるわけではございません。これは伊豆市においてもそういうところはあるかと思えます。土肥地区におきましては、大藪地域の一部、あるいは八木沢の大久保地域、それから小下田の大木山地域、これらは車は入るけれども、救急車についてはそこまで入らないというような地区がございます。この計画の中で、小下田の大木山地域につきましては、救急車は無理やり入れれば入るわけでございますけれども、消防車等の緊急車両、これらは入らないという地域がございます。これについては計画の中で路線として大木山下村線という形での位置づけではされておるところでございます。

それから、前段の計画の住民意見はというようなことでございますけれども、この計画を策定する素案的なものは旧土肥町の総合計画、それから伊豆市のまちづくり計画ということに取り組んできております。計画をつくる際には、住民意見というような形でのものはとしてはございませんけれども、それぞれのベースとなる計画、それらについては住民の意向を取り入れた中での計画をしてあるということが言えると思えます。

それから、過疎の計画の性格でございますけれども、この事業がのせてあるから必ずやるんだというような位置づけではございません。有利な起債である過疎債を取り込むがための資料という形でございまして、先般お話に出ましたように辺地債という一番起債の中で有利な起債でございます。次いで過疎債が有利な起債、合併特例債よりも若干過疎債の方が有利

という点もございます。そういう中で、当然毎年毎年、この起債を有効に使って伊豆市の財政を描きたいというような観点から、あくまで事業としてメニュー化されておればその中から採択できるという性格のものでございまして、通常の総合計画のような何カ年計画という性格ではございません。当然借金でございますので、借金をしないでやれば一番いいということになるわけでございます。この中から採択するもの、あるいはこの計画にのっておらなくても事業を進めるもの、こういうものもあろうかと思えます。そういう形であくまでいいですか、一番のポイントは財政上うまく使うための計画というふうにご理解をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） お答えによりますと、計画にのっているから実施されるとは限らないというお話のように理解してよろしいのではないかと思うんですが。ということになりますと、計画にのっていなくてもやってもらえることがあるのかなというふうに理解してもよろしいでしょうか。

私、救急車の入れない地区ということをたびたび取り上げさせていただいておるわけですが、伊豆地区には救急車の入れないようなところがたくさんある、私も承知しております。ただ、大木山地区に関してはやはりちょっとニュアンスが違うのではないかと思うんです。先日も木村議員から、その地域を守る必要があるのではないかというような意見がありました。畑の中の一軒家に救急車入れるような道路をつくれというのは、ちょっとニュアンスが違うように取り上げるべきではないかと思えます。やはり大木山という一つの集落をどうやって我々は維持していくのかということをお前提にして考えていかなければいけないのではないかと。これからは救急車や消防車だけでなく、老人の福祉車両も入れるようにしてやらなければいけない。やはり一つのコミュニケーションを守る、維持、発展させていくという観点から、ぜひこれから今すぐどうしろとは申しません。考えてやっていただきたいと思えます。もしご意見いただけるようでしたら、いただきたい。

議長（遠藤正寿君） 土肥支所長。

土肥支所長（平田秀人君） 大変ご心配いただきまして、ありがとうございます。

そういう形で伊豆市、バランスのとれた形での整備ということで進めてまいりたいというふうに思っております。地域からも要望のある地点でございます。そういうことで、今後進めてまいりたいというふうに思っています。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） この計画にないものについてということですが、説明会でも申し上げましたように過疎債の採択につきましては、自立計画があつて参考資料があつて、その参考資料に記載されるということが最低の条件でございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で、通告による質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

よつて、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第116号 伊豆市旧土肥町地区過疎地域自立促進計画についてを採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員であります。

よつて、議案第116号は原案のとおり可決されました。

議案第117号～議案第119号の質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第19、議案第117号 市道路線の廃止についてから日程第21、議案第119号 市道路線の認定についてまでの3議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありましたので、これを許します。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 議案第117号、議案第118号、議案第119号についてご質問いたしま

す。

市道路線の廃止、変更、認定についてお伺いします。本案件に要する事業費はどの程度のものでしょうか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 本件についてお答えいたします。

市道路線の廃止、変更、認定についての議案を上程させていただきました。事業費についてはまだこれから算定してご承認をいただくという段取りになるわけございまして、この路線の廃止、変更、認定についてよろしいかどうかという提案でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 私たち議員は、今この事業について承認するかどうするかということをお求められているわけですね。この事業が幾らかかるかわかりません。これもっと大きく考えると、天北道路の建設に関する伊豆市のこれから負担する事業計画はどのぐらいかかるのか、全くわからないまま我々はその都度賛成していかなければならない。私も今まで技術者の端くれとしてずっと生きてきたわけです。一つの図面を書くとき、皆さんはコスト計算しないで図面を書くんですか、まずそこからお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） これについて、土木部長。

土木部長（土屋 亨君） ただいま市長がお答えしたように路線の認定、廃止、それから変更の段階ということですので、ご質問の本案件に要する事業費というものは基本的にないわけですね。

それで今議員のご質問の、ではこれからこの案件が例えばご承認をいただいてから、この間説明申し上げましたけれども、道路整備をするときに実施設計に入って事業費を定めていくという手順になっております。その内容で今この段階では事業費はお答えできないというふうに申し上げたわけですね。

概算で、本線の用地買収は始まっておりますから、例えば用地買収がどのくらいだろうということになれば、大方の検討はつくと思いますけれども、議員のおっしゃっている事業費というのはそういう意味合いではないというように解釈をしております。ですから、実施設計が定まって整備のご承認をいただければ当然その段階では議員の皆さんにご説明を申し上げる用意はしてございます。進めていくつもりであります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 廃止ですから、これは大して費用はかからないと思いますけれども、少なくとも測量費が若干かかる可能性はあるわけですね。

変更、認定については、例えばここにどのぐらいの道路をどのぐらいの長さ設置するのか、それからどのぐらいの現在住んでいる方が何軒分移転しなければならないのか。少なくとも事業費の概算ぐらいは説明すべきではないかと私は思います。10億円かかるのか、100億円かかるのかわからない事業に対して、私は議員の皆さんにもお聞きしたいですけれども、私たち議員というのは市民に対する説明責任があるんです。果たしてそれで説明責任が果たせるのでしょうか。この後、すぐ承認を求めるということになるんでしょうけれども。幾らかかるかわかりません。

例えば静岡県で今、空港をつくろうとしていますね。あれをやるときに、200億円かかるとか、2,000億円かかるとか、全然議会で説明なかったんでしょうかね。そんなことは、僕はないと思うんですけどね。出ませんか。

議長（遠藤正寿君） 土木部長。

土木部長（土屋 亨君） 今申し上げたように概算の概算ということでしたら、例えば幅員が6メートルの道路を1メートルつくる道路の値段という程度のそういうふうな、私はそれは事業費とは呼びたくないんですが、概算の経費といいますか、どのぐらいかかるかということであれば、それは申し上げることはできると思います。

先ほど図面を書く段階で事業費を算出しないのかというお話がありましたけれども、今差し上げてある図面というのはいわゆるペーパーロケーション、ペーロケなんです。この程度の図面は路線の認定のときはこれで許されるということになっておりますけれども、この程度の図面を書くときに、この図面を書いただけで例えば正確な縦横断でありますとかそういうふうなものをとらないわけですので、正確な事業費というのは出ないと思います。

ちなみに、公有財産の購入費あたりを見ますと、本線の事業費、大体これは昨年の予想と見ますか経過を見ますと、用地買収費が例えば平方メートル当たり1万5,000円程度で買収をされております。これは農地ですけれども。それで仮に6メートルの道路をつくったといたしますと、それで一応掛けて面積を出して今の単価を大体掛ければ概算で出るわけですが、仮にそういうふうなことをした場合には、恐らくこの案件ではなくて、この間申し上げた、市が整備をしたいと思っている路線については、用地買収費だけで大体6,000万円程度かかるのかなというふうには思っております。

ただ、全く今申し上げたように正確な数字ではありません。事業費についても、この間の路線を概算、計画の中ではかりますと400メートルがちょっと欠けるぐらいになっております。370メートルぐらいだと思います。ただ、正確な延長については、提案理由でも申し上げたように要するに本線の代替で移転をする方がいらっしゃるわけで、その方たちがどの位置に移転をするかということはまだ決まっていないわけです。しかも、移転をする方たちがこれこれここに行きたいというふうな希望があっても、その場所の今度は土地を持っている方が提供してくれるかということもまだ確認をとれていないわけです。ですから、正確な整備の延長路線ということは今申し上げることができないわけなんです。そういうふうな意味合いも含めて、申し上げられないというふうに言ったわけです。

ですから、例えばでは400メートルとしたら幾らだとか、幅員が6メートルだとしたら幾らだということになるのは次の段階ではなかろうかなというふうに当局では考えていたわけでございます。

以上です。

〔「回数がふえるようですけど」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） いずれにしましても、先ほどから言っている予算につきましては、また上程されたときに議論をしていただきたいと思います。

関連でほかのことでしたらよろしいですけれども、予算のことは予算上程されておられないので、よろしいですか。

〔「いいですか」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） もう3回過ぎましたけれども、何か。

森議員。

10番（森 良雄君） 3回オーバーしておりますけれども、もう一回お許し願いたい。

土木部長がこれを市長のところへ持ってくるときに、市長にお聞きしたいんですけれども、どのくらい事業費かかるのかというようなことは質問しませんか、お聞きしたい。これで終わりにします。

議長（遠藤正寿君） 土木部長。

土木部長（土屋 亨君） 今そちらでもちょっと声が上がったようですが、路線の廃止とか認定とか、いわゆる変更とかの場合には事業費というふうな質問をいただいたことはございません。こういうわけですからこういうふうにしたい。今度の場合には、天城北道路の建設とそれに関係する代替地の方々があって、足かけですと約2年ぐらいになりますけれども、

地元をいろいろ説明して歩いて、皆さんが納得した段階でこういうふうな希望にまとまりましたということで路線を組みかえたいということをお願いしたわけですから、特に事業費の説明も求められませんでしたし、私の方からも申し上げませんでした。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で、通告による質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本3件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

まず、反対討論から。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 議案第117号、議案第118号、議案第119号について、反対討論をさせていただきます。

市道路線の廃止、変更、認定について、事業費がどのくらいかかるかわからないまま承認することはできません。

議長（遠藤正寿君） 次に、賛成討論を行います。

19番、関邦夫議員。

〔19番 関 邦夫君登壇〕

19番（関 邦夫君） 議案第117号、議案第118号、議案第119号、市道路線の廃止、変更、認定について、賛成討論を申し上げます。

この議案の根源となります天城北道路の早期完成につきましては、当地区の観光、経済並びに日常生活に大きな波及効果が期待され、この事業の推進が旧町時代から町を挙げての大きな課題でありました。伊豆市におきましても、伊豆市建設計画の骨子、いわゆる重要施策に掲げられ、事業の推進に邁進している状況にあるとともに、地元の方々の理解と協力なくしてスムーズな事業の推進はないと認識しております。

つきましては、この3議案はこの天城北道路の建設地、大平地区の事業用地地権者の住民移転並びに生活道路の確保という観点からも、大変重要な議案であると考えられます。特に、議案第119号、市道道路の認定なくして次の事業化、つまり建設作業への着手が行えないわけでありませう。

この議案に反対することは、根源となります天城北道路の早期完成に反することからこの3議案の可決に賛成するとともに、議員皆様のご理解とご賛同をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で討論を終了いたします。

これより3議案を一括採決いたします。

議案第117号 市道路線の廃止についてから議案第119号 市道路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数。

よって、議案第117号、議案第118号、議案第119号は、原案のとおり可決されました。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は12月22日午前10時より再開いたします。

本日はご苦労さまでございました。

散会 午前11時55分

平成16年第3回(12月)伊豆市議会定例会

(第5号 12月22日)

平成16年第3回(12月)伊豆市議会定例会

議事日程(第5号)

平成16年12月22日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第 99号 平成16年度伊豆市一般会計補正予算(第4回)について
総務常任委員会委員長報告
福祉文教常任委員会委員長報告
観光経済常任委員会委員長報告
土木水道常任委員会委員長報告
- 日程第 2 議案第100号 平成16年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算(第3回)について
- 日程第 3 議案第101号 平成16年度伊豆市修善寺自然公園特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第 4 議案第102号 平成16年度伊豆市老人保健特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第 5 議案第103号 平成16年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第 6 議案第104号 平成16年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第 7 議案第105号 平成16年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第 8 議案第106号 平成16年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第 9 議案第107号 平成16年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第10 議案第108号 平成16年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第11 議案第109号 平成16年度伊豆市上水道事業会計補正予算(第1回)について

て

日程第 1 2 議案第 1 1 0 号 平成 1 6 年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第 1 回）について

総務常任委員会委員長報告

観光経済常任委員会委員長報告

土木水道常任委員会委員長報告

日程第 1 3 議案第 1 1 1 号 伊豆市農林業事業等分担金条例の制定について

日程第 1 4 議案第 1 1 2 号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について

観光経済常任委員会委員長報告

総務常任委員会委員長報告

日程第 1 5 発議第 8 号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書の提出について

日程第 1 6 発議第 9 号 郵政事業民営化に反対する意見書の提出について

日程第 1 7 発議第 1 0 号 被災者生活再建支援法の抜本的改正を求める意見書の提出について

日程第 1 8 発議第 1 1 号 平成 1 7 年度地方交付税所要総額確保に関する意見書の提出について

日程第 1 9 閉会中の継続調査申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26名）

1 番	杉 山 誠 君	2 番	鈴 木 基 文 君
3 番	小 森 勝 彦 君	4 番	内 田 勝 行 君
5 番	森 嶋 正 太 君	6 番	山 下 一 君
7 番	加 藤 章 君	8 番	室 野 英 子 君
9 番	飯 田 正 志 君	1 0 番	森 良 雄 君
1 1 番	古 見 梅 子 君	1 2 番	磯 晴 雄 君
1 3 番	鍵 山 堅 一 君	1 4 番	杉 山 羌 央 君

15番	飯田宣夫君	16番	酒井勲一君
17番	木内一郎君	18番	塩谷尚司君
19番	関邦夫君	20番	小野忠宏君
21番	大川孝君	22番	三須重治君
23番	堀江昭二君	24番	高田和正君
25番	遠藤正寿君	26番	木村建一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	大城伸彦君	助役	児島保次君
収入役	石田佑次君	教育長	室野純司君
土肥支所長	平田秀人君	天城湯ヶ島兼長 支所長課長	鍵山光男君
中伊豆支所長	佐藤央一君	総務部長	堀江正身君
市民環境部長	福室恵治君	健康福祉部長	内田政廣君
観光経済部長	鈴木直道君	土木部長	土屋亨君
上下水道部長	水口信夫君	企業部長	渡邊玉次君
教育委員会 事務局長	山本準次君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	長谷川 與志衛	局長補佐	森 修司
係長	三田 浩二	主査	山下 正恵

開議 午前10時00分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） ただいまから平成16年第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は26名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議案第99号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第1、議案第99号 平成16年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

本案については、本定例会の初日の7日に上程されております。

各常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、高田議員。

〔総務委員長 高田和正君登壇〕

総務委員長（高田和正君） 去る12月13日の本会議において、総務委員会に付託されました議案審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は去る12月14日、委員全員出席のもと、関係当局の出席を求めて開会し、審査いたしました。

それでは、初めに議案第99号 平成16年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）所管科目について、主な審査の経過について報告させていただきます。

本委員会に関する部分についてであります。歳入では1款市税の1項2目の法人税について、ページは8、9ページです。市税の法人税について、どのような産業のところが伸びたのか、また入湯税の減について、どの地域の温泉地が減っているかの質問がありました。これについて、法人税については全体としては減少傾向にある。ただし、サービス業1社については非常に大きな利益を上げているところもあるということです。平成14年度数百万円であったのが、本年度1億円を超える状況にあり、全体として8,600万円の増額になりましたということでございます。

入湯税については、地域を把握していないが、4月から9月までの半期、平成15年度、16年度を比較すると、課税客数で平成15年度6万3,000人から16年度は5万6,000人と7,000人の減少で、収入では平成15年度1億500万円から16年度は8,890万円と1,600万円減少している状況にあるということでございます。年間に換算すると3,000万円程度の減少が見込まれる状況との説明がありました。

次に、歳出では、23ページの8目でございます。これについては、交通安全施設整備事業について、カーブミラーの説明がありましたが、冬場を迎え、朝、結露で全く見えない場所もあると思うが、交通量の多い危険な箇所について、結露がつかないカーブミラーがあると思うので、こうしたタイプへの切りかえを検討していくようにとの提案がありました。それについての答えは、今回の補正は台風による被害箇所の復旧であるが、提案については検討していきたいとの回答がありました。

また、5ページ、地方債の将来見込み、予測についての質問には、三位一体、骨太の改革というのは実際国にお金がなく、この二、三年において、法律改正、手法は非常に大きく変わっていくものと思われるということでございます。特に地方へは権限のみ移譲され、財源の移譲が見込まれない状態で、国に財源が全体的にないという状況にあり、そうしたことから、減税補てん債についても恒久減税に変わっていくという情報があり、不透明な状況、感じということではありますが、ここ二、三年で臨時財政対策債、減税補てん債ともに変わっていくというように確認しているとの説明がありました。

次に、47ページです。質問は、廃棄物整理委託料の事業内容についての質問がありました。当局の答えは、委託先シルバーの人員及び時間の減との回答がありましたが、それに対して、旧修善寺のときから住民がごみなどを持っていったときに、こんな分け方では受け取れないというようなことが多くあったが、人員を増加しても市民の便宜を図る必要があるのではないか、また、人員減は市民サービス低下にならないか。さらに、市民が持ち込みやすいよう

にするよう要請されたことについては、当初予定のハイブラ及びびん類の分類5人程度、トレー2人程度の配置を実績に基づき、ハイブラ及びびん類については4人で対応が可能なためとの回答がありました。

以上の審議経過を得まして討論、採決を行いました結果、付託されました議案第99号 平成16年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）につきましては、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決されましたことを報告申し上げます。

以上、議案第99号について報告を終わります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、木内議員。

〔福祉文教委員長 木内一郎君登壇〕

福祉文教委員長（木内一郎君） 福祉文教常任委員長報告を申し上げます。

去る12月13日の本会議において、福祉文教委員会に付託された案件は、議案第99号 平成16年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）所管科目について1件でございます。

それでは、審議の概要と方法についてご報告します。

当委員会は去る12月15日、委員全員の出席のもとで関係当局の出席を求めて開会をいたしました。

主な質疑については、ページを追って項目順にご報告申し上げます。

まず、73ページの10款教育費からご説明申し上げます。73ページの12 - 43、焼却炉の撤去手数料について189万円ということについてのご質問がありましたが、ダイオキシン等の関係で使えないので撤去する。既に修善寺地区の小中学校においては撤去済みでございますが、その他の3地区については残っていますのでこれを撤去することにいたしましたということでございます。

それから、75ページでございますが、修善寺東小の管理運営費、維持補修費と修善寺南小の管理運営の保持維持補修費について一緒に説明申し上げます。15 - 40、修善寺南小学校維持補修費については、台風により増築部分と3階のつなぎの部分の防水工事及び国旗掲揚塔が折れたための補修工事です。なお、南小には多くの樹木があり、台風で折れた木については伐採済みですが、しかし緑化の関係からむやみに切るのはどうかと思われるので、民家に迷惑をかけないような枝から切っていく、こういうことでございます。

それから、同じ15 - 40で、東小の維持補修工事についてですが、これも台風の被害で東側のイチョウの木が倒れ、電気設備キューピクルの引き込み線の電柱が破損したための工事で

あるというご説明でございます。

次に、同じく75の大東小学校の教育振興事業の臨時職員賃金及び八岳小学校の臨時職員賃金についての質問がありまして、大東小、八岳小臨時職員等の賃金の減額の差異はなぜかということでありましたが、学校支援員の賃金の当初予算は時間単価1,200円を280日と見込んだのが220日となり減額となったということ。また、大東小は継続非常勤職員、八岳小は今年度採用の職員などで単価の違いが出ているというようなことがございました。

それから、77ページをごらんください。4の土肥中学校の営繕工事でございますが、これは台風の被害でサッシが損傷したための補修工事であるということでございます。

次に、79ページ、園長報酬01 - 07ですが、園長報酬の35万2,000円についてという質問がありましたが、今まで園長報酬は1カ月10万円と旅費2万円の計12万円を支払っていた。伊豆市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例で月額14万4,000円と定められたので、その不足分が生じたための増額補正であるということでございます。

次に、その下にあります07 - 02、臨時雇い賃金でございますが、これは牧之郷幼稚園は3歳児が昨年度は25人おりましたが、今年度は17人に減になったため補助員をつける必要がなくなったということでございます。それに伴い、当初予算計上した補助員の賃金が減額になったと、こういう説明でございます。

次に、77、79ページの時間外勤務手当についての説明がありましたが、時間外勤務手当についてはできる限り土日を振りかえで対処しているということでございます。合併前には本所と支所の仕事量がよくわからなかった、合併後、4月、7月には4町村の分のまとめ等の事務が予測したより非常に多く煩雑であった。事業系に比べて事務系が予想したよりかなりの事務量がある、こういったことございましたそうです。現在、来年度の組織がえを検討していると、こういうことでございます。

それから、83ページ、19 - 43、青年の船及び青少年の海外研修参加費の減でございますが、これは今年度参加者がなかったための減額であるという説明でございます。

次に、そのページの13 - 42、上白岩遺跡埋蔵文化財の発掘調査業務委託料200万円の減でございますが、これについては上白岩の遺跡の近くに家を建てることについて発掘の予備調査を行った。その結果、重要なものはないだろうと予備調査のみとなり、本調査分が減額になっているということでございます。

次に、同じページの19 - 49、修善寺ハリストス正教会顕栄聖堂補修費補助ですが、200万円出ておりますが、これはハリストス正教会が台風22号により外壁が一部崩壊、窓ガラスが

割れる、木が倒れた、強風により屋根が浮き上がった等の被害が出た、そのための修理をするものである。県と町で修理費の補助金を出しているということでございます。

なお、ハリストス正教会は宗教施設となると思うが、公費の支出は問題がないかというご質問がありましたが、建物に価値があり、宗教活動の補助金ではないというご答弁がありまして、県が2分の1、市が4分の1を負担するというところでございました。

それから87ページ、13 - 40、パソコン教室の委託料140万円の減でございますが、これと狩野ドーム管理委託料、体育センター管理委託料、水泳教室の委託料の減額が同じようがありますが、委託関係はどのようにとっているのかという質問であります。パソコン教室合併等により教室の実施ができなかったための減額である。狩野ドーム管理事業の体育センター管理委託料については、植栽をシルバーに委託する予定だったが、職員が行ったので減額になったということでございます。前年度の実績に基づいてこの委託料の予算を組むが、予算作成時に委託先は決めてはいないということでございます。

次に、教育費について次のような要望がありました。厳しい財政の折だが、生涯学習事業を推進してもらいたい。それから、天城温泉プール、中伊豆温水プールと同じ月曜日が休館日になっているが、利用者は不便であるという声もあるので、休館日をもとの金曜日に戻してほしいというような要望がありましたが、これに対して教育委員会の答弁は、施設によって休館日はまちまちにするより条件をそろえた方がよいというような回答がございました。

それから、伊豆市の未来を担う子供たちのために来年度要望を含め、一律に減らすことのないようお願いしたい。人件費は総務課関係になるかもしれないが、自分たちの関係部署についての人件費は把握しておいていただきたい。それから、生涯学習事業の減少はないということですが、体育関係が非常に盛んであるように見受けられる。教育文化関係にも頑張ってもらいたい、このような要望がございました。

次に、3款の民生費、健康福祉部の件ですが、9ページをおあけください。保育所措置費負担金の増に質問がありましたが、この措置費は保育園児の人数によって変わります。公立保育園の措置費は平成15年度をもって廃止となり、私立については従来どおりで修善寺保育園に行く児童がふえ、当初、修善寺保育園は定員90名でしたが、現在94名になっている。待機児童は平成16年度はありませんということでございます。

次に、11ページ、保育園運営費の負担金についてですが、これは修善寺保育園の分かという質問がありましたが、そのとおりである、4分の1の県費であるということでございます。

次に、39ページをおあけください。39ページの15 - 41、児童クラブ等増築工事というのが

ありますが、これは熊坂児童クラブの増築工事で、増築の広さはどのくらいかということでございますが、畳10畳程度、板の間で1間程度、広縁程度、学校の敷地でもあり、給食センターの近くなのでこの程度の計画になったということでございます。

次に、39ページの児童手当の該当者は何人ぐらいいるかということですが、今約1,050人、1割弱が所得制限にかかるということでございます。手当を受けるには申請しないと受けられないが、市民に事前通知はということがありましたが、広報紙に掲載、また個人あてに通知しているということでございます。

次に、41ページ、19 - 52、修善寺保育園運営費負担金については、保護者の負担額はどのくらいかということですが、保護者の負担金は市の保育園と同額である。例えばゼロ歳児については生活保護の人、または収入にもよりますが、母子家庭については0円である。また、収入により7階層になっているが、一番高い7階層で4万8,000円。国の保険単価と徴収基準額の差額を国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担をしているということでございます。

次に、45ページ、13 - 48、老人保健法事業の基本健診委託料についてでございますが、健診事業が終了した予算を精査した結果、減額となりました。基本健診のときに健診結果をもとに医者が診断する部分があり、当初全員を対象にしていたが、異常のない人やかかりつけ医にかかっている人は今回除いたことによる減額であるということでございます。

次に、戻りますが、41ページをごらんください。保育園一般事業の13 - 44、他町村保育委託料についてでございますが、現在委託している児童が何人ぐらいいるか、料金は市町村によって違うのかという質問ですが、現在委託している子供は8名、あと2人が予定となっている、国の保育単価でしているということであります。今、伊豆市へよそから来ている児童は15人だそうでございます。

なお、次に、民生費についての要望でございますが、必要な事項は各部署に確実な伝達をお願いしたいということがございまして、以上で質疑を終結し採決を行った結果、議案第99号 平成16年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）所管科目は賛成者全員にて原案どおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして福祉文教委員長の報告とさせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 次に、観光経済常任委員長、大川議員。

〔観光経済委員長 大川 孝君登壇〕

観光経済委員長（大川 孝君） それでは、12月13日、本会議で付託されました観光経済委

委員会の6件につきまして、審査を精力的に審議させていただきました。

審議の日程につきましては、12月17日、午後1時半から3時50分まで第2会議室におきまして、委員全員の出席のもと行われました。

行政側から市長、助役、収入役、企業部の渡邊部長を初め担当職員並びに観光経済部から鈴木部長を初め担当職員、議会事務局から森補佐、三田職員の出席のもと、傍聴者7名の中、審議は行いました。

議案第99号の平成16年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）所管科目につきましての審議のご報告をさせていただきます。

最初に、企業部関係でございます。

議案第99号 平成16年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）につきまして、特に補足説明はございませんでした。また、質疑等におきましても、特に質疑はございませんでした。

討論、採決につきましては、観光経済部関係と一緒に行うということで、このところ、企業部関係につきましては一応終了しております。

続きまして観光経済部関係でございます。議案第99号 平成16年度伊豆市一般会計補正予算でございます。

鈴木観光経済部長より補足説明がございました。内容につきましては、災害関係の現在の状況について。

被害の全体の報告については、先に報告のとおりです。それをもとに災害対象となるものとならないものの整理をしていきます。また、個人の農地につきましても、災害の申請の確認をとりまして、測量や査定設計書を策定してきました。今週の月曜日、13日から国の査定を受けて17日に終了しました。

次に、その状況の概略を報告します。台風22号の災害につきましては、今回の査定に出した件数は農地34件、施設は28件、合計62件です。査定額は1億9,000万円。林道の査定件数は3件。査定額が約1,500万円。合計約2億500万円となります。

次に、11月11日から12日にかけての豪雨の災害査定です。査定の件数は農地、施設それぞれ1件でした。査定額は合計約4,700万円です。本日終了しました査定の結果により、復旧方法が確定いたします。それに基づきまして、今後、補正予算を再度お願いすることになります。

なお、治山関係につきましては県と協議し、緊急度によって災害の復旧を進めることといたします。県の実施は緊急治山事業、県営県単事業等があります。数が限られています。今

後、県単の補助を要望しながら順次復旧を進めさせていただきます。

今回の補正は緊急度の高いものを計上させていただきました。今回の補正予算の中で林業整備関係について予算の整理をさせていただいてあります。また、今回の台風での風倒木が非常に多く発生しています。これらにつきましては、森林整備とあわせて対応していかなければなりません。森林整備事業補助金交付要綱を策定いたしました。森林所有者の方々に今後、周知を図っていきたいと考えています。

なお、大木農林漁業整備課長から要綱の説明がございました。

今回の台風の被害で風倒木がかなりあります。特にシイタケ生産者のほだ場に多く、何らかの対策をしてもらいたいという要望がありました。今回は間伐の補助の中に風倒木の除去を要綱の中へ盛り込むことになりました。

このような補足説明がございました。

続きまして、質疑に入りました。

議員より、15ページの臨時地方道整備事業債、ふるさと林道分の内容について説明をしていただきたいという質問がございました。これに対しましての回答は、持越から風早峠に抜ける達原林道、県が実施する林道です。事業費が1億5,000万円に対して、地元の負担が20%で3,000万円の負担額となります。9割が借入れの対象になりますので、2,700万円を計上させていただきましたという回答です。

続きまして、議員の質問です。53ページ、大型農業機器購入補助金を受けられる対象はどのようなところですかという質問に回答は、この制度は旧修善寺町にあった制度です。現在、伊豆市地区営農組織に対する大型農業機器購入補助金交付要綱となっています。条件は地区営農組織、農家戸数30戸以上及び20ヘクタール以上の耕作面積に有する地区または市長が特に認めた農業に営む組織となっています。補助率が4分の1、最高限度額200万円です。今回の補正予算に計上したのは、修善寺黒米生産組合で貯蔵のための冷凍冷蔵庫、石抜き機の2台で計20万円ですという回答でございます。

続きまして、議員よりの質問で51ページ、13-40、農地情報管理システムとはどのような内容ですかという質問です。これに対しまして回答は、合併に伴い農地情報の農家台帳システムを年度更新することを踏まえて、各旧4町にありましたシステムを一本化する目的で当初予算1,500万円を計上しました。保守点検委託料につきましては今回900万円の減額になった理由は、旧町において既に平成15年度に実施したものがあったことが判明し、情報システム課と話し合った結果、見積もりに不要なものが算入されていたことがわかり、904万5,000円

と大幅な減額となりました。業務委託料については、暫定予算となっていました。暫定予算は平成15年度中に支払うべきものが4月1日以降になったものでございます。しかし、旧4町とも3月31日までに支払いがなされ、平成15年度決算に入りましたので、今回の減額補正となりました。以上のような回答でございました。

続きまして議員からの質問で、53ページの中伊豆活性化施設とは具体的にどういうことですか、説明をしてください。これに対しましての回答は、県営の中山間事業でことしの5月に仮オープンしました旧中伊豆町の季多楽のことを言っております。以上の回答でございませぬ。

続きまして議員より、54ページの2項の林業費を整理したとのことですが、理由を説明してください。これに対しまして回答は、持ち寄り予算の中で旧町ごとに予算のとり方がまちまちでした。例えば天城の花粉対策につきましては、補助事業と町単独の分と合わせて予算計上しました。今回は、補助対象分と市単独分とを分けた方がわかりやすいのでそのように整理しました。花粉につきましては補助金でしたが、内容に委託料の取り扱いが正確であったので、委託料に分けました。以上の回答でございませぬ。

そのほかの質問といたしましては、議員よりシイタケの原木について補助金をくださいという人がいた場合は、森林整備補助金から支出することができますかという質問に対しまして回答は、シイタケの原木につきましては市の単独事業としての補助金として支出することができますという回答でございました。

続きまして議員より、違った内容でもこの補助金の申請でよいのでしょうかということにつきましての回答は、名称は森林整備事業と一本になりましたが、その中には市単独のいろいろな事業が入っていますという回答でございました。

また、議員より、今回黒木ばかりが災害となっています。20年も前から黒木の山を広葉樹林に変えないと景観、川の水質についても損なわれると言われていました。しかし、実際にはそのような事業はなされなかった。その一步を踏み出すきっかけとして、このような補助が必要だと思います。市や国、県の後押しの体制が必要。市の災害補助の対象にならない小規模の箇所については、果たしてこのままでよいのか疑問です。民間で復旧や森林整備を行った場合、どのような補助金が受けられるのか、どのような補助金があるのか周知しなければいけないと思います。

この質問に対しまして回答は、今回の台風によりまして風倒木が多く発生し、森林の問題は非常に深刻であります。木材価格の低迷から山に入る人はほとんどいなくなったのが現状

です。ほとんど整備されていない山が大多数だと思います。そのような現状から、市としても何らかの対応をしていかなければならないということで、森林整備事業補助金交付要綱をつくりました。旧町にも同じような補助金がありました、やり方がばらばらでしたので、今回市として一本の補助金要綱をつくりました。天然林についても補助し支援していく。この中には天城がやっていた天城300年の森とかいろいろな形のものがあります。それらを取り入れた中で、第2条に植栽、下刈り、除伐、間伐、枝打ち、天然林改良事業、シイタケ原木林育成等が補助対象事業となっております。針葉樹の間伐がされていないと深刻な問題となっておりますが、間伐を重点的に森林組合とも進めているところであります。しかし、進んでいないのも現状です。そのようなことから今回は市としても50%の上乗せをして支援をし、推進を図りたいということで予定させていただきました。それ以外に天然林への改良をした方がよいところもありますので、今回追加をさせていただきました。森林所有者の方への補助金の周知を行い、森林組合と1月当初に各区長さんを通じて被害状況をまとめるが、その折に新しい補助制度をお知らせし、活用を呼びかけたいと思いますという回答がありました。

それから、議員の方から、森林組合を通して勧誘をしてもだめ、間伐や苗木に補助金を出しても所有者の人の意識がない。補助金をたくさん出せば森林整備を行うということでもない。8割も森林がある伊豆市なので構想をしっかり立て、民有林、国有林の理解を得て補助金を活用していかなければなかなか進まないのではないかと思うという質問に対しましては、回答は、国庫補助の流域公益の補助事業についてですが、補助の条件として施業計画がなければ対象条件になりません。旧中伊豆町と修善寺町の民有林は施業計画を立てていないところが多いので、国庫補助の対象となりません。県単の3分の1しかもらえない。天城湯ヶ島地区はかなり入っていますが、1地区だけではいけないので中伊豆地区、修善寺地区についても施業計画を立てる準備をしています。個人に理解してもらえよう今後進めていきたいと思えます。

以上、精力的な質疑が第99号の議案でなされました。この企業部、観光経済部関係の議案第99号の一般会計補正予算の終わりに討論をいたしました、討論としてのご意見はございませんでした。

次に採決に入りまして、全委員賛成のもと議案第99号の補正予算を可決いたしましたことを皆様方にご報告いたしまして、第99号の委員長報告にかえさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長（遠藤正寿君） 次に、土木水道常任委員会委員長、杉山議員。

〔土木水道委員長 杉山羌央君登壇〕

土木水道委員長（杉山羌央君） 12月13日の本会議において、土木水道常任委員会に付託されました議案につきまして、本委員会は去る12月16日、委員全員出席のもと、市長を初め関係当局の出席を求めて審議いたしましたので、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第99号 平成16年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）のうち本委員会に関係する部分についてであります。歳入では13ページ、急傾斜地崩壊対策事業補助金について、予定箇所が採択されなかったための減額でした。

次に、歳出では8款土木費について25億1,667万9,000円を5,242万円減額し、総額を24億6,425万9,000円とするものであります。

主なものを申し上げますと、67ページ、19 - 41、県道路整備事業負担金に關しまして、修善寺天城湯ヶ島線、日向地区について、現道拡幅かバイパスかについて地元説明会を2回実施しアンケートをとり、5つある班の意向を聞き、全線のうち一部バイパスと現道改良の混在する折衷案で詳細な設計に向けて詰めている状況にありますということでした。合併支援事業として進められている事業なので、5年間での完成が課せられております。しかも、県が計画を始めてから5年ということなので時間的にも余裕がなく、市長からも継続的に進めたい意向が示されました。あわせて、南側天城方面はバイパス、駅前方面は現道拡幅という意見になっているなどの説明がありました。

また、この議案に関連して同路線であります県道修善寺天城湯ヶ島線の矢熊地区の極端に狭い箇所について、皆さんが心配しているが、状況はどんなかということにつきましては、本年度中に概略設計をしていきたいとの説明を県から受けており、市からもお願いをしていきたいとのことでした。

次に、65ページ、道路新設改良事業は、すべて柿木橋関係であり、本年度は災害の関係から次年度へ送るということですが、橋梁の完成予定年度はいつごろになるかという件につきましては、まず家屋の移転、用地の買収があり、橋台に着手すればおおむね3年で完成の見込みですが、あくまで予定であるとの説明がありました。

次に、21ページ、温泉管理事業手数料については、中伊豆温泉スタンドの利用許可申請のための登録手数料であること、水質検査手数料については、県の指導により10年間実施されるものとの説明がありましたが、この項についての質疑はありませんでした。

以上の経過により質疑を終結し討論はなく、採決の結果、議案第99号 平成16年度伊豆市

一般会計補正予算（第4回）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩といたします。

この間に、今委員長の説明に対しまして質問のある方は、質問通告書をこちらに提出いただきたいと思います。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時53分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第99号 平成16年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について、質疑、討論、採決を行います。

これより各委員長報告に対する質疑に入るのでありますが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

まず、反対討論から行います。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 議案第99号 平成16年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）の反対討論を行います。

市債7,540万円を発行し、将来の負担を強いながら自然公園特別会計繰出金3,762万2,000円が歳出されます。建設的に使用されるなら容認もされますが、何に使われるかわからないままでは到底容認できるものではありません。本予算案は、3,484万円の増額です。それに対して、何で市債が7,540万円発行されなければならないのでしょうか。十分な説明があったとは思われません。

私は災害復旧予算に反対するものではありません。が、時間外手当や災害復旧関係におい

て厳しい財政状況下では一層の工夫が必要です。危機感を持って市政に対処していただきたい。

以上の観点から、反対討論を進めます。

市債7,540万円は、あたかも災害復旧のためになされるように見えますが、一方で貴重な市民税が虹の郷に使われるのであります。虹の郷のあり方については、議案第101号で述べますので、ここでは取り上げません。時間外手当の増減が見られます。削減努力がなされているのでしょうか。本当に忙しいのでしょうか。一方で、人員に余裕のある部門はないのでしょうか。機動的な職員の配置で、人員の異動で時間外手当の削減を図るべきです。市長には人事権があるはずで、職員の配置を機動的に実施していただきたいと考えるものであります。

災害復旧においても、市民はいつ、どのような復旧がなされるのかが一番の関心事なのです。市道の台風災害による家流出土砂を市道のわきに片づけましたが、この残土はいつ、だれが、どのように処分するのでしょうか。お隣、大仁町では重機を出動させ、災害後速やかに片づけられております。大仁町神島の後山地区では、被災した農地の復旧は心配していません。すぐ隣の我が市の大沢、堀切地区では、堀切地区の市民に安心して年を越せるような市長の声を聞かせていただきたいと思えます。

この予算案では何になされるのかさっぱりわかりません。予算案を検討するために資料の提出を求めましたが、手元に届くまで1週間かかりました。たった6ページの資料です。やる気があれば2時間もあればできるはずで、これを書いた方は3人いると思うんです。3人の方が1週間かかって、それだけコストがかかっているんです。やる気がないか、能力がないかとはしか考えられません。

私は、災害復旧現場で驚くべき光景を目撃しました。小型とはいえ、作業中のバックホーのオペレーターがノーヘルメットで作業しております。そのそばで伊豆市の監督員と思われる方が立っております。この職員は自分の仕事を理解しているのでしょうか。さらにそのそばで、市の幹部職員も見ているのです。何を見ていたのでしょうか。あきれて言葉もありません。自分たちが何をすればいいのか、自分たちの仕事を理解していないとはしか考えられません。市長をお願いします。しっかり職員教育をしていただきたい。言うことを聞かない職員はいないと思えますが、あなたは人事権があるのです。市民のために行動していただきたい。

伊豆市の人員削減計画では、10年かけて100人の人員を削減するつもりようですが、10

年をかけるなどと悠長なことを言っていてよろしいのでしょうか。100人の余裕人員を抱えているなら、100人の災害復旧要員を編成し行動に移るべきではないでしょうか。本予算の測量委託など職員にでもできるはずです。今市民が待っているのは、やってくれるのかどうかなのです。この災害復旧予算には大変期待しています。しかし、何をしてくれるのか、どこをしてくれるのかさっぱりわかりません。県の動きを見てもわかりませんが、はっきりしているのは、復旧させるという行動なのです。本予算の土木関係においても、それははっきり見えます。県の事業が先行しているのです。伊豆市の公道が復旧してくれるのかどうかさっぱりわからない。農業用水の取り入れ口の復旧は、一々測量しなければ復旧できないのでしょうか。現場を見て速やかな対処ができないのでしょうか。災害復旧で必要なのは、速やかな行動です。本予算でわかるのは、これから測量します。緊急な測量ぐらい、緊急な仕事ぐらい自分たちでできないのでしょうか。自分たちで現場を見て判断をして行動していただきたい。本予算の土木関係に至っては、県の事業におんぶにだっこしか見えない。緊急な仕事こそ、財政状況を考えた仕事をしていただきたい。プライマリーバランスを考えた財政出動していただきたい。出る費用を最小限に抑えていただきたいと思います。

安易な予算を承認することはできません。一層の工夫を求めるものであります。

終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、賛成討論を行います。

12番、磯議員。

〔12番 磯 晴雄君登壇〕

12番（磯 晴雄君） 議案第99号 平成16年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）の自然公園特別会計への繰出金につきまして、私の賛成の意見を述べさせていただきます。

ことは皆様ご存じのとおり、浜名湖花博が長期間開催されたことと、台風22・23号等の天候不順の影響を受け、修善寺虹の郷の入園者が減少したことに伴い、使用料及び諸収入が減少し、また園内においては台風による災害も数カ所発生したとの報告を受けております。本来ならば、減少している入園者を増加させるべく年末年始に向けた大々的なテレビ宣伝や子供向けのイベント等も行うべきとは考えられますが、市の財政事情を踏まえ、災害にかかる施設整備繰り出し分及び年度末までの管理運営分として計3,767万2,000円の繰り出しとのことであります。

以上のことから、私は虹の郷が伊豆半島の重要な観光拠点であることから、最低限の施設管理費として繰り出しをするものであり、運営主体の振興公社にさらなる経費及び人員の削

減をお願いして、私の賛成討論といたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で討論を終了いたします。

これより本案を採決いたします。

議案第99号 平成16年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について、各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

議案第100号～議案第110号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第2、議案第100号 平成16年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）についてから日程第12、議案第110号 平成16年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）についてまでの11議案を一括して議題といたします。

本案についても、本定例会初日の7日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、高田議員。

〔総務委員長 高田和正君登壇〕

総務委員長（高田和正君） 議案第99号に引き続きまして、議案第100号 平成16年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第3回）についての審議の経過を報告いたします。

まず、103ページでございます。公共用地の土地購入費内訳についての質問です。天城北道路、大平ハーフインターの関係だという説明があったと思うが、取り付け道路について、関係用地をとりあえず市で購入し、最終的には事業主体が買ってくれるのかどうかの質問がありました。この件については質問のとおり、会計で先行取得し、後に一般会計で買い戻すということでございます。天城北道路との関係がすべてではないが、多少の関連はある中で、ある意味ではここに財源があるという考え方もあるとのことでございます。天城北道路との関係については、修善寺温泉入り口、大下の県道取り付けなどの関係もあるが、道路用地に

なる場合には国の方で買い上げてもらうが、その土地についてはそのまま普通財産になるという説明がありました。

さらに、県道修善寺天城湯ヶ島線などの関係からも、将来代替地となる土地の内訳はどうなっているかの質問がありました。現在のところ、このために利用するという土地の取得はないが、最高でも2年で精算できるもので、この会計にはないという回答がありました。

次に、議案第102号 平成16年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第2回）についてありますが、117ページです。一般会計繰出金は、また一般会計へ移っているのではという質問がありました。この確認について、これに関する答弁は、前年度分を翌年に精算するというので、平成15年度の一般会計からの繰り入れが多かったため、返還するとの回答がありました。

以上の審議経過を得まして討論、採決を行いました結果、付託されました議案第100号及び第102号につきましては討論もなく、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。

以上、議案第100号及び議案第102号についての報告を終わります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、観光経済常任委員会委員長、大川議員。

〔観光経済委員長 大川 孝君登壇〕

観光経済委員長（大川 孝君） それでは、観光経済委員会に付託されております議案第101号につきましての審議内容につきましてご報告申し上げます。

ページは106ページからであります。

まず、部長より補足説明がございました。110ページでございますが、管理運営分として3,097万2,000円、虹の郷施設整備繰入金として670万円で、これは災害関連です。事業費ベースで約1,000万円のうち670万円を一般会計から繰り入れていただくものです。残額の330万円につきましては、県の3分の1の補助金で災害復旧費に充てますという説明がございました。

議員より6つの質問がなされました。

1つは、修善寺自然公園特別会計の予算を使って市が行う業務は、虹の郷運営と達磨山の設備の運営の2点かという質問に対しまして、回答は、自然公園はもみじ林等の無料園の運営も含んでおりますということでございます。

それから議員の2つ目の質問としまして、振興公社に委託している業務で無料の公園部分

を除いた有料部分の収入で支出も賄ってもらいたいと思う。どれくらい不足になっているか明確にしたい。そうすれば、不足になった原因等が協議できる。公社の無料部分以外の損益勘定が不明である。改善をお願いしたい。これに対しましての回答は、人件費をその部署ごとに割り振るようなシステムが必要かと思います。そうしないと損益について議論ができないと思います。理事会で検討することになりますので、私から申し入れることは可能だと思いますという回答でございます。

3つ目の質問。公社の売り上げた額が特別会計に載っている。その商品の仕入れ額は載っていない。公社の予算書、決算書の書き方で運営委託料として支払っているものを純粹の収入と間違い、損益勘定をする人がいないのではないかと思う。その点についてどう思うかという質問に対しまして回答は、修善寺公園特別会計は市と振興公社と委託、受託の間柄でやっています。売り上げに対して原価率がどのくらいかは確かにわかりません。会計の明瞭性は必要だと思います。企業会計としてではなく、税金対策としてこのような特別会計にしたと思います。指定管理者制度の導入も必要だと思います。現時点では情報公開を効果的な体制として確立することだと思いますという回答でございました。

4つ目の質問は、経営に関して、理事会や市営施設運営委員会に議員が意見を言えないのかという質問に対しまして回答は、施設運営委員会については市長の方から、今回は虹の郷、3国民宿舎を諮問することになっています。その管理運営についてこれからどうしていくかは検討することになっています。廃業、民間委託、直営等意見が出されると思います。市長はその答申を持ってこれからの方針を決め議会へ諮り、最終決断をすることになります。10年ぐらいの経営状況を民間に提出して検討してもらいます。しかし、振興公社は財団法人であるので意見は言えるが、最終決定は理事会となります。市がどのように指示するかが課題だと思いますという回答でございました。

それから5つ目の質問に対しまして、振興公社の決算書の公表についてということにつきましては、回答は、決算書の公表の範囲が問題ですという説明でございました。

それから6つ目の質問で、資金が不足すれば一般会計から繰り入れしているのに、法人だからといって決算書の公表ができないというのはいかがなものかという質問に対しましては、回答は、決算書で個人のプライバシーの問題とかがクリアできれば公表できると思います。個人に損が生じるようなことは避けたいというような回答でございました。

以上、質疑がございまして、討論に入りましたが、討論での意見はございませんでした。

その後、採決をいたしました。全員賛成で、議案第101号は、委員会としましては全員の

賛成で可決されましたことを、皆様方にご報告申し上げます。

続きまして、議案第106号 平成16年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算（第2回）につきまして審議をいたしました。

補足説明といたしましては、売り込みが減ったときにはどうするのかということの内容の中にありまして、剰余金を充当する、あるいは人員を減らしていく、いかにこの施設を残すかという手法等がありますというような補足説明がございました。

質疑に入りましたが、特にご意見はございませんでした。

また、続きまして、討論等のご意見はございませんで、議案第106号につきましては、委員、賛成者全員によりまして可決いたしましたことをご報告申し上げます。

それから、議案第107号 平成16年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計補正予算（第2回）の審議に入りまして、補足説明は特にごございませんでした。

質疑がございました。まず、議員からの1つ目の質問といたしまして、市内と市外の入園者数はわかりますか、答えてもらいたい。回答は、割引料金の関係で全施設ともわかりますということで、資料は後日また全委員の方へと出していただくということになっております。

2つ目のご質問で、森林博物館の内装展示がえ工事等の進捗状況はどうなっているのかというご質問に対しまして回答は、平成16年度2,500万円で温泉会館と昭和の森会館の内装展示がえをする計画だった。しかし、県は平成17年度に耐震補強工事を行いたいとの意向でした。市の施設である文学館、県の施設である森林博物館があるが、市の施設だけ行くと3カ月間閉鎖することになり、別々に工事を行うと6カ月間の閉鎖ということになりますので、県と合わせて来年度以降、内装展示がえを行うことにしましたという回答でございます。

3つ目の質問で、入館料収入をどう伸ばすか、模様がえ等行う場合、幅広く民間から意見を聞く場を設けて話し合いにより進めた方がよいと思いますという質問がありました。これに対しましての回答は、旧天城湯ヶ島町の町営施設運営委員会へ管理運営をどうしたらよいか諮問しました。その結果、観光協会に委託したらよいのではないかという答申でした。観光協会とも話し合ったが、現状では無理だという結論でした。内装展示については、計画もでき、発注の段階であったが、来年度に延びたので関連の方々と話し合うことも可能です。道の駅の機能として、森と親しみ遊んでもらうことをコンセプトで考えています。県と同じようなアプローチで内装展示を進めていきたいと考えていますという回答がございました。

以上の質疑がなされまして、討論に入りまして、討論としてのご意見はございませんでした。

続きまして、採決に入りまして、議案第107号は委員全員の賛成により可決いたしましたことをご報告申し上げます。

続きまして、議案第108号 平成16年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第1回）、補足説明がございました。

歳入につきましては、使用料の減によりますます減額補正、歳出については第三セクターから引き継いだ音響関係の委託料の増、需用費関係等見直しを今後行い、補正をするものがありますということがございます。

質疑に入りましたが、ご意見はございませんでした。また、討論に入りましたが、意見がありませんでした。

議案第108号につきましても、委員全員の賛成により、原案のとおり委員会としましては可決いたしましたことをご報告申し上げます。

以上で観光経済関係の委員会に付託されました件につきまして、委員長報告とさせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 次に、土木水道常任委員会委員長、杉山議員。

〔土木水道委員長 杉山羌央君登壇〕

土木水道委員長（杉山羌央君） 土木水道常任委員会に付託されました5つの議案、議案第103号、議案第104号、議案第109号、議案第110号を一括説明させていただきます。

初めに、議案第103号 平成16年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）についての審議の経過から説明いたします。

125ページの役務費の水質検査手数料の増額に対し、水道法改正に伴う水質検査項目の質問については、クリプトスポリジウムや環境ホルモン対応が主体で、3年間検出がなければ省略が可能であり、上水道も同様であるとの回答でした。

このほか、簡易水道事業に関連して、簡易水道地区はどこにあるかについては、修善寺は大沢、堀切、土肥は八木沢、小下田、中伊豆にはなく、天城には上船原、柿木、持越金山と長野にあります。このほか、天城には飲料水供給施設が多くの箇所があり、中伊豆には2カ所、修善寺に山田専用水道というような小さな施設がある。また、上水道と簡易水道は人口5,000人で分けられているようだが、土肥地区全体で人口が5,000人程度、土肥本町地区では3,500人ぐらいでも上水道と呼ばれているのはどういうことかなどの質問には、会計上、上水道であれば公営企業法が適用になり複式簿記ですが、簡易水道は一般会計と同じように単式簿記です。

なお、水道計画を平成17年度に見直そうといろいろな水圧などの関係によりシミュレーションを行っております。こうして簡易水道をできるだけ統合し、経費の節減を図っていけるよう検討中です。具体的には平成17年度に調査を終了すれば、ある程度の結果をお知らせできるとの説明がありました。

次に、議案第104号 平成16年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）についてありますが、関連事業についてのみの質問がありましたので、主なものを報告します。

まず、集落排水を含め、伊豆市としての今後の方向性について、集落排水は天城に3カ所、中伊豆に1カ所、修善寺に1カ所、特定環境保全公共下水道が中伊豆に1カ所、天城に1カ所、修善寺については公共下水道ということで、流域関連で函南の方へ処理しています。

伊豆市としては、天城地区市山から上の地区は特定環境保全下水道の方で処理されているが、国道沿いの密集地が空白域となっているので、この辺を流域総合計画に取り入れてもらえないか、県に協議・申し入れ中の状況ですということです。

特環については、流域への切りかえは難しいが、集落排水については効率も悪いので、できれば流域に切りかえたい。市山から下の国道、県道沿いについては流域に取り込んでもらえるよう県をお願いをしていきたいとのことでした。また、合併浄化槽の対応については、全体及び認可計画との関係上、計画区域の変更は難しいが、空白域については検討していきたい。天城の空白域については、流域への取り込み計画は発表済みではあるが、この区域は合併浄化槽補助金の対象外になっている。この区域はいつ事業化されるか不明であり、家を建てるのに補助金を出せないか、また管工事が長期間を要する地区については、補助金の検討ができないのかという件につきましては、5年以上かかる見込みの区域については段階的に出すのが望ましいからということで考えている状況にあるとの説明でした。さらに、1割でも2割でもよい方向での検討については、旧町の時代からこの問題は多く出ていたので、下水道課内で検討しており、今後も検討していくという回答に対しまして、他の委員からも善処するよう多くの依頼が出されました。

次に、議案第105号 平成16年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）についてありますが、議案については質疑、関連事項もございませんでした。

次に、議案第109号 平成16年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第1回）についてありますが、議案についての質疑、意見はありませんでしたが、関連事項として今後の料金改定が話題になり、1市2制度において、今後平成17年度認可変更にて事業費を概ねつかめた時点で料金改定の検討が可能かと思われるので、3年から4年後になると考えられますとい

うご意見でした。

しかし、財政との関係のウエートが大きく、一般会計にて合併特例債を借り入れ、これを上水道に出資債という形で提供していただくという方法があるが、合併時の取り決めもあり、3年をめどに5年以内に改定を目標にしている。

単価バランスについては、100円前後でいければと思っているとの説明がありました。1市2制度もあるかということにつきましては、土肥の50円ということもあり得るので、1市2制度は考えられる方法である。また、設備投資をすれば上がるのが当然であり、土肥は設備投資が少なく安価であり、投資すれば上がるのではという質問に対しては、旧土肥町は設備投資がされてこなかったため、安価となっている。今は古い施設がそのまま利用されている状況にあるなどの説明がありました。

最後に、議案第110号 平成16年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）についてであります。土肥地区の温泉事業の状況について質問がありました。

経営状況が非常によく、当面は市が管理していく意向でありますとの説明がございました。

以上の審議経過を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第103号 平成16年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）、議案第104号 平成16年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）、議案第105号 平成16年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）、議案第109号 平成16年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第1回）、議案第110号 平成16年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）、以上の5議案は討論はなく、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもちまして、土木水道常任委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

ここで休憩をいたします。5分間休憩といたします。11時40分に再開いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対して質疑のある方は、通告書をこちらの方へ提出をお願いいたします。

それでは、休憩いたします。

休憩 午前 11時 36分

再開 午前 11時 42分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第100号 平成16年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第3回）についてから議案第110号 平成16年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありましたので、これを許します。

26番、木村議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第101号の自然公園特別会計の件について質問いたします。

委員長報告の中で虹の郷から公社へ一般会計から出ていく、そしていろいろと委員会で論議された公社の方の経営状況というかお金の使い道の件がうる説明されましたけれども、その中で公社の決算の公表についてプライバシーにかかわらない程度でというお話があったと思うんですが、理事会でも当然この決算の問題というのは討議されると思うんですけれども、プライバシーにかかわる問題が理事会でも話されることは基本的にあり得ないというふうに思います。当然、今後大いに論議していく虹の郷の今後のあり方というか、自然公園特別会計全部ひっくるめてですけれども、大きな市としての解決しなければならない大事な課題なんです、お金のどのよう使い道がなされているのかというところは私は、基本的には言うなれば会社組織ですから、その中でプライバシーにかかわる問題が論議されていることは基本的にあり得ないというふうに思いますけれども、その点どのように委員長初め理解されたのかお願いしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 次に、観光経済常任委員会委員長、大川議員。

〔観光経済委員長 大川 孝君登壇〕

観光経済委員長（大川 孝君） ただいまの木村議員に対します回答をさせていただきます。

プライバシー、内容につきましてはいろいろあると思いますが、私個人としましては決算書でございますので、いろいろの関係職員等の給与関係も入っているのではないかと思います、いずれにしましてもただいまの件につきましては、振興公社の理事会に諮って公表できるようにさせていただきたいと思います。

以上、回答させていただきます。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

木村議員。

26番（木村建一君） 確認のために質問しますが、当然、今委員長が報告されたようにその中の給与問題というのは当然あるんですが、我々がきょう審議しています市議会における中においても当然職員の人件費が入っていますが、だれが幾らもっているのかということはそれはプライバシーにかかわるから出てこないんですが、トータルとして当然出てくるわけですね。私は振興公社の、今委員長が回答された人件費問題についても個々の問題ではなくてトータルとして出ているから、何らプライバシーにかかる問題はないという認識をしているんですが、その点よろしいでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 委員長。

観光経済委員長（大川 孝君） 同じことの回答になるわけですが、振興公社の理事会に諮って一応公表できるように努力していきたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で通告による質疑は終わりにします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

まず、反対討論から行います。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 議案第101号 平成16年度伊豆市修善寺自然公園特別会計補正予算（第1回）について、反対討論をいたします。

虹の郷の経営失敗のため、市民の大切な財産である歳計剰余金を投入することは、到底容認できません。以上の観点から、反対討論を進めます。

今回の予算では、3,175万7,000円を減額する、一方で言うておきながら一般会計からの繰入金金は3,761万2,000円に上がります。歳計剰余金が2,309万円計上されております。合計すると6,000万円近い数字です。虹の郷は毎年一般会計から多額の繰入金を投入しています。とうとう市民の大切な財産である歳計剰余金まで投入するのです。このほかに虹の郷の建設のために借り入れた資金の返済も、市民は負担しております。歳計剰余金には虹の郷からの利益も含まれているというなら、虹の郷は今まで幾ら利益を生んでいるのでしょうか、どのくらい含まれているのでしょうか。また、借金の返済は幾らしたのでしょうか。借金の残高はあと幾ら残っているのでしょうか。市民にはっきり公表していただきたいと思います。虹の郷の

再建を考えているようですが、どのように再建したいと思っているのでしょうか。市民公園など安易な考えでは今後、市民の負担は膨らむ一方です。

三島市には楽寿園という施設があります。毎年2億5,000万円、三島市は投入しております。三島市だからできるのです。伊豆市ではできるとは思いません。まさか職員の待遇は市の職員と同じとは思いますが、市民の理解が得られるように公開していただきたいと思います。

今期のボーナスは幾ら支給されたのでしょうか。発表するべきだと思います。民間では利益の出ない団体では、ボーナスなど到底考えられません。虹の郷の再建は、外部の者が幾ら考えてもできるとは思いません。当事者が本気になって、危機感を持って知恵を出し合い、力を尽くして、その上で市民の理解を得て協力してもらって初めて再建の道が開けるものと思います。当事者の必死の努力なくして、再建は考えられません。本年度は一般会計の繰入金と歳計剰余金の合計は1億1,000万円を超えております。これ以上の市民の負担は市政に対する市民の不信を招くだけでしょう。来年度の市民の負担はますますふえることが考えられます。市民の負担がふえないと約束できますか。来年は愛知万博があります。私は毎年、天候のせいで入場者数が減っていると聞かされております。議員の皆さんも、市民のために真剣に考えていただきたい。

伊豆市の老人福祉は最悪です。本議会でも堂々と、ロングステイなる言葉が出てきております。ロングステイは、したくてしているものではありません。

議長（遠藤正寿君） 森君、今のことは自然公園特別会計と外れていますから。

10番（森 良雄君） 一方ではこういう状況なんですということを私は話したいのです。議員の皆さん、市民のために真剣に考えていただきたい。今、このままずるずると資金の供給を続けるのは、虹の郷のためになりません、伊豆市のためにもなりません。私たちは今、資金の供給という際限のないアリ地獄に陥っているのです。ここから抜け出すには資金の供給というパイプのバルブを締める以外にはありません。虹の郷の再建は、当事者がみずから道を切り開く以外に生き残るすべはありません。危機感を持って当事者が対処することなのです。

民間企業の再生といえども、どんなに経営者が必死になって再生しようと努力してもできない企業がたくさんあるのです。虹の郷の再建のためにも、本案件を認めることはできません。議員の皆さん、私の意見に賛成してくださいとは申しません。本当に虹の郷の再建を考えるなら、本案件の賛成に起立すべきではないと考えます。

終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、賛成討論を行います。

3番、小森議員。

〔3番 小森勝彦君登壇〕

3番（小森勝彦君） 議案第101号 平成16年度伊豆市修善寺自然公園特別会計補正予算（第1回）に対する賛成討論を行います。

伊豆市振興公社に委託している虹の郷の運営について、本会議及び観光経済委員会における質疑応答を通じて幾つかの問題点が明らかになりました。森議員の指摘の一部はまことに同意できるもので、共鳴する点もあります。虹の郷の経営を今のままでよいとお考えの議員はいらっしゃらないと思いますが、執行部も同じ評価をしていることもわかってきました。虹の郷の経営の改善は、一朝一夕にはなし得ません。そこで、今後しばらくの間は執行部の経営改善努力を見守りたいと思います。そして何よりも問題なのは、我が伊豆市唯一の地場産業とも言える観光産業の低迷です。虹の郷とその周辺自然公園は、市内の他の観光スポットと同様に、伊豆半島全体にとっても有効な観光資源です。観光産業が現在の低迷から脱却するためには、業界の自助努力は当然ですが、行政も有効な支援策を検討すべき時期に来ていると思います。そのような時期に虹の郷とその周辺自然公園の維持管理に充当する修善寺自然公園特別会計の増額補正はやむを得ないと判断いたします。

以上の観点から、平成16年度伊豆市修善寺自然公園特別会計補正予算案に対し、賛成いたします。議員諸氏のご賛同を求めます。

なお、執行部においては、虹の郷の経営形態、経営者、企画及び運営、営業努力等について抜本的な見直し、対策等を講じていただきたいと思います。

以上。

議長（遠藤正寿君） 以上で討論を終了いたします。

これより分割採決をいたします。

まず、議案第101号 平成16年度伊豆市修善寺自然公園特別会計補正予算（第1回）について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 平成16年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第3回）について及び議案第102号 平成16年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第2回）についてから議案第110号 平成16年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）についてまでの10議案を一括採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立全員であります。

よって、議案第100号及び議案第102号から議案第110号まで10議案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食の休憩といたします。再開を13時15分といたします。

それでは、これで休憩といたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時15分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第111号及び議案第112号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第13、議案第111号 伊豆市農林業事業等分担金条例の制定についてと日程第14、議案第112号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についても、観光経済常任委員会及び総務常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、観光経済常任委員会委員長、大川議員。

〔観光経済委員長 大川 孝君登壇〕

観光経済委員長（大川 孝君） それでは議案第111号、12月17日に付託されております観

光経済委員会で審査した結果につきまして、ご報告を申し上げます。伊豆市農林業事業等分担金条例の制定についてでございます。

182ページでございます。既に本会議におきましても行政側の説明もございましたが、補足説明がございまして、大木課長の方から、182ページの農林事業等に係る受益者負担金、伊豆市及び旧4町比較表により補足説明がございました。その説明は182ページの下枠の中にございます小規模農地災害復旧事業等におきましては、1カ所の工事が13万円以上で40万円未満の工事に対する範囲ということでございます。

農業用水路整備事業におきましては、分担金の比率を事業費の100分の5、農地災害復旧事業につきましては、復旧限度額以内の事業分としましては、事業費の100分の10、復旧限度額を超える事業分としましては、事業費の100分の100ということでございます。

以上のような補足説明がございました。

続きまして質疑を行いました、意見はございませんでした。

続きまして、討論を行いました、討論も意見がございませんでした。

採決の結果、委員全員の賛成によりまして原案どおり議案第111号は可決されましたことを皆様方にご報告いたします。

以上、報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、総務常任委員会委員長、高田議員。

〔総務委員長 高田和正君登壇〕

総務委員長（高田和正君） 引き続きまして、議案第112号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正についてであります、当局より配付資料の説明がありました。

質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

これをもちまして、議案第112号の報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより休憩といたします。13時25分、5分間休憩をいたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対して質疑のある方は、通告書において通告願います。

それでは、5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時25分

議長（遠藤正寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから、議案第111号 伊豆市農林業事業等分担金条例の制定についてと議案第112号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入るのですが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論はこれで終結いたします。

これより採決いたします。

まず、議題のうち議案第111号 伊豆市農林業事業等分担金条例の制定について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 全員起立であります。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 全員起立です。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第15、発議第8号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

6番、山下議員。

〔6番 山下 一君登壇〕

6番（山下 一君） 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書、この意見書につきましては、観光経済委員会にこの案件を付託されまして、17日の常任委員会の中でこの意見書を提出していくということを確認しております。

読み上げておきます。

わが国は、国土の7割を、またわが伊豆市は8割を森林が占めている。森林には多くの機能があり、安全な国土形成、水質源のかん養、生物多様性の保全など、多様な公益的機能を発揮する。また、伊豆市においてはグリーン・ツーリズム事業の一環により、都会の人たちとの交流の場としても一翼を担っている。

特に、近年、地球規模で叫ばれている温暖化問題を解決する上で、その主な原因である二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されている。

京都議定書では、わが国の温室効果ガス削減効果目標6%のうち、3.9%を森林による吸収量で確保するとしていることから、削減約束の達成には適切な森林整備が不可欠なものとなっている。

近年、本市においても、木材価格の低迷などで私有地の施業が滞っている。今後は市としても森林整備事業補助金制度を制定し、併せて森林整備計画の策定準備を進め、所有者の理解を求め積極的に森林整備推進を図っていく予定である。森林吸収源対策の着実な推進は、わが伊豆市だけでなく全国できわめて重要な政策課題である。

よって、国におかれましては、吸収源対策としての森林整備を強力に進めるため、温暖化対策税の創設を図り、その税収の活用目的に森林整備・保全を位置づけるよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月22日。静岡県伊豆市議会。

議長（遠藤正寿君） これより本意見書について質疑を許します。

質疑はありませんか。

木村議員。

26番（木村建一君） 具体的には、温暖化対策税の創設という意見書だと思うんですけども、今お話があった、当然、市の方においても今回の補正の中に森林整備計画を全市に広げていきたいという積極的な案が議会の中でも話し合われてきましたが、お尋ねしたいのは、削減目標を達成するには当然個人とか家庭での努力というのは必要だと思うんですけども、

いろいろ調べたところによりますと、排出量、いわゆる二酸化炭素を出す量の8割を占めるのが企業とか公共部門、そこが削減のかぎであるということも言われております。そうしますと、一律にどういう目的なのかちょっとわからないのは、対策税をどのようにかけていくのかということがやはり大事な問題なのかなと思うんです。一律に国民にかけるのではなくて、例えば今回意見書で出している案は、電源開発促進税とか石油関係の諸税いろいろありますね。そういうことの見直しをしながら、いわゆる一般的に環境税ということも一面で言われておりますけれども、二酸化炭素の排出量においた環境税の導入というふうなことの趣旨を、というふうに理解してよろしいのかどうか、お願いしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 山下議員。

6番（山下 一君） お答えします。

課税の計画内容は先ほど言われました温室効果ガスの排出量に応じて工場や企業、また家庭などから幅広く負担を求めるものでありまして、公平性、透明性、即効性、确实性にすぐれた施策と思われまます。具体的には、予定のすべての化石燃料と電気に課税対象とする。石油精製、または製品の輸入段階での課税、ガソリン税は消費税時点で課税して石油、重油、天然ガスは大口事業者の課税と、こういうことになっております。

議長（遠藤正寿君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（遠藤正寿君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔発言する人なし〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

発議第8号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書の提出について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立全員であります。

よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第16、発議第9号 郵政事業民営化に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

20番、小野議員。

〔20番 小野忠宏君登壇〕

20番（小野忠宏君） 郵政事業民営化に反対する意見書、お配りしたような原案の提案でございます。これに対する提案理由をご説明申し上げます。

郵政民営化の話が具体化しておりますが、その内容は、大枠で郵便、貯金、保険の3事業すべてを一括民営化しようとするものであります。貯金、保険の事業はいずれにしる、郵便事業だけは公共性の見地から民営化すべきでないというふうに考えます。

郵政公社は国民に等しく公平なサービスを提供してきました。はがきが50円の統一料金で全国どこにでも配達されてきたのは、その顕著な例であります。しかし、民営化により地域ごとに料金が変わるとか、配達の納期が変わるとか、都市部と伊豆市のような僻地とでは料金に大きな差が出てくることも予想されます。一方、民営化しても郵便配達だけは統一料金で済むというような話も漏れ聞きますが、将来にわたってそれが保障されることではないと思います。

以上のごとき次第でございまして、郵政の改革を全面否定しようとの考えではございません。ただ、その公共性、社会的重要性を十分考慮し、拙速な民営化を推し進めることのなきよう意見書を提出しようとの考え方でございます。どうかご賛同いただきますようお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） これより本意見書についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（遠藤正寿君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

小森議員。

〔 3 番 小森勝彦君登壇 〕

3 番（小森勝彦君） 郵政民営化に反対する意見書案に対する反対討論を行います。

郵政 3 事業の民営化は、今の日本国にとって最も重要で、かつ緊急の課題です。最大の問題点は、財政投融資です。財政投融資の残高は約390兆円にも上ります。来年度も、昨日の新聞に出ておりましたが、17兆円の新規投融資が実施されます。一説では、そのうち約100兆円程度は不良債権だと言われております。その財政投融資の原資の中で過去一番多いのが、郵便局が集めた資金です。財政投融資は長い間、第 2 の予算として直接、または政府系金融機関を通じて特殊法人や地方の第三セクターに融資されてきました。過去に一度も返済が滞ったことがないと言われておりますが、融資を受けている組織のほとんどが利益を追求しない組織で、かつ税金からの援助を受けているところばかりです。貯金事業で集めた資金の運用、回収が完璧なのは、不良債権のすべてが私たちの国税、またはどこかの県の県民税、またはどこかの市町村の市民税によってカバーされているからなのです。

次に、郵便事業です。封書の郵便料金は、日本80円、フランス45円、イギリス41円、アメリカ36円です。民営化されれば、必ず下がります。

次に、金融、保険分野における民業圧迫の問題です。郵便貯金の残高は231兆円で、4 大都市銀行、みずほ、東京三菱、U F J、三井住友の合計金額を上回ります。簡易保険事業の総資産は120兆円で、民間保険会社最大手の日本生命の 4 倍の資産です。簡易保険業の団体保険を除いた個人生命保険の簡易保険のシェアは40%で、総件数では十数社にも及ぶ民間生命保険会社の合計の70%にもなります。その上、法人税や預金保険料のように民間同業者が負担している税負担等を年間推定5,500億円も免除されています。

郵政事業の民営化に反対する主な理由と動機は、ユニバーサルサービスと特定郵便局の問題だと思えます。もとより民営化された郵便事業等は法律によりユニバーサルサービスが義務づけられるのは当然のことであり、この種のサービスの維持のために税金が使われるのもいたし方ないと思われま。また、民営化の現在の特定郵便局で働く人々の職場が確保されるべきことはもちろん明らかです。

以上述べたように、1、財政投融資を廃止し、また復活を阻止し、将来の税金のむだ遣いを最小限に抑える、2、郵便事業のコストダウンを図る、3、民業圧迫を解消し、平等な市場原理を導入するとともに税負担を求める、以上 3 点の理由により郵政事業の民営化は国家、国民にとってぜひとも必要な改革であります。

したがって、私は郵政民営化に反対する意見書案に反対いたします。また、議員諸氏にお

かれましては、目先の事柄にとらわれず、本件の真理を考察の上、ご賛同くださるようお願いいたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ほかに討論はございませんか。

木村議員。

賛成ですか、反対ですか。

〔 26番 木村建一君登壇 〕

26番（木村建一君） 賛成です。

まず最初に、意見書の提案理由の中に皆さん手元にある、「何のための民営化なのか、誰のための民営化なのか」を明らかにしないまま」という文言がありますけれども、8月ごろ、民間リサーチというのがアンケートをとりましたが、現状のサービスについてどういう意見か、満足なので国営公社のままでいいというのが58%、不満なので民営化というのが36.9%ということが一つに示されているように、何のために民営なのかよくわからないでどんどん進んでいるということを前提にしなければならないと思います。

そして、まず最初に私は、郵便料金の不公平さが生まれるんじゃないかということが提案者の中に出されていましたが、私もそのとおりだと思うんです。

今、政府の方ではいろいろとインターネット等、また宣伝ではがきとか封書を郵便小包などの郵便事業は原則、郵便事業会社にユニバーサル、いわゆる全国均一サービスが義務づけられる。そのために利用者に大きな影響がないというのが政府の見解なんです。果たしてそうなのか。あちらこちら、各国今ニュージーランドとかフランス等々で民営化されておりますけれども、最初はいいんです。最初はいいんですが、営利を目的ですものから、必ずやそれは過疎地域は負担が、効率が悪い。そうすると、どうしてもそれは営利を目的にするものですから、撤退するか、もしくは郵便料金の値上げということに私は必ずやこれははね返ってくるであろうと。サービスが大前提ではなくて、利益が大前提ということに私はなってくるであろうというように思います。ですから、コストがかからない部門や確実にもうかる部門に参入したら、その事業者は料金を安く設定できる。全国一律のサービスを提供している事業は成り立たなくなるものだから、いいとこ取りの参入とその競争と、もう一方では大口大都市を優遇する。その反面、そのあおりで個人や小口地方のサービスが私は切り捨てられていくであろうというふうに思っています。

それからもう一つ国民にとって大事なことは、郵便事業を民間に開放すればプライバシー

の問題が必ずやかかってくるであろうというふうに思っています。郵便物の中身を読んでしまうということだけではない。どこの家、どこの会社にどんな郵便物が来ているのか、だれが差し出した郵便物が来ているのか、家庭や会社の経済状況がなっているのかということが当然、今、公社であるからこそその問題できちっと守れるべきことで済んでいるんですけども、民間はそれがでは保証できるのか。幾ら口では保証しますと言ったって、それは無理ではないだろうか。国民にとってそういう意味での不安感というのは、当然あるでしょう。

その次に、財政投融资の問題がいろいろと話されておりますけれども、私はこれは郵便の利益が悪いのではなくて、そのお金をどこに使うのか、その使い道の問題によって、今、いろいろ言われているように我々の国民の生活とは全く関係ないところへどんどん使われていく。そこのところをきちっと整理するならば、もっと地元の人たちにその郵便貯金とか、利用するということになるならば、何ら問題ない。いわゆる、今の政府の国の使い道の問題が私は大きな問題になっていくであろうというふうに思っているんです。

それから次に、よく今郵便事業をやると、民を圧迫するんだと言っていますが、ちょっと過去を振り返ってみますと、不良債権処理というのがありました。いわゆる私の大手の銀行がつぶれそうだから、税金をどんどん投入していったと。その問題については私企業でありながら、税金をどんどん投入するけれども、だんまりをします。でも、今度はこっちの郵便局で納めている、貯金している、簡保でやっているお金については、それは民を圧迫するということは、ちょっと考え方が今になって、というような考え方もあります。

それから、今郵便局へ行きますとよくわかるんですが、手数料は一切とっておりません。今、大手銀行はご存じのように手数料を取るような仕組みになっていますが、これは民営化になれば当然手数料を預貯金の管理のために取っていくという問題も、私は当然出てくるというふうに思っています。

とりわけ最後に、この郵便を使っている方たち、利用されている方たちというのは、1,000万円以下の方たちばかりなんです、ほとんどが。その方たちが身近に、例えば年金を受け取りに来るとかいうふうなことで大いに利用している。中小零細の方たちも利用しているんだけど、当然利益をまず第一に考えた民営化になるならば、今、もう全国あちらこちら現実に出ていますけれども、郵便局は撤退せざるを得ない。銀行だってしかりです。中央銀行は不良債権処理のもとでどんどん地方から撤退している。では我々、とりわけ伊豆のこういう中山間地に住んでいる、過疎になっている住民の皆さんがどこでいろいろな手数料を払ったりする機会も奪われるでしょう、年金の受け取りも遠いところに行かなくてはな

らないという問題も、私は当然出てくると思います。したがって、何のために民営なのかわからないで、民業圧迫だということで私は今の郵便事業、さまざまな事業を民営化することは国民にとって百害あって一利なしというふうに思っています。

以上で賛成討論といたします。

議長（遠藤正寿君） ほかに討論はございませんか。

木内議員。

〔 17番 木内一郎君登壇 〕

17番（木内一郎君） 郵政事業民営化に反対する意見書に賛成の立場で討論に参加します。

伊豆市の置かれている状況を見ますと、面積的には非常に広い。その割には人口が少ない。いわば過疎的な要素を多分に持った地域でございます。こういった地域でもし民営化が早急になされた場合、当然その効率面からいくと、いろいろ切り捨てとか改革が進められるおそれがあるわけでございます。

もう一つは、中央においても民営化すべきか、まだ早い、そうではないという意見がまだあります。いわば一本化していない状況にあるわけでございますので、その2つのことから考えますと、私は民営化を早急に進めるべきではないと思うわけでございます。

もう一つ加えますと、郵便局があり、学校があるということは地域にとっては非常に大きな文化でございます。これがはっきりしない時点における改革は、早急に進めるべきではない、こう判断しまして私は民営化に反対する立場での意見書に賛成することにいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） ほかに討論はございませんか。

〔 発言する人なし 〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

発議第9号 郵政事業民営化に反対する意見書の提出について、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔 起立多数 〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数。

よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第17、発議第10号 被災者生活再建支援法の抜本的改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

15番、飯田議員。

〔15番 飯田宣夫君登壇〕

15番（飯田宣夫君） 先般の災害特別委員会の方で検討させていただきました意見書につきまして、皆様の同意を求めるものでございます。

被災者生活再建支援法の抜本的改正を求める意見書。

去る10月23日に発生した新潟県中越地震では、多くの死者・負傷者に加え、全半壊の住宅が約1,500戸、一部損壊の住宅が1万戸以上と深刻な被害を受けました。また、本件でも台風22号により、伊東市を初め我が伊豆市におきましても大きな打撃を受けるなど、ことしは全国各地で台風や集中豪雨による被害が相次いで発生しております。これから冬を迎え、壊れた家を修理して住めるようにすることが切迫した問題になっております。阪神・淡路大震災を契機に制定された被災者生活再建支援法は従来の生活再建支援制度による家財道具等の生活関係経費に加え、ことし3月の法改正により創設された住居安定支援制度による住宅の解体撤去費、整地費などの居住関係経費を合わせて最高300万円が支給されることになりました。しかしながら、被災者を初め国民の多くが期待した住宅本体に対する助成経費は認められず、被災者・国民にとって極めて不十分な内容となっております。

よって、国においては災害復旧が国の責務であることを念頭に今後さらに東海地震、東南海・南海地震等の発生が懸念される状況も踏まえ、被災者生活再建支援法の抜本的改正を含む次の事項の早期実現を強く要望するものであります。

記。

- 1、住宅本体の建築費、補修費を支給対象とすること。
- 2、半壊や一部損壊の住宅も支給対象とすること。
- 3、支給対象となる所得・年齢要件を撤廃すること。
- 4、住宅の自力再建に向けた意欲を喚起するため支給額を引き上げること。

5、災害復旧は国の責務であることから、国の負担割合を現行の2分の1から引き上げる
こと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年12月22日。静岡県伊豆市議会。

提出先は、下記のとおりでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（遠藤正寿君） これより本意見書について質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（遠藤正寿君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

発議第10号 被災者生活再建支援法の抜本的改正を求める意見書の提出について、原案に
賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立全員であります。

よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第18、発議第11号 平成17年度地方交付税所要総額確保に関する
意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

9番、飯田議員。

〔9番 飯田正志君登壇〕

9 番（飯田正志君） 平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書の提案理由の説明を行います。

平成16年度政府予算においては、地方交付税並びに臨時財政対策債の大幅な削減は、財政力の弱い地方の市町村にとっては、財政運営に大変厳しい状況を来す結果となっており、当伊豆市も大きな影響をこうむっているものと考えます。

政府の平成17年度予算編成において、本年度のような大幅な削減が行われることのないよう地方交付税の所要総額が確実に確保されるよう、我が伊豆市も政府関係機関等への意見書の提出により、その実現を求めるものである。

つきましては、別紙意見書の提出につきましてご賛同をお願いするものであります。以上です。

議長（遠藤正寿君） これより本意見書について質疑を許します。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

議長（遠藤正寿君） 質疑なしと認め、質疑をこれで終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

発議第11号 平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書の提出について、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立全員であります。

よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申し出について

議長（遠藤正寿君） 日程第19、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議会報編集特別委員会委員長より、所管

事務の特定事件について、会議規則の規定に基づき別紙のとおり申し出がありました。

お諮りいたします。

本件につきまして、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、それぞれの所管事件につき閉会中の継続調査に付することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立全員であります。

よって、閉会中の継続調査申し出については可決されました。

閉会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成16年度第3回伊豆市議会定例会を閉会といたします。

皆様には長期間慎重にご審議いただき、まことにありがとうございました。

閉会 午後 2時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 遠 藤 正 寿

署 名 議 員 加 藤 章

署 名 議 員 室 野 英 子